ISSN 1881-2082

Regional Studies

地域研究

論文

小規模多機能型居宅介護と家族・地域社会 ― 宮古島市における実践と自治体政策 ― 西尾 敦史 1

入会の全員一致原則と環境保全機能 ― 鹿児島県大島郡瀬戸内町における入会係争事案の調査から ― 三輪 大介 19

日本時代台湾美術教育の研究 後藤新平の実業政策 ― 手工教育への影響 ― 楊 孟哲 33

研究ノート

視聴覚機器に頼らない自然科学教育の試み 盛口 満 47

多良間島における地域福祉研究のためのノート ― 多良間島に関する先行研究の動向分析 ― 富川亜紀子 53

沖縄本島における米軍占領下初の学校「高江洲小学校」 ― 米軍占領下初の学校設立の再考とその教員と子どもたち ― 川満 彰 59

共同店普及シナリオに関する試論 大澤 正治 内記 博夫 73

琉球古典音楽の理解の仕方(野村流) 仲村 善信 83

クーリングダウンがバスケットボール選手に及ぼす効果 ― 実践者の意識と実態について ― 宮本 晋一 105

調査報告

相談援助実習指導者の資格要件に関する調査研究 ― 沖縄大学実習施設・機関アンケートから ― 村田 真弓 工藤 歩 高木 博史 115

女性差別撤廃委員会第6回日本政府審査傍聴記録 ― 先住民族、マイノリティ女性、複合差別の視点から ― 親川 裕子 125

書評

又吉栄喜「漁師と歌姫」書評 浜川智久仁 131

『地域研究』執筆要項

No. 7

2010年3月

沖縄大学地域研究所

小規模多機能型居宅介護と家族・地域社会
── 宮古島市における実践と自治体政策 ──

西尾 敦史*

Small-Scale Multi-Function Care Services, Family, and Community:
― The Practices and Municipal Policies in Miyakojima City, Okinawa ―

NISHIO Atsushi

2006年の介護保険法改正によって制度化された地域密着型サービスの一種である「小規模多機能型居宅介護」は、地域に密着し、小規模である良さを活かし、利用者本人の尊厳ある在宅生活を包括的に支えることをめざす介護資源の新しい制度的枠組みであり、市町村が指定権限をもつ。それだけに市町村の政策が重要となる。

本論では宮古島市を取り上げ、市内4か所の小規模多機能拠点における実践に焦点をあて、その本質的な機能を見出すために主として体験ボランティアによる滞在調査および聞き取り調査を行った。

調査結果の分析においては、利用者個人と環境との相互関係（PIE）の視点から、とくに1）利用者の主体性を重視した「食」と「外出」の支援、2）家族介護力の肯定的側面への支持、3）生活空間の意識化、4）アイデンティティの器としての地域文化の尊重、を特徴的な要素として取り上げた。これらは、小規模多機能のもつ機能を豊かに開発・発展させるヒントであり、また実践知といえる。その可能性を高めるのは、事業者の創意工夫と同時に、保険者である市町村の役割であり、宮古島市では、1）日常生活圏域の設定、2）市町村合併による余剰施設の活用、3）「地域介護・福祉空間整備等交付金」の活用を積極的に行っており、これらの経営策が小規模多機能ケアの多様性を促したといえる。小規模多機能ケアの機能を高めるためには、コミュニティの力を意識しつつ、それが自治政策によって促進されることが重要である。

キーワード： PIE (Persons In Environment)、地域密着型サービス、小規模多機能型居宅介護、日常生活圏域、アイデンティティ

In 2006, with the revisions to the long-term care insurance system, a new form of service was introduced: “small-scale multi-function care services”, a version for “community-oriented care services” which municipalities have designated to assist the elderly in need of care services by providing them with a range of diverse and flexible services. The purpose of this study is to examine the essential functions of the small-scale multi-function care services and to analyze the issues that the municipalities should tackle.

We selected one municipality in Okinawa, Miyakojima city, and adopted the approaches of staying at each facility as volunteer workers and interviewing the elderly users, care workers, and managers of these services. In analyzing the functions of these services, we used the “Persons-in-Environment (PIE),” conceptual framework. We examined the care services in terms of (1) empowering users through providing meals and support for going out, (2) supporting the psychological aspects of family, (3) arranging private and public spaces for the use of the elderly, and (4) respecting the traditional culture of the community as important to identity of the elderly.

We examined the administrative issues that arose in Miyakojima city and discovered that the city devised specific policies to support the small-scale multi-function care services, such as, (1) designating daily living areas, (2) providing unused facilities without charge, and (3) assisting the establishment of the care services by introducing a national subsidy.

One area that requires attention is the reconstruction of the relationship between the elderly and their environment, including empowering communal efforts through a variety of services offered by the small-scale multi-function care services managed by service providers as well as by municipal governments.

Key words: PIE (Persons In Environment), community-oriented care service, small-scale and multi-function care service, daily living area, long-term care insurance, identity

* 沖縄大学人文学部福祉文化学科　902-8521　沖縄県那覇市国場555　nishio@okinawa-u.ac.jp

はじめに

介護が必要になっても、住み慣れた自宅で、自宅のある地域で、最期まで尊厳をもって暮らし続けたいという願いを実現するために「介護の社会化」を理念とした介護保険制度が開始された。2006年の介護保険法改正によって制度化された「地域密着型サービス」は、地域に密着し、小規模である良さを活かし、なじみの関係を維持しながら、利用者本人の尊厳ある生活を包括的に支えることをめざす介護資源の新しい制度的枠組みである。

沖縄県内には、2009年4月現在、地域密着型サービスの中の認知症高齢者共同生活介護（以下、グループホーム）60か所、小規模多機能型居宅介護（以下、小規模多機能）が50か所存在している。

筆者は、2008年10月～11月、沖縄県石垣市にある地域密着型サービス（グループホーム３か所、小規模多機能型居宅介護２か所）の滞在聞き取り調査を通して、1）本人の力、2) 家族の介護力を高め、3) 地域とのつながりをつくる取り組みについて考察した[(1)]。

本論においては、石垣市と同様、離島という地理的条件を持ち、市町村と地域密着型サービスの相互関係がより明確に表れやすい保険者として宮古島市を取り上げる。調査対象は市内４か所（調査時点）の小規模多機能拠点である。

調査方法として、サービスの管理者からの聞き取り調査および学生（調査協力員）による体験ボランティアを取り入れた。石垣市調査との比較を含め、宮古島市における小規模多機能の実践の特徴を、利用者、家族、地域社会との関係において考察し、また市の支援政策を、保険者としての視点から明らかにすることを目的としている。

分析にあたっては、ソーシャルワークのPIE（環境の中の個人）概念を取り入れる。PIEとは、"Person In Environment" の略で、ソーシャルワークが援助や介入を行う際の、個人と環境の相互作用を考える思考方法である。国際ソーシャルワーカー連盟が、ソーシャルワークを「人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する」[(2)] と定義しているように、ソーシャルワークは、個人を取り巻く環境の中でも、とりわけ直接的な人と人との社会関係（直接的環境）に中心的な関心を寄せる。そこには、家族、親しい友人、近隣、職場などの社会関係が含まれており、これらの社会関係は人間の成長に非常に大きな影響力をもち、助けにも害にもなりうる潜在性をもつものと理解されている。

PIEによる先行研究としては、中村千佳子による「障害者の災害時要援護度マッピングの実施研究」[(3)]、河野荘子による「犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇」に関する研究[(4)]があり、「地域福祉権利擁護事業に関する援助困難」をめぐる拙論[(5)]などがある。介護に関する社会資源の働きをPIEの視点で分析した研究は、知る限りにおいて行われておらず、本稿ではPIEを分析モデルとして活用することにより、利用者本人の尊厳ある生活を維持、発展させるための、新たな制度資源である小規模多機能の働きをより全体的に記述し、分析することが可能になると考えた。また、沖縄社会においては、高齢者が家族や地域社会と緊密なつながりを維持し、それが尊厳の拠りどころでもあるという一般的な理解を前提としつつ、介護が必要な状況によって、それらのなじみの関係性が失われやすいことから、関係性を再構築する必要性や、それを可能にする小規模多機能の働きに焦点を当てることが、沖縄、とくに宮古島市を取り上げた理由でもある。

１．宮古島市の介護保険の現状

(1) 宮古島市の概要

宮古島は琉球弧のほぼ中間にあり、沖縄本島（那覇）の南西約 290km、石垣島の東北東約 133kmの距離にある。島々は隆起サンゴ礁を母岩とする琉球石灰岩からなり、全体が平坦で低い台地状を呈している。高温多湿な亜熱帯海洋性気候に属し、年平均気温は 23.3℃であり、那覇の22.9℃よりわずかに高く、年平均湿度は79%、降水量の平年値は約 2,019㎜で、１年を通して寒暖の差が少ない穏やかな気候といえる。

宮古島市は、2005（平成17）年10月、平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町の旧5 市町村合併によって誕生した新しい市である。合併時の宮古島市の人口は約5 万3 千人、県内8 番目の人口規模の市となり、市の行政区域面積は、204.50 k ㎡で、大小 6つの島々（宮古島、池間島、大神島、伊良部島、下地島、来間島）より構成され、県下4 番目の面積規模となっている。1975（昭和 60）年からの 15年間で約 5,000人減少し、県内市部では唯一人口減少を示している[6]。

宮古島市の就業人口割合は、第 1 次産業が 23.7%、第 2 次産業が15.8%、第 3 次産業が 59.8%で最も高くなっている。県平均と比較すると、第 1 次産業の割合が高く、第 3 次産業が低い。世帯については、平成17（2005）年の国勢調査では、一般世帯の 1 世帯当たりの人員が2.55人。沖縄県平均の2.74人をやや下回っている。また、世帯の中での単独世帯の割合は27.2%であり、沖縄県平均の27.4%とほぼ同様となっている[7]。

(2) 宮古島市の介護保険の状況

2007（平成19）年3月31日現在、宮古島市の人口は、55,768人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は、11,887人で、高齢化率は21.3%となっている。今後、数年間は21%程度で推移するものとみられている。全国平均の高齢化率21.5%（2007年10月)に近いが、沖縄県の平均高齢化率16.9%と較べるとかなり高い比率となっている。

第 1 号被保険者数（2008年2月末現在）は12,219人で、その中で要介護認定を受けた人が2,602人、そのうち 1 号被保険者が2,546人であり、要介護認定率は、20.8%となっている。沖縄県平均17.7%、全国平均16.4%と比べてもかなり高い数値を示している[8]。

表 1 の要介護認定者数は、石垣市と比較すると、要支援および要介護1,2の認定率が高く、逆に要介護4,5で低くなっている。

2007（平成19）年度の介護保険給付費合計は、

図 1　宮古島市の位置と概況

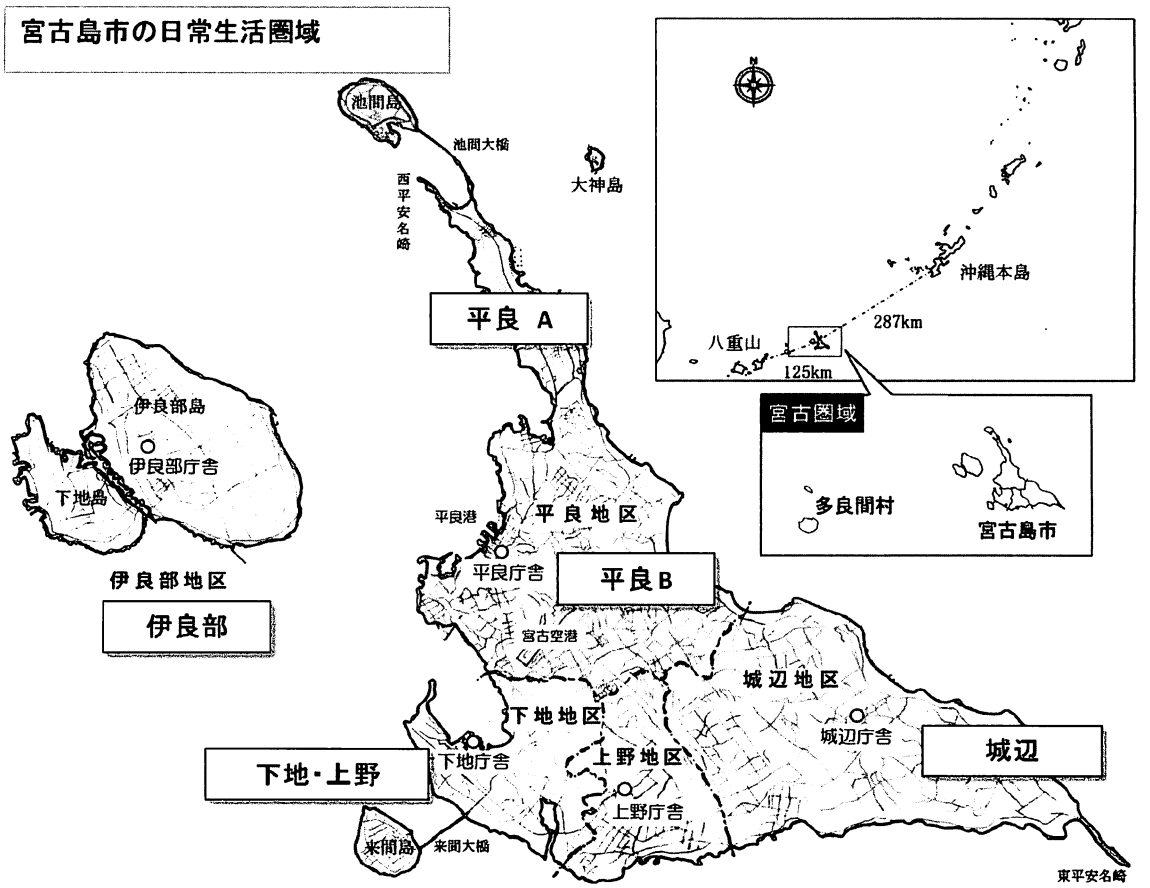

「平成 19 年版統計みやこじま」「宮古島市第 3 期介護保険事業計画」より作成

表１　宮古島市における要介護認定者数とその割合　（2008 年 2 月末）

要介護度	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合　計
認定者数	154	284	583	524	417	358	282	2,602
比　　率	5.9%	10.9%	22.4%	20.1%	16.0%	13.8%	10.8%	100.0%
石垣市認定者数	*72*	*160*	*263*	*258*	*281*	*305*	*261*	*1,600*
石垣市比率	*4.5%*	*10.0%*	*16.4%*	*16.1%*	*17.6%*	*19.1%*	*16.3%*	*100.0%*

（「介護保険事業報告」2008 年 2 月分速報値、厚生労働省 より作成）1 号被保険者 2,546 人　2 号被保険者 56 人

表２　要介護認定者および介護保険サービス受給者数　2007 年 12 月現在

	要介護認定者	居宅サービス受給者	施設サービス受給者	地域密着受給者	サービス受給者（全体）
宮古島市	2,602	1,618	389	105	2,112
	100.0%	62.2%	15.0%	4.0%	81.2%
石垣市	1,600	932	301	69	1,302
	100%	*58.3%*	*18.8%*	*4.3%*	*81.4%*
沖縄県	40,868	24,973	8,312	1,067	34,352
	100%	*61.1%*	*20.3%*	*2.6%*	*84.1%*
全　国	4,511,609	2,659,650	824,581	195,142	3,679,373
	100%	*59.0%*	*18.3%*	*4.3%*	*81.6%*

（「介護保険事業報告」2008 年 2 月分速報値、厚生労働省 より作成）

表３　介護保険受給者１人あたり給付額（2007 年 12 月分）単位：円

	居宅全体	訪問サービス	通所サービス	短期入所	福祉用具・住宅改修	その他
宮古島市	**167,471**	**78,111**	**47,683**	**5,546**	**9,750**	**26,381**
構成比	***100.0%***	***46.6%***	***28.5%***	***3.3%***	***5.8%***	***15.8%***
石垣市	107,823	23,322	53,850	7,112	4,521	19,018
構成比	*100.0%*	*21.6%*	*49.9%*	*6.6%*	*4.2%*	*17.6%*
沖縄県	105,905	18,162	65,187	4,756	4,728	13,072
構成比	*100.0%*	*17.1%*	*61.6%*	*4.5%*	*4.5%*	*12.3%*
全国	90,022	24,762	34,935	8,884	6,095	15,346
構成比	*100.0%*	*27.5%*	*38.8%*	*9.9%*	*6.8%*	*17.0%*

（「介護保険事業報告」2008 年 2 月分速報値、厚生労働省 より作成）

3,587,452,263円、同年度の介護保険特別会計の歳出決算額は、3,927,206千円となっている[9]。

サービス給付面では、入所施設として、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が 4 か所、介護老人保健施設が 2 か所、療養病床が 2 か所あり、特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム）が 1 か所となっている。入所施設利用者は、389人（15.0%）であり、要介護認定者に対する施設サービス受給者の構成割合は、沖縄県平均（20.3%）よりも、また全国平均（18.3%）よりもかなり低いレベルとなっている[10]。介護保険の要介護認定者数に対するサービス受給者の割合について、種別に県全体、全国平均、石垣市と比較したものが表2である。宮古島市のサービス受給者の施設・居宅・地域密着型の給付費バランスは、全国平均に近い形ではあるが、やや施設サービス利用者の割合が小さいことが分かる。

つぎに居宅サービスだけを取り上げて、サービス種別の給付費を比較したのが、表3　である。宮古島市は、１人あたりの居宅の給付費がきわめて高く（全国の1.86倍）、中でも訪問サービス給付費が突出（全国の

3.16倍）し、居宅サービス全体の46.6％を占めており、訪問サービスに大きく依存していることが特徴といえる。沖縄県の特徴として、通所サービスに偏っていることが指摘されているが、宮古島市においては、通所サービスは全国平均と比べても低くなっている（11）。

第３期（06年～08年）の１号被保険者の保険料は、基準額で月額4,980円であり、沖縄県内の平均4,875円よりもやや高く、全国平均4,090円に対してもかなり高い水準となっている。

地域密着型サービスについては、認知症対応型通所介護（デイサービス）3か所、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）4か所、小規模多機能型居宅介護4か所、夜間対応型訪問介護1か所が市からの指定を受けている。地域密着型サービスの受給者は、全体で145人（受給者全体の6.3％、2008年10月）である。グループホームと小規模多機能の指定事業者数を県平均と比較すると、高齢者人口あたりの指定率はいずれもかなり高くなっている。（表4）

また、地域密着型の給付費全体では、平成18年度111,160,134円、平成19年度184,523,672円、平成20年度290,707,947円と、制度創設の３か年とはいえ、毎年度、ほぼ倍増に近い勢いで伸びてきている[12]。

表４　市町村別地域密着型サービス指定数

市　町　村	高齢者人口 2007.10.1現在	グループホーム数	高齢者人口千人当たり指数	小規模多機能数	高齢者人口千人当たり指数
宮古島市	12,146	4	4.86	4	4.86
石垣市	7,610	3	3.94	2	2.63
県　合　計	228,894	55	2.40	42	1.83

（「介護保険事業報告」2008年2月分速報値、厚生労働省 より作成）

表５　地域密着型サービス給付費の比較

	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	その他	地域密着型給付費合計	１号被保険者あたりの給付費	地域密着型サービス利用者数
宮古島市	12,741	6,450	3,927	23,118	1,883	145
石垣市	6,577	6,793	2,329	15,699	1,957	85
沖縄県	108,251	113,563	45,649	267,463	1,135	1,420
全国	4,456,912	32,834,078	6,668,616	43,959,606	1,567	220,191

（「介護保険事業報告」2008年10月分給付費　厚生労働省より作成）

２．調査結果

宮古島市において実施した調査の概要はつぎのとおりである。

（1）日　程　2009年2月14日（土）～2月18日（水）

（2）調査先　地域密着型・小規模多機能型居宅介護事業所　4か所（表6）

（3）調査方法

①沖縄大学人文学部福祉文化学科・法経学部学生（調査協力者11名）による体験ボランティア（各事業所1日2、3人×3日間）

②各事業所の管理者の聞き取り調査（2月15日～16日）

③宮古島市行政・宮古島市社会福祉協議会聞き取り調査（2月17日）

（4）調査結果の概要　（表7）

調査結果については、事業所の管理者聞き取り調査、体験ボランティア調査の気づき・感想に加え、既存の地域密着型サービスの外部評価公表情報の記述から、利用者本人と環境（社会）の相互関係の視点（PIEモデル）により分類し、以下の9項目に整理した。

表6　宮古島市における小規模多機能型居宅介護事業所の概要

	事業所	A	B	C	D	沖縄県内平均(50か所)
1	事業開始年月日	2008年2月5日	2006年10月1日	2006年7月1日	2008年2月5日	
2	登録定員	25	25	25	25	22.92
3	通いサービスの利用定員	15	15	15	15	13.28
4	宿泊サービスの利用定員	9	5	5	9	6.32
5	運営推進会議の有無	有	有	有	有	
6	法人種別	非営利法人(NPO)	非営利法人(NPO)	非営利法人(NPO)	社会福祉法人	
7	食事の提供に要する費用	1食100円	食事1日500円	食事1食500円	朝食200円昼食200円夕食200円	朝食324.9円 昼食375.8円 夕食432.9円 1日計1,125円
8	宿泊サービス費用	1泊500円	1泊1000円	1泊1000円	1500円	1,670円
9	職員数	15	8	11	11	10.92
	常勤	14	3	6	4	7.81
	非常勤	1	5	5	7	3.32
	常勤換算	14.8	4.4	8.5	5	9.19
10	登録人数	24	19	18	21	16.19
	男性	10	9	7	6	5.22
	女性	14	10	11	15	10.59
	要介護1	4	5	3	5	2.59(16.4%)
	要介護2	5	9	3	8	4.14(26.2%)
	要介護3	7	3	4	3	4.14(26.2%)
	要介護4	4	1	1	1	2.70(17.1%)
	要介護5	4	0	0	0	1.24(7.9%)
	要支援1	0	0	2	2	0.3(2.4%)
	要支援2	0	1	5	2	0.62(3.9%)
	年齢平均	79.2	81.7	82.5	84	83.16
	最低	57	68	60	71	67.41
	最高	93	94	93	95	96.11
11	訪問調査日	2009/1/7	2007/11/16	2008/11/14	2008/12/15	

WAMネット(独立行政法人福祉医療機構)の公開データ(http://www.wam.go.jp/)2009年5月　より作成
9(職員数)～10(利用者)のデータについては、同じくWAMネットより、沖縄県社会福祉協議会が行った地域密着型サービスの外部評価(調査日は、11)のデータから作成した。

表8　宮古島市地域密着型サービス調査結果の概要

項　目	体験ボランティア（学生の気づき・感想），管理者聞き取り調査	地域密着型サービス 外部評価公表情報の記述
①利用者の状態とケアの内容	＜コミュニケーション＞ ・印象として利用者が明るいと感じた。利用者とのコミュニケーションは取りやすかった。利用者同士の会話が多い。(A) ・男性の利用者が10人と多い。利用者同士の会話がにぎやかで、コミュニケーションが図られている。(A)　・男性の会話がにぎやかで、いきいき感があった。(D)　・利用者のペースですごしている。丁寧でゆっくり話し掛けている印象があった。(C)　・要介護度の高い人も元気だという印象を持った。(C) ＜包括的なサービス＞ ・小規模の通いとデイサービスは基本的に違う。デイサービスは時間が決められているが、通いは柔軟な対応ができる。夜中に電話があっても出かける。365日、24時間の安心を提供するサービス。独居の方の安否確認。宿泊もその日の申し込みでも可。(C) ・「ただいま」「おかえり」というような自分の家のような場所でありたい。(C)	＜関係づくり＞ ・気の合わない利用者同士の座る位置、午睡の場所などに配慮してなるべく衝突が起きないようにしている。(A) ・狭い島で良きも悪きも利用者同士の関係が深いので、その点に職員は配慮しながら対応している。(B) ＜包括的なサービス＞ ・土地柄、ほとんどが顔なじみである。だが、場合によっては、「訪問」サービスの開始にはじまり、行事の時などに「通い」を誘うなど、無理なく双方のサービスが利用できるような試みをしている。(B) ＜できることが維持されるケア＞ ・本人の出来ることが継続するように、出来なくなってきたことを、職員が補うことを基本に、計画を立てている。(B) ・食事の準備や片づけ以外にも個々の趣味や楽しみを活かし、鰹工場で廃棄した蒸し板で囲った菜園での野菜作りと、収穫した野菜を食する楽しみ、好きな海を窓から終日眺めたり、集団レクに「ユガタイ(談話)」と一人ひとりを大切にした支援を試みている。(B)

	＜認知症ケア＞ ・認知症の問題行動がある利用者さんもいるが、他の利用者さんにストレスをかけないように、理解を求めるようにして配慮している。(A) ＜プログラム＞ ・いきいき健康教室を月2回行っている。「毎日やりたい。」といっている利用者がいた。(B) ・今日は何をやるか、決められていなくて、のんびりしている感じ。「時間があるからカラオケやろうか」とか臨機応変にやっていった。(A) ＜食・調理＞	＜食・調理＞ ・食の楽しみを大切にして、季節の物、地元の物、馴染みの物を意識して食事の提供を行っています。食事は「処遇の柱」との位置づけで「良い食事」について利用者と一緒に考えていきます。(C) ・屋上庭園に利用者が野菜を栽培し、それを収穫して食卓にのせている。食事時は話題もそれに関連し賑やかである。利用者の経験を生かし、得意の料理を献立にして全員で昼食の準備にとりかかっている。(C) ・季節の野菜や地元の食材を使い、経験豊富な調理師による、馴染みの食事の提供に努めている。利用者と一緒に食事の準備や後片付けもしている。屋上菜園の野菜が食卓に登る事もある。(C)
	・食事代は、100円と安いのは、近所の人の差し入れをよくしてくれるから。地域の「ゆいまーる」で支えられている感じがした。そのため、メニューがその日その日で変わるのも面白い。(A) ・昼夜と食事を提供していて食事代をとっていないところがすごい。朝食もあり、3食を保障している。一人暮らしの人が多く、また商店も少ないため。(B) ・利用者は、お昼の後に、もやしとパパイヤのひげとり、皮むきを手伝っていた。自分たちが食べるものは自分たちでという意識がある。(B) ・調理は職員が交替で担当し、食事はいっしょにとる。利用者の様子を見るということもある。(C)	・近隣から筍の野菜の差し入れがあり、郷土料理を利用者に教えてもらったり、素材の下ごしらえ等は職員と一緒に行っている。(D) ・食事の下準備を利用者さんが行う機会を作っている。食事前後の台ふきなども利用者さんにしてもらっている。(B) ＜災害時の見守り＞ ・台風災害時の訪問、見守りを行っている。(C) ・台風時には、利用者の自宅を訪問し戸締まり確認と配食サービスを行ってており、近くの駐在にも声かけして協力依頼している。(D) ・台風時には地域の青年団が独居世帯の台風対策をしている。今年度は開設したばかりで、事業所としての災害対策要綱を準備中であり、避難訓練もこれからの課題となる。(A)
②個別ケア・支援	＜訪問＞ ・利用者の一人が昼食を食べてすぐ用事で自宅に帰りたいといい、職員が自宅まで送迎した。利用者が用事が済んでまた来たいということで、再び迎えに行き、他の利用者といっしょに行事に参加することができた。利用者のペースに合わせて通いや訪問の回数を組み合わせられるので、うまく活用できれば本当によい仕組み。(D) ・訪問サービスは、食事の保障であることが多い。(C) ＜外出＞ ・外出支援の送迎が多い。孫の学芸会とか、日曜日も行っている。(C) ＜居住＞ ・家に帰ることが難しい人がいて、地域にグループホームが必要だと感じている。(D) ＜個別リハビリ＞ ・要介護度が高い人が多く、個別のリハもやっていて、お金をかけないで方法で、工夫をしていた。理学療法士が指導をしている(D) ・個別プログラムとして、体操・ゲームを取り入れた。(C) ＜定員＞ ・利用者登録 25 人は多すぎる。小規模らしさを発揮するには、きちきちではなく余裕が必要。20 人以上にはしたくない。認知症の方の場合は、多すぎるのはよくない。(C) ＜趣味＞ ・フラダンスが趣味の利用者さんがいて、いっしょに踊ってきた。(C) ＜一人暮らし支援＞ ・一人暮らしで、小規模の近くのマンションで、一人でがんばっている人がいる。(C)	＜訪問＞ ・地域の方から寄せられた情報をもとに見守りや配食を必要に応じて行っている。(B) ・訪問等が可能な方に関しては近隣の友人宅への訪問などをご家族やご本人にも勧めて出かける機会を持つ様にアドバイス。(C) ＜外出＞ ・今までの生活を変えずに暮らせるように、行きつけの理髪店の利用や、昔なじみとの交流の場への参加が出来るようにしている。(B) ・島から離れた場所(島外の病院や施設)暮らす昔なじみの人とも、行き来出来るようにしたい。(B) ＜生活歴の把握＞ ・狭い島なので、ご本人だけではなく、近隣の方や利用者さん同士の会話から、暮らし向きやこれまでの生活を知ることができる。反対にプライベートな情報が流出しやすい点に気をつけている。(B) ・以前の暮らしや若いときの、家族からの情報に基づいて、その人らしい能力を活かした生活が営まれている。新しくチャレンジする機会も提供しその中から本人が思いがけない積極さをみせる時もある。(C) ＜ケアプラン＞ ・ヘルパーより本人や家族の要望等の報告を受けケアマネジャーが訪問し、家族や関係者との話し合いを持ち、見直しを心がけている。日々状況が変わるので、ケアプランの練り直しが間に合わないことがある。(C) ＜希望・要望を引き出す＞ ・事業所の一日のスケジュールはあるものの、利用者ひとり一人のニーズに対応した支援をしている。「海が見たい」「釣りに行きたい」「庭で昼寝したい」等の利用者の希望にあわせて柔軟に対応。(A) ＜入浴＞ ・利用者のペースに合わせて、石鹸も液体、固体、本人の好みに合わせている。家での入浴希望の方には、訪問時に入浴支援。(C) ＜緊急時＞ ・緊急時やご家族がこられるまで病院までお連れしたり、ご家族が忙しい場合にはサービス時間の延長等をし、家族の支援を行い、連携を密に図れるように努めています。(D) ＜一人暮らし支援＞ ・一人暮らしの利用者への支援として、送迎、通院、オムツ等の買物や各種支払い、手続き等、生活に密着した支援を行っている。(B)
③利用者の主体性の発揮	＜希望・要望を引き出す＞ ・常に遠慮の気持ちが強く、サービスしてもらっているという意識の世代の人たちだけに、利用者の要望を引き出せるようにしたい。(C) ＜通いの場＞ ・利用者同士の意識の中で、負けたくないという気持ちが働くことがある。そのことで、要介護度が軽くなる。(C)	＜お化粧＞ ・行事などがある時はお化粧をしたりする。入浴後は化粧水をつけたり、ヘアクリームの使用もしています。(C) ＜個別の希望＞ ・ご本人の得意な事や好きな事をしてもらえる様にレクの時間にギターをひいてもらったり得意な歌を歌ってもらったり。家事が出来る方には洗濯干し、洗濯たたみなど。(C) ・散歩に出たい利用者が多く、担当者も同伴し散歩を楽しむ等、本人の希望に添って外出がしやすいよう支援。ドライブで遠出したり、近くの公園でグランドゴルフ等、その日の希望に添って支援。(D)

	＜なじみの関係＞ ・小規模を利用してから、かつての馴染みの関係が復活したということがあった。(C)	・会いたい方が居るとの事で家を探しに出かけた。電話や手紙はまだなので、機会を見て支援もしたい。やがて年賀状の時期です。良い機会かと思う。(D) ・「初恋の人に会っておきたい」「施設には行きたくない」等、暮らし方の希望の把握に努め、家族との調整を行い本人本位に検討。(D) ＜外出と地域交流・行事＞ ・馴染みの関係のある方が同じ日に集えるように考慮。ドライブや地域行事への参加も利用者の意見を聞き決めている。ハーリーや運動会等地域の方たちと交流できるよう多くの機会を作るように。(A) ・屋上菜園へ出かけたり、近くをウォーキング。全員をというわけにはいかないが、ドライブを楽しみながら喫茶店や食堂にも出かける。(C) ＜レクリエーション＞ ・グランドゴルフ・ボール遊び・工作・塗り絵等、それぞれの好みも少しずつ把握できている。集団レクは、利用者・スタッフが参加するよう心がけている。菜園で収穫した野菜等を食する楽しみもある。(B) ＜食・調理＞ ・食事の配膳の時間にはお茶を入れたり、食事を運んで頂いたり。野菜の下準備等も。ハーブとか利用者の方から頂いた野菜とかを「どういう調理方法が美味しいですか？」とか訊ねて、教えて頂いたりしています。(D)
④利用者の尊厳の維持の取り組み	＜島で暮らしたい＞ ・元気で、島に帰ってこれてよかった、那覇では死にたくない、と言っていた利用者がいた。(B) ＜昔の暮らし・文化の継承＞ ・かつお業が盛んだった時代の話を聞いた。話が止まらなかった。かつおぶしの作り方は分かるので、話を聞いていると、おしゃべりも表情が変わってきて、女性ならではの話だなと思った。島にずっといるんだなと思った。(B)	＜島で暮らしたい＞ ・社協より受託した、生きがいデイサービス事業の利用者303人へのアンケート分析の結果、みんなの願い「年とって介護が必要になっても、生まれ育った島で皆と一緒に安心して暮らしたい」を理念に。(B) ＜昔の暮らし・文化の継承＞ ・博物館を訪れ、民芸品を懐かしみながら職員に昔話をしたり、使い方の説明をしたりし、気晴らしの支援をする事が出来た。ブー(苧麻)の糸紡ぎ支援の準備も。(C) ・長年培ってきた農業の話を聞いたり漬物の漬け方を教えてもらうことも。地域ならではの方言での表現方法や接遇マナー等を教わったり質問しあい、喜怒哀楽を共有しあえる関係を築いている。(D) ・長年培われた経験や、生活の知恵を教えてもらい、文化の継承の機会とする。回想法の機会ともなる。ゆし豆腐作りを一緒に。(A) ・高齢になると若い人に世話してもらうのが当然、という土地柄。時として支援されて当たり前という意識が強く出てしまう事も。島に長年暮らし、その中で培ってきた知恵や知識を聴く文化の継承の機会として、利用者、職員、地域の人と「ユガタイ」(談話)する時間を設けている。(B)
⑤家族との関係	＜家族との連絡・コミュニケーション＞ ・通信(A4 用紙1枚)を発行しており、家族に配っている。カラーで見やすく、好評とのこと。(D) ・利用の相談のときには、家族と体験してもらう。(C) ＜家族介護力＞ ・在宅介護には限界があり、家族が仕事ができない状態になる。小規模でできるかぎり支えていきたいと考えている。(A) ・小規模多機能は柔軟で、何でもしてくれると思っている家族がおり、どこまでやるのかが、難しい。(C) ・認認(にんにん)介護の利用者さんがおり、ともに認知症で生活をしている。施設入所という選択肢ではなく(ひとりきりになってしまう)、小規模多機能でどうやって家族二人のケアをしていくかが課題になっている。(C) ・家族とは切り離したくないので、週1～2回は休みを入れるようにしている。(C) ＜家族会＞ ・家族会の結成が必要だと考えている。(C)	＜家族との連絡・コミュニケーション・相談＞ ・遠方に住んでいるご家族には、毎月の利用料請求時にご本人の様子を伝える文章を書いている。近くに住んでいるご家族には、会ったときはご本人の様子を伝える。必要に応じて、電話での連絡も。(B) ・必要に応じて、本人とは別の機会をつくり、家族だけのお話を聴く。遠方に住んでいる家族も多いので、電話でのやり取りも多い。独居・高齢者世帯がほとんどなので、家族が滞在している短い時間に、明確に伝えられるように努めている。(B) ・写真入りの通信(便り)を発行し、家族との繋がりを大切にしている。新しい職員には送迎時に、家族と顔なじみになるように。(C) ・ご家族の仲が良くない場合でも「そんなことをおっしゃってもご家族は案じておられますよ。」、「宜しく頼みますとの電話を頂きましたよ。」などの言葉で、出来るだけ相手を悪く思わせないように支援。(D) ＜家族会＞ ・利用者の意見を聴く日や家族会の結成が必要と思っています。(A) ＜家族介護力の支援＞ ・退院したばかり、入所施設を退所したばかりの方には、無理のない範囲で家族と一緒に自宅で過ごす時間を作り、徐々に延長して本来の通いサービス中心のサービスに移す。(A) ・介護技術指導、何かあればいつでも支援してもらえるという安心感をもってもらう必要がある。(A) ・関係の良くない家族には、介護負担の軽減や本人の負担軽減のために泊まりサービスを多く利用していただくように計画、最終的には責任を持つのは家族であることを納得していただく努力をしている。(A)
⑥生活の場としてのづくり空間	＜もとの施設の記憶＞ ・施設は、空いた老人福祉センターを活用していて、地域の方にも利用者にもその頃のなじみ感があるようだった。(D) ・保育所の空き家利用はいいなと思った。職員さんにも、もと保育士さんがいた。子どものころ、保育園で育って、実習もその保育園でやって、そしていまは高齢者ケアをしている。(A)	＜もとの施設の記憶＞ ・住宅地ながらも近くにキビ畑の広がるのどかな場所に立地している。元保育園を改修し,中庭も広く明るい平屋建である。(A) ＜セミ・プライベートゾーン＞ ・居室は木目調でトイレや居室前の廊下には持ち物を置ける様な小さな幅の棚があり、手すりの役目も果たしている。泊まりの部屋には花の名前の表札がつけられ、花と同色のカーテンを使い部屋の区別ができるよう

	・建物の手作り感があってよかった。(A) ＜セミ・プライベートゾーン＞ ・畳の間で男性が囲碁をやっている。自分たちが主役の感じがある。床面が高く女性には難しい。(B) ＜セミ・パブリックゾーン＞ ・菜園が屋上にあり、利用者も野菜を作っている。(C) ・庭が広くとられていて、気持ちよかった。すがすがしい感じがした。(D) ＜バリアフリー＞ ・階段の手すりが波型になっている。高齢者が階段を上り下りをしやすいような工夫がされている。(C) ＜賃貸料＞ ・建物の賃借料がなく、無料だというのが運営面でも大きく、余裕があるように感じた。(D)	工夫がされ、又自然と身だしなみができるよう鏡と洗面台もあり、家からスリッパやコップを持ち込んで使っている。(C) ＜セミ・パブリックゾーン＞ ・建物の外にスペースがたくさんあるので皆で夕涼みしたり日向ぼっこしたり利用しておりますが、野菜等植えて育てる楽しみも増やして行きたいと思っています。(D) ・周囲の土地で利用者さんが小豆や野菜を植えたりして、収穫時には、皆で小豆の皮をむいたり、野菜をつくろったりして楽しんでいる。気候のいい時期は、敷地内の木陰にテーブルと椅子を出しティータイムを楽しむ利用者さんもいらっしゃる。(B) ・屋上菜園で過ごす。季節の野菜を植えたり、収穫したりしています。(C) ＜地域交流の仕掛け＞ ・古い建物を改装する際、希望でカーペットを取り外し畳に入れ替えた。土間だったホールも畳間とフローリングにし、地域の方が踊りのサークルや「摸合」に利用している。(D)
⑦職員配置・関係性	＜利用者との関係性＞ ・職員と利用者が親戚関係にあるという場合もあるようで、利用者が職員を呼ぶ呼び方(名前で呼ぶ)にそれはあらわれていて、つながりを感じた。難しさもあるのかもしれない。(A) ・職員と利用者の関係、距離が近いように感じた(C) ＜職員の経験ほか＞ ・居宅介護の事業所で仕事の経験者が多く、ケアの内容が充実しているように感じた。(A) ・男性の職員が多い。平均年齢が若い感じで、活気があり、仕事も楽しんでやっているように感じた。(D) ・職員の子どもたちも手伝いをしている。利用者とのふれあいを考えている。(C)	＜担当制＞ ・利用者の担当制の取り入れ、自己評価を項目ごとに分担したり、業務に流されないよう常に目標を持った業務遂行ができるように促している。(A) ＜利用者との関係性＞ ・職員は全員が地元の方で、利用者との顔なじみが多く、和やかで家庭的な雰囲気があり、利用者の表情も明るい。資格や趣味をサービスに活かしている職員が多く、なかでも玄関に貼りだされた職員の毛筆による「謹賀新年」がひときわ目を引く。(A)
⑧地域との関係	＜地域行事への参加＞ ・20日正月の行事が地区であり、利用者の人と出かけた。公民館で獅子舞を行っていた。(D) ＜子どもとの交流＞ ・小学校が近くにあり、学芸会に招待してくれる。そんな交流がある。(D) ・利用者からの聴きとり調査を行っていて、それを子どもたちに伝えていきたいと思っている。(B) ＜地域との日常的な交流＞ ・職員は地元の人ばかりで、近所の人も知り合いという関係性がある。近所の人から野菜をいただくこともあり、日常生活圏域が身近な印象。(D) ・島(地元)の関係性がベースになって、地元ならではの運営がされている。(B) ・離島、田舎の場合は小規模多機能が機能している感じがする。地元の人が地元の人を支えている。(D) ＜スペースの活用＞ ・介護予防を1階の広場を使ってやっている。地域の活動の拠点として活動を広げていきたい。今は子どもの三線教室をやっている。(C) ＜地域への事業展開＞ ・地域のための機能を広げ、活動を展開していきたいと思う。(C) ・認知症の理解を広げて、町の人が理解をしているという状態にもっていきたい。理解のある社会づくりをしたい。(C) ＜連携・ネットワーク＞ ・週に1回、歯科衛生士の訪問があり、口腔ケアに力を入れている。診療所との連携も図られている。(A) ＜地域の特性＞ ・離島のため、高齢化率が高く、一人暮らし老人も多い。特養もあるが、待機がある。(A)	＜地域行事への参加＞ ・地域行事への参加と実施の協力をしている。事業所の前を通る人にも気軽に声をかけ、立ち寄ってもらうように努めている。(B) ・地域の盆踊りへの参加、当事業所のイベントに地域の婦人会や老人会、太鼓や踊りのサークルの方たちが協力していただいている。小学生の慰問も。ボランテイアも多くはないが時々来てくれる。(A) ・利用者と職員での行事参加は(ハーリー、ミャークヅツ、運動会、盆踊り)は結構あるが家族と一緒に参加することも企画したい。(A) ＜子どもとの交流＞ ・幼稚園の園児に、利用者がおもちゃを作って届ける、小中学校の運動会の練習の見学などを日中活動に。自治会活動にも参加。(B) ・近くに小、中学校があり、授業の一環として利用者様達と触れ合ったり、質問したりと気軽に利用。小学校の子ども達とは歌や踊り三味線、ゲームや肩もみ等の交流会を持っている。中学校には福祉体験等で利用してもらったりと生徒達や先生方との交流もある。(D) ・子供たちの弾く三味線の弦の調弦を利用者がして、近くの駐在さんが訪問、見守りの協力を。(D) ＜地域との日常的な交流＞ ・昔からのユイマールの慣習があって、畑からの帰り道に食材を提供しながら、たちよってくれることが多々ある。 3 時のおやつタイムには近隣の方も声をかけずとも参加してくれるようになっている。(B) ・1階のフロアを地域の方々に開放し、多世代間の交流の場として活用してもらい、社会参加へのきっかけ作りを目標に。(C) ・消防訓練の際はチラシを配布し、地域の方々も参加。(C) ・近所の方たちも気軽に来所、高校野球のTV 観戦をされる方や見学がてら、ストレッチを楽しんで帰られる方も。野菜やおやつの差し入れ。老人会が踊りの練習にホールを定期利用。(D) ＜連携・ネットワーク＞ ・中には徘徊のひどい方もいらっしゃる。地域のみなさん、警察、消防の協力を得て、自由に外出させている。(B) ・地域の高齢者サロン(社協事業)の方達との交流。(C) ＜地域への事業展開＞ ・高齢者向けの喫茶室や配食サービス等計画中。認知症についての勉強会を計画中。(C) ・公民館の清掃を定期的に行っている。清掃中に声をかけて頂いたり,出勤や退社の時にあいさつを。農業の盛んな地域なので大根やカボチャ、トマトと旬の食材の差し入れを沢山いただいている。(A)

⑨その他医療・チームケアなど	＜声を聴く＞ ・レポートを書いてといわれた。アンケートで外からの意見を大事にしたいという姿勢の表れ。(C) ・利用者の話を聴く人が必要。外部の人が来ると元気になる。刺激になる。 ・職員の立場ではない人が聞く意味がある。 ＜経営＞ ・利用者が多いので、経営的にはなんとかやっている。以前は居宅介護事業所をやっていて、そこからの継続性がある。(A) ・NPO法人としての理念の実現には課題。(A)	＜チームケア＞ ・本人が半年間通所への誘いを拒否し続け、家族の介護疲れが目立ったので、訪問介護のみの対応に限界を感じ、家族・スタッフ間で話し合いを持つ。昔からの隣人が新しくスタッフに加わったことで、通所への誘いにも応じ毎日の様に来所、定期的に入浴し、食欲旺盛、元気を取り戻した方がいる。(B) ・自宅内で転倒し、亜脱臼、ADL低下で褥瘡が発生した利用者に、介護計画の見直しの話し合いを持つ。訪問診療の医師・看護師・家族を交えて担当者会議を開催、通所(入浴サービス)の回数を増やし、褥瘡の悪化を防ぐように努めた。(B) ・通いサービスを増やしただけでは褥瘡の治り方が一進一退を繰り返したため、再度担当者会議をもち、訪問介護(オムツ交換)や通所(入浴サービス)の回数を増やしたことで、褥瘡が完治。(B)

(　) 内のA, B, C, Dはそれぞれ表6の事業者に対応

3．考察　～その人らしい生活を支える小規模多機能型居宅介護の機能～

ボランティア体験と聞き取り調査を通して、小規模多機能のケアサービスと、高齢利用者・家族の生活の実像に近づけるよう試みた。そこで、小規模多機能のケア実践の可能性について、利用者本人と環境（社会）との相互作用（PIE=Person In Environment）を分析枠組として考察していきたい。

（1）利用者の個別ケアから尊厳のケアへ

まず、特に目立った記述が見られた「食」と「外出」を取り上げる。

①食

人間の生存にとってきわめて基本的な「食」であるが、「食」はケアの基本という認識がある。生きていく上では365日、1日3食は欠かすことができない。また、「食」には食べることだけでなく、さまざまな楽しみを広げることができる。例えば、「季節の物、地元の物、馴染みの物を意識」というような食材料を確保（買い物や、それ以外のプロセスを含む）するところから始まる。献立を考え、下ごしらえをし、調理し、配膳、食をともにする食卓の場面、片付けなど、数多くの過程によって構成される、裾野の広いケアということがいえる。

食の保障という点では、利用者全員に1日3食の食を保障しているところがある。365日3度3度の食を支えることは生活全体を支えようという意志でもある。食の保障という点では、料金も大きく影響してくる。小規模多機能の食費（実費）は自己負担であるが、県内の50か所の小規模多機能の食事費用は、それぞれ平均で、朝食324.9円、昼食375.8円、夕食432.9円、1日合計平均1,125円である[9]。宮古島市にある小規模多機能の食事費用は、安い順から、1食100円、1日500円、1食200円、1食500円となっており、極めて低廉な料金水準であることがわかる。安く提供できる理由として、地域からの差し入れが挙がっていた。

食事づくりのプロセスの中では、調理を手伝っているという記述が目立つ。準備段階では、利用者に下ごしらえ、台ふきなどを手伝ってもらっている。また、それ以外にも小規模多機能として野菜を作っているところがあり、その収穫の楽しみもあるという。職員が利用者に「どういう調理方法が美味しいですか？」とか訊ねて、教えてもらっているという関係のあり方からは、利用者が直接調理に参加しているわけではないが、利用者の知恵や経験に対する敬意を払い、利用者を受身の存在にしないように、共に食べることの意味が大事にされているように感じる。

②外出

外出支援は、利用者の個別の希望に応えた支援が行われている。通常の居宅サービスのホームヘルプ（訪問介護）の枠組みの中で外出をしたり、市町村の独自事業として「移送サービス」がある場合、申し込んだ上で車での送迎を利用することはできる。しかし、臨機応変に利用者の希望に沿った支援ができるという意

味では、小規模多機能ケアが特徴的である。調査の中では、行きつけの理髪店への送迎など、本人の生活している（生活してきた）地域のなじみの関係を維持するための外出支援、また、地域行事等への参加支援に積極的に取り組んでいることがうかがえる。

「海が見たい」「釣りに行きたい」「庭で昼寝したい」等の利用者の希望に柔軟な対応がされており、フットワークの良さがうかがえる。また、馴染みの関係のある方が同じ日に集えるように考慮し、ハーリーや運動会などの地域行事への参加も利用者の意見を聞いて決めている。実現しているかどうかはわからないが、「初恋の人に会いにいく」などの記述に、利用者の思いの実現を手助けしていこうという姿勢がうかがえるが、枠が決められている他の施設・居宅サービスでは実現しにくい種類の対応といえる。

（2）家族の介護力の支援

「家族の介護力」という用語は、ケアの世界においてはよく使われるキーワードとなっている。しかし、それが何を表しているか、その定義は必ずしも明確ではない。

① 家族介護力の要素

沖縄県による介護保険制度に関する実態調査（2004年）の中で、この「家族介護力」に言及している所がある。そこでは、第二次大戦の痛手、ひとり暮らし、高齢夫婦世帯の比率の高さ、生計と介護の両立が求められる家族の経済的、心理的負担などが沖縄県内の施設入所意向の高さに現われていると分析し、生活・地域基盤の課題の一つとして、「家族介護力の脆弱さ」を挙げている[14]。ここでは、「家族の介護力」が施設入所意向と家族の経済的、心理的負担に関連づけられて考察されていることに注目しておきたい。

世帯の小規模化、家庭機能の低下については、全国的なデータから概要を見ておくことにする。

高齢社会白書（平成20年版）によれば、2006年、65歳以上の高齢者のいる世帯は全体の世帯数の38.5%を占めており、そのうち「単独世帯」が410万世帯（22.4%）、「夫婦のみの世帯」が540万世帯（29.5%）と、単独と夫婦のみ世帯を合わせると50%を超えている。単独世帯の割合は、1980年に10.7%であったものが2倍以上に増え、2030年には、37.7%程度に達すると予測されている。「親と未婚の子のみの世帯」については294万世帯（16.1%）であり、「三世代同居世帯」の占める割合は、1980年には過半数を超えていたが、375万世帯（20.5%）となっている[15]。

つぎに介護をしている家族についての調査を見ると、要介護者等からみた主な介護者の続柄では、約3分の2が同居している者となっており、その内訳は、妻が16.5%、息子の妻が19.9%、娘が11.2%で、これらを合計すると49.5%と、同居する女性が主な介護者のほぼ半数を占めている。一方、男性が主な介護者となっている割合は16.6%と少なく、夫（8.2%）と息子（7.6%）はほぼ同じくらいの割合であるが、娘の夫は0.4%とわずかである。高齢者の介護は女性中心で担われている実態があることがわかる。

要介護者等と同居している主な介護者の年齢についてみると、要介護者等が65歳以上の高齢者の場合、その主な介護者の半数以上が60歳以上となっており、いわゆる「老老介護」のケースも相当数存在している。また、8.7%は別居の家族による介護で、13.6%は事業者によって担われている。すなわち、同居家族内に主たる介護者がいない単独世帯、老夫婦世帯の介護は、別居家族、事業者によって支えられていることがわかる[16]。

世帯が小規模化し、家族介護力が低下する中では、介護保険サービスの重要性が高まるが、2006年の介護保険法改正により、要介護度が低く認定される傾向となり、さらに同居家族がいることでホームヘルプ（訪問介護）サービスが制限され、家族が就労を断念せざるを得ない状況も報告されている。介護を社会化する目的で創設された介護保険制度ではあるが、費用の抑制傾向の中で、サービス利用も抑制され、その理念が問われている。

② 施設入所ニーズと家族介護力

家族介護力が施設入所意向に表れると考えることができるが、施設入所の判定基準はどのようになっているのか見ておきたい。

介護保険制度の上では、それぞれの特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）への入所者の決定は、申し込み順とする取り扱いがされていたが、2002（平成14）年、厚生労働省令が改正され、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるように努めなければならないこととされた。そのため、現在、都道府県、市町村、各施設ごとに入所判定基準や指針を作成し、それに基づく判定会議等により決定を行っている。利用者がサービス（施設を含む）を選択できることが、利用制度としての介護保険の特徴であるが、資源が限定される施設入所については、措置的にならざるを得ない実態がある。

「千葉県特別養護老人ホーム入所指針」（2002年12月作成）を見てみると、「入所待機順位の決定は、調査票に記載の要介護度、居宅サービスの利用状況、介護者の介護力等の内容を別表「入所申込者評価基準」により算定した点数が、概ね80点以上の申し込み者については、入所検討委員会の審議により順位を決定するものとし、80点未満の場合には入所検討委員会の審議によらず入所申し込み受付順とする。」としている。評価項目は、以下の４分類である[17]。

> １　本人の状況（要介護度、痴呆による不適応行動）(最高点２６点)
> ２　在宅サービス利用度（在宅サービス限度額割合）(最高点２０点)
> ３　主たる介護者・家族等の状況（世帯の状況、介護者の年齢・続柄、介護者の介護負担、介護者の障害や疾病、介護者の就労、他の要介護者、介護者の育児、家族の病気、介護者の介護の関わり方、他の同居介護補助者、別居血縁者介護協力、近隣者等の介護協力）(最高点54点)
> ※ひとり暮らし高齢者は、上記にかかわらず①から⑦までで４２点とする。
> 高齢者世帯は、⑤について６点とする
> ４　他の要介護者による評価の調整　他の要介護者がいる場合は、当該要介護者における「１　本人の状況の評価」「２　在宅サービスの利用度」を加算する。なお、要支援の場合の要介護度点数は６点とする。（「千葉県特別養護老人ホーム入所指針」2002年12月作成）

他の都道府県、特別養護老人ホームなどでは、これ以外に、家屋等の環境的要因、待機期間、その他の要因（地域性、年齢等）を含めるところもある。いずれにしても、施設入所ニーズの評価基準として、本人の状況だけでなく、環境要因として家族介護者の状況を大きな割合で評価していることが分かる。

③ 待機者対策としての小規模多機能

こうした特別養護老人ホーム入所希望者（待機者）対策として、地域密着型サービスを位置付けている自治体に千葉県我孫子市がある。我孫子市は2005年5月、「地域介護・福祉空間整備計画」を定め、従来の大規模な特別養護老人ホームの整備から、地域密着型サービス施設などを、中学校区を基本にした日常生活圏域に整備する計画を策定している。そして、小規模特別養護老人ホーム、認知症対応型グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設を各圏域に２カ所から３カ所を整備し、このほか、夜間対応型訪問介護施設等の設置等を計画化している。

2005年5月現在の我孫子市の特別養護老人ホーム入所者281人に対し入所希望者368人が待機中となっている。我孫子市では、すぐに入所を必要な人を230人程度と推計した上で、小規模特別養護老人ホームへの入所は、重度認定者（要介護５・要介護４）を優先し、中・軽度認定者（要介護３～要介護１）で、認知症のある人は、認知症対応型グループホームの入居をすすめ、在宅介護が可能な人、中・軽度認定者で認知症のない人は、小規模多機能型居宅介護や夜間対応型訪問介護の利用を図り、入所希望者の約80％の方に対応することができるとしている[18]。介護保険の保険者として市町村が指定権限をもつ地域密着型サービスを、積極的に位置づけており、市町村の対応の方向性として評価できる。

④ 家族介護力の評価に関する研究

家族介護者の介護力に関する評価指標を検討しよう

という研究がある。

1980年代までは、ライフ・ストレス理論に基づき、家族介護者のストレス増大、介護負担感に焦点をあて、その軽減を図る目的で検討されてきた。1990年代に入ると、介護に関する精神面の肯定的側面に関する研究が登場する。

「介護者の精神的側面を否定的評価だけでなく、自己達成感や成長感、能力や価値に対する肯定的な評価などで構成される肯定的評価を用いて検討することにより、介護に対して包括的な評価をすることができる」とし、「否定的評価が高い状況にあっても、介護状況に肯定的な解釈や評価をし得る介護者は、危機的状況に陥っているとはいえない」とする[19]。

在宅の認知症高齢者の家族介護者の価値変容過程の研究では、「家族介護者の認識は、否定的価値、あるいは肯定的価値といった両極的な評価よりもむしろ双価的なそれであることが多く、その期間も極めて長期に及ぶ」こと、そして、その諸局面の移行においては、前期葛藤から否定的、後期葛藤から肯定的という方向性が個別性はあるものの一般的であることを明らかにしている[20]。このように家族介護力を考慮する際には、心理的側面においてもストレスや負担感だけでなく、肯定的価値を含めた、家族介護者の思いや本人との相互過程に着目していく必要があることが示唆されている。

⑤ 家族介護力を高める実践

さて、小規模多機能の家族支援機能は、弱体化した家族介護力を代替する機能としてだけでなく、多様な側面から検討する必要がある。本調査においては、ケアスタッフが、家族とのコミュニケーションを可能な限り密度濃く行うこと、また、利用者本人だけでなく、家族の暮らし全体を支えていこうという姿勢を見出すことができる。

家族とのコミュニケーションでは、同居家族はもちろんのこと、ひとり暮らしが多い中で、別居家族とも密接な関係を維持していこうとしている。前掲の介護者調査からは、一般的に別居の家族等が8.7%、事業者が13.6%の割合で支えている現状があり、宮古島市のように高齢化率、独居高齢者率が高い地域では、この割合はさらに高いことが予想される。他の居宅サービス事業者以上に、小規模多機能には、家族代わりの役割が求められ、ある意味で疑似家族的な機能が期待されているともいえる。

別の施設入所待機者の家族介護者調査によれば、介護者の29.1%にうつ状態がみられ、虐待等の「不適切な介護」が34.5%あり、また、在宅期間の延長にはショートステイが有効とする介護者が64.3%いた一方で、在宅サービスを拡充しても在宅期間を延ばせないとした者が45.9%あった[21]。

利用日数の上限が決められているショートステイに較べると、小規模多機能の「泊まり」は、日頃通っている場所で泊まれ、また、介護報酬が包括払いであり、いくら「泊まり」を利用しても自己負担額は変わらないため、家族や本人にとっては敷居が低く、使いやすい。しかし、事業者としては、それだけ夜勤の職員を配置しなければならないことから、「泊まり」の利用については、事業者ごとに制限を設けないところと、独自のルールを設けているところがある。家族介護力と事業所のサービス提供のせめぎあいが観察されるのは、「泊まり」（ショートステイ）の利用をめぐってということがいえる。宮古島市の小規模多機能では、同居家族のある場合も、老老介護、認認介護の状況があり、本人が施設入所になった場合は、介護者が一人暮らしとなってしまうことから、可能な限り二人での生活を支えていこうとしている。また、入所施設の退所にあたって、無理のない範囲で家族と一緒に自宅で過ごす時間を作り、徐々に延長して本来の通いサービス中心のサービスに移すなどの実践があるが、家族に対して、何かあればいつでも支援することを伝え、安心感をもってもらうことが重視されている。

同居家族の肯定的評価の高めるための支援策として、家族に地域交流プログラムに参加してもらうことで、利用者の違う面を知ってもらう実践については、石垣市の調査において報告したが、同様の実践は宮古島市

においても行われている。こうした、家族の肯定的見方を高める取り組みとして有効だと思われるのが、家族会であり、複数のところで、家族会結成の必要性を指摘するコメントが記されている。そのねらいとして、心理的な介護負担を同じ立場の家族と分かちあうことで否定的側面の軽減につながると同時に、ケアスタッフや他の家族とのコミュニケーションを通して、介護の心理的肯定感を高め、共感をもって共有する場として位置づけられている。

（3）生活環境としての空間への意識化

高齢者の入所施設の個室ユニット型への転換がすすんでいる。ノーマライゼーション理念のもとで、グループホームが中心となったスウェーデンの高齢者の暮らしに学び、地域社会から切り離された施設空間を、より地域社会に近い暮らしの場にしようとする実践研究があり、従来の多床室の施設からの転換が政策的にも誘導されている。沖縄県内にもすでに4か所の個室ユニット型の特別養護老人ホームが存在する。ユニット型の施設の空間設計には、建築家であり、研究者である外山義らの研究成果が活用されているが、外山は、利用者の私的領域であるベッドと、施設が管理する浴室や食堂などの共用空間の単純な往復が生活の基本となっている施設の在り方を批判し、以下の4通りのプライベートから、パブリックにいたる空間配置を豊かにしていくことで、利用者の他者との関係性を発展させ、生活の質と尊厳を高めていけることを明らかにした[(22)]。

こうした生活空間を作り出すことで、在宅居住、地域居住と変わらない生活の維持、発展をつくりだす実践が多数生み出されたが、セミ・プライベートな空間、セミ・パブリックな空間をいかに作り出していくかが利用者の生活の豊かさにとっては重要となる。小規模多機能は、入居施設ではなく、あくまで利用者の居宅の生活を支援する拠点ではあるが、地域社会にある利点を生かし、空間上の配置においても、さまざまな工夫が取り入れられている。

セミ・プライベートゾーン創出の工夫としては、「居室（泊まりの部屋）前の廊下には持ち物を置ける様な小さな幅の棚がある。これは建築家の設計によるもので、工夫がされている。家からスリッパやコップを持ち込んで、私物を使っている」などの記述がある。私物を持ち込めることは、その場が私的な、なじみの場になることに近づける工夫といえる。上り框は、セミ・プライベートゾーンの代表的なしつらえとして紹介されるが、体験調査では、上がり框になっている畳間に腰かけて囲碁を楽しむ利用者がいた。自由な時間の指定席（居場所）になっているようで、われわれの場所・時間であるという雰囲気が感じられた。

セミ・パブリックゾーンを意識した取り組みも多数見られる。地域の人が施設を利用し、そのスペースを学習や遊びの場として利用できるような場を提供している。「建物の外にスペースがたくさんあるので皆で夕涼みしたり日向ぼっこしたり利用」したり、「周囲の土地で利用者さんが小豆や野菜を植えたりして、収穫時には、皆で小豆の皮をむいたり、野菜をつくろったり

図2　施設内の領域の定義

プライベートゾーン	入居者個人の所有物を持ち込み管理する領域	入居者
セミ-プライベートゾーン	プライベートゾーンの外部にあって複数の利用者により自発的に利用される領域	複数の入居者
セミ-パブリックゾーン	基本的に集団的かつ規律的行為がおこなわれる領域（プログラム間の空白時間には個人の自発的行為もおこなわれる）	職員（寮母）
パブリックゾーン	内部居住者と外部社会の双方に開かれた施設内領域	職員（管理スタッフ）および地域住民

外山義「自宅でない在宅―高齢者の生活空間論」2003より

して楽しんで」いる例もあり、「気候のいい時期は、敷地内の木陰にテーブルと椅子を出しティータイムを楽し」めるようにしており、そこでは、「自然な交流が生まれる」ようである。建物・施設だけに生活やケアの場を限定しないで、天気のいい時は中庭で食事をしたりするところもあり、周囲の環境も活用しながら、地域との自然な交流が生まれるような取り組みが行われている。

利用者の生活を本モノに近づけていくためには、地域に開かれたセミパブリックな空間を意識的に作り出していく試みが重要であろう。

（4）アイデンティティの器としての地域コミュニティ

小規模多機能ケアは、その人らしい生き方の継続を大切にし、地域社会とのつながりを重視するが、宮古島では、とりわけ、それが高齢者の生きる尊厳の拠り所として意識され、関係を絶たないためのケアが行われていることが印象的であった。それは特に、昔の暮らし・文化の継承についての記述が多い点に表れている。

博物館を訪れ、民芸品を懐かしみながら職員に昔話をしたり、使い方の説明をするという記述がある。漬物の漬け方を教えてもらうこともある。地域ならではの方言での表現方法や接遇マナー等を教わったりするという取り組みもある。こうした事例は、高齢者が教える立場に立つことが意識されており、機能低下や、関係の喪失体験の多い高齢者の有用感を高める役割を果たす取り組みのように思える。それは、高齢者のためというよりは、利用者よりは比較的若く、またそのために言葉を含めた地域文化を受け継ぐ機会を逸してしまったスタッフの側の伝統文化に対する尊重感、あるいは喪失感も影響しているものともいえる。「長年培われた経験や、生活の知恵を教えてもらい、文化の継承の機会とする」ことは、高齢者自身にとっては、認知症ケアでは多様に実践されている回想法の機会ともなる。地域の伝統文化は、言葉（方言）も含めて当然、地域によって違いも大きいが、それだからこそ、日常生活圏域に配置される小規模多機能ならではの大切なケアの視点として、確かに位置付けられていると感じた。

こうした小規模多機能の取り組みは、利用者のケアのみならず、地域社会そのものに対しても、地域力を高める役割を果たしているということもできる。宮古島においても、地域社会のつながりが徐々に希薄になってきていると感じられているが、伝統文化の継承者として、とくに小中学校の子どもたちとの交流が意識的に取り組まれている。

とくに、2008年の秋に池間島で行われた写真展の事例を紹介しておきたい。

昔から池間島は「トゥンカラヤー」（愛しい友達、大切な人々が集まるところの意）といい、誰かの家で皆で一緒に眠る風習があり、人との関わりや、仲間を大切にしてきたという。池間民族という自称があり、かつてはカツオ漁業で生計を立て活気のある島であったが、漁業も継ぐ者がいなくなり、若者は皆島外で働くようになり、そのため、高齢化率は50％を超えてしまった。

池間島にある小規模多機能の代表のＭさんは若い間は島の外で働いていたが、40代を過ぎ島に帰ったある日、“もあい”の席で同期生たちと、自分達の将来のこと、未来の池間島のことを話しあった。そのとき、「私たちはこの島で暮らし、一生ここで生活したい」という思いが強く共有されたことで、何か「生まれ育ったこの島と高齢者に恩返しをしたい、そして自分達の将来の為に、何かを始めよう」と活動が始まったという。そして、島の高齢者（60歳以上405名）一人ひとりに対話での聞き取り調査を行い、ＮＰＯの勉強をしつつ、引きこもりがちの高齢者が出てこれる場として「サロン」を島の各地域を転々としながら始めた。その間に、廃屋になった建物（離島振興センター、現在の小規模多機能）を３年かけて清掃し、拠点として使用できる状態にしたという。

この場所で、半世紀前の写真の展覧会『忘れがたき故郷、池間島』2008年10月に開催されたのである。写

真は、民俗学者・野口武徳氏が1961年に半年間池間島に滞在して撮影した貴重なもので、そのネガが残っていたのである。写真に写された光景は、その意味が分かるスタッフがおらず、高齢の利用者から聞いてみることにしたことがきっかけという。写真を見て、認知症の利用者も、島で生まれ育ったスタッフも知らない昔の池間島のことを覚えていて、昔を甦らせ、50年前の「自分に戻る」ことができ、それが、「生きる力になって行く」と感じられたという。こうして語られた写真の説明は、スタッフが書きとめ、写真パネルの解説として、写真ごとにまとめられて展覧会の際に使用されたのである。

さらに、小規模多機能では、次の世代の池間島を背負う子どもたちにこうした貴重な文化や伝統を伝えていこうとしている。高齢者のアイデンティティの器としての地域社会（シマ）への尊重感が、スタッフのエネルギーとなり、また子どもたちへの働きかけにもつながっていることが分かる。

（5）宮古島市の地域密着型サービス経営

宮古島市は、市町村が唯一指定コントロールができる地域密着型サービスを積極的に位置づけ、とくに小規模多機能を意識的に配置していこうとする行政姿勢が見られる。高齢者人口に対する小規模多機能の設置数は、沖縄県内で最も高く、また第4期介護保険事業計画の中でも、８か所の設置を目標としており、これも高齢人口比でももっとも高い数字となっている。

宮古島市行政の聞き取り調査からは、やはり施設入所希望が多く、数多くの待機者が増えつつある中で、意識的に施設入所を遅らせ、在宅での生活をできるかぎり長く維持していくために、地域密着型の資源、とくに小規模多機能を積極的に育成・配置し、活用していこうとしているのである。

そのため、宮古島市がとっている方法は、１）日常生活圏域の設定、２）市町村合併による余剰施設の活用、３）「地域介護・福祉空間整備等交付金」の活用である。

１）日常生活圏域の設定については、地図にあるとおり、旧市町村のエリアを基本に、平良圏域Ａ、平良圏域Ｂ、城辺圏域、下地・上野圏域、伊良部圏域の５圏域を設定している。すでに地域的なまとまり、住民意識、社会資源等がこうした日常生活圏域に存在していることが、全島が１つの日常生活圏域となっている石垣市との大きな違いとなっている（図1参照）。

２）市町村合併による余剰施設の活用が積極的に行われている点がもう一つの特徴である。

調査対象の４か所のうち、ＮＰＯ法人の代表者による建物の寄付による１か所を除き、既存の公共施設の転用、活用である。具体的には、保育所、老人福祉センター、離島振興センターであるが、こうした合併によって余剰となった施設の小規模多機能への転用を行政が施策としてすすめているのである。これは、事業の経営マネジメントの点からも大きな意味をもっている。すなわち、小規模多機能は、介護報酬が包括払いであり、特に要介護１，２の報酬単価が低く設定されていることもあり、経営的には厳しいとみられており、実際に赤字経営となっているところが多い。その際の大きなコストになっているのが、施設の賃貸料である。公的施設の供与の場合は、家賃は発生せず、運営法人にとっても経営的なメリットがある。それが経営の余裕につながり、ひいては宮古島市の小規模多機能のケアの豊かさをつくりだすことにつながっているように感じられる。

ただし、設置にあたっては、大規模な改修が必要となる。これについても市は、厚生労働省の「地域介護・福祉空間整備等交付金」制度を積極的に活用し、市からの持ち出しを極力抑えている。この交付金は2006（平成18）年度から、市町村交付金として、地域密着型サービス拠点等の整備が加えられたもので、市町村が作成する面的整備計画に基づき，地域密着型サービスなど市町内の日常生活圏域で利用されるサービス拠点の整備に要する経費に対し交付金を交付するものである。地域介護・福祉空間整備交付金（ハード交付金）として、小規模多機能型居宅介護拠点および、

認知症高齢者グループホームには、15,000千円が全額国庫補助金として交付されることになる。つまり、施設整備にあたっても、市町村の負担がないことは非常に大きなメリットであり、宮古島市では、このハード交付金（全額国負担）を活用して、既存施設の改修費を捻出し、その上限内での推進を行っている。

行政としては、施設入所への待機者数が、小規模多機能の整備・発展とともに、落ち着いてきているように感じられるというが、その検証については今後の課題としている。ただ、待機者を減らすことだけが目的ではなく、小規模多機能を利用する高齢者の表情がいきいきとして、介護度も軽くなったり、地域が活性化するなど、実際の小規模多機能の実践に対して利用者の尊厳の点からも高い評価をしており、それが市行政の理解となっている点が大きい。介護保険制度の保険者としての機能を最大限発揮した取り組みとして、今後も注目していく必要があろう。

おわりに

宮古島市での調査からは、小規模多機能ケアにおいて、それぞれの運営主体の個性が大いに発揮されつつ、自治体の支援政策によって、地域固有の文化を尊重した多彩なケアサービスが発展を遂げつつあるように感じられた。

利用者個人と環境との相互関係（ＰＩＥ）の視点からは、とくに1）利用者の主体性を重視した「食」と「外出」の支援、2）家族介護力の肯定的側面への支持、3）生活空間の意識化、4）アイデンティティの器としての地域文化の尊重、などの特徴的な要素を取り上げた。これらは、小規模多機能のもつ役割機能を、さらに開発・発展させるヒントに富んだ実践知ともいえるものであり、また、従来の介護の発想の限界、施設か在宅かという二者択一の限定された枠組みを作り変える可能性があることを再確認するものであった。

そして、その可能性を高めるのは、事業者のケアの創意工夫やマネジメントであることは確かであるが、それ以上に保険者である市町村の役割が大きいことをうかがい知ることができた。市町村の支援については、運営推進会議など、制度的に組み込まれた仕組みだけでなく、宮古島市では、既存の資源を有効活用することによって積極的に地域密着型サービスを設置支援してきたことで、本論において検討を加えたような、高齢者・家族に寄り添うケアを開花させ、またさまざまな豊かな試みを醸成させたともいえる。

地域密着型サービスのもつ可能性を拓くためには、地域社会のもつ力を、その強さ、弱さを認識しながら高め、それがコミュニティを重視した自治政策によって支持されることが重要であるといえる。

おわりに、調査の受け入れに協力いただいた小規模多機能の各運営主体に、ボランティアとして滞在させていただいた経験が学生の学びだけでなく、人生の展望においても大きな成長のきっかけにもなったことを申し添え、感謝の意を表したい。

※本研究を実施するにあたり、科学研究費（課題番号20530558）の助成を受けた。ここに記して感謝する。

注

(1) 西尾 敦史、2009、石垣市における地域密着型サービス～利用者・家族・地域の視点から～、沖縄大学「地域研究NO.6」、pp.1-15

(2) 国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）、国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）、2004年「ソーシャルワークの倫理：原理についての表明」（社会福祉専門職団体協議会定訳）http://www.ifsw.org/p38001832.html

(3) 中村 千佳子、Comafay Nicolle,横田 治郎、2009「神戸市兵庫区における障害者の災害時要援護度マッピングの実施研究--脆弱性の「人-環境相互作用モデル」に基づいて」地域安全学会論文集 (11), pp.127?134,

(4) 河野 荘子、2009、「Resilience Processとしての非行からの離脱(犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇のパラダイムシフト)」、犯罪社会学研究 (34), pp.32-46

(5) 西尾 敦史、2007、「「援助困難」のみかた：沖縄県地域福祉権利擁護事業の実態調査(2007)から」沖縄大学人文学部紀要 10, pp.77-95,

(6) 宮古島市、2008、第一次宮古島市総合計画、pp.1-6

(7) 宮古島市、2008、平成19年版統計みやこじま、

http://www2.city.miyakojima.lg.jp/toukei_m_2008/html
(8) 厚生労働省、2008、「介護保険事業報告」2008年2月分速報値、http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyo/m08/0802.html
(9) 宮古島市、2008、介護保険年度別統計、http://www.city.miyakojima.lg.jp/sitemanage/contents/attach/912/nenji.xls
(10) 前掲 (8)
(11) 前掲 (8)
(12) 前掲 (9)
(13) WAMネット、沖縄県社会福祉協議会、2007年～2008年の地域密着型サービスの外部評価のデータから積算した。
(14) 沖縄県介護保険総合実態調査調査検討委員会、2004、沖縄県介護保険総合実態調査研究報告書提言編、沖縄県、pp.2
(15) 内閣府、2008、平成20年版高齢社会白書、http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2008/zenbun/20index.html
(16) 内閣府、2008、平成20年版高齢社会白書、http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2008/zenbun/html/s1-2-3-02.html
(17) 千葉県、2002、「千葉県特別養護老人ホーム入所指針」、https://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c_koufuku/sisetu/shisin.html
(18) 我孫子市、2009、第4期介護保険事業計画・第5次高齢者保健福祉計画
(19) 広瀬美千代、2005、家族介護者の介護に対する肯定・否定的評価に関する文献的研究、生活科学研究誌Vol.5、pp.1-2
(20) 天田城介、1999、「在宅痴呆性老人家族介護者の価値変容過程」、『老年社会科学』21 (1)、pp.48～61
(21) 横関 真奈美、近藤 克則、杉本 浩章、2006、特別養護老人ホーム入所待機者の実態に関する調査、社会福祉学47(1)、pp.59-70
(22) 外山義、2003「自宅でない在宅—高齢者の生活空間論」医学書院

入会の全員一致原則と環境保全機能
── 鹿児島県大島郡瀬戸内町における入会係争事案の調査から ──

三輪大介*

Environment Conservation Functions and Unanimity Principle of the Iriai
－ A Field Research of Conflict of Common on the Setouchi Town, Amami Oshima －

MIWA Daisuke

環境破壊が懸念されるような開発の現場において，入会権が環境保全に資するという「環境保全機能」が注目されている．本稿では，奄美大島における入会係争を事例として，一連の訴訟において主要な争点となった「全員一致原則」に関する考察を行った．

本研究は，鹿児島県大島郡瀬戸内町における係争事例を通じて，入会権の環境保全機能に関する考察を行った．瀬戸内町は，一般廃棄物処理施設の建設を同町網野子集落の入会地に計画したが，係争地は多数の希少生物の生息が確認されている渓谷の上流部に位置し，網野子集落の簡易水道の水源地に近い場所でもあった．

網野子集落では，総会における多数決決議に基づき，瀬戸内町との間で建設用地の賃貸契約を締結したが，2001年1月，網野子集落に居住する入会権者9名が，入会権者全員の同意がない以上，契約は無効であるとして，入会権に基づき施設建設の差止め仮処分を申し立てた．裁判は本訴へと引き継がれ最高裁まで争われた．一連の訴訟では，共有物の重大な変更には入会権者全員の同意を必要とする入会権の「全員一致原則」が主要な争点となった．

一連の裁判資料等の文献調査及び現地調査を基に，入会権のどのような側面が環境保全機能を有するのか検討した結果，一人でも反対する者がいた場合，入会地の改変・処分が許されない「全員一致原則」が，安易な土地の改変に歯止めをかけ，自然環境の保全に寄与していることが看取できた．本稿では，これを「乱開発抑止機能」として位置づける．

キーワード：入会権，慣習，全員一致原則，環境保全機能

In recent years, the environment conservation functions of the iriai-ken (right of common) have been paid an increasing attention in Japan. In general, the iriai-ken for inhabitants includes utilization of their mountain slopes to obtain natural resources such as firewood, fertilizer and wild plants.

In order to examine the environment conservation functions of iriai custom, a field research has been conducted, in terms of a controversial issue of a municipal waste disposal plant being planned in the Aminoko community, Setouchi Town, Oshima County, Kagoshima Prefecture. While this planned construction site is located within the iriai-chi (common land) of Aminoko community, many precious organisms, such as Amami Rabbit, inhabit there. In this case, the commoners in Aminoko community as well as residents of Katoku community located downriver of the site opposed to the Setouchi Town Government which tried to proceed the construction. As a result, this issue has become a law suit case.

After analyzing the issue of the law suit and making the interview survey of the related parties, this paper establishes that iriai custom has had three environment conservation functions: (1) resource management function; (2) ecosystem maintenance function, and (3) development control function. Especially, "unanimity principle" in the decision making process of commoners seems to provide a significant suggestion in regard to the governance of sustainable community resource management.

Key words: Iriai-ken (right of common), Custom, Unanimity principle, Environment conservation function

* 兵庫県立大学大学院 経済学研究科　chirudai30@gmail.com

1. はじめに

1.1. 目的と背景

日本におけるコモンズ研究の関心が，「自然資源と人々のかかわり」にあるのは，その出自が沖縄県石垣島の新空港建設計画に対する疑義であったことと無縁ではない．経済学者の玉野井芳郎は，石垣島白保のイノー（サンゴ礁のリーフで囲われた礁池）の豊かさに注目し，これを「コモンズとしての海」と表現したが，その念頭にあったのは日本社会における「入会」制度であった（玉野井1990〔初出1985〕）．

法学・法社会学の分野においては，「コモンズ」の具体的事象である「入会」に関する膨大な研究が蓄積されてきた．資源（あるいは自然環境）の持続的な利用のあり方を模索するコモンズ研究は，ここから多くの示唆を得ることが出来る．その一つが，近年注目を集めつつある，「入会権」の「環境保全機能」に関する議論である．代表的な論説としては，清水・奥田（1998），牧（2000），中尾（2002/2003），西村（2003），鈴木（2006）などが挙げられる．また，コモンズ研究からのアプローチとしては，室田（2008），三輪（2009）などがある．

論者によってその意味するところは若干異なるが，その代表的なものは，入会権が乱開発抑止に有効に機能しているという議論である．現実に，自然環境破壊が懸念されるような開発計画に際して，その土地に入会権を有する住民が開発を拒否する場合，入会権の強い私権性が乱開発に歯止めをかける事例が幾つか現れてきている[1]．本稿の調査対象である鹿児島県大島郡瀬戸内町における一般廃棄物処理施設建設問題は，その土地の豊かな自然環境を開発から守りたいとする住民側の訴えに，「入会権」が非常に大きな役割を果たした典型的な事例である．

本研究は，現地調査ならびに訴訟資料の検討を通じて，一連の訴訟過程の整理を行い，この問題の最大の争点である意志決定に関する議論に対して，司法がどのように判断してきたかを明らかにする．また，入会権ないし入会の“生ける法”である制度の「環境保全機能」を検討し，そのいかなる特質が，乱開発に歯止めをかける役割を果たしているのかを考察する．

1.2. 用語（入会権）

入会権は，地盤所有権の有無に応じて，民法263条に規定される「共有の性質を有する入会権」と，294条に規定される「共有の性質を有しない入会権」の2種類に別けられるが，この事例における入会権者の権利は，前者の「共有の性質を有する入会権」である．

条文では，「共有の性質を有する入会権については，各地方の慣習に従う外，本節（筆者注：第3節の共有）の規定を適用する」と極めて簡潔な規定しか行われておらず，ここから具体的な内容を読み取ることは出来ないが，学説では以下のように説明されている．

我妻榮は，「入会権は，一定の地域の住民が，一定の山林原野等において，共同して収益－主として雑草・秣草・薪炭用材木等の採取－をする慣習上の権利である」（我妻1952，294頁）[2]と定義している．一方，川島武宜は，全国的な入会実態調査の結果からこのような理解に対して，①収益行為の一部分（入会稼）しか視野に入れていない，②収益行為をしない共同所有という側面もあることを視野に入れていない，③入会権の核心的要素である入会権の主体を充分に説明していない，として以下のような定義を与えている．

「入会権とは，村落共同体もしくはこれに準ずる共同体が土地－従来は主として山林原野（ただし，これに限らない）－に対して総有的に支配するところの慣習上の物権である」（川島1968，510-511頁）．

2. 調査地の概要

2.1. 地勢と自然

瀬戸内町のある奄美大島は，周囲461.1km，面積712.35km^2，日本の離島としては佐渡島（新潟県）に次ぎ，2番目に大きな島である．周囲には加計呂麻島，喜界島，徳之島，沖永良部島，与論島などの島々が点在し奄美群島を形成している．いずれも行政区画は鹿児

島県大島郡に属し，総人口は126,483人である（奄美市と大島郡9町2村の合計，2005年国勢調査）．

行政・経済の中心は奄美大島の西北部に位置する名瀬市であったが，2006年3月，3市町村が合併し現在の奄美市となっている．瀬戸内町は奄美大島の最南部に位置し，面積は239k㎡，そのうち林野面積は207.7k㎡である（鹿児島県2006）．一般廃棄物処理場の建設をめぐる係争地は，奄美大島を南北に貫く国道58号線沿いの，加計呂麻島と海を隔てて北面に位置する港町である古仁屋に至る最後の峠（網野子峠）付近に位置する．

気候は，年間平均気温摂氏21℃前後，降水量は3,000㎜で年間を通じて温暖多雨な亜熱帯気候である．その自然は，国の天然記念物であるアマミノクロウサギ（学名：*Pentalagus furnessi*），ケナガネズミ（学名：*Diplothrix legata*），アマミトゲネズミ（学名：*Tokudaia osimensis osimensis*），ルリカケス（学名：*Garrulus lidthi*），オオトラツグミ（学名：*Zoothera dauma major*）などをはじめ，多くの絶滅危惧種・固有種が生息する希少生物の宝庫として有名である．

2.2. 社会・経済状況

奄美群島は，1609年の島津征討以前，琉球王国の支配下にあったが，この征討によって島津の直接的支配体制下に置かれることとなる．島津藩は，「島民に砂糖キビ耕作を強制し，田畠と夫役を割り当て，…粗糖を上納させ，粗糖以外の砂糖は藩が独占的に専売制をとった」ことによって，「島民の生活や生産活動は，砂糖生産に拘束・制限され」，この「砂糖地獄」は，「奄美社会内部での階級文化と生産の停滞，島民生活の貧困化を必然化した」（皆村1988，1-2頁）．明治政府樹立後も，「国家権力は土地に対する地租を，商人資本家たちは，藩に代わって農民的商品である砂糖に対する独占的売買契約を農民に対する高利貸し＝債務奴隷化によって，農民を再び砂糖生産に拘束・制限することになった」（同，2頁）．

「大島郡経済独立政策」の名のもと，1888年から1940年までの約半世紀にわたって鹿児島県は奄美群島に対する予算措置を行わず，奄美群島の社会資本，産業基盤は未熟なままに留め置かれた．戦後は沖縄と同じく米国軍政府の支配下におかれ，1953年に「本土復帰」した時の奄美は「窮迫の極限に一日も猶予を許さない」状況であったと伝えられる．

その後の振興策（奄美群島復興特別措置法）では一転し，奄美には2003年までの50年間で総額1兆8300億円の資本が投下された．しかし，その実体は沖縄の「復帰特別措置」と対を成して，その巨額の建設費用のほとんどが本土企業に回収される「ザル経済」ないし「国内版ODA」であると批判される内容であった（薗2005，吉嶺1991）．それを例証するように，この半世紀，かつて205,363人（1955年）を数えた奄美群島の人口（奄美市＋大島郡9町2村）は，2005年には126,483人にまで減少するという，夥しい人口の流失が起こっている(この期間の全国総人口の増加率は42%であるのに対して奄美群島ではマイナス38%，2005年国勢調査)．このような状況下にあって，瀬戸内町などの大島南部では，林野からの収益が非常に重要な意味を持っていた．

> 「名瀬市や龍郷村等島の北部（以下，北大島と呼ぶ）と，宇検村や瀬戸内町等島の南部（以下南大島と呼ぶ）との間には，すなわち，入会林野に対する入会集団の規制は，北大島においては非常に弱いが，南大島においてはその規制が相対的に強い．〈中略〉南大島は，北大島に比して林野面積が大きく農地面積が少ない．したがって農業生産は相対的にふるわず，紬織もまだ新しく，他にこれという産業もないため住民の林野ないし林業に対する依存度は高い．それ故に，南大島の住民にとって入会林野は生活を維持するために非常に重要な役割をもつ．入会林野を放任することは許されず，そこに一定の集団的な規制を必要とするのは当然である」（中尾1967，195頁）．

3. 係争の概要

3.1. 事件の経緯

鹿児島県大島郡瀬戸内町は，一般廃棄物処理施設の建設を同町網野子集落の共有地（２ヘクタール弱）に計画し，1998年11月21日，網野子集落にて説明会を開催する．網野子集落では，同年11月29日の集落総会において，多数決による決議（賛成44票，反対5票）を行った結果を受け，11月30日に区長が建設同意書に署名する．2000年2月14日の総会では，反対意見が出されるが，建設予定地の賃貸契約の賃料や立木補償費などの内容について多数決による決議を行い，3月1日，瀬戸内町と網野子区長との間で建設用地の賃貸契約が締結される．同年4月16日の総会ではその賃貸期間や賃料などの決定事項が報告される．これに対し，5月24日及び6月21日付で反対する住民は代理人弁護士を通じて瀬戸内町に対し計画の白紙撤回を求め，2001年1月26日，網野子集落に居住する計画予定地の入会権者である9名が，入会権者全員の同意がない以上，契約は無効であり，環境に取り返しのつかない損害が生じるとして，入会権に基づき施設建設の差止め仮処分を申し立てた．

建設予定地の下流に位置する嘉徳地区では，集落全体で本建設計画に反対しており，網野子・嘉徳集落住民を中心に結成された「瀬戸内環境を守る会」等の市民グループ等が反対運動を行っている．

3.2. 裁判の経過

工事禁止仮処分申立の提訴は，最高裁の決定によって結審するが，同時に本訴へと引き継がれ，結審までに6年以上の時間を要した．以下に，各訴訟内容を概観してみよう．

A.　鹿児島地方裁判所名瀬支部 平成13 (2001) 年5月18日決定，「平成13年(ヨ)第1号　建設工事禁止仮処分申立事件」[3]　債権者：Ｔほか8名，債務者：瀬戸内町

建設工事の禁止を求めるこの裁判では，主に本件土地に対する債権者の入会権の在否が争われた．判決は本件土地が網野子集落住民の共有の性質を有する入会地であり，その貸付に権利者全員の同意が必要であるにもかかわらず，その同意が得られていないため瀬戸内町との契約は無効である，との理由で工事禁止の仮処分申立を容認する判断を下した．これにより，事実上建設工事は中止となる．

B.　鹿児島地方裁判所 平成14（2002)年6月19日決定，「平成13年（モ）第958号 保全異議申立事件」[4] 債権者：Ｔほか8名，債務者：瀬戸内町

瀬戸内町は仮処分決定を不服とし異議申立をおこなう．ここでは，全員一致があったか否かが争点として争われる．判決は，本件土地が債権者の入会地であり，建設工事のための賃貸は土地の変更・処分に相当し，その変更・処分は全一致が原則であることを認めた上で，2000年2月14日の集落総会にて反対を意思表示した者が退席した後，残された者で全員一致の多数決決議が行われ，次の4月16日の総会では反対を表明していないため消極的な賛成が得られ，全員の同意があったものと見なされるとし，原決定を取り消し，仮処分命令申立を却下した．

C.　福岡高等裁判所宮崎支部 平成14年（2002)年12月10日決定，「平成14年（ラ）第36号 保全異議申立の決定に対する保全抗告事件」[5]　抗告人：Ｔほか8名，相手方：瀬戸内町

網野子集落入会権者は，異議審の決定を不服として抗告申立を行う．決定は，原決定を取り消し，工事禁止仮処分命令申立を認めた．再び網野子集落入会権者の訴えが認められる．

D.　最高裁判所 平成15（2003）年12月25日決定，「平成15年（許）第8号事件」[6]　上告人：瀬戸内町，被上告人：Ｔほか8名

瀬戸内町は特別抗告を行うが，最高裁判所は理由無しとして瀬戸内町の訴えを棄却．

E.　鹿児島地方裁判所名瀬支部平成16（2004）年2月20日判決，「平成16年（ワ）第71号 一般廃棄物焼却施設差止請求事件」[7]　原告：Ｔほか8名，被告：瀬戸内町

瀬戸内町と網野子集落との土地賃貸契約の有効性が本訴で争われることとなる．この土地が共有の性質を有する土地であるか否か，その土地の貸付に全員の同意が必要か，多数決でよいか，全員の同意が有ったか

否かが争点として争われた．判決は，この土地が入会地であり，網野子集落には多数決で財産を処分してきたという慣習はなく，その土地の変更・処分は全員一致が原則であり，数々の証拠から反対者がいたことは明らかであるとの判断を示し，瀬戸内町はこの土地に廃棄物処理施設を建設してはならないとの決定を下した．

F.　福岡高等裁判所宮崎支部 平成18（2006）年4月28日判決，「平成16年（ネ）第67号 一般廃棄物焼却施設建設差止請求控訴事件」[8]　控訴人：瀬戸内町，被控訴人：Tほか8名

控訴審は次のような争点で争われた．

a. 訴えの適否（当事者適格）

b. 入会権の存否・内容

c. 賃貸借契約の締結と係争地の変更・処分

d. 慣習（多数決による決議）の存否

e. 集落規約の解釈

裁判所の判断は，aについては，集落民が有する収益権における妨害排除請求権に基づく請求として当事者適格を認め，bについては，争う余地もなく網野子集落の入会地として認め，cについてはこの建設工事の計画は実質的に入会地の変更・処分に相当するとした．ここまでは被控訴人である網野子集落入会権者の主張が認められている．しかしd及びeについては一転する．dについては，財産処分を多数決によって決すると定めた周辺集落の総会規約の存在や，網野子集落の規約，また全員一致原則のような合意形成方法では集落の意志決定に時間がかかり，具体的取引に対応できないことなどを理由に，基本的財産の変更・処分は多数決によって決定する慣習が成立していたと解するのが至当，とした．eについては，総会規約が全員の同意をもって制定されている以上，特に明文化されない以上は基本財産の変更・処分が総会の権限に属するものと解するのが正当であり，やはり周囲の集落の規約などからの類推によって網野子部落会規約第12条2項7号の「その他の事項」[9]に基本財産の処分・変更が含まれていると解するのが相当であるとする．よって，多数決原理の慣習が網野子集落に存在する以上，賃貸契約の締結は有効であるとし，住民側の一般廃棄物処理施設建設差止請求を棄却した．

G.　最高裁判所 平成19（2007）年11月30日判決，「平成18（オ）1166号一般廃棄物焼却施設建設差止請求事件」[10]　上告人：Tほか8名，被上告人：瀬戸内町

上告申立人は控訴審判決において「網野子集落において，基本財産を多数決で処分する慣習があった」と認定した点につき，憲法解釈の誤り，認定についての理由不備・齟齬，最高裁判例に相反，法令解釈の誤りを争点に争う構えであったが，最高裁判所は，「上告の理由に該当しない」として，網野子集落入会権者の上告を斥けた．

3.3. 争点の整理

一連の裁判の経過における争点を整理すると，およそ以下のような点に絞られる．

① 当該共有地が入会地であるか否か

② 当該建設計画が「土地の変更・処分」に該当するか否か

③ 共有地の変更・処分の決定は入会集団の全員一致が原則であるか否か

④ 当該入会集団には入会地の変更・処分を多数決で行う慣行があるか否か

⑤ 全員一致があったか否か

争点①から③に関しては，建設計画に反対する入会権者の訴えが全ての判決で認められているが，④及び⑤に関しては判断が分かれている．

Bの異議審においては，2000年2月14日の総会において反対を表明する者の退席後の多数決決議が全員一致であり，4月16日の総会の質疑で反対意見が表明されなかった事などを理由に，「消極的ながら」，「反対の意思を表明する者はいなくなったと認められる」として争点⑤の全員一致があったとの判断が下された．しかしながら，1998年11月21日総会決議において反対票があったこと，2000年2月14日の総会において「前回の決議は無効であり，白紙撤回すべき」「このような問題を多

数決で決められるはずはない」等の反対を表明する発言があったこと，建設予定地に立て看板を立て，反対の意思表示をしていること，2度にわたり弁護士を通じて瀬戸内町に計画の白紙撤回を求める訴えを行っている等の事実からは，仮に「全会一致」があったとしても，権利者全員の一致でなかったことは明らかである．

Fの控訴審においては，争点④の多数決慣習の有無について，当該入会集団には入会地の変更を多数決で行う慣行があったと認定した．民法第263条は「共有の性質を有する入会権については，各地方の慣習に従う外，本節（筆者注：共有）の規定を適用する」と規定している．第一次的法源は「各地方の慣習」であるため，地方の慣習として財産の処分を多数決で決定すると規約などに定めているならば，「本節の規定を適用する」，つまり共有の財産の処分・変更は全員の同意を必要とすると定めた民法第251条に優先すると判断した．

以上の整理から，最も注目される争点は④の財産の処分を多数決で決定するという「慣習」に関する解釈である．Aの鹿児島地方裁判所名瀬支部及びCの福岡高等裁判所宮崎支部では，村の最も重要な基本財産の処分は多数決ではなく，全員の同意が必要であることを認め，建設計画に反対する住民側が破れたBの異議審においてさえそれを認めている．Eの鹿児島地方裁判所名瀬支部の判決にいたっては，総会成立要件の2分の1と更にその出席者の過半数以上で可決が成立するとする瀬戸内町の主張に対して，4分の1以上という少数の意見で財産処分が決められてしまう多数決の不合理性を説示している．Fの福岡高等裁判所宮崎支部は，これまでの一連の裁判が下してきた判決と全く正反対の判断を下し，Gの最高裁が上告を斥けたため，結審となっている．

4. 考察

控訴審判決において，福岡高裁宮崎支部は次のような判断を示した．

「本件入会権は，共有の性質を有する入会権であるから，本件山林の変更・処分は，原則として，共有者全員の同意を必要とする（民法251条）ものと解される．しかしながら，入会権は慣習上の権利であるから，この民法の原則とは異なり，これをするについて，入会集落の最高意志決定たる集落総会において多数決により決定する旨の慣習が行われ，又は同趣旨を定める入会集落の集落規約がある場合には，当該慣習又は集落規約の定めにより，集落総会における多数決によってこれを決定処分することが出来るものと解するのが相当である」（福岡高裁宮崎支部2006，55頁）．

最終的にこの控訴審判決が確定したことで，「入会権者全員の同意がない以上，入会地の賃貸契約は無効」とする訴えは斥けられ，多数決による決定を入会権の「慣習」として容認するという，従来の入会権の解釈に重大な「揺らぎ」が生じている．この点に関する法学上の検討は，牧（2008），中尾（2008）等の法学者による詳細な検証が既に存在しているため，ここでは深く立ち入らず，もっぱら入会制度と環境保全との関係に注目して考察を進めたい．この事例は，網野子集落に居住する9名の住民が瀬戸内町を相手に入会権訴訟を通じて，環境保全を実現しようとしたものである．敗訴はしたものの，結果的に，一連の裁判によって建設計画が社会問題化・長期化したために計画は断念され，環境保全を訴えた住民たちの目的は達成される形となっている．

4.1. 入会の環境保全機能

Aの仮処分申立からCの抗告審までの経緯を踏まえ，法学者・采女博文は，「本事例の結果をみると，地租改正後も個人的支配が確立することなく，村人享有（みんな持ち）とされてきた入会権が環境保全の機能を果たしたといっていよい」（采女2004，27-28頁）と指摘し，法学者・牧洋一郎も長期にわたる現地調査及び裁判記録を踏まえた上で，同様に入会権の環境保全機能に注目している（牧2008）．

この事例における建設予定地は，アマミノクロウサ

ギなどの絶滅危惧種をはじめとして20種類のレッドリスト記載生物の生息が確認されている[11]．このような生物多様性のホット・スポットである自然環境の喪失は，不可逆的かつ代替不可能であり，その損害は，現在のみならず将来世代にまで及ぶことになる．このような脅威に対して，両法学者が指摘するように，入会権が環境保全機能を有しているとすれば，入会制度のいかなる特性が環境保全的に機能し得るのかを明らかにしておくことが重要であろう．「環境保全」の含意する内容は多義的であるため，本稿では，①生物多様性の保全，②持続的な資源利用，③乱開発の抑止，の3点に限定し，そのいずれかに寄与する働きを「環境保全機能」とする．以下に提示する環境保全機能の3様態（生態保全機能，資源維持機能，乱開発抑止機能）については，別稿（三輪2009）にてある程度の整理を行っているが，本稿では，特に「乱開発抑止機能」の「全員一致原則」という入会制度の特質に焦点をあてて考察を行う．以下ではまず，「生態保全機能」と「資源維持機能」を概観する．

4.1.1. 生態保全機能

網野子集落では，この入会地から，幕藩時代より砂糖製造のための薪や樽材として，また，生活財として薪，牛馬の飼料，茅葺き屋根資材の採取を行っていた．昭和6（1931）年頃から炭焼きが活発になり，昭和35（1960）年頃からは，町などが植林を奨励していたため，多くの者が杉を植林している．天然木は，椎茸栽培の榾木，鉄道用の枕木，パルプ材として出荷されている．また，水が豊富であったため，山中に藍を，国道沿いの土地は茶畑に利用しており，部落の人は「網野子峠」ではなく「茶屋峠」と呼んでいた[12]．注目すべきは，これだけの利用圧がかかりながらも，先述したように驚くほどの生物多様性を維持してきたという一見矛盾するような事実である．ある程度の自然環境の攪乱は草地等の空間的多様性をもたらす．例えば，クロウサギの場合，森の中ではなく，見通しの良い開けた場所で採餌や糞をするため，人為的に作られた道路や草地などが頻繁に利用される．また，空間的な多様性は攪乱期待種の繁殖を助け，植生の多様性へも大きな影響を与える．これらの資源利用が生物多様性の維持あるいは保全に優位に働き得たという定量的な証拠を示すことは困難であるが，可能性としては充分に検討の余地がある．本来的な目的とは別の，いわば副次的な寄与ではあるが，過度の攪乱でない限り，この利用実態自体が環境保全機能の一つと想定することが可能であろう．その反面において，水源地周辺や宗教的な空間では，かなり厳格に利用制限が行われている．いわば「積極的非利用」の必然的な結果として手つかずの環境が保全される．このような利用（ないし非利用）が，副次的あるいは必然的に生物多様性の保全に寄与してきた状況を，ここでは「生態保全機能」と呼ぶ．

4.1.2. 資源維持機能

網野子集落における入会地の利用は，中尾（1967）が報告しているように比較的自由に利用する「勝手取り」に近い様態であったが，同時に次のような共同体的統制も働いていた．「網野子集落に住所を置く者であれば，誰でも利用でき，その利用する時期等に格別の制限はない．ただし，土地内の立木を自家用で使用するには許可は必要なかったが，それを販売したり，それを利用して商売する場合には，許可が必要であった．また，木材を伐採した集落民は，それを販売して得た利益の一部を，山税として集落に納めていた．現在も，ツワブキやヨモギを採集したり，枯れ木を集めて薪にしたり，イノシシ狩りをすることは自由である．ただし，サルスベリの木については許可が必要である」（判例自治229号，60頁）．現地調査においても，自家消費的な利用においては特段の規制もなく比較的緩やかに運用されていたが，植樹や炭焼きなど広い面積を独占的に使用する場合は集落内において調整が行われ，庭木・観賞用樹木など特定の樹木の採取に関しては，集落の許可が必要であり，売買用木材の伐採には山税が課せられていた．また，暗黙の了解として，水源地付近の利用は極めて慎重に行われていたことが語られて

いる（建設反対を訴えた住民たちの主たる理由は，現場から200mのところに網野子集落の簡易水道の取水口があったためだと言う）[13]．この網野子集落に限らず，多くの入会的制度（共同漁業権漁業などを含む）においては，資源の更新性に配慮した採取の時期や量を規制するルールを定め，違反の監視・制裁を行い，賦役等の義務によって手入れを行い，厳格な境界画定による「ナワバリ」によって，外部の利用に対抗するといった内部規範を形成し，長期間にわたる資源維持を実現してきた．これを本稿では「資源維持機能」と呼ぶ．

4.2. 乱開発抑止機能と全員一致原則

本稿で特に注目したいのは，乱開発を抑止する機能である．一般的に，土地の改変（開発）の容易さは，土地価格が同じであれば，取引費用との関係で見ることが妥当であろう．取引費用を高くする要因として想定されるのは，複雑な権利関係や煩雑な合意形成の在り方などである．

個人や企業等の私的所有であれば，その排他的所有権が包摂する処分権能によって，所有者ないし組織の決定権を有する者は，迅速かつ容易に土地の改変を行うことが出来る．これに対して，全員一致という合意形成の在り方は，少数者の意見を尊重するゆえに多くの時間と労力を要し，取引費用を引き上げることで“開発しにくい”状況を生むことは明白である．さらに，構成員の中に，一人でも正当な理由から入会地の変更・処分に反対する者がいた場合には，土地の改変は不可能となる．土地が改変される可能性は，原理的に，私的所有形態が1/2の確率である（個人の決定であれ，集団の多数決による議決であれ確立は共に1/2）のに対して，入会では$1/2^n$（nは構成員数）となる。この「全員一致原則」という入会制度の特質が，資源の流動性（資源改変の融通性）を鈍化させ，“開発しにくい”状況を作り出し，開発行為に歯止めをかける最も大きなロジックとなっている．本稿では，このような機能を「乱開発抑止機能」と呼ぶ[14]．

この資源の非流動性ないし不融通性は，これまで土地の高度利用，生産性の向上を阻害する要因として否定的に捉えられ，入会的な所有・利用関係を近代的所有関係へと変容させる根拠とされてきた．しかし，自然環境の価値が従来の直接的な使用（利用）価値に限定されず，生態系サービスや森林の多面的機能など，多様な価値・便益が見直されている今日，資源の流動性・融通性はかつてほど全面的に支持されるものではない．

英国のナショナル・トラスト運動における最も重要な原則は，土地の「譲渡不能原則（Principle of inalienability)」である．また，日本の海浜や河川などのいわゆる“公共用物”の法律的な最大の特色は「公物の不融通性」（私権の制限）である点に注意が必要であろう[15]．ナショナル・トラスト運動においては，市民が自然環境の保全を期待して，土地などを「信託」するため，受託者が勝手に譲渡してしまっては運動自体が成立しない．日本における公物管理に関しては，公物の目的（一般公衆の自由使用）を達成するためには，融通性があってならない．いずれにしても，その利用・管理集団を超えて外部効果が極めて大きく，非常に多くのステークホルダーが存在する自然資源は，「商品」として流動性を高くしないことにも大きな意義がある点を確認しておきたい．

網野子集落の入会地係争は，まさにこの合意形成の手法である全員一致原則が開発に歯止めをかけてきた典型的事例である．一連の裁判において，この原則は自明のこととして容認されてきたが（判断が分かれたのは，その認定の基準や，入会権の第一法源である「慣習」の解釈である），その理由は明示的ではない．なぜ，入会もしくは入会的な制度において全員一致が原則とされるのか，という根本的な問題を，以下ではまず学説上の解釈から検討してみよう．

4.2.1. 全員一致原則に関する学説

学説は，入会における全員一致原則をどのように説明するのであろうか．3名の法学者の見解からこれを概観してみよう[16]．

まず，入会の特殊な共同所有形態である「総有」からこれを説明する見解が見られる．総有について石田文次郎は次のように述べている．「…入会権はローマ法の法人の所有でもなく，又各村民の共有でもなく，さらに両者の結合したものでもなかった．個人の所有か法人の所有か，多数人の共有かのほかに人的結合の本質が所有権行使の上に強く反映している入会権が在したのである．ゲルマン法の総有権と同じく，入会権は我國上古以来の慣習によって成立した権利であり，我國村落の団体的性質と結合せる我國固有の所有権の形態であると言わねばならぬ」（石田1927，535-536頁）．石田の言う，「人的結合の本質が所有権行使の上に強く反映している」総有という性格上，個人の持ち分が明確でない上，構成員はその共同所有権を持ってはいるが，その権利は集団の管理統制のもとにおかれている（そのため個人が自由に売買などの変更・処分をすることは許されない）．よって，共同財産の変更・処分を行うにあたっては，その集団の管理統制に基づく決定として共同所有者である構成員全員の同意が必要となる．それは総有という各構成員の所有であると同時に，その構成員が属する集団の所有でもあるという特殊な所有形態の必然的な帰結である．

川島武宜は，全員一致原則を次のように説明する．「一般には，入会権にもとづく土地・水面の使用収益のしかたは，慣習により定まっており，これを変更するには入会権者総員の同意を必要とする．このことは，入会権が「総有」的権利関係であり入会権の主体が入会権者であること－すなわち，入会集団は入会権者の総体とは別の独立の団体ではないこと－，したがって入会権は入会権者一人一人の私有財産権であること，の当然の結果である」（川島1968，573-574頁）．総有を「私的所有権の束」として捉える川島の解釈に立てば，持分を有する構成員全員の同意が必要となるのは当然であり，多数決による決定では各構成員の私的所有権を侵害することとなる．

以上の見解からは，入会における意志決定の手法は，その特殊な共同所有形態（あるいはその主体の結合関係）に規定されたものであることが看取できる．しかし，これらとは別に全員一致原則を，民法251条から導く見解も見られる．

法社会学者であると同時に，この裁判の弁護士を務めた中尾英俊は，多くの点からこの判決に対して批判を加えているが（中尾2008）[17]，特に全員一致原則にかかる批判について見てみよう．慣習と強行規定の問題である．

控訴審判決は，共有財産の処分が多数決によって決定されるという「慣習」があれば，民法251条の規定に第一次法源たる慣習が優先されると判断した．しかし，各地方のいかなる慣習も，身分差別や私的制裁など公序良俗や強行規定に反する場合には当然に無効である[18]．そして251条は「各共有者は，他の共有者の同意を得なければ，共有物に変更を加えることができない」とする強行規定である．民法263条は，「慣習」に従う外は共有の規定を適用する，と規定されている．つまり，「共有入会権は共同所有権の一形態であるが，その共有持分の自由な分別や処分は民法の規定は適用されず（筆者注：「慣習」に従い），共有財産の処分は民法に規制される」（中尾2008，153頁）のである．よって，共有財産たる入会地の変更・処分は251条の規定に従い，全員の同意を得なければならない．

学説は，以上のように全一致原則を説明するが，入会権の規定が，国民の大多数を占めた農民の生活基盤とそれを維持・管理するための制度＝伝統的慣習を保障する見地から設けられたものである以上，説明の根拠は，やはり入会における社会的事実に求めておく必要がある．次に，民俗学者や農村社会学者など，村落をフィールドとしてきた先達の論述と網野子集落における意志決定の実態から，村落社会における合意形成がどのようなものであるかを検討してみよう．

4.2.2. 「ムラ」の意志決定

民俗学者・宮本常一の『忘れられた日本人』の冒頭には，対馬の調査時に遭遇した寄りあいの話が記述されている．「村でとりきめを行う場合には，みんなの納

得のいくまで何日でもはなしあう」「この寄りあい方式は近頃始まったものではない．村の申し合わせ記録の古いものは二百年近いまえのものもある」「夜になって話しがきれないとその場に寝る者もあり，おきて話して夜を明かす者もあり，結論が出るまでそれがつづいたそうである．といっても三日でたいていのむずかしい話もかたがついたという」「みんなが納得のいくまではなしあった．だから結論が出ると，それはキチンと守らねばならなかった」「日本中の村がこのようであったとはいわぬ．がすくなくも京都，大阪から西の村々には，こうした村寄りあいが古くからおこなわれて来ており，そういう会合では郷士も百姓も区別はなかったようである…村落共同体の一員ということになると発言は互角であったようである」（宮本1984，13-20頁）．

農村共同体に対して実証的な記述と分析を行った守田士郎の『日本の村』では，「多数決は意味をなさない．部落の中では多数が有利というので決定してしまえば，少数者一人一人が負う損はやたらと大きくなってしまう．それは生活とそのための生産に大きな差となって現れてしまう．それでは部落の呼吸が乱れてしまうということなのか，そういう議決はしない」（守田1978，124頁）として多数決原理を否定している．

農村社会学の鳥越皓之は，「お互いにあらゆることで日常的に顔をあわせ，その人の一生だけでなく，代々同じ場所に住むことの多い村落では，あとあとシコリを残すことはたいへんマズイ．この全員一致制も，村落という環境下においては，生活のチエのひとつといえよう」，「日本の村落などにみられる全員一致制は，本来相対的な状況を，一対一のはなしあいの過程をへて，個別的に意を通じ，裁決の時点では互いに絶対的事象であると納得できるようにするための制度である」として，「西欧民主主義の『過半数制』」とは根本的に発想が異なることを指摘している（鳥越1985，114頁）．

次に，網野子集落の状況を見てみよう．網野子集落では，かつて国道の拡張工事に伴う入会地の処分を経験している．この時の模様を原告団代表のＴ氏は次のように語られている．「裁判では道（国道58号）を広げる時，（総会の）多数決で決めたといっているが，区長さん，今原告になっているAさんが一軒一軒廻って同意を得ていたんです」．一見，総会での議決に見えるような場合であっても，その前段において様々な説得や根回しを経て，全員が納得する合意形成が伝統的に行われてきた[19]．Ｔ氏は，この裁判が始まって「入会権」という法的な根拠を知ったとのことであるが，入会権が全員一致を原則とすることを認識する以前に，総会において「このような問題を多数決で決められるはずはない」と発言している．すなわち，Ｔ氏にとって，全員一致は法以前の慣習であり常識であった．

宮本，守田，鳥越の記述は，入会地の処分等に限定した話ではないが「ムラ」という生活空間における意志決定・合意形成の様態が，全員一致制であったことを示しており，Ｔ氏の発言はそれを裏付けている．それと同時に，ムラの意志決定は伝統的に“熟議”であったこと，構成員間の平等性を担保することが重視されていたこと，かつ，長期的な社会関係と密接な関係であったことを示唆している[20]．現地調査において，奄美地方には「ムングトゥヤ，ナナディサキ，カンゲェレィヨ（ものごとは７代先のことを考えるのだよ）」という戒めがあることを教えられた[21]．７代先と言えば，一世代30年としても200年以上先の話である．Ｔ氏が原告の代表となった大きな理由も，「山を守っておかないと子供たちに，いつ何時また山に助けられることになるかわからない」からだという．

5. おわりに

最後に，控訴審判決において裁判官が示した全員一致原則に対する見解を紹介したい．

> 「全員が同意に転じるまで，いつまでも，場合により何年経っても網野子総会における当該議案の提案・審議が継続されることになる．そのようなことでは，具体的取引に対応できないことは自明であろう．唯一人でも反対者がいれば，他の全員が賛成しても当該案件について本件集落の意思

を決定・形成されない．一つの案件について全員の同意を得るまでに長期間を要し，したがって，いつになっても本件集落の意思を決定・形成できないというのは，極めて不都合な致命的な欠陥であって，それだからこそ，本件集落にはその最高意思決定機関として網野子総会を置き，多数決原理に基づき本件集落の意思を決定・形成する方式が慣習として成立したものと解するのが至当である」（福岡高裁宮崎支部2006，63頁）．

奄美群島では，大手資本による山林の皆伐，鉱石採取等による赤土流出，海砂採取による砂浜の消失，ゴルフ場等のリゾート開発，大型公共事業による埋立など，枚挙にいとまがないほどの乱開発が続いてきた[22]（薗2005）．このような状況下では，本稿で示した資源の不融通性を担保する制度，すなわち，入会の乱開発抑止機能は極めて大きな意味を持つ．T氏は，「私は林業・漁業で生計を立ててきました．本件山林は私たちに“食”と“職”を与えてくれた宝の山です．ごみの山にするよりも緑豊かな山にして未来に残すことがより有益なことだと思っています」と語られている．「後の世代に残すこと」は，今後の入会地利用の重要な選択肢の一つかもしれない．司法が「極めて不都合な致命的な欠陥」として切り捨てた全員一致原則は，長い年月をかけて育まれてきた極めて有用な制度であり，鳥越の言う「チエ」の結晶である．

謝辞

現地調査行程において，奄美の薗博明さんには多大なるご配慮を頂きました．そして貴重な時間を割いてお話を聞かせてくださった，Tさん，Fさん，Uさん，Yさんに改めてお礼を申し上げます．

中尾英俊先生からは，裁判資料をご提供いただくだけでなく，非常に貴重なアドバイス，多くのご教示を頂きました．心よりお礼申し上げます．

兵庫県立大学経済学部の新澤秀則教授，同三俣学準教授ならびに同志社大学経済学部の室田武教授からは，非常に多くのご教示を頂きました．また，本稿の準備及び調査は，科学研究費補助金・特定領域研究『持続可能な発展の重層的環境ガバナンス』（A03班：グローバル時代のローカル・コモンズの管理－研究代表者・室田武）の助成を受けて実施することができました．

注

1 例えば，沖縄県国頭村における一般廃棄物処分場建設問題をめぐる係争，山口県上関町の原子力発電所建設計画をめぐる係争などはその典型である．前者の詳細は，小川（2002），後者の共有地訴訟控訴審判決については，野村（2006），中尾（2008）を参照．

2 有斐閣の法律学小辞典第4版（2004）では，学説としてこの定義を引用しているように，一般的には我妻の学説が広く認識されている．

3『判例時報』1787号138頁，『判例自治』229号55-62頁．

4『判例自治』241号77-82頁，阿部（2004）112-115頁．

5 判例集未搭載，采女（2004）参照．

6 判例集未搭載．

7 中尾（2004）555-576頁．

8 判例集未搭載，中尾（2008）参照．

9 網野子部落会規約第12条2項7号は次の通り．

第十二条　総会は本会の最高決議機関とし，構成員は各世帯の代表者とする．

二　定例総会は，毎年一回これを開き，次の次項を議決する．

(1)～(6)省略

(7)　その他総会に提案を必要と認める事項．

10 判例集未搭載．

11 嘉徳集落では環境ネットワーク奄美の協力を得て1999年10月にこの地域の生物相の調査をまとめた『奄美大島 嘉徳の渓谷』（吉川1999）というパンフレットを作成している．

12 2006年12月17日，原告代表のTさんより，筆者聴き取り調査による．

13 同上．

14 この事例は特殊なケースではない．例えば，山口県上関町における原子力発電所建設問題では，一部の反対者の同意を得ぬまま事業が進められようとしたため，入会権の全員一致原則に反するとして訴訟が提起され，計画は遅延を余儀なくされている．広島高裁 平成17（2005）年10月20日判決（判例時報1933号84頁）．野村泰弘（2006）の精緻な検証，中尾英俊（2008）の批判が参考になる．最高裁 平成20（2008）年4月14日判決（民集 第62巻5号909頁）にて上告棄却．この問題では神社有の入会地や共同漁業権の問題も同時に争われている．

15「公共用物」は，その所有権の帰属にかかわらず，直接一般公衆の共同使用（自由使用）に供することを目的とするが，その目的を達成させる為に必要な限度において，その融通性が制限あるいは否定される．国有財産法では18条において，行政財産の譲渡や売却などの処分等が制限されている．個別法においても，河川法では2条第2項において，「私権の目的となることができない」とされ，道路法では4条に，「私権を行使することができない」旨が規定されている．

16 全員一致原則に関する法学上の検討としては，采女（2004）に詳しい．一方で，棚澤・名和田（1993）や上谷（2006）などの興味深い見解がある．

17 中尾の批判の最大の特徴は，「慣習」の解釈である．中尾は，入会権をめぐる明治27年の法典調査会における議論や民法修正案などの民法の立法過程の検証から，入会権の慣習とは，「共有入会持分の自由な譲渡や持ち分に基づく分割請求の禁止」であるとする．『民法修正案（前３編）の理由書』（廣中1987）における263条部分では，「入会権ニ付テハ・・・共有ノ性質ヲ有スル者ハ本節（筆者注：第三節の共有規定）ノ説明ニ従フヘキカ如シト雖モ入会権ヲ有スル村民ニシテ若自由ニ持分ヲ譲渡シ又ハ何時ニテモ分割ヲ請求スルコトヲ得ルモノトセハ多地方ノ慣習ニ背キ其弊害極メテ大ナルヘキヲ以テ主トシテ各地方ノ慣習ニ従フヘキモノトナセリ」（廣中1987，276-277頁）と説明されている．

18 例えば，慣習的男女差別を無効とした最高裁 平成18年3月17日判決（判例時報1931号29頁）など．

19 2006年12月17日，現地調査におけるＴ氏への筆者等の聞き取り．

20 川島武宜は「（入会客体に対する）管理及び処分…については，入会権者の総員の同意を要する，というのが徳川時代以来の慣習であり…」（川島1968，514頁）として，このような慣習が近世期から続く様態であることを指摘している．

21　2006年12月16日，現地調査におけるＳ氏への筆者等の聞き取り．

22 旧住用村の戸玉集落の事例はその最たるものである．上流部の山林にて企業が採石のために無理な爆破・採掘作業を続けたために，河川や沿岸部は赤土で汚染され，希少な動植物にも壊滅的な打撃を与えている．住民は粉塵・振動・騒音被害に悩まされ，頻発する土砂災害に避難生活を余儀なくされた（薗2005，292-296頁）．

参考文献

安部満（2004）「地方行政判例解説：一般廃棄物処理施設建設差止仮処分決定異議申立事件」『判例自治』No.253，pp. 112-115.

廣中俊雄編著（1987）『民法修正案（前三編）の理由書』有斐閣.

石田文次郎（1923）『土地総有権史論』岩波書店.

鹿児島県大島支庁（2006）『平成17年度　奄美群島の概要』鹿児島県大島支庁総務課.

上谷均（2006）「入会団体における団体意志－全員一致原則との関係を中心に」『修道法学』第28巻第2号，pp. 1-16.

加藤峰夫・倉澤資成　（1996）「環境保全的観点からの入会制度の評価と再構成：自然環境を集団の財産として管理する法技術としての,新たな「入会」制度の再構成は可能か?」『エコノミア』Vol.46, No.4，横浜国立大学，pp. 20-33.

川島武宜（編）（1968）『注釈民法 第７巻 物権(2)占有権・所有権・用益物権』有斐閣，pp. 501-593.

棚澤能生・名和田是彦（1993）「地域中間集団の法社会学-都市と農村における住民集団の公共的社会形成とその制度的基盤」利谷信義・吉井蒼生夫・水林彪編『法における近代と現代』日本評論社，pp. 405-454.

牧洋一郎（2000）「環境保全における入会権及び水利権--鹿児島県大島郡龍郷町のゴルフ場問題を手がかりに」『法学政治学論究』通号44，慶応義塾大学大学院法学研究科内「法学政治学論究」編集委員会，pp. 1-33.

皆村武一（1988）『奄美近代経済社会論：黒砂糖と大島紬経済の展開』晃洋書房.

三俣学・森本早苗・室田武 編（2008）『コモンズ研究のフロンティア』東京大学出版会.

三輪大介（2009）「入会制度における環境保全機能の実証的研究－沖縄県国頭村及び鹿児島県瀬戸内町における入会係争を事例として」『環境経済・政策研究』第2巻第2号，pp. 64-75.

宮本常一（1984）『忘れられた日本人』岩波書店.

守田志郎（1978）『日本の村』朝日新聞社.

室田武（2008）「瀬戸内北岸における入会地・神社有地・漁業権の危機：上関計画をめぐる司法判断の批判的検討」『経済学論叢』第60巻第3号，同志社大学，pp. 283-319.

中尾英俊（1967）『奄美大島の入会林野』私家版.

中尾英俊（2002）「環境保全と入会権」第1回～最終回，『環境と正義』49号～52号，日本環境法律家連盟.

中尾英俊（2003）「入会権の存否と入会権の処分－入会権の環境保全機能」『西南学院大学法学論集』第35巻第3・4号，pp. 71-101.

中尾英俊（2008）「入会判決における恥知らずの判決」『西南学院大学法学論集』第40巻第3・4合併号，pp. 125-161.

中尾英俊 編（2004）『戦後入会判決集』第3巻，信山社.

西村貴裕　（2003）「環境保全のモデルとしての入会と所有権論」『法生活と文明史：比較法史研究』11号，比較法制研究所，pp. 355～362.

野村泰弘（2006）「入会権の性質の転化と消滅－上関原発用地入会権訴訟を素材として－」『総合政策論叢』第12号島根県立大学総合政策学会，pp. 29-69.

小川竹一（2002）「国頭村辺戸区一般廃棄物最終処理場建設禁止仮処分事件那覇地裁決定について」『沖縄大学法経学部紀要』第2号，pp. 23-41.

清水幸雄・奥田進一（1998）「入会権の環境保全機能とその展望：熊本県阿蘇町における牧野管理手法を例として」『清和研究論集』No.4，清和大学，pp. 21-34.

薗博昭（2005）「復帰後の奄美の変容」鹿児島県地方自治研究所編『奄美戦後史』南方新社，pp. 274-307.

鈴木龍也（2006）「コモンズとしての入会」鈴木龍也・富野暉一郎編著『コモンズ論再考』晃洋書房.

玉野井芳郎（1990）「コモンズとしての海」鶴見和子・新崎盛暉編『地域主義からの出発－玉野井芳郎著作集』第3巻，学陽書房.

鳥越皓之（1985）『家と村の社会学』世界思想社.

采女博文（2004）「入会権の全員一致原則の機能---奄美大島瀬戸内町の入会権」『鹿児島大学法学論集』第38巻第1・2号合併号，鹿児島大学，pp. 27-79.

我妻榮（1952）『物権法（民法講義Ⅱ）』岩波書店.

吉川好弘（1999）『奄美大島　嘉徳の渓谷』瀬戸内町嘉徳集落住民.

吉嶺全二（1991）『沖縄 海は泣いている：赤土汚染とサンゴの海』高文研.

参考資料・webサイト

網野子部落会（1995改正）「網野子部落会規約」

鹿児島地方裁判所名瀬支部 平成13（2001）年5月18日 決定「平成13年（ヨ）第1号 建築工事禁止仮処分命令申立事件」.

鹿児島地方裁判所 平成14(2002)年6月19日 決定「平成13年（モ）第958号 保全異議申立事件」.

福岡高等裁判所宮崎支部 平成14(2002)年12月10日 決定「平成14年（ラ）第36号 保全異議申立の決定に対する保全抗告事件」.

福岡高等裁判所宮崎支部 平成18（2006）年4月28日 判決「平成16年（ネ）第67号 一般廃棄物焼却施設建設差止請求控訴事件」.

申立人ら訴訟代理人 2006年6月22日「平成18年（ネ受）第18号 一般廃棄物焼却施設建設差止請求上告受理申立事件　上告受理申立理由書」.

上告人兼申立人ら訴訟代理人 2006年8月31日「平成18年（オ）第1166号 一般廃棄物焼却施設建設差止請求上告提起事件／平成18年（受）第1852号 一般廃棄物焼却施設建設差止請求上告受理申立事件　上告理由補充書」.

総務省「統計でみる市区町村のすがた2009」http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL02020101.do　（2009年7月8日確認）.

環境省自然環境局「生物多様性センター」http://www.biodic.go.jp/（2009年8月2日確認）.

日本時代台湾美術教育の研究
後藤新平の実業政策
── 手工教育への影響 ──

楊 孟 哲*

Art Education in Taiwan During the Era of Japanese Colonial Rule:
Gotō Shinpei's Industrial Policy
－ Influence of Handicraft Education －

YANG Meng Che

本論の研究目的は前編の【日本時代台湾美術教育の研究】から引き続き台湾植民地図画・手工教育を中心に述べる。

日本は明治維新以後、西洋化の過程の中で、日本の美術教育の図画・手工教育は、植民地台湾の教育学制の中に取り入れられ、台湾總督府は武力で台湾を鎮圧する一方、伊澤修二の有用学術は、台湾初期美術教育を発展させていった。それは台湾美術教育に非常に大きな影響を与え、例えば、皇太子の台湾訪問を記念した教育品展覧会や、台湾勧業博覧会、生徒美術展覧会など当時の植民地台湾文化の中でも特殊な活動であり、それらは欧米のアジア植民統治とは異なった政策であり、それが植民地台湾文化活動の特色とも言える。1898年、後藤新平が民政局長に就任して以後、利益主義を施政の重点とし、植民地産業政策における台湾手工教育の発展は、奇特な現象を生み出すにいたった。

台湾美術教育における最も特殊な文化現象でもあった。これらの点が本論文の主要かつ重要な研究テーマであると同時に、植民地研究の中の美術教育のあり方を明らかにすることである。

キーワード：植民地教育，図画教育，伊澤修二，後藤新平，山本鼎

During the westernizing process following the Meiji Restoration, Japan began to innovate and reform fine arts education.

After Taiwan was colonized by Japan, Japan used colonial education policy to develop new imperialistic perspective of culture, which greatly influenced the island. For instance, many types of welcome ceremonies were held when the Crown Prince of Japan visited Taiwan. The Taiwan Education Fair, the Industrial Exhibition, and the Fine Arts Exhibition displayed characteristics of the Japanese colonial rule which is different from the Western rules, considered the models of successful cultural integration. This essay, continuously in the series Education in Taiwan During the Era of Japanese Colonial Rule, researches the handicraft education in Gotō Shinpei's industrial policy and art education by Izawa Syuji.

Key words: Art Education; Colonial Education System; Izawa Syuji; Gotō Shinpei; Yamamoto Kanae

1. はじめに

日本軍が台湾統治の初期段階において、台湾の民情や風俗、気候や環境が日本と極端に異なっていたため、台湾を様々な角度から研究を進め同時に大量の資料収集を行った。しかしながら、台湾統治は終始困難を極めた。

日本の台湾統治開始後、2年半の間に3人の総督（樺山資紀、桂太郎、乃木希典）が歴任した。表面上は既に民政に移行しているかに見えるが、3名の総督は日本の台湾統治への武装闘争を続ける台湾人民への弾圧を続行するために膨大な行政費用（資本支出と相関計画費用約90%、その他10%）をつぎ込んだ。日本の国庫

* 国立台北教育大学 副教授，email : who518518@yahoo.co.jp

補助1,600万円が台湾征服の維持費及び日本側の言う「土匪」への弾圧用に投入された[1]。

第4代総督児玉・後藤体制の後1898年～1906年(明治31年～明治39年)、日本の台湾統治に顕著な変化が表れてきた。それは特に治安の面で強行手段として現れた。

『第一土匪掃蕩、第二財政獨立、第三理蕃政策に分ち一歩一歩確實に目的を達成せん事を期した』[2]なる一文に遺憾なく示されていた。

ところで、児玉・後藤体制は台湾統治の良い成功例と評価され、後藤の離職する1906年（明治39年）にいたる9年間におよび、それまで困難を極めていた台湾統治の最大の課題であった財政問題に顕著な転換がもたらされた。

しかし、その内実は財政再建策として台湾総督府は阿片の売買を密かに進めた結果であった。ちなみに児玉・後藤時代における台湾総督府の阿片収入は、最初の年の164万円から多い年には443万余円にものぼっており、経常的に歳入の15ないし30パーセントをしめていたのである[3]。

児玉・後藤体制9年間の台湾統治に対して、上述の阿片収益の利用以外に、植民地教育の問題に対して、後藤新平は彼の手段や方法を展開したが、その教育政策は以後の台湾実業教育に大きく活用され、また影響を与え、更にはその先駆ともなった。

台湾総督府が推し進めた台湾教育の現状については、「『教育の事は大に考究すべきである』との主義を取らしむるに至つた、即ち内地人教育は其の必要に應じて初等及中等教育の施設をなし専門及高等教育は内地に於て受けしむる事とし、臺灣人及生蕃人教育は先ず國語普及國民性涵養を主眼として初等教育に力を注ぎ、國語訓練的の中等教育及職業教育に力を注ぐ事としたのである、然して此の方針は大正八年の本島人教育令發布に至る迄採つた處の教育方針であつた。」[4]と記されているように、事実上、日本人は主に利益を重視し、台湾島民の教育は無視していた。台湾人の教育に対しては僅か初等教育の水準しかなく、知育啓発は制限され、職業教育方面に限られた非常に不平等な教育方針が行われた。労働による職業教育（頭を使わない労働）の産業を実業教育と名称した。

2. 後藤新平の教育方針

1903年（明治36年）11月10日、後藤新平は台湾人民の教育方針について直接的な教育方針を訓示した。

> 諸君の中には公學校に於て學者を拵へ學者の世話をすると云ふが如く言はれたる向もありましたやうに覺へるが、此れでは公學校の大目的を失ふものである、併し之は私の間違かも知れない、果して聞き違ひであれば幸福である、又實業補習學校の設を為さねば公學校が完成せぬと云はれた向もあつたが、さすれば實業學校をつくらねば公學校は必要がないと云ふ事に當るが、之は甚しき間違いと思ふ、併し實業補習學校も絶對に必要でないと申さぬ、必要は必要である[5]（以下省略）

後藤にとって台湾教育は、彼の熟考し提出した実業教育政策であった。欧米の先進的な実業学校制度を積極的に取り込み、学校の産業教育から近代的な西洋式の利益主義を殖産興業の政策を施行した。

> 後藤長官が亜米利加から持つて來られた、世界政策といふ本に、國民的帝國主義といふことを述べて居ります。國民的帝國主義といふのは、國民的國家を基礎として、他の國民の政治的團體と對峙し、國家的力量を發展させるので、今日普通の状態からいへば、其勢力は、土地の併呑といふことよりは、寧ろ、商業拡擴張の方法によりて、利益圈を擴めることに力を盡して居る[6]。

植民地台湾の実業教育は、労働生産が主であり、一般の農業・基礎工業・商業を除いて、1919年（大正8年）

4月1日、公立實業學校官制（勅令第六九號）が公布された。右は本島實業の發達に伴ひ、臺灣教育令に依る實業教育機關を充實し師弟に生業を授けると共に、斯業の發達に資する事の緊要なるを認め、大正八年度より、工業學校と異名同質なる工業講習所を工業學校と改め、嘉義に農林學校、臺中に商業學校を新設し、又必要に應じ師範科を置き、簡易實業學校教員を養成し、之に伴ひ附属學校をも設置せんとするものであつた[7]。

本論の『地域研究』第4号と第5号の小公学校、教育制度の中ですでに説明された実科教育の中の小学校における手工教育の利用、また、師範学校甲、乙科の実業教育の中で手工教育が実施された。これもまた伊澤修二と後藤新平の最も異なった文化・教育方針であり、伊澤のいう「有用学術」は図画教育は植民地台湾の美術運動を啓蒙する事に発展していった。

後藤は「実業主義」の中でも手工教育を重視し始めたが、伊澤と大きく違う点は、手工教育を単なる産業手工・生産技巧・利益主義としか見做さなかった事であり、完全に芸術的な出発点ではなかった。これは、日本本土の手工教育の発展とは全く異なっており、当然異なった運命と結果を生み出す。1924年山本鼎が来台し手工教育について、台湾総督府の台湾島民に対する手工教育の政策及び方針は、明らかに大日本帝国の利益のみに着目したものであると述べた。

海老原治善は『日本帝国主義教育政策史分析』の中で、後藤新平に対してこのように論じている。

後藤は「実業的教育主義」を提唱した。彼は、土匪討伐、阿片漸滅の消極的施設にとどまることなく、「積極的大施設」が必要であり、それは、鉄道、土地丈量の事業である。そのためには、実業的教育主義が必要であるとした。また当初の武断政治のあとは、「恰も劇薬を用ゐた後に、鎮静剤を必要とするやうなものである。」[8]

日本は明治維新以後、近代的国家の成立、自国の経済発展の為に近代学校制度と産業振興を推進した。

> わが国は明治維新によって、政治的には三権分立による近代的な国家形成を、経済的には資本主義体制を、産業的には近代的な工業生産をとるようになった。しかし当時のわが国は後進国として政治的にも、経済的にも、産業的にも欧米の先進国と対等の地位にたつことはできなかったので、政府は産業の発達や経済力の充実を期して植産興業の政策をとった[9]。

また日本統治以後の台湾は、児玉・後藤体制の台湾開発、生産力向上、実業教育は重要視され、異なった評価を受けた。

台湾の第三代学務課長に就任した木村匡は職務期間中暫定的に高等学府（大学）の設置を主張し、後藤新平に意見を提出したが、以下のことが原因となり、台湾を離れた。

> 公學校規則に於て、農業其他實業科を置かるることとなりましたが、師範學校部などに於ては、（中略）其實科を修得せしめたいものです。（中略）師範部の事は前に述べたが、別に工藝部の發達を企て、それと共に、農業商業等を擴張し、漫りに實業を賤しむといを陋習を打破りたいものです。（中略）高等學校に工藝部をおいて、實業教育を奨励すると申しましたが、尚今日の公學校に補習科の類を置くか或は中學類似のものを設け臺北ならば農業、商業臺中ならば林業を教ふるといふやうに、地方の需要に應じて適宜の酌をなして實業教育を施設したならば、卒業生はすべて國家直接有用の人材となり[10]。（以下省略）

理想主義である木村と児玉・後藤体制は漸進主義・現実利益主義をとったが、明らかに現行の教育体制にはそぐわなかった。

> 本島人初等教育の義務教育を主張した、既に述べたるが如く児玉總督後藤長官の教育方針と

は到底相納めるべきものではない、後藤長官の一蹴に逢つて木村學務長は在職一年足らず翌三十四年二月職を退くに至つたと傳へられて居る、木村匡は本島統治は統一主義―田總督に依つて内地延長主義と稱されたものと内容略同であらう―に在りとし、之に國民教育を施す事が基調であり、然らば義務教育を施行せよと主張して居る、當時が現實主義を採つたのに對し木村が理想主義を主張したのは、一偉観であつた[11]。

台湾人に対する義務教育は、明治年代根本的には不可能な事であった。よって、実業教育は総督府方針の下、発展していった。

明治33年5月3日、台北県農事試験場規程（台北県令第5号）が発布され、農業知識普及の一助として、農事講習を行う事となつた[12]。

台湾の実業教育は制度化され、植民地台湾の職工教育が始まった。明治44年12月24日、台湾総督府農事試験場講習規程（訓令第251號）が発布された。右は従來農事講習・獣医講習・林業講習を行ひ、農事講習を更に甲乙両科に分けてゐたが、公學校の普及と地方農業の發達に依り、耕種及畜産上の素養ある者を要求する事、益々盛となつて來たので、此の際在學年度を延長し、稍々完備せる教育を施す事にし、本年度より實施せんとするものであつた。

第九條　一　豫科

修身、國語、漢文、數學、地理、歴史、博物、理化、農學、圖書、體操、實習[13]（以下省略）。

3. 実業教育の振興

実業教育は、一種の殖産文化であり、統治による利益に重点を置き、殖民労働を利用し、経済資源を獲得することであった。明治44年訓令第251号では、図画教育課程設立の最終目的、並びに人民の美的感覚の育成、また産業技能の設立などは、明らかに美術文化の効果を狙ったものではなかったことが分かる。

明治四十四年七月五日、民政部學務部附属工業講習所規程（訓令第一五三號）が發布された。（中略）

同日臺灣總督府民政部學務部附属工業講習所生徒養成規程（告示第一〇〇號）が發布された。

第一條　本所ノ生徒ニハ職工タルニ必要ナル知識技能ヲ授クルモノトス

第二條　生徒ノ修業年限ハ三箇年トス

第三條　本所ノ教科ハ木工科、金工及電工科ノ二トシ木工科ヲ木工、家具ノ二分科ニ分カチ金工及電工科ヲ鋳工、鍛工、仕上、板金工、電工ノ五分科ニ分チ生徒ヲシテ其ノ一分科ヲ專修セシム但シ專修スヘキ分科ハ生徒ノ性質、體格、長所及志望ニ應シテ所長之ヲ指定ス

第四條　本所ニ簡易實技科ヲ置クコトアルヘシ簡易實技科ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム[14]

日本人は植民地産業開発として、台湾に豊富な森林の木材を運用し、初めて台湾木材教育課を開設し、台湾で唯一の専業手工教育（木工）を開始した。

大正元年七月、民政部附属として、臺北に開設し、九月、四百十一名中より六十名を選抜入學せしむ。大正三年六月、民政部より獨立して現在に及び。四年四月現在に於て教員二十三名、生徒百七十人を有せり。修業年限は三ヶ年にして、教科は木工科、金工及び電工科二科とし、木工科は更に木工、家工の二分科に分かれ[15]（以下省略）

日本の台湾統治は、欧米帝国主義と全く同じで、一

般的に支配国家が植民地人民に対して、本国の利益となる事を主要な目的とし、産業技術開発・育成としての実業教育を主とした。教育と文化の結合を基礎とし、相互の言語コミュニケーションも視野に入れた。

後藤新平が台湾を離れた後、彼の台湾での功績が評価され、台湾統治に関する諮問的な立場となった。台湾第6代総統安東貞美が就任すると、台湾統治の方法に関して後藤に指導を求め、施政方針提供を要請した。「官制改正卑正見」において後藤新平は重要な意見を述べている。

> 對土人政策ノ確立南支南洋関係ノ講究ト其ノ施設及蕃地ノ啓發ト其ノ利用等是ナリ而シテ是等ノ事項ニ對シ克ノ其ノ政策ヲ愈ラス以テ陛下ノ御親任ニ背カス國家百年ノ大計ヲ劃セラルヘキハ一ニ総督閣下其ノ人ノ御任務ナリト拝信ス（中略）今日ニ於テハ少ナクモ其ノ施政方針中特ニ重要ナルモノハ産業政策ノ樹立及教育制度ノ確立ナリ
>
> 産業ノ興廢ハ臺灣統治ノ成否ヲ検定スヘキ衡器ナリ故ニ之ヲ奨勵シ助長シ以テ其ノ基礎ヲ確立シ其ノ事業ノ發展ヲ策スルコト臺灣総督府施政ノタルヘク歴代ノ大方針総督又常ニ其ノ最善ヲ盡サレ今ヤ臺灣産業ノ聲價ハ内外ノ認ムル處トナリ口ニ臺灣ヲ語ル者必ス之ヲ賞讃セサルモノナク此ノ際何等論議スルノ餘地ナキモノノ如キモ静カニ總督府産業奨励勵ノ實況ヲ案スルニ未ダ全ク賛同シ[16]（以下省略）

実業教育の振興と発達は台湾開発と同時に進行し、日本はそれを通し、台湾を植民地として建設するための目的とした。

台湾の教育内容と質は極端に低く、日本の美術教育及び産業教育の発展過程とはかなり差が開いていた。また、台湾美術教育の手工教育は、産業振興及び実業教育の中の体系であった。手工教育の学者で阿部七五三吉は彼の著書『手工教育論』の中で、手工教育と社会の現象について詳しく解説している。

> 当時国民は、政治家と言はず、実業家と言はず、教育家と言はず、総て異語同音に学問の独立、工業の独立を叫び、その声は一時に高潮に達した。その結果、実業界に於ては各種工業の勃興を促進し、又教育界に於ては盛に創作教育、創造教育の必要が絶叫せられた[17]。

文中、当時の日本社会が日本の国家全体の発展にかなりの期待があった事を示している。第二次大戦後、台湾の教育者である汪知亭は、日本人が台湾で実施した実業教育について、以下のように批判している。

> 彼等（日本人）は実業補習学校の統制は容易であった。しかし、実業学校の統制は厳格で、即ち終始怠らなかった。①台湾人は実業学校に進学する機会はあるが、日本人のようにはいかなかった。②日本人は「農業台湾、工業日本」という国策に配合した。よって、台湾人が工業学校に進学することは極めて稀であった[18]。

4. 殖民産業の手工教育

台湾の実業教育は1919年（大正8年）すでに官制となっていたが、文明的或いは合理的な平等教育ではなかった。文化教育促進とは言えたものの、一種の新愚民政策で、台湾美術教育に対しては、全く意味をなさず、手工教育の本質は、ただの労働主義でしかなかった。

1925年（大正14年）、後藤文夫総務長官は地方首長に対する訓示の中で、国家需要に手工等教育科目の重要性について再度強調した。

> 勤労教育に關する件
>
> 勤儉力行は人として又國民として最も肝要なる徳性である事は申す迄もありません。殊に将来益々本島を開發して國運の進展を期せむが為には國民をして愈々勵精恪勤力行を楽しむに到

らしむることを要する次第であります。近時本島學校教育に於て漸次實習を重ずる崩の見へますることは此の精神の涵養上最も喜ぶべき傾向でありますから此の機運を逸せず一層指導と奨勵とに力め農業、商業、水産、手工等各方面に於て益々實習を尚び勤労を重んずるの氣風を振興せられむることを希望する次第であります[19]。

後藤新平の植民地台湾における産業教育は、1900年（明治33年）から1919年（大正8年）に実業官制に移行するまで、20年継続された。そして植民地台湾の経営開発は、日本政府の利益に貢献した。しかし、台湾人における文化教育、或いは美術教育の内容は低い水準の教育政策であり、日本本土の美術教育とは無論比べることは出来なかった。植民地の文化教育は非常に随意であり、執政者の気持ち次第で当時の国家政策の方向が決まり、平行線をたどるようであった。

後藤新平が残した植民地台湾の産業教育は、実務的国家利益の為にだけに考案され、行き当たりその都度対処した、虚実双方が存在して台湾人民を困惑させたものであった。日本産業教育の発展と比較すると、植民地である台湾の初期の教育は成功し、更には日本の産業手工は批判された。それは更に検討され、正常な教育学制において実際に運用された中であったが、当時の台湾は不平等で厳格な法律による教育体制により、求学することが困難な状況であった。

初等教育における産業教育とみなしうる手工教育は、明治中期まで不振をきわめ、日露戦争前後から急速に教科として加設された。義務教育六年制の実施（1907年）も、これに有利な条件となった。しかし、専任教師の数も少なく、施設・設備・材料費などいずれも欠乏しており、文部省の法令上にも方針の動揺や生徒·学校の実情に適合しない点があり、充分な効果をあげ得なかった[20]。

人は時代を創造し、時代は人を変える。日本は台湾を改造し、文化教育制度を取り入れたが、台湾を変革することによって、植民地台湾の美術教育を奇跡的に創造した。

三星静はその著作「芸術教育について」（『台湾教育雑誌』第77号・明治41年）の中で、台湾美術教育の重要性を強調している。

先ず國力の充實を圖らざるべからず、國力を充實せしむる第一策は實業を振興するにあり。（中略）二は、社會經濟上より見たるものにして、國民の藝術教育盛になれば、その國の工藝製作品は、自然、趣味の高尚なるものとなり、他國品に對して、優勝の地位を占むるに至るべしといふにあり[21]。

本文は、日本が台湾を統治した明治年間、植民地台湾の教育の意見に対し、比較的特殊な論点である。それらは二点に要約できる。先ずはじめの第一点は植民地教育の調和は国家の利益を追求したのである。第二点は、実業教育により国家主義を充実させ、植民地における粗俗な物質文明を発展させることである。

山本鼎は著書『自由画運動』の「手工教育と産業美術」の中で、美術教育の芸術趣味の普及と実業教育の創造価値は、相互に特別な関係があることを述べている。

思想家は創造的勞働といふ點と、副業的価値に由る普及性を見て取つて聲援してくれるし、藝術家は原始的な意匠と技巧と愛する情を以て、農民美術といふ名稱には心を止めても、それが現代に産業的使命を帯びて建業される事には興味を有たない人が多く、むしろ左様な、庶民的な藝術の發生を悦ばない感情が示された[22]。

1919年（大正8年）、明石元二郎総督が台湾教育令を発布した。これによって、台湾の教育制度は日本内地に準じることになったが、実際は不公平な教育体制が依然として存在していた。よく変わり、不明確な手工教育を長年実施した後、台湾総督府内務局は山本鼎を

台湾に招聘して、台湾手工教育に対する献策を求めた。

5. 山本鼎の自由な気風

山本鼎は、1919年(大正8年)には農民美術練習所、1920年（大正9年）には「日本児童自由画協会」を設立し、自由画運動を宣揚した。翌年には『芸術自由教育』誌を創刊し、「日本児童自由画協会」の名称を「日本自由教育協会」に改めた。そして、日本全国で自由画運動を情熱的に展開し、生徒が屋外で写生することを奨励して、一時大きな反響を呼んだ。しかし、それは長く続かず、1925年（大正14年）には自由画運動の失敗を宣言し、その責任を負って協会を解散した[23]。

岸田劉生は初期の自由画運動について、「自由画とは児童の思考に干渉せず感動を表すもので、心と感性をもって表現するものである」と述べている[24]。日本において、自由画運動は多くの芸術家たちが鼓吹し、振興効果をもたらした。台湾の美術教育の発展過程においても、しばらくの間、自由の炎が燃え、もう一つのエピソードが加わることになった。

1921年（大正10年）、台湾新聞社は創刊20周年を記念し、台北、台中、高雄、台南、嘉義、新竹、基隆などで、小・公学校及び蕃童自由画教育展覧会を開催し[25]、自由の炎に点火して山本鼎の自由画教育と自由画運動にいち早く呼応した。これは、当時の日本の新聞メディアの注目を集め、朝日新聞社は世界児童自由画展を主催し、東京日日新聞社は日本児童自由画展覧会に資金援助を行なった。同時に、定期的に自由画展覧会や講演会などを開催して自由画運動を定着させることで、美術界の権威者、政府および教育界に対して、改革と教条的で平板な教科書の放棄を促した。

自由画運動が日本国内で盛んだったころ、台北州教育会は1923年（大正12年）10月31日、旭小学校で台湾全土の公、小学校、中学校の自由画教育成果展覧会を開催し、日本と外国に相互研究推進のために出展するよう要請した。11月4日からは、会場を新竹尋常高等学校に移し、塩月桃甫がテーマ講演と作品の講評を行なうなど大きな成果をあげて、広く注目を集め、全島の公、小学校に自由画創作のブームを巻き起こした[26]。

1924年（大正13年）、農商務省の委嘱を受けた山本鼎は、4月に台湾を訪れて、台湾の手工芸とパイワン族の彫刻を視察した。同時に、台湾教育会の招きに応じて、美術と工芸をテーマとした講演を5回にわたって行なった。講演会は空前の盛況を呈し、美術産業と自由画運動は再び高まりを見せた[27]。

第1回の講演会は5月1日、台北医学専門（現在の台北医学院）の講堂で開催され、「図画教育の立場」というテーマであった。第2回は「産業美術と手工教育」をテーマとし、学校教諭が必要とする専門的なテーマだったので、一般大衆や生徒には開放されなかった。第3回は国語付属小学校の講堂で「家庭手芸および図案」のテーマで行なわれ、一般の婦人と高学年の女学生に開放された。第四回と第五回は会場が総督府庁舎に移った。第四回は殖産局の職員を対象とした「台湾の工芸産業」、最後は自由参加とし、「台湾の産業美術」をテーマとして講演した[28]。

台湾教育会の入念な計画のもと、自由画運動の先駆者山本鼎の姿を目の当たりにした台湾の新聞社は、講演会は今までにない盛況で、特に1回目の「美術教育の立場」は美術教育従事者にとって大きな意義があり、台湾の美術教育界の重大事であったと、熱のこもった報道をしている。山本鼎は台湾滞在の1ヵ月の間に台湾の手工芸と先住民の彫刻の研究を行ない、前後して、『台湾日日新報』に「台湾工芸産業に望みあり」という文章を発表した。それは、台湾の工芸を産業工芸、自用工芸、純工芸などに分類して分析と検討を行なったもので、素晴らしい内容であった。

また、4月29日と30日の2日間は、総督府の庁舎で展覧会が開かれ、アルプスの人形やデザイン模型、原住民の模型、廃物を利用した作品など、講演テーマに合わせた展示が行なわれた。山本鼎は帰国後、台湾で調査を行なった際の見聞をまとめた「パイワンの彫刻」を、美術雑誌『アトリエ』に発表している[29]。

山本鼎は版画芸術の発展を促進させると同時に、農

民美術の発展と普及に尽力し、農民美術練習所を設立している。そして、農民の手工芸品を発表して、農民の意識啓発に努め、大きな成果を挙げた。日本は明治維新以来、さまざまな学説が自由に論争を繰り広げ、芸術富国論などが日本社会をリードして、ルネッサンス運動を彷彿させるものがあった。絵画、版画、児童美術教育のほかに、さまざまな参考図書が国外から流入してきた[30]。

特に創作手工教育は急速な発展を遂げて教育当局から重視されるようになり、台湾における図画教育の変遷に大きな役割を果たした。台湾はもともと、手工芸が非常に発達しており、伝統的な彫刻芸術は台湾に残る貴重な文化財産であった。日本人は台湾統治を始めると、多額の資金を投入して、計画的に調査と研究を展開した。同時に、国語学校に手工科を設置し、年ごとに台湾全島の公、小学校の師範体系やその他の学制に加えていった。

6. おわりに

『台湾時報』は、1923年（大正12年）初めまでに学校数は8百カ所近く、専科学校を含む中等学校は23カ所、就学児童は24万人に達したと報道している[31]。台湾の初等教育の発展は、児童図画教育の普及に極めて大きな助けとなり、山本鼎が提唱した自由画運動は内地ばかりでなく、台湾の児童教育カリキュラムにまで影響を与えた。台湾の植民教育体系にはさまざまな統制があり、自由画運動が推進された期間も長くなかったが、その旋風を受けてさざ波が起こり、自由な気風が生まれた。

殖産産業・近代産業振興の工業化方策にもとづいて積極的に催されてきた明治10年来の内国勧業博覧会の中での、＜書画＞とは区別された美術工芸の奨励が、ここではっきりと別の美術政策に転換した。物質的な産業とは画然と一線を引いた、精神的文化財としての＜美術ファインアート＞の狭義の近代的認識が成立したことになる[32]。

植民地台湾における教育転換の中、台湾の美術展覧会は16回開催された。僅か東洋画と西洋画の二部門であったが、同様に日本の植民地であった朝鮮の美術展覧会の様相と比較してみると、1932年（昭和7年）の第11回展に際して朝展は、第3部の書・四君子を廃して、新しく工芸品を加える規程の改正を行った。四君子は第1部の東洋画に含め、書は別途に適当な奨励方法を講じ、また彫刻は出品も少なく経費等の関係もあって当分中止、ということになった。改正の主な理由として、「近来の趨勢たる民芸、又は郷土芸術に対する好尚の進歩などに鑑み、又朝鮮固有の工芸をして其の精華を発揮せしむるの機縁とも致したく」とある[33]。

植民地台湾の手工芸品は、朝鮮美術展覧会とさほど違いはなかった。台湾の産業手工教育は学制の下、正に殖業文化の低俗なものであった。児玉・後藤体制に代表されるように、日本近代の重要な政治的人物は、台湾統治に対しては特別視していた。山本鼎は、「思想家は創造的勞働といふ點と、副業的価値に由る普及性を見て取つて（注22の序文）」と述べている。日本人は台湾を植民地政策として展開し、個人の抱負と国家の利益を追求したのである。

台湾美術教育早期の基礎として、伊澤修二の有用学術は、台湾に対してとても大きな影響を与えた。後藤新平が台湾を離れた1898年（明治31年）以後の政策は植民地産業開発に偏った、特に手工産業を重視したため、「殖産産業・勞働と技能を重視」する実業教育となった結果、手工教育は利益主義の下、創作意義を失うと同時に芸術性も低下した。商業的利益を重視したため、大正以後台湾の手工教育は伝統手工芸の教育上の観点から見ても低迷を余儀なくされたが、山本鼎の来台により手工芸術教育の重要性がクローズアップされ、1924年（大正13年）5月、山本鼎は「公学校と実業教育」計画を提出しいる。

生活に必要価値のある実用的な技巧の運用が重視され、手工産業や純手工教育の発展へとつながっていった。

植民地台湾における統治期間中の実業教育は、手工

芸術が台湾にとって重要な部分として残された。ここで重要なのが、児玉・後藤が何を獲得し、どのような利益に重点を置いたのかということと、植民地人民が異民族統治の下、人民の平等あるいは尊重を手に入れるのがいかに困難だったかということである。自らの努力と、自己の文化を創造することが最も重要であるということである。

注

(1) 楊碧川『簡明台灣史』第一出版社、1987年、220頁。

(2) 吉野秀公『台湾教育史』台湾日日新報、 1927年、 114頁。

(3) 黄昭堂『台湾総督府』教育社、1981年、75，76頁。

(4) 前掲『台湾教育史』115頁。

(5) 大園市蔵『現代台湾史』日本植民地批判社、1933年、485頁。

(6)『臺灣教育會雑誌』第28号、ひるぎ社、明治37年7月25日、3、4頁。

(7) 前掲『台湾教育史』891頁。

(8) 海老原治善『現代日本教育政策史』三一書房、1965年、240頁。

(9)『産業教育八十年史』文部省出版、1966年3月30日、５頁。

(10) 前掲『臺灣教育會雑誌』６，７頁。

(11) 前掲『台湾教育史』130頁。

(12)『台湾教育沿革誌』台湾教育会、青史社、1892年、872頁。

(13) 同上、881,882頁。

(14) 同上、883,884頁。

(15) 同上、443頁。

(16) 後藤新平書翰集『台湾民政長官時代』12－4、記念館所蔵、大正５年10月、795～800頁。

(17) 山形寛『日本美術史』黎明書房、1967年、613頁。

(18) 汪知亭『臺灣教育史料新編』一冊、臺灣商務印書館、1978年、75頁。

(19) 後藤文夫「後藤総務長官の地方長官会議に於ける訓示」、―大正十四年四月二十七日總督府に於て―　11頁。

(20) 土屋忠雄・渡辺晶・木下法也『概説近代教育史』川島書店、1967年10月10日、77頁。

(21) 三星静『台湾教育雑誌第77号』「芸術教育について」、ひるぎ社、明治41年8月25日、2～3頁。

(22) 山本鼎『自由画教育』アルス出版、大正10年、29頁。

(23)『大正時期美術教育特論』(自由画教育運動)、東京学芸大学村内哲二講座資料編、1987年。

(24) 同上。

(25)『台湾新聞社』 (漢文)、1921年4月5日。

(26)『台湾日日新報』1923年10月31日。

(27)『台湾日日新報』 1924年4月30日。

(28)『台湾日日新報』 (漢文)、1924年5月4日。

(29) 美術雑誌『アトリエ』6月号、アトリエ出版、1924年。

(30) 村内哲二『明治中期の図画教育』国粋保存論時代の美術教育、東京学芸大学講座資料編、1976年

(31)『台湾時報』39期、1923年12月。

(32)『京都教育大学紀要』A（人文･社会)、京都教育大学、1989年9月30日、260頁。

(33) 同上、266頁。

日治時代美術教育關係圖版

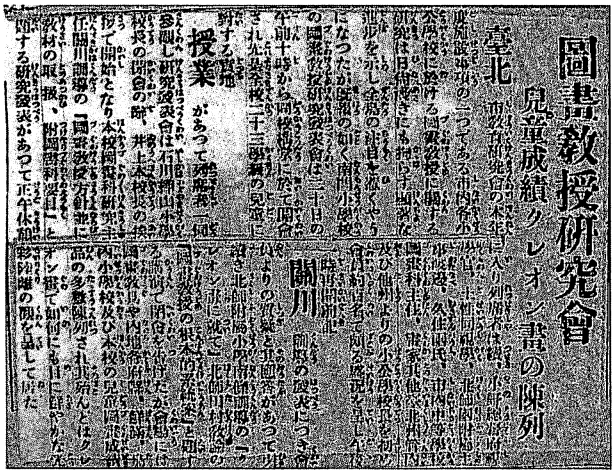

圖畫教授研究會
兒童成績クレオン畫の陳列
臺北
授業
關川

台北市教育研究會主催「兒童成績展」
1923 年 1 月 21 日＜台灣日日新報＞（一）

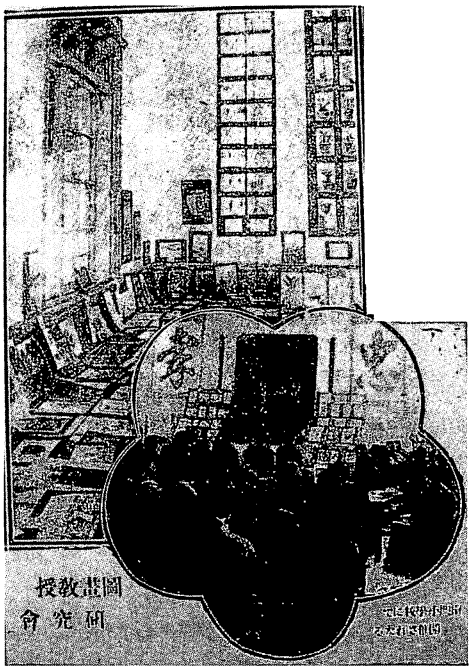

圖畫教授
研究會

「兒童成績展」會場内 1923 年 1 月 22 日
＜台灣日日新報＞（二）

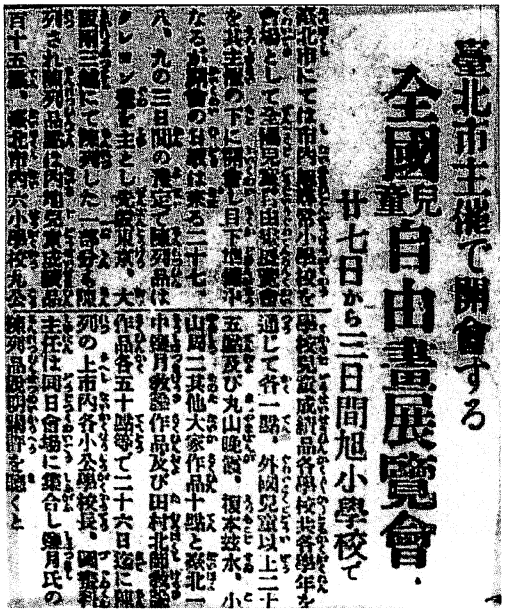

臺北市主催で開會する
全國兒童自由畫展覽會
廿七日から三日間旭小學校で

台北市主催「全國兒童自由畫展覽會」
1923 年 10 月 24 日＜台灣日日新報＞

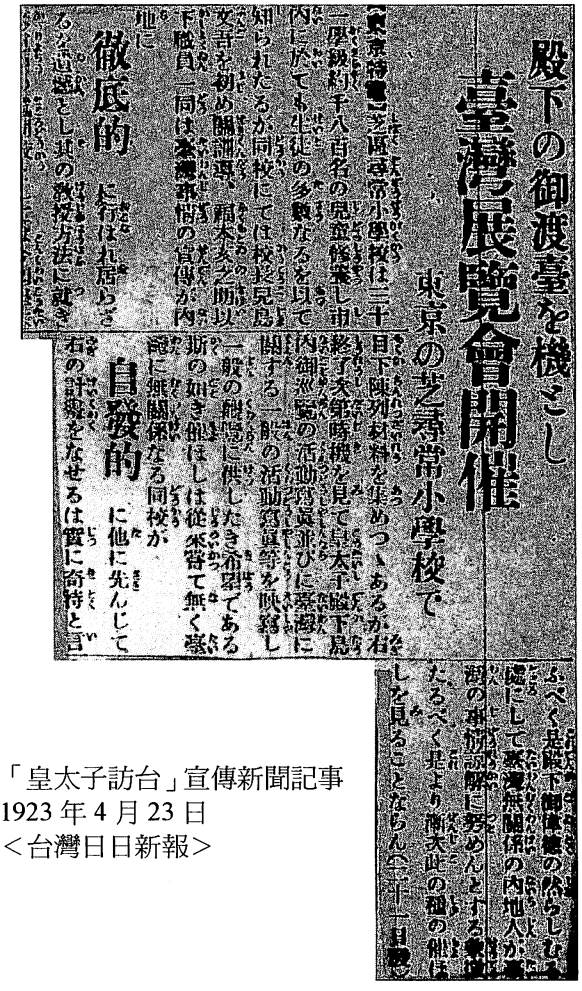

殿下の御渡臺を機とし
臺灣展覽會開催
東京の芝濱尋常小學校で
自發的
徹底的

「皇太子訪台」宣傳新聞記事
1923 年 4 月 23 日
＜台灣日日新報＞

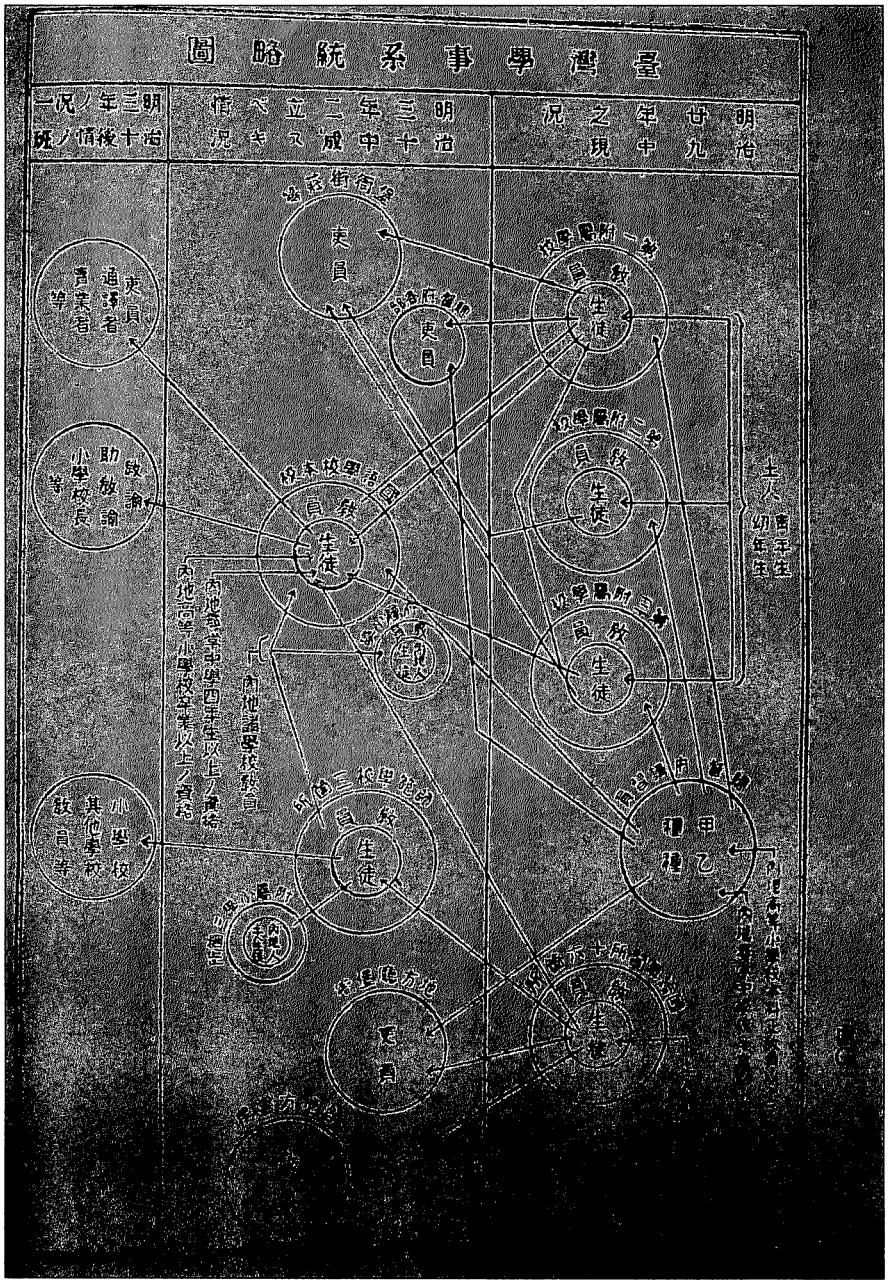

明治 28 年伊澤修二(手稿)，台灣國語教育學事系統圖
〈教界周遊前記〉　明治 45 年、伊澤修二君　還暦祝賀会　出版

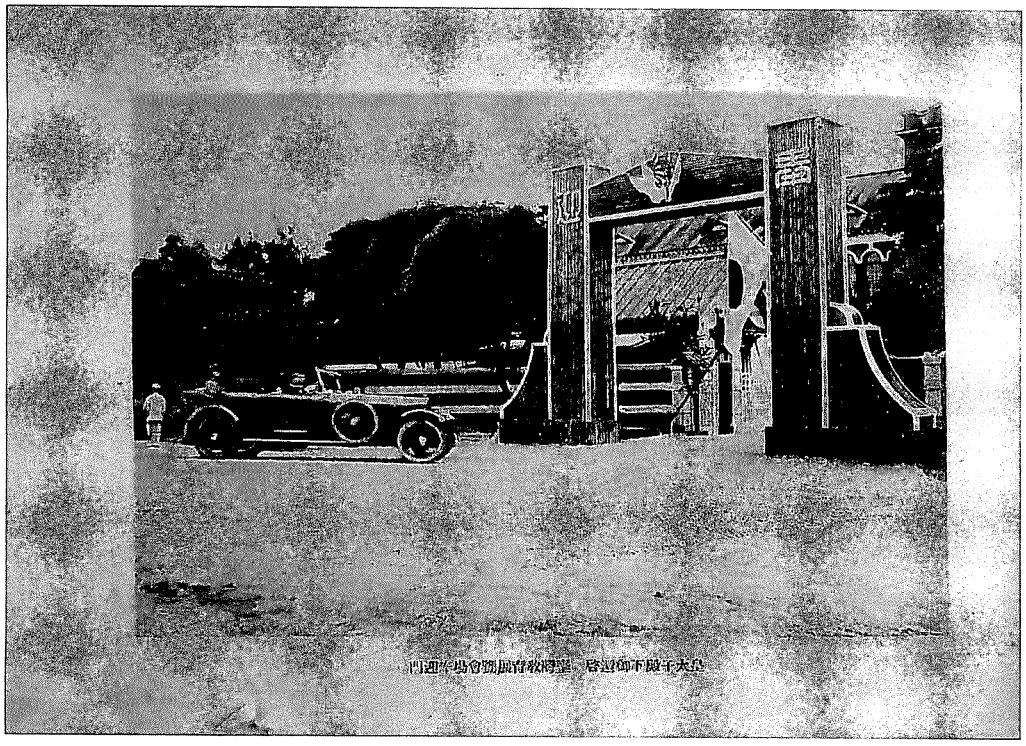

皇太子裕仁 1923 年 4 月 16 日訪台紀念真帖(師範學校展覽會會場)　1
台湾教育展覧会　奉迎門

皇太子裕仁 1923 年 4 月 16 日訪台紀念真帖(師範學校展覽會會場)　2

皇太子裕仁 1923 年 4 月 16 日訪台紀念真帖(師範學校展覽會會場)　3

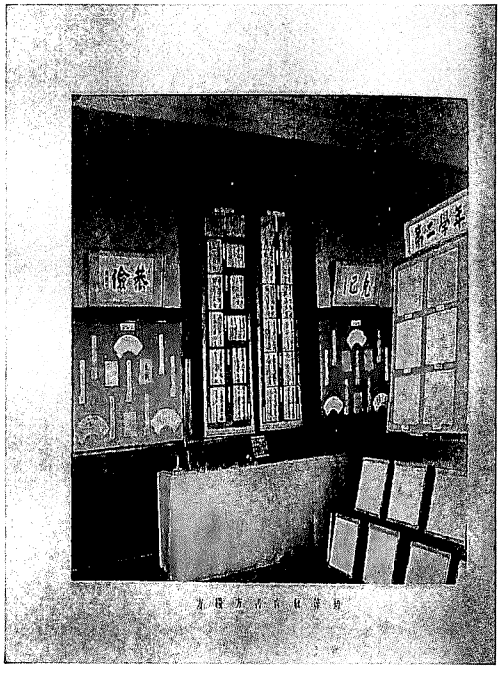

皇太子裕仁 1923 年 4 月 16 日訪台紀念真帖(師範學校展覽會會場)　4

沖縄本島における米軍占領下初の学校「高江洲小学校」

── 米軍占領下初の学校設立の再考とその教員と子どもたち ──

川満　彰*

Okinawa's First School under U.S. Military Occupation: Revisiting the history of the teachers and students of Takaesu Elementary School

KAWAMITSU Akira

1945年４月６日、沖縄本島内において米軍占領下初の学校、高江洲小学校が設立された。これまで最も早い設立として知られた石川学園（現在の城前小学校）の開校は５月７日であることから、およそ一月も早い設立である。その根拠となったのが高江洲小学校金庫に保管された『学校沿革史』である。「占領下初の学校、高江洲小学校」は、これまでもいくつかの資料に登場してきたが、その根拠は薄く、曖昧な表現となっていた。本論は、保管されていた『学校沿革史』を中心に、その問題点を整理、これまで知られている資料等を精査することで、その実証をおこなうものである。

また、高江洲小学校で初の教鞭をとった教員らが、戦禍をくぐり抜け生き延びた過程についても記録した。彼らの戦争過程は、彼ら一人ひとりの教育観の礎石ともなっており、戦後教育史にとって重要な位置を担っていると考えるからである。さらに、高江洲小学校には1945年度に卒業したと見られる子どもたちの『高江洲初等学校修業台帳』が存在する。６学年のみではあるが、その『修業台帳』から、どのような地域（県内各市町村）から子どもたちは難民として集められたのかを考察した。

キーワード：地域史／占領／初等教育／戦後／教員／修業台帳

On April 6 in 1945, Takaesu Elementary School was first established in the Okinawa Island under the U.S. military occupation. Up to now, it has been known that Ishikawa Gakuen (now it becomes Siromae Elementary School) opened a school first on May 7, but the establishment of Takaesu Elementary School was about one month earlier than that of Ishikawa Gakuen.

The ground of it is "History of the school " kept in Takaesu Elementary School safe.

In some materials, it has appeared up to now that Takaesu Elementary School was the first one in occupied Okinawa, but the descriptions were thin and vague expression.

In this thesis, on the basis of "History of the school " kept (in Takaesu Elementary School safe), the proof of the descriptions was tried by arranging the problems, and investigating the materials that has been known up to now.

Moreover, the teacher's experiences of the war (they were first teachers in Takaesu Elementary School) were recorded though it was insufficient. It is thought that their war experiences are very important to the history of education after the war in Okinawa and make each individual teacher's basic minds of education.

Takaesu Elementary School also has "Takaesu Elementary School study ledger " of children who seem to have graduated in 1945.

Though there is only sixth grade students' study ledger, from which it will be possible to catch a glimpse of children's situation.

Key words: Local history／Occupation／Primary education／Postwar／Teacher／Graduation ledger

* 名護市教育委員会文化課市史編さん係　a_kawamitsu@yahoo.co.jp

はじめに

教育史・歴史学者が、沖縄県の戦後史を考察する上で、これまで「存在しなかった」とされる『高江洲小学校沿革史』が、高江洲小学校金庫内に保管されていたことが判明した。その内容は後述するが、本論はこの新たに判明した資料を教育史・歴史学という分野でなく、「地域史」と位置づけて考察するものである。その理由は、インフォーマント等から「高江洲小学校が最初の設立とすると、(関わってきたことに対して) 自信がつく」「明らかになったことを地域に活かしたい」等々の声があったことによる。地域に埋もれていた資料、その資料調査の公開は、地域やその関係する人々にとって大きな活力を与えると実感したからである。

「地域史」づくりは地元の郷土史家、各分野の専門研究者の参画から、より多くの地域住民の参画へと広がりを見せているという“中村誠司（1991：1-6）”。筆者も居住地の字誌（区誌）づくりの一員という立場から、「地域史」、特に地域という範囲が地元住民の足元に近ければちかいほど、専門研究者だけでなく、より多くの地域の人たちと互いに協力し合いながらつくり上げることが重要と考える。また、「地域史」には、その地域の特徴を活かした個性的な事柄を編むことが追求される。「米軍占領下初の学校、高江洲小学校」の実証は、「地域史」としても意義あるものと考えるからである。

本論では、米軍占領下における学校設立の再考の他に、当時の教員らがどのようにして戦禍をくぐり抜け、米軍の収容地区移動に翻弄されつつも教員となっていく過程と、初の生徒となった子どもたちの状況を、出身地を基に考察した。そうすることで、当時の高江洲小学校の全体像を少しでもイメージすることができればと考えたからである。

一方、これまで知られていた米軍占領下初の学校は石川学園である。その後、石川学園の分校の一つである城前小学校の校庭には「戦後教育発祥之地」という碑が建立され、その碑の横に、次の碑文が刻まれている。

> 本校は戦後沖縄に於ける教育発祥の地である。
> 戦争の苦しみの中にあっても、なお教育を守りぬこうとする住民の熱意がもりあがり1945年５月７日沖縄戦まだたけなわの頃開校の実現を見たのである。
> 全島が戦場化し、各地から難を避けて当地に集まった住民子弟のうち児童790名を集め校長山内繁茂氏外職員20名、給仕１名、小使２名、理髪師１名の人員をもって開校したのであるが、校舎はもちろん机、腰掛け、教科書、学用品など一物もなく、砂の上に指で字を書かせるということから教育が始まったのである。

当時、開校に向け尽力したのが、初代校長の山内繁茂である。「戦後教育発祥之地」は、彼の残した『学校沿革誌』が根拠となる。

沖縄本島に上陸した米軍は、「野放図に子どもを放っておくのは邪魔になるだけではなく、地域によっては大きな問題で」あり、「上からの指示による何らかの教育が秩序を確立するための最もいい方法」“沖縄県教育委員会（2002：86）”として収容地区内で学校を設立した。沖縄本島で早い時期に収容地区（所）となった石川市では、上陸した一月後の５月にはすでに子どもたちが遊ぶための運動場がつくられたという。高江洲小学校は、戦禍に見舞われることなく、校舎はそのまま残っていた。初代校長浦崎康華は、その時の様子を「４月10日の朝、高江洲に着くと、すでに数百人の避難民が収容されていた。仲喜洲国民学校の木造校舎は少しの損傷もなく完全に残って」いた“浦崎康華（1977：83）”、と述べており、戦禍に見舞われることなくそのまま残っていた校舎は、子どもたちを集めやすい環境がすでに整っていたと考えられる。

一方で、本論は石川学園の「戦後教育発祥之地」の持つ意義や重要性をふまえておきたい。それは、沖縄戦という残酷で悲惨な体験から生き残った人々、特に子ども等にとって、米軍占領下で最初に受けた学校教育は、将来を見据え、生き抜こうとする気概をつくりだす場ともなっており、子どもたちや教員らにとって、教科書や文具は一切ないにしろ、まさに「真の教育」が存在していたと言っても過言ではないからである。収容地区（所）という「非日常」の暮らしの中で、学校を通して子どもたちや教員らは「日常」の暮らしを徐々に回想し復元していったと考える。「教育発祥之地」という思いは、学校設立に携わった人々の心の中に存在する。城前小学校の碑文はそのことも語っているのである。

高江洲小学校の概要

1883（明15）年、旧具志川市域で最初の学校、具志川尋常小学校が創立した。その後、約20年の歳月を経て就学児童の増加とともに1906（明39）年に天願尋常小学校、1913（大２）年に仲喜洲尋常小学校が分離独立した。その後、さらにいくつかの変遷を経るなか沖縄戦へ突入し、校区を含めた前原地区（下原一帯）が米軍の監視下に置かれ、高江洲市と改称されたことで、当時の仲喜洲国民学校敷地に高江洲小学校①が設立した。そして1960（昭35）年、現在の敷地に移ったので

ある。

高江洲小学校の位置（住所：うるま市字高江洲118番地）は、沖縄市コザ十字路から県道75号線を旧具志川市内向けに走り、赤道十字路を東側（右手側））に折れ、東海岸に降りるようにして車で５分ほど走ると辿りつく。県道を挟んで左手側に高江洲中学校、右手側に高江洲小学校となっているが、現在の高江洲中学校が仲喜洲国民学校（高江洲小学校設立）跡である。学校区は、旧具志川市域の太平洋側に位置する豊原、川田、塩屋、高江洲、前原区となっており、この一帯を旧具志川市の人々は下原（シチャバル）と呼んでいる。

1945年４月１日、米軍は沖縄本島の西側、読谷村・北谷町一帯から上陸、その日のうちに下原方面にも侵攻した。高江洲小学校を中心とした下原一帯は、その翌日ごろから難民収容地区（所）となったのである。

【１】資料から見る高江洲小学校設立日

高江洲小学校設立日について触れている資料はいくつか存在する。そのなかで、具体的な期日を述べ、さらに検証を行っている資料を中心に考察する。

〔１〕高江洲小学校設立日に関する資料（教育行政資料は発行元を省略）

①『学校沿革史』高江洲小学校
②『創立八十周年記念誌　具志川市立高江洲小学校』（1994）
③『地方自治七周年記念誌』（1955）
④『具志川市史第六巻教育編』（2005）
⑤『沖縄戦とその前後』浦崎康華　共栄印刷（1977）
⑥『戦争と平和の谷間から』浦崎康華　大永出版（1983）

上記の資料で②④は、⑤『沖縄戦とその前後』（以下『浦崎文書』）を基礎資料として高江洲小学校設立日を考察したものである。しかし、②④資料は、『浦崎文書』を精査したとは考えにくく、結果的に根拠の薄いまま高江洲小学校開校・設立日を確定せざるを得なかったのであろう。『浦崎文書』にはいくつかの信憑性の薄いと考えられる箇所がある。本論は、それを指摘しながら考察する。さらに、②④資料は、『浦崎文書』を基礎資料としていることから、内容はほぼ同じであり、本論で紹介するにあたって似たような文面が続くことから読みづらい部分もあるが、「資料比較研究」という観点でご理解願いたい。なお、教育行政資料は発行元を省略した。

〔２〕各資料における考察

１.「『学校沿革史』高江洲小学校」（以下『学校沿革史』）の考察

『学校沿革史』とは、就任したその時々の校長らが年度行事を始め、特筆すべき事項を記録として書き残さなければならない「学校史」とも言える資料のことである。高江洲小学校の『学校沿革史』は２つの特長が見られる。その１つは『学校沿革史（誌）』と書かれた表紙が２つ存在するということである。１つは通常の表紙の役割を担い『学校沿革史』と表題し、もう１つは裏表紙の手前に『学校沿革誌』という「表紙」が綴られているのである。写真-①を参照していただきたい。左側が実際の表紙となる『学校沿革史』であり、右側が裏表紙の手前に綴られた『学校沿革誌』である。

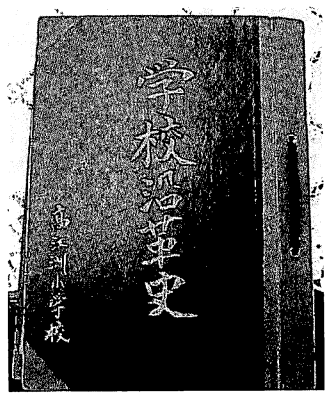

写真-①　表紙を飾る学校沿革史

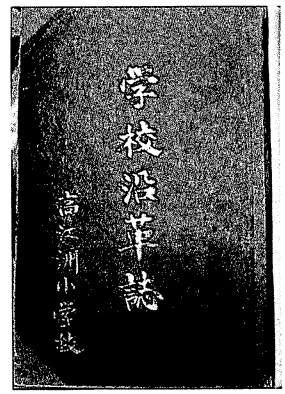

裏表紙の手前に綴られている学校沿革誌

そして２つ目の特徴は筆体である。『学校沿革史』をみると1945年の箇所は次のように記されている。（※写真-②参照）

一九四五．四　六　米軍政府指令により高江洲初等学校を仲喜洲国民学校跡に設立する。
初代校長　浦崎康華氏　職員六四人
八・一五　一三代校長　当銘由伸氏就任
学校児童数二四一四人
一〇・一三　一四代校長　友利英毅氏就任
（　　部分は小文字で行間に挿入されている）

写真-②で見られるように「1945年４月６日　米軍政府指令により高江洲初等学校を仲喜洲国民学校跡に設立する」とあることから、その文面だけで「実証」す

ることが可能とも思われがちだが、実は、この筆体は仲喜洲尋常小学校設立時の1927（大２）年から1972年まで同じ筆体となっている。おそらく1967年から1972年にかけて勤務していた20代校長新垣貞俊の筆体と考えられ、新垣が、何ら根拠もないまま勝手に記載したとは考えにくく、それ以前に記録されていたであろう『日誌』的なものを書き写し、その際に書き忘れた13代校長当銘由伸、14代校長友利英毅を行間に挿入したと考えられる。おそらく、裏表紙の手前に綴られた『学校沿革誌』という「表紙」は、その『日誌』的なものの「表紙」であろう。

写真-②　高江洲小学校『学校沿革史』より

確かめるべく、新垣は平安座島出身と聞き、電話で確認したところすでに亡くなっており、今ではその真相を突き止めることは難しい。

２．『創立八十周年記念誌　具志川市立高江洲小学校』（以下『八十周年記念誌』）の考察

本書の特徴は、①『浦崎文書』を基礎資料としていること、②高江洲小学校「設立」と「開校式」が同じ日付で扱われていること、である。

『八十周年記念誌』記念誌編集部であった新垣康博は「『学校沿革史』については、当時の高江洲小学校はなかったように思う。当時、編纂するにあたって校内資料はほとんどなく、資料や写真等は、PTAや知人等に呼びかけて収集した。参考文献は、戦後初代校長に任命された浦崎康華の『沖縄戦とその前後』（『浦崎文書』）である」と述べた。

『浦崎文書』については後述するとして、ここでは「設立」と「開校式」の日付について考察する。

〈高江洲小学校の生い立ち〉項にて、学校を設立する様子を次のように述べている。

昭和20年４月１日、米軍は本島上陸とともに下原方面にも進攻してきた。軍命により校区民はじめ本校教職員は殆どが国頭や他地域に既に避難し学校は閉鎖を余儀なくされていたのである。校区内の下原一帯は米軍に占領され、各部落は避難民収容所（キャンプ又は市、地区などと称えた）となり、この収容所を高江洲市と称し米軍の監視下に置かれた。（省略）。そして避難民の中から高江洲市長に高江洲良保氏、第一助役に池宮城積宝氏、第二助役兼高江洲初等学校長に浦崎康華氏らが高江洲市の米軍の責任者キーン中尉より任命されたのである。校舎は少しの損傷もなく戦禍を免れたが、米軍のCIC（民間調査機関）の事務所、配給所、孤児収容所、養老院、民警詰所、病院、高江洲市の執務室などが置かれた。高江洲市は間もなく米軍の命令で前原地区と改称されることとなった。

浦崎校長はキーン中尉より「高江洲初等学校を早く開校せよ」との命令を受けると米兵や建築班により茅葺き小屋の教室が、現在の高江洲小学校の運動場辺りに急造され、４月14日約1000人の児童を集めて開校式を行った。教員の数は極度に不足し、その確保のため他地区の難民収容所へ奔走するなどしたが思うようにいかず難しかった。（省略）。開校はしたが校舎の使用はできなく、校長自らも校庭のがじまるの木の下に、学年に関係なく児童、生徒を集めて授業を行った。机腰掛け、教科書、鉛筆などはなく地面に座らせて、いわゆる青空教室である。殆どみな欠食児童であった。（省略）。茅葺き小屋の教室でも同様な授業形態が行われ午前中で終わった。先生方は１クラス150名の児童を受け持ったこともあり、授業は担任の先生の裁量で行われ、チャンマーブへの郊外学習、体操、遊戯、童話、童謡、唱歌などを教えて愛護育成につとめていた。戦時の最中、本校は県下では逸早く開校していたことになる。（下線強調は引用者）

そして、次の〈高江洲小学校八十年の沿革〉項では、次のように述べている。

昭和20年4月14日米軍政府指令により浦崎康華氏を校長（13代）に任命し、高江洲初等学校を仲喜洲国民学校跡に設立する。（下線強調は引用者）

〈高江洲小学校の生い立ち〉項では「４月14日開校式」、〈高江洲小学校八十年の沿革〉項では「４月14日設立」となっており、４月14日に「開校式」と「設立」が同日付で扱われていることがわかる。では、「開校式」と「設立」が同日付となり得るのだろうか。

現高江洲小学校の那覇弘美校長は「現在、設立日と

開校式は違う日でおこなわれるのが通常である。開校式を行う場合、子どもたちに（設立したことを）通知せねばならず、設立後に開校式を行う」と述べる。

1945年７月12日、旧具志川市の南側に隣接するキャンプコザ（現沖縄市）地域に、胡差第一学校（越来一〇区）、第二小学校（室川九区）、第三小学校（安慶田御願所敷地内）が設立した。当時、学校設立に関与したとされる稲嶺盛康は、そのころの様子を「学校設立は1945年７月１日で、開校は７月12日である。沖縄全般の教育制度というのでなく、臨時市制で任命された市長がそれぞれの市の教育再建を図って学校を設立した」“沖縄市教育委員会（1990：391-392）”と述べている。高江洲小学校長となった浦崎は「教員の資格のある人びとは今までまちがった教育をして来たと言って（省略）相談にのらないので教員組織がなかなか難しい」“浦崎（前掲：84）”と述べており、設立から開校式に向けた準備として、困難を極めたのは教員を集めることだったのであろう。

石川学園を調査した曽根信一は「私が困ったというのは、開校日が５月７日というのは、山内氏をはじめどなたの口からも聞けず、大方の話が７日よりは前でなかったろうかと言うこと」“石川市（1988：331）”と述べている。おそらく石川学園でも「設立日」と「開校日」があり、「５月７日」は「開校日」であり、それ以前に「設立日」があった可能性も高いのである。

『八十周年記念誌』記念誌編集部は、浦崎の「４月14日の開校式」を誤解して「４月14日の設立」と記したと考えられる。

３.『地方自治七周年記念誌』（以下『自治七周年誌』）と『具志川市史第六巻教育編』（以下『具志川市教育編』）の考察

『自治七周年誌』は、地方自治が施行されて七周年を記念し、1955年に沖縄市町村会が刊行した「戦後自治史」である。その中で、「高江洲校6月20日」という箇所があり、『具志川市教育編』は、『八十周年記念誌』を用いてその誤りを指摘している。

『自治七周年誌』（前掲：44）には次のように記されている。

> 「前原地区収容所の高江洲市（市長高江州良保氏）、平安座市（市長新垣健氏）は当初から市と称え、他は村域は区とも副官の一存でつけていたようである。高江洲市は石川市（軍の指定せる特別市）と共に収容所のモデルのような立場に置かれ米軍の指導により６月20日に高江洲校を（省略）創設」（省略）。

そして『具志川市教育編』（前掲：160-161）は、『八十周年記念誌』の「４月14日」を用いて、次のように考察している。

> 戦後最も早い例として、５月７日の石川収容所における石川学園（現城前小学校）の開設がよく知られているが、前原地区高江洲市（収容所）では、それ以前に学校が開設されていたと思われる。（省略）、４月10日に高江洲の収容所に収容された浦崎康華は、（省略）「キーン中尉は私に対し助役兼校長になって早く高江洲小学校を開校せよと命令したので米兵と建築班の協力でカヤぶき小屋ができあがった。そして４月14日には約1000人の児童を集めて開校式を行った」と著書に記している。『高江洲小学校創立八十周年記念誌』も戦前の仲喜洲校敷地内における高江洲小学校開校を４月14日としているが、1955年刊行の『地方自治七周年記念誌』は高江洲市は石川市とともに収容所のモデルのような立場におかれ、６月20日に開校したとしている。当時の学校日誌が残されていないので確かめようがないが、仮に収容所に来て２か月後に開校したとして、それを記憶違いで数日後と記すとは考えにくい。（下線強調は引用者）

ここでは暗に高江洲小学校の開校は『自治七周年誌』の「６月20日」ではなく、浦崎の「４月14日」であり、戦後最も早い開校と位置付けている。そのことは、前年（2005）に刊行された『具志川市史第五巻戦争編戦時記録』（2005：1107）にて「高江洲市では、1945年４月16日（４月14日ヵ）、浦崎康華先生を迎え、仲喜洲国民学校跡に高江洲初等学校が開校した」と記述しており、その見解を読みとることができる。

筆者も「６月20日」は誤りと考える。本論では前述した６つの資料を用いてその解明を行うのだが、『宜野湾市史八資料編七　戦後資料編Ⅰ』(2008：682）でも、「４月内設立・開校」と考えられる証言がある。宜野湾村出身の島袋全助（昭和10年生）は「捕虜となったのは、米軍上陸後の２、３日後だったと思う。上原から野嵩に連行されて、一週間から10日ほど、野嵩で過ごした」（省略）「野嵩からトラックに乗せられて、泡瀬（沖縄市）に向った。泡瀬には大型のテントがあって、そこに一週間ほど過ごした。（省略）その後、泡瀬から高江洲に向って移動した。」（省略）「高江洲には学校もあり、そこの学校に通っていた。先生もいたが教科書も何もなかった。」と述べており、島袋の述べた日数を足すと、すでに４月20日～23日頃には高江洲小学校では授業をおこなっていたことがわかる。当時の小学生の記憶が根拠として妥当性があるかどうかは疑問を残

すものの、日数のズレを大きく見積もってもおよそ2ヵ月のズレは考えにくく、「4月以内」に授業はおこなわれていたと考えるべきであろう。

一方で、具志川市は「(高江洲小学校開校については)当時の学校日誌が残されていないので確かめようがない」とも述べており、当時は『学校沿革史』を確認することができず、『八十周年記念誌』と同様、『浦崎文書』を引用するのみで、その根拠は持ちえていないのが実状であろう。高江洲小学校に保管されている『学校沿革史』は、毎年記述されており、これからも貴重な地域・教育資料として活用されていくであろう。

では、『八十周年記念誌』、『具志川市教育編』の根拠となる『浦崎文書』はどのように記されているのだろうか。

4.『浦崎文書』(『沖縄戦とその前後』)と『戦争と平和の谷間から』の考察

浦崎は『浦崎文書』と、その5年後に『戦争と平和の谷間から』を刊行し、前者と後者を比較すると、その記述内容に幾分変化が見られる。また、『浦崎文書』にはいくつかの信憑性が薄いと考えられる箇所がある。それは①「4月10日、高江洲に着く」、②「胡差市長ら来訪時には胡差市には学校はなかった」等である。その2ヵ所について考察する。

前述したように『浦崎文書』は、『八十周年記念誌』等が基礎資料とした書物である。若干長文となるが、高江洲小学校の開校時の様子も見える。『浦崎文書』(前掲:83-85)は次のように記している。

> 「4月10日の朝、高江洲に着くと、すでに数百人の避難民が収容されていた。仲喜洲国民学校の木造校舎は少しの損傷もなく完全に残っており、その職員室には米軍政府のこの地区の責任者キーン中尉(被収容者は彼を副官といっていた)が執務していたが、泡瀬から来た高江州良保、池宮城積宝(省略)と私の三人が通訳の二世に連れられてキーン中尉の前に立たされた。彼はこの収容所を高江洲市と称すること、市長に高江洲良保、第一助役に池宮城積宝(省略)、第二助役に浦崎康華、(省略)。」(省略)「高江洲には各地から毎日数百人の避難民がトラックに乗せられてやって来た。私の親戚知人も少なくなかったが、しばらくの間に1万2837人の収容人員となった」(省略)「キーン中尉は私に対し助役兼校長になって早く高江洲小学校を開校せよと命令したので米兵と建築班の協力でカヤぶき小屋ができあがった。そして4月14日には約千人の児童を集めて開校式を行ったが、困ったのは①教員の資格のある人びとは今までまちがった教育をして来たと言って警察官(軍が命じた沖縄人警察官でいわゆるCP)になったり、農耕、建築、清掃の各班にもぐり込んで相談にのらないので教員組織がなかなか難しい②教科書は一冊も残っていない③みな欠食児童であるから体操や遊戯などして児童を喜ばせ、長い戦時生活の陰惨な気分を転換させたいと努力してもなかなかむつかしい。しかし、先生は一度に任命したのではなく各地から避難民として収容所に連れてこられた次の諸君を順次任命したのである。(省略)。戦時中の高江洲小学校の教職員氏名は次の通り。(省略)教科書も教具もない高江洲小学校では主として童話、童謡、唱歌などで愛護育成することにつとめた。(省略)。その頃、胡差市から仲地庸之市長と仲泊良夫助役が米兵と一緒に高江洲小学校を参観した。同市にはすでに全占領地域の戦争孤児、孤老を集めた収容所ができていたが学校はまだ出来ていなかった。そこで高江洲市でも養老院を設置して身寄りのない数十人の老人を保護した」(下線強調は引用者)

先に、②「胡差市長ら来訪時には胡差市には学校は出来ていなかった」という点について述べると、胡差地区は6月10日に臨時村政が施行され、その後9月15日に市制へと移り変わることで胡差市となり、25日の市長選挙で仲地庸之市長と仲泊良夫助役が誕生している。従って、市長・助役らが「高江洲小学校を参観した」のは9月25日以降のことと考えられる。

しかし、胡差市の最もはやい学校設立は「1945年6月6日古謝内の御願敷地に古謝小学校が創立し、開校する。校長は西平守由であった」"沖縄市教育委員会(前掲:392)"と判明していることから、浦崎の「同市(胡差市)には学校はまだできていなかった」という記述は信憑性が薄いと考える。

次に①「4月10日高江洲に着く」という箇所である。

1978(昭53)年1月17日に発刊された沖縄タイムス紙夕刊(写真-③)にて、浦崎自身が写っている高江洲小学校職員会議風景とともに、次のような記事が掲載されている。

「高江洲小学校の職員会議－毎日ふくれあがる児童生徒たちの収容と学級編成に、教師は苦心していた（1945年9月）」

写真-③　沖縄タイムス（夕刊）　昭53/1/17

教職員会議　精神荒廃と飢え残る　カメラ戦後史<7>

具志川市高江洲小学校の沿革史によると、開校の創立は終戦８月15日より４ヵ月も早い４月６日とある。初代校長は浦崎康華氏（写真中央前向き）。

「私に間違いないと思う。当時は助役で校長を兼務させられた。なんとか教師をそろえるため毎日収容される人たちをチェックして経験者や中学、女学校の卒業生、中退者などを説得した」と浦崎氏は思い出す。

戦火を免れたこの地域一江洲、宮里、喜屋武、仲嶺、豊原、塩屋、高江洲、川田の各民家が収容所となった。戦争とその犠牲で残されたものは、子供たちの精神荒廃と飢えだった。米軍の土のう用袋を腰にぶらさげてかっぱらいをやった。米軍は「学校を設けて子供たちを一カ所に集めるよう」指令した。幸い損傷もなく残っていた仲喜洲国民学校の木造校舎を使うことに決まった。教員64人、児童2414人だった。

「大人の教員や知識人たちは米軍をおそれ、前歴をかくすのが多かった。その点、正直なのが若い女学生や中学生たちだった。だから教員には三つ編み、オカッパの娘さんたちが多い」と浦崎氏は語る。給与は現物支給で、一日米軍携帯食糧Ｋレーション３個。授業は教科書もないので、毎日歌をうたっていたという。

これは、『浦崎文書』が刊行されたその翌年の記事である。沖縄タイムス記者は「４月６日」「教員64人、児童2414人」と記していることから『学校沿革史』を参考にしたと考えられるが、何故記者は『浦崎文書』を参考にしなかったのであろうか。一方、これを読んだ浦崎はこの「４月６日」をどう見ていたのであろうか。

５年後に浦崎が発刊した『戦争と平和の谷間から』は、腑に落ちない部分がある。それは、高江洲に辿りついた「４月10日」、高江洲小学校開校式「４月14日」はどこにも記されておらず、当時情報担当班として高江洲小学校内で事務所を置いていたスカラピノ中尉との出会いを、「４月下旬のことである。当時、私は米軍の命令により高江洲市助役兼高江洲小学校を勤めていた」“浦崎康華”（前掲:375）と述べるに止まり、あえて「４月10日」・「４月14日」を記述していない、とも読み取ることができる。本書は、浦崎の戦前・戦後を行政人として体験・見聞したことを記述しており、浦崎は本書を沖縄戦後史として位置づけていたとも考えられる。にも関わらず、あえて開校日などの日付を記述せず「４月下旬」と曖昧にしたということは、『浦崎文書』の記述で、いく分かの記憶違いを認め、記述することができなかったとも推測できるのである。

筆者は『浦崎文書』に記された「４月10日の朝、高江洲に着く」文面は、浦崎の“記憶違い”と考える。

〔３〕小括

キーン中尉の指令により、浦崎康華が高江洲市の第二助役兼校長を任命された。そして、1945年４月６日高江洲小学校が設立、沖縄本島内で占領下初の学校教育がスタートした。浦崎を始め、職員64人という数字は『学校沿革史』と『浦崎文書』で大きな違いがあり、そのことは次章で述べるとするが、学校設立に関わった人々は、子どもたちはもちろんのこと、浦崎を始め多くの人々が沖縄戦開戦時に米軍に捕まり前原地区に連れて来られた人たちである。彼らは、新たな収容所移動を米軍に指令されることなく、前原地区に定住することとなったのであろう。

調査研究を進めるにあたって、第20代校長新垣貞俊が、なぜ「書き写し」を行ったかという疑問が残った。「書き写し」をやらざるを得ないのはそれなりの理由があると考える。

現高江洲小学校の那覇弘美校長は「前赴任先の兼原小学校の『学校沿革誌』は、古い紙質に書かれており今でも現存する」と述べた。確認したところ古い紙質は現存される一方で、新しい紙質への「書き写し」も行われていた。各学校長らは『学校沿革誌』の永久保存・継続を目的に「書き写し」をやむを得ず行っているのである。おそらく新垣貞俊校長も地域・学校史の継続を考え「書き写し」を迫られたのであろう。

【2】占領下初の学校、高江洲小学校の教員と生徒たち

『浦崎文書』には「戦時中の高江洲小学校の教職員氏名」が記されている。その名簿をもとに当時の教職員4人を訪問することができた。すでに亡くなっている方も多く、32人中4人しか訪問することができなかったことは調査不足と言わざるを得ないことは承知の上であるが、彼らが沖縄戦を生き延びた過程は、彼ら一人ひとりの教育観の礎石となっており、戦後教育史にとって重要な位置づけを担っていると考える。決して多くない人数ではあるが、その過程を記録として残しておくことにする。

また、高江洲小学校には、1946年に卒業したと考えられる子どもたちの『高江洲初等学校修業台帳』が存在する。その資料を基に、どのような地域（県内各市町村）から子どもたちは難民として集められてきたのかをみることにする。

〔1〕資料で異なる職員人数

『学校沿革史』によると、職員人数は64人とあり、浦崎の2つの著書では「職員31人～32人」（『浦崎文書』32人、『戦争と平和の谷間で』31人）となっている。倍近い職員数の違いはどのように解釈したらよいのであろうか。

4人の聞き取りを行うなかで判明したのは「この名簿以外にも教員が存在していた」ということである。後述するが話者の一人である金城（現当間）久子は「職員は60人ぐらい」、兼城（現宮城）喜久子は「キクヤマゲンエイさんも教師をやっていたと思う」と述べており、必ずしも浦崎の名簿には教職員全員が記載されていないことが判明した。一方、「私は前原高校に通うため9月頃までしかいなかった」（玉那覇清子）等の声も聞かれ、当時の教員就職・退職は流動的だったと考えられる。

5月7日に開校した石川学園は「校長山内繁茂氏外職員20名、給仕1名、小使2名、理髪師1名の人員をもって」と記述されており、教員だけでなく給仕、小使、理髪師等の職員も必要不可欠だったのであろう。高江洲小学校でも教員31人～32人は教職員総数の一部だったと考えられる。

〔2〕占領下初の学校、高江洲小学校で教員となった人たち

浦崎の名簿をもとに4人を訪問、その際に「○○さんと高江洲まで一緒だった」ということを含めて、直接ではないにしろ合わせて6人の過程を追うことができた。そして、当時の教員らの存命を確認した表が〔表-①〕である。この表は主に当間（旧姓金城）久子、宮城（旧姓兼城）喜久子らの証言をもとに作成している。その結果、今後も必要な聞き取り調査は複数名いることが判明する一方で、話者の一人であった金城（現当間）久子も2009年2月に永眠された。共通するのはいずれも戦前、師範学校・中学・女学校等で学び、その多くは将来教職をめざして勉学に励んでいた青少年たちである。

聞き取り調査のなか推測の域を超えることはないが、おそらく「4月開校時にいた」と考えられる教員は、志伊良正則、安慶名政登、仲村渠武、又吉国浩、島袋栄一らである。しかし、その5人のなかで現在存命の人は志伊良（現当間）正則のみであり、残念ながら病気療養中のため聞き取りすることができない状況となっている。

高江洲小学校設立戦後初の教師たち　　作成:2009年8月　川満 彰

NO	教　員　名	着任	生存	備　　考	情報提供者
1	志伊良正則(一中・泡瀬)	4月?	○	病気療養中。当間久子の夫	当間より
2	安慶名政登(農林・具志川)	4月?			
3	仲村渠武(一中・北谷)	4月?			妻のトシ子より
4	吉里俊雄(開南・具志川)				当間より
5	又吉国浩(農林・具志川)	4月?			
6	島袋栄一(商業・泡瀬)	4月?			
7	中田功(二中・伊是名)				当間より
8	与儀健(教員・勝連)				
9	屋我珠子(教員・那覇)				
10	志喜屋宏子(一高女・那覇、現在名城姓)		○	志喜屋孝信の娘	宮城より
11	喜舎場敏子(師範本科・那覇、現在世加良姓)			当間久子(NO22)と同期	
12	喜舎場澄子(一高女・那覇、現在嘉数姓)			高江洲こいた(敏子・澄子兄弟)	
13	玉那覇清子(首里高女・宜野湾)	6月頃	○	話者	
14	外間淑江(一高女・那覇、現在名城姓)		○		宮城より
15	石川初枝(一高女・美里)				
16	花城ソル子(一高女・泡瀬)				
17	当銘洋子(一高女・具志川)			武子(NO17)と姉妹	
18	当銘武子(一高女・具志川)		○	洋子(NO18)と姉妹	宮城より
19	当銘和子(現在照屋姓・一高女・具志川)	翌1月	○		弟、当銘より
20	安里よし子(師範予科・美里)		○	中城在住	宮城・当間より
21	仲宗根よし子(一高女・美里)		○	コザ在住	宮城・当間より
22	兼元豊子(師範本科・伊是名、現在仲田姓)	9月	○	当間久子と一緒に教員	
23	金城久子(師範本科・大宜味、現在志伊良姓)	9月		話者	現当間久子
24	与那城ノブ子(師範本科・那覇)	9月			
25	大湾健子(師範本科・伊江村、現在伊是名姓)	9月	○	当間久子と一緒に教員	宮城・当間より
26	謝花美代子(一高女・名護、現在渡久地姓)	9月	○	当間久子と一緒に教員	宮城・当間より
27	仲村渠郁枝(一高女・久米島)	9月	○	当間久子と一緒に教員。	宮城・当間より
28	下地輝美子(師範本科・宮古)	9月	○	当間久子と一緒に教員。宮古在住	宮城・当間より
29	兼城喜久子(一高女・泡瀬、現在宮城姓)	9月	○	現ひめゆり語り部	宮城・当間より
30	宮城菊子(師範予科・首里、現在照屋姓)			宮城喜久子の義妹	
31	仲原ハル子(師範予科・勝連)		○		宮城より

(表-①　順序は『浦崎文書』に準じた。番号は筆者挿入　作成者：川満　彰)

〔3〕教員となった4人の人たち

紙幅の都合上、筆者で要点を絞り経路を中心に記述する。敬称略。

〔※部分は筆者の解説・考察、(　) 内は筆者の挿入〕

1．NO3：仲村渠武の場合　当時19歳

北谷町　一中出身　現住所北谷町

(聞き取り日：2008年7月3日)

※仲村渠武はすでに亡くなり、配偶者の仲村渠トシ子(首里高女出身) から聞き取りを行う。夫妻は当時すでに家庭を営んでおり、トシ子は「当時幼稚園も開校しており、私は幼稚園の先生をやっていた」とのことであった。

戦争がきたのは19歳のとき、武も19歳でした。私の家は北玉国民学校の近くです。親戚を含め11名家族で逃げました。今の北谷に長老山（チョウロウヤマ）ってあるでしょ、あのちょっと上の方で壕作りました。

3月24日～25日のこと、米軍の軍艦が、北谷の海いっぱい入ってくるのを見ました。そして4月1日に上陸したんです。みんなで墓や岩の下に壕を作って入っていました。しかし、日本兵が「ここは危ないからみんな上の方に行きなさい」と言うので、私たちは喜舎場の山の中に行きました。

4月1日の夕方、米兵が壕のそばまで来て、また下からも兵隊がきました。開けたら米兵がいるもんだから、びっくりして逃げました。しかし、親戚のすぐ下の子が見つかって。仕方ないから、泣きながら手をあげて捕まりました。うちの人(武) は、一中で英語を習っていて話すことができましたが、英語が話せることを悟られないように黙っていました。

4月8日、喜舎場の区長が「喜舎場山の中にいる人は全部ひとり残らず降りてきなさい。山の中じゃ危ないから」マイクで放送していました。区長は「喜舎場の部落で空いてるうちはどこでもい

いから、誰が入ってもいいから降りなさい」って。喜捨場にいたのは二晩です。そのうちに喜舎場の小学校に集められて、それから泡瀬に連れて行かれました。泡瀬にいく時はみんな「海に捨てられるんだ」と思って泣いていました。

泡瀬のマースグラーという塩蔵、大きな今の体育館みたいな所にみんな収容して、一晩入れられました。そこで、また泡瀬の焼かれていない家に割ふりされて、40～50名一つの家に入りました。泡瀬には５月10日くらいまで、約１ヶ月間いました。

４月の中旬、宜野湾の嘉数らへんで戦争がまっさかりの時でした。泡瀬にも、嘉数の方の戦争の音が聞こえました。艦砲の音も。また、毎日米兵を乗せたトラックが家の前から通りました。しかし、帰りは半分しか残っていません。

そして泡瀬から具志川のツカヤマチンジュー（津嘉山近所）、キクヤマゲンタローさんの所にお世話になり２ヵ年いました。

学校の先生なったのはこの時です。「中学校卒業した人は先生なってちょうだい」って区から呼びかけがありました。私たちは高江洲小学校の幼稚園で。幼稚園の園長は（旧具志川市）宮里の方で、又吉ミヨコ（ミエコ？）先生。具志川のマースーヤー（塩屋）のムラヤー（村屋）で幼稚園をやっていました。区ごとに幼稚園がありました。おそらく高江州小学校ができて、少ししてから幼稚園もできたと思います。

２．NO13：玉那覇清子の場合　当時16歳
宜野湾村出身　首里高女　現住所宜野湾市
（聞き取り日：2008年７月10日）

４月２日か３日、ガマ（宜野湾）で米兵に捕まりました。「上陸した」と聞いたら、すぐ兵隊が来ていました。みんな手あげて出ました。「デテコイ、デテコイ」って、通訳のような人がいました。

捕まってすぐ、トラック乗せられて泡瀬に行きました。トラックに乗ったとき、父は私を捕まえて「女は強姦されるから、前から車が来て、すれ違う時に飛び込め」と言うのです。「車に轢かれなさい」って。しかし、いざという時は飛べません。

泡瀬についたらびっくり。先に捕虜になった人たちがたくさんいました。泡瀬では、若い人がいないかどうか、家を全部回って調べられ、「若い人はみんな軍作業にでなさい」って言われました。区長みたいな係の人がいて、みんなトラックに乗って、中城で米兵の洗濯をさせられました。

泡瀬から高江州に行きました。高江洲では、「米兵に連れられて暴行された」等の話も聞きました。毎晩カネが鳴って、今日もどこかの家に米兵が入ったとか、女性たちは憲兵所に逃げたという話でした。高江洲でも艦砲射撃の音はすごく聞こえました。

あの時には教員というのがいなくて、区長みたいな人が来て、「子どもに勉強を教えてくれ、“あいうえお”だけでもいいから教えてくれ」と言って、高江州小学校に連れて行かれ教員になりました。当時16歳です。高江州小学校来た時は、暑かったから、６～７月くらいだと思います。私は、高校に行くことになり前原高校に入学しました。ですから高江州小学校にいたのはわずかです。

３．NO23：金城久子の場合　当時20歳
大宜味出身　師範本科　現住所沖縄市（現在当間姓）
（聞き取り日　2008年７月７日）

６月22日、もしくは23日に米兵に捕り、糸満の伊良波部落に集められました。そこで２週間程、日本の避難民らの手当てをやっていました。その後、私たちはトラックに乗せられ、古謝の収容所に着きました。古謝の避難小屋で何ヶ月暮らしたかわかりませんが、お金がないと暮らせないということになり、コザ（古謝ヵ）の小学校のマーミー校長先生に教員で働くことをお願いしましたが断られ、次に高江州小学校に行ってリットル先生（浦崎康華）にお願いすると、先生はいくらでも欲しいということで、一高女の生徒も一緒に７名、高江洲小学校に入りました。その時の人たちは、①兼元登代子、②大湾健子、③謝花美代子、④下地輝美子、⑤仲村渠郁枝、⑥仲原ハル子さんと私の７名でした。教員になったのは９月ごろです。

浦崎先生は、英語が上手だったのであだ名がリットル先生でした。あの時の学校は、いっぱい避難民がいて教員60名余っていました。そして私一人で150名の生徒をもっていました。それでうちの人（正則）も150名。安慶名政登さんと３名同じ学年でした。私は、音楽をまとめて450名並べてやりました。教室はカヤブキヤ。中は土間です。本もないし、何もないもんだから「今は山中～」って、３年の童謡を教えました。体操、音楽、数学、国語、本もありません。数学は、足し算引き算を自分で作ってやりました。朝８時半くらいに始まって、午後２時くらいに終りました。教員には米の支給がありました。米５合ずつ。１日に１回あり

ました。

（伊良波収容所から）トラックの中で、カミちゃんという子どもがいて、「アンマーアンマー」って泣いていたので、かわいそうだったのでこの子は私と一緒にいました。高江州で教員なるまで連れていました。だけど、軍票になるとこの子を育てることができないと思い、高江洲小学校校舎の端にあった孤児院に入れました。

（正則との出合いは）うちの主人（正則）に尋問されたのです。正則は、高江洲小学校で教員もやりながら尋問もやっていました。正則は、とっても英語も上手で、五十嵐という２世に大変可愛がられいつも一緒でした。正則は鉄血勤皇隊で、戦争前、親の許し受けに泡瀬に帰っています。だけど、親が「どうしても行かさない」って捕まえて行かさなかったそうです。墓に押し込めて、隠していたそうです。

４．NO29：兼城（現在宮城姓）喜久子の場合　当時17歳
泡瀬　一高女　※仲宗根芳子も同じ経路を辿る。
（聞き取り日　2009年８月10日）

６月21日に荒崎海岸出で捕まり、金城久子より先に伊良波臨時収容所に入りました。移動する際に、北部行きのトラックに載せられたため、久志収容所へ行きました。久志収容所では病院で働き、沖縄の人を看病していました。

家族が宜野座にいるかもしれないと思い、久志収容所から同級生の仲宗根芳子と宜野座へ隠れながら行きました。宜野座（福山）へたどり着くと、仲宗根芳子の親戚と会い、福山収容所内で学校の先生をしていました。久志と福山収容所時代をあわせても３か月くらいいました。久志よりは福山収容所にいた時が長かったです。

前原（市）から毎日トラックに乗せられて、洗濯班の人たちが来ていました。彼女たちの中にまぎれて、前原に帰るトラックに２人で乗り込み、福山収容所を脱走しました。家族が前原に居ることを知ったからです。前原に着いたときは９月だったと思います。従って、９月下旬から高江洲小学校の教員となりました。金城久子さんらが宿泊していたところは、自ら「桜組」と呼んでおり、楽しそうで羨ましかったです。「桜組」は７人一緒に教員となっています。

〔４〕高江洲小学校を最初に卒業した子どもたち～『高江洲初等学校修業名簿』から～

高江洲小学校の金庫には、自1945年度～至1947年度（鉛筆書きで「至1949年」とあるが、49年は綴られていない）にかけた『高江洲初等学校修業台帳』（以下『修業名簿』）（写真-④）が保管されている。ただし、内容は1947年という年代は記されているものの、1945年・1946年という年代はどこにも記されておらず、紙幅の都合上詳細は述べられないが、おそらく1945年・1946年は同じ1946年3月28日に修業した可能性が高いと考える。従って、本論では両数字を1946年（1945年度）修業したものとして若干の考察を述べるとする。

1946年修業人数は、男子128人、女子127人のあわせて265人である。修業した子どもたちの出身地（本籍地）別で見ると下記の〔表-②〕のグラフとなる。年令は数名を除いて1933（昭和８）年生、当時12歳の子どもらであり、『修業名簿』とは、通常各学年単位で作成されるものだが、本書は『卒業名簿』としても役割を担っていたと考えられる。

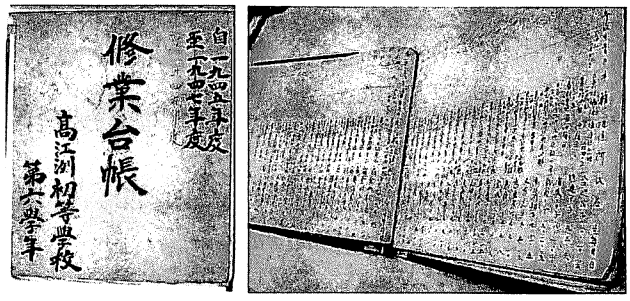

写真-④　高江洲初等学校「修業台帳」表には収容所時代の住所・本籍等が記されている

〔表-②〕を見ると、当時12歳（昭和８年生）という限られた年代ではあるが、高江洲小学校の半数以上の生徒は具志川村外の子どもたちであることがわかる。また、その範囲は北は今帰仁村から南は糸満町・玉城村と17市町村へと広がる。

旧具志川村（前原地域）住民の多くは東村有銘へ疎開し、45年10月頃から徐々に戻りはじめたが、その時はすでに前原地区は収容所となっていた。故郷にやっとのことで辿り着いた地元住民らは自分の家屋敷にも入ることができなかったという。“具志川市教育委員会（前掲：1000）”そのような背景を前提にみると、修学人数は具志川村の子どもたちが42％を占めているものの、おそらく占領初期は村外の子どもたちが多く、徐々に村内の子どもたちが半数近くも占めるようになったと推測できる。また、「前原地区には数年いた」という証言も聞かれるが、45年11月頃から前原地区にいた難民らは地元への帰村が許可されている。「９月時は、一教室で150人の子どもたち」（金城久子）という証言から比較すると、46年３月28日に卒業した265人という

1946 年修業者数・市町村別

出身地	人数	率(%)
具志川村	113	42.60%
美里村	50	18.90%
中城村	36	13.90%
宜野湾村	15	5.66%
越来村	9	3.40%
北谷村	6	2.26%
勝連村	7	2.64%
西原村	3	1.13%
那覇市	7	2.64%
読谷村	2	0.75%
不明	10	3.77%
各１名	7	
	265	

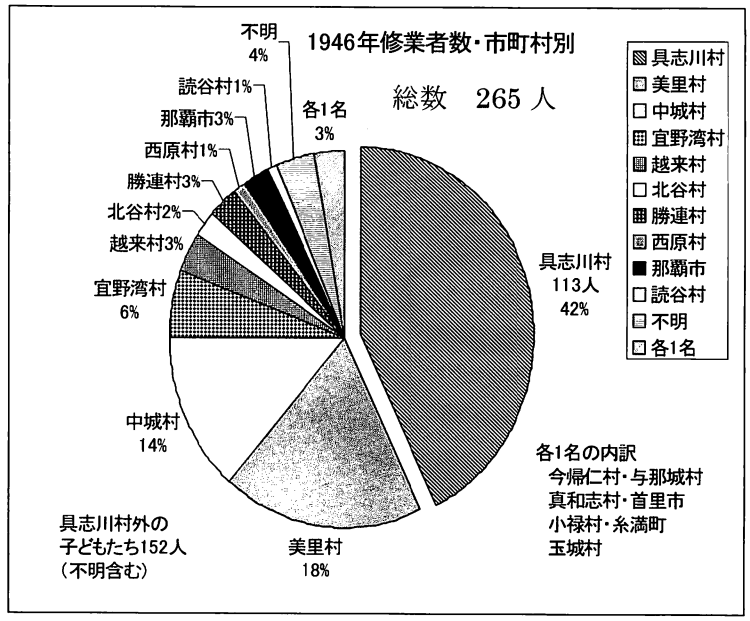

表-②　1946年修業者　市町村別円グラフ

数字は少なく、45年４月の開校時から46年の卒業時にかけての生徒数の増減は大分激しかったと推測できる。

〔表-②〕では表していないが、市町村別のさらに字区単位で見ると、具志川村内は前原地区の子どもたちが主で、美里村は泡瀬区、中城村は現在の北中城村の子どもたちが主である。また、男女別で見ると男子128人・女子127人と均等している。

『高江洲初等学校修業台帳』に記名された子どもたちは、現在78歳前後の人たちである。今後、この台帳をもとに聞き取り調査をおこなうことで、高江洲小学校初期の全体像が見えてくると考えられ、引き続き調査が必要である。

〔５〕小括

米軍占領下初の小学校となった高江洲小学校にて教員となった人たち６人（話者４人）の辿った過程は、時期の長短はあれ、戦禍をくぐり抜けるなか米軍に捕まり「海へ投げ込まれる」（仲村渠トシ子）「(米兵に)強姦されて殺されるからトラックから飛び降りて死になさいと父に言われた」（玉那覇清子）等、様々な不安を抱えながら収容所へたどり着いた。そして落着く間もなく、米軍指令により収容所を移動させられる難民もいれば、一方で「家族の元へ」辿りつくために、隠れながら収容所を転々とした人もいた（兼城喜久子)。彼らの戦争体験は、その後教員となり、子どもたちと接するなかで大きな礎石となっていくと考えられる。一方、広範囲から集められた子どもたちは、早くから高江洲小学校に通う子もいれば、家族のために「戦果」を求めて、学校に通わない子どもらもいた。一屋敷内に何世帯・何十人も一緒に暮らし、米軍の土のう用袋を腰にぶらさげてかっぱらいをやる子らも多く、そういう「非日常」のなかで、小学校は唯一「日常」を取り戻す場であったとも考えられ、当時の子どもたちの聞き取り調査は重要と考える。今後の研究を待つものとする。

【３】総論

〔１〕高江洲小学校初期の原風景

1945年４月６日、米軍占領下初の小学校、高江洲小学校が仲喜洲国民学校内に設立した。５月７日に開校した石川学園よりも、およそ一月も早い設立である。情報士官であったキーン中尉が校長に任命したのは、高江洲市第二助役を兼務していた浦崎康華である。浦崎は設立後、学校運営に向けて教員探しに奔走する。浦崎は「教員の資格のある人びとは今までまちがった教育をして来たと言って（省略）相談にのらない」「なんとか教師をそろえるため毎日収容される人たちをチェックして経験者や中学、女学校の卒業生、中退者を説得した」「だから教員には三つ編み、オカッパの娘さんたちが多い」と振り返る。そして４月14日、開校式が行われたのであろう。また、高江洲小学校は「仲喜

洲国民学校内の木造校舎は少しの損傷もなく残って」いたにも関わらず「校舎は米軍情報室や高江洲市役所等が設置されて」おり、使用することはできなかった。浦崎は「校長自らも校庭のがじまるの木の下に、学年に関係なく児童、生徒を集めて授業を行った」と述べている。

前原地区は早くから収容所となり高江洲小学校が開校したものの、しばらくは津堅島や本島中南部で炸裂する激しい爆撃・砲弾音のなかで授業が行われていた。教員らは青空のもと、もしくは茅葺小屋教室で、1クラス150人以上（9月頃）の子どもたちに、毎日のように童謡や唱歌等をうたい、五十音の指導等を行ったのである。子どもたちの多くは欠食児童らであった。浦崎は「みな欠食児童であるから体操や遊戯などして児童を喜ばせ、長い戦時生活の陰惨な気分を転換させたいと努力してもなかなかむつかし」く、「授業は担任の先生の裁量で行われ、チャンマーブへの郊外学習、体操、遊戯、童話、童謡、唱歌などを教えて愛護育成につとめ」ていたと述べている。その様子を、金城久子は「同じ3年生を受け持った安慶名政登、志伊良正則の子どもたちを合わせた450人で音楽の授業をやったこともあった」と述べており、兼城喜久子も「高台に子どもたちと登って、歌をよく歌っていた」と懐かしそうに語ってくれた。

開校当時、教室は青空教室から始まり、そして校舎向かいにあった運動場に孤児院を含めた茅葺小屋が設置された。

「1945年9月1日、米軍政府の発した『地方行政緊急措置要綱』により、高江洲市は解消し『前原市』が誕生」、「前原市役所は引き続き仲喜洲国民学校に置かれ」るものの“具志川市教育委員会（前掲：972)”、9月下旬頃からは、徐々にではあるが木造校舎へ移ったと考えられる。当時教員であった兼城喜久子は「校舎にはピアノもあり、私はそれで音楽を教えていた」と述べている。

前原地区に収容された人々は、那覇を含め中南部の人たちが多く、特に早い時期に収容されたのは、美里村、北谷村、宜野湾村、中城村（現北中城村）の住民らであった。調査した当時の教員はいずれも「楽しかった」と述べており、その様子は、沖縄県公文書館に保管される当時の高江洲小学校の授業風景や綱引き等の数枚の写真で知ることができる。

そして翌年3月28日、終戦年に故郷へもどれない子どもたち152人（具志川村外）を合わせた265人（男子128人、女子127人）が、高江洲小学校一期生として学び舎を後にしたのである。

〔2〕軍政における教育施策

前述したとおり、米軍は当初は「野放図に子どもを放っておくのは邪魔」であり、「上からの指示による何らかの教育が秩序を確立するための最もいい方法」を理由に学校を設立したと考えられる。しかし、それは成り行き任せの思いつきではないことを教育史学の阿波根直誠は述べる。紙幅の都合上、要約すると「沖縄占領時の教育施策は1944年の早い段階から研究されており、1945年1月6日（省略）『軍政作戦司令』として最終計画が公布され、その後補足文が公布された。その内容は（a）学校の閉鎖、（b）有用な学校財産確保の報告、（c）児童のための緊急計画の準備、（省略）等で、その中の（c）をさらに4項目に分けると（1）は地元民の計画で取り組む。（2）地区計画の調整・教育委員の任命。（3）国家主義的特徴は禁止。（4）民間収容所内の初等学校段階の児童を対象に教育活動をおこない、状況次第で年長児や収容所外の児童も対象に入れる等々」となっているという。そして「そのすべてがそのまま施策に移されたとは言い難い」が、「かなり反映していることは石川学園（省略）の動向をみても明白である」“阿波根（前掲：309-311)”と続けており、高江洲小学校も石川学園と同じく、反映していたと考える。

〔3〕おわりに

本論は軍政からみた研究は調査不足と言わざるを得ない。その部分は、今後の研究を待つものとするが、一つの疑問が残った。それは、任命したキーン中尉とはどのような人物なのか、である。「キーン」という名前を聞いて、日本文学研究者・評論家であるドナルド・ローレンス・キーン（Donald Lawrence Keene）のことを思い出した。彼の著書『私と20世紀のクロニクル』には、4月1日に沖縄に上陸したことが記されており、当時の経歴は「中尉」だったことが判明しているからである。

そのことをドナルド・キーンに直接電話で確認したところ、「私は4月1日に読谷村から上陸をした。私は海軍だったが、陸軍で日本語を話せる人がいなく、私は海軍でも陸軍でも通訳などをおこなっていた。おそらく、その頃のキーン中尉とは私のことで、その指令を出したのも私だと思うが、詳しいことはもう覚えていない」「当時のことについてはハワイ在住の沖縄2世である比嘉武次郎氏に聞いたほうがよい」との情報を頂いた。今後の研究を待つものとするが、1922年生まれのキーン自身の年齢を考慮すると早急な課題ともい

える。

「地域史」研究の根幹の一つは「聞き取り」にある。前述したとおり、本論を作成するにあたって「聞き取り」を進めるなかで、インフォーマント等から「高江洲小学校設立時期をきちんと調べて欲しい」という主旨の思いがこもる助言をいくつも頂いた。その際に「『地域史』は、その地域の人々、当事者らの歴史であり、決して研究者だけのものではない」ことをあらためて痛感した。本論は、まだ調査不足と言わざるを得ない視点が残っていることはすでに述べた。今年で終戦65周年を迎えるにあたって「聞き取れる」時間枠は徐々に狭まり、筆者一人で取り組むことは難しいのが実情である。今後、より多くの地域の人たち・研究者らが関わり、本論がさらに探究され、現在の高江洲小学校を中心とした「地域史」として、少しでも地域の人たちに役立てれば幸いである。

参考文献

（市史・記念誌資料は発行元を省略）※順は行政・文献
『学校沿革史』高江洲小学校
『高江洲小学校八十周年記念誌』（1994）
『具志川市史　第六巻　教育編』（2006）
『具志川市史　第五巻　戦争編戦時記録』（2005）
『石川市史』（1988）
『石川市史　改訂　石川市』（1988）
『創立五十周年記念誌　城前小学校』（1995）
『読谷村史　第五巻資料編４　戦時記録下巻』（2004）
『読谷の先人たち』読谷村役場（2005）
『沖縄市学校教育百年誌』（1990）
『沖縄県史　資料編14　琉球列島の軍政』（2002）
『地方自治七周年記念誌』（1955）
『北谷町史』（上）（下）
『北谷町史　沖縄戦証言』
『宜野湾市史宜野湾市史八資料編七　戦後資料編Ⅰ』（2008）
阿波根直誠「戦後沖縄教育の流れ」『沖縄を考える』―大田昌秀教授退官記念論文集―　大田昌秀先生退官記念事業会（1990）
浦崎康華『沖縄戦とその前後』　協栄印刷（1977）
浦崎康華『戦争と平和の谷間から』　大永出版（1983）
ドナルド・キーン『私と20世紀のクロニクル』中央公論社（2007）
中村誠司「沖縄における地域史づくりの動向」『第3回沖縄県　地域史まつり　テーマ―地域史と民俗芸能―』（1991）

① 『学校沿革史』には「初等学校」と記されているが、「初等学校」という名称は46年からである。45年時の名称は今後の研究を待つものとし、本論では「小学校」とする。

視聴覚機器に頼らない自然科学教育の試み

盛口　満*

An Alternative Approach to Natural Science Education not Relying on Audio Visual Equipment

MORIGUCHI Mitsuru

日本大学芸術学部での自然科学に関する講義において、あえて視聴覚機器を全く使用せず、実物標本を教材として多用する実践をおこなった。その結果、受講者の「身近な自然を見直すきっかけをつくる」という目的に、効果が見られたことを報告する。

1．はじめに

2007年度より2009年度までの3年間にわたり、日本大学芸術学部の「藝術総合講座Ⅳ　Science Communication」のゲスト講義を一時間分担当している。この講義を一口に説明すると、サイエンスとアートを結ぶ、あらたな橋渡しをさぐるという内容であり、毎回ゲストが招かれ50～100名程度の学生を対象として、90分の講義を行うものである（2007年度には著者が担当した時間の前後に、養老孟司・東京大学名誉教授、向井万起男・慶応義塾大学医学部准教授、北谷賢司・ワシントン州立大学メディア経営学教授、安田守・カメラマンなどの諸氏がゲストとして招かれている）。講義を行うのは視聴覚機器の整った大教室であり、必要であれば、その設備された機材を駆使した講義を行うことも可能である。しかし著者は、あえて視聴覚機器を全く使用しない講義を3年間にわたり行ってきた。それは日常生活の中にもテレビやパソコンなどがごくあたりまえに存在する現代の、さらに芸術学部という専攻分野によっては、最先端の視聴覚機器に日常的に触れ合う学生をも含んだ、それもメディアで活躍するようなゲストをも登場する講義において、視聴覚機器というものを使わないことこそ講義の中であるメッセージを生み出しうると考えたからである。それは著者が専門とする自然科学の分野を体得する上においては、受講者それぞれが、直接自然物と触れ合う体験が重要であるというメッセージである。このメッセージをより明確にするために、視聴覚教材ではなく、教材として実物標本を多用することを試みたわけである。本稿では、このような試みのもと行った講義の内容の紹介と、講義後に回収した学生たちの感想を紹介するとともに、この試みの成果についての考察をおこなう。

2．講義の内容

2007年度の講義は「骨に見る自然」、2008年度の講義は「動物と植物の関わりあい―骨と実の不思議」、2009年度の講義は「植物の工夫―島の植物の本音」というテーマでおこなった。ここではおおまかに、2009年度の講義の内容を紹介する。

* 沖縄大学人文学部こども文化学科　902-8521 沖縄県那覇市国場555　kamage@okinawa-u.ac.jp

（テーマ）

植物の工夫―島の植物の本音

（目標）

植物の中でも特に野菜や果物は、生き物であるというイメージをもちにくいものであるが、逆に、これらがもっとも身近な生き物であることを認識し、自己の自然に対しての見方を再認識してもらうことを目的とする。

（導入）

簡単な自己紹介のあと、野菜の沖縄口（ウチナーグチ）を紹介する。

ゴーヤー（ニガウリ）、マーミナー（モヤシ）、タマナー（キャベツ）等々。

では、ナーベーラーは？　と問い、これがヘチマであることを紹介する。本土ではヘチマというと「タワシ」をイメージするが、沖縄ではヘチマは野菜として利用されている。実際に、ナーベーラーンブシー（ヘチマの味噌炒め）も用意し、食べてもらった。このように、本土と沖縄では、自然や文化にさまざまな違いが見られる。他の例として、沖縄口でトービーラーと呼ばれるゴキブリにも、本土と沖縄では違いが見られる。本土と沖縄では人家で見られるゴキブリの種類や習性が異なり、野外で見られるゴキブリの種数にも大きな違いが見られる。日本からは52種類のゴキブリが知られているが、このうち36種類もが、面積でいえば日本全体のうちのわずか0.6％しかない沖縄から報告されている（朝比奈　1991）。

（展開・1）

「島」の生き物を比較して、「島」をタイプわけして見る。

ゴキブリ以外に、アリ、チョウ、セミ、両生・爬虫類、哺乳類は、それぞれ、日本全体と沖縄で、それぞれ何種ぐらいいるか、予想をたててもらう。

「アリの種類って、どんなものを知っていますか？」

「えーと、シロアリ・・・」

このようなやりとりが展開されることになる。ちなみにこれまでシロアリはシロアリ目という独自の分類群に分類されていたが、近年、遺伝的にはゴキブリ目に含んでもよいほど近縁であることがわかってきている。ともあれ、それぞれの種数は（表1）のようになる。

（表1）

	日本全土	沖縄
アリ	250	154
チョウ	286	156
セミ	32	19
両生・爬虫類	69	55
哺乳類	101	17（注）

ここで、もうひとつの島（々）を取り上げる。面積にして、沖縄の島々の7倍強あるハワイである。沖縄よりも面積があり、平均気温も高いハワイのゴキブリ、アリ、チョウ、セミ等は、どのくらいの種数が見られるのだろうか？　というのが、次の問いである。

これに対しては、様々な予想値がたてられるのだが、実際の数値（ゴキブリ0種、アリ0種、チョウ2種、両生・爬虫類0種、哺乳類1種）を紹介すると、学生たちからは一斉に驚きの声があがる（清水　1998）。

「なぜ、ハワイはこうした生物相なのでしょう」

「沖縄よりも乾燥しているから・・・？」

このようなやりとりで、なかなかすぐには「ハワイは他の大陸や島から離れているから」という考えは提出されない。このやりとりをまとめ、「島」は「大洋島」と「大陸島」という2種に分類でき、この分類からすれば、沖縄は本土と同様、「大陸島」に分けられるということを確認する。

（展開・2）

ハワイからは種子植物が956種、報告されているが（清水　1998）、この植物はどのように「海洋島」まで

渡ってきたのだろうかを次に考えてみる。植物の「島」へ渡る手段は、大きくいうと3W（wind・風、wing・鳥、water・海流）にわけられる。

「バナナはどのWだろうか？」そのように言って、実際に売られているバナナだけでなく、バナナの祖先（栽培バナナは雑種であるが、その片方の親）と考えられている、イトバショウの花と実も同時に見てもらう。イトバショウの実は果物バナナに比べると小さいが、中にはぎっしりと種が入っており、本来、実というものは種を運んでもらうために鳥や動物をひきよせるものであることを確認する（つまり、バナナはwing。ただし、おそらくはオオコウモリ散布）。

2番目のWとして、海流散布をする植物の実例を見る。最初、モダマの種を見、続いて大きなサヤも机間をまわす。沖縄の一部沿岸地方では、漂着するモダマの種子のことを「アッチマーミ」と呼んで、遊び道具としたという話も紹介する。

長い期間、海を流れることのできる種子がある一方で、「カナヅチ」の実・種というものもある。これがその「カナヅチ」ぶりを歌にまで歌われる、ドングリである。つまり「海洋島」の特徴のひとつが、ドングリをつける植物が生育していないということである。ドングリは実を硬い殻状にしてしまい、そのような形状の散布体を好んで食べる動物によって、運ばれる仕組みを持つ。では、その動物とはだれであろうか？

「リス！」

すかさず、そのような返答が返されるが、近年の研究により、本土に生息しているニホンリスはドングリを採食しないことが明らかにされてきている。では誰が散布を担当しているのかといえば、アカネズミやカケスということになる。このやり取りに関して、リスの剥製やアカネズミの骨格標本をもって机間を回った。

なぜ、リスではなくて、ネズミなのか。それは、ドングリがドングリ内に「いやがらせ」を含ませていることによる。この「いやがらせ」とは、ドングリ内にふくまれているタンニンのことであり、タンパク質と結合作用の強いタンニンを摂取すると、体内からタンパク質が排出されてしまい、ドングリを食べれば食べるほどやせてしまう（ひいては死亡する）ことになる。アカネズミの場合は、ドングリを食べるうちに、このタンニンに対する抵抗性を身につけることが、ドングリの利用を可能にしている。これは、ドングリの側からいえば、動物たちの摂取量をコントロールするためのものであると考えられる（島田　2008）。すなわち、一度にたくさん食べることができない仕組みで、食べ残しを生み出すわけである。ドングリのやり方としてはタンニンに頼るものばかりではなく、殻を厚くして、食べにくくする方法を選んでいるものもある。それぞれ、タンニンを含んでいるが殻の薄いハナガガシのドングリと、殻が厚いかわりにタンニンがわずかしか含まれていないマテバシイのドングリを配り、後者に関しては、実際に口にしてもらった。このようなドングリと動物の「かけひき」の極端な例として、マレーシア産の世界最大級のドングリを見てもらい、このドングリがヤマアラシ専用に特化したもの（盛口　2001）であることを紹介した。

3番目のW（wing）の例としては、マツボックリを取り上げることにした。マツボックリはよくしられているものであるが、マツボックリにも、ドングリ同様、種によって、さまざまな「かけひき」を行っており、それによって、マツボックリの形も異なることを紹介した。取り上げたのは、ジャックパインという山火事によって種子散布をおこなうマツと、リスなどの摂食をさまたげるために武装をほどこしたマツボックリ、逆にリスによる散布に対応するように進化したマツボックリなどである。この最後のマツボックリは、分類群は異なるもののドングリと同じ「かけひき」を選んだものであり、その結果として種子からW（翼）が消失している。

（展開・3）

沖縄は大陸島、ハワイは海洋島なのであるが、共通した点も見られる。例をあげれば、それぞれヤンバルクイナとハワイクイナ（絶滅種）という、飛翔力のな

い鳥が分布していることである。なぜ、島の鳥は「飛ばなく」なるのだろうか？

「どこかへ行きたくないから？」

このような返答がなされたが、それを身近なものから検証してみる。

日常、食する機会があるものとして、フライドチキンがある。某チェーン店のものが有名であるが、このフライドチキンは、何ピース集めると、一羽分になるだろうか？　一羽分のピースの総計が、偶数になるか、奇数になるかを問うと、ほぼ半々ずつ、手があがった(つまり、なかなか正解はわからない)。スズメの骨格標本を取り出しながら、フライドチキンのピースがどのように切り分けられているか、それと鳥の場合、胸部に発達した骨と筋肉があることを説明した。比較としてダチョウの骨格も提示する。この鳥の骨格を見てわかることは、鳥が飛ばなくなると、飛翔そのものに使うエネルギーだけでなく、飛翔に関わる筋肉・骨格を作り、維持するエネルギーも大幅に節約できるということである。結局、鳥はかなり大変な思いをして「飛んで」いるので、飛ぶ必要がない（天敵がいない、長距離移動をしないなど）場合、「飛ばなく」なりやすいということなのである。この鳥が「飛ばなく」なるという現象は、一種の「島効果」と呼べるものである。「島効果」の有名な例は、「ゾウは小さくなり、ネズミは大きくなる」という現象である。では、植物にも「島効果」はあるのだろうか？

「鳥は飛ばなくなる、ゾウは小さくなる、では、植物は・・・？」

「動かなくなる？」

実例を見てみる。沖縄には、日本で一番大きなドングリをつけるオキナワウラジロガシが分布している。ドングリは本来、動物散布なのであるが、大陸島の場合、島嶼化した後、散布者である動物が絶滅する場合もありえるため、オキナワウラジロガシの場合も、現在は有効な散布者は見当たらない。このような中で、分布の拡大よりも、個体の生き残りにエネルギーを使うようになった結果が、大きなドングリをつけるようになった理由ではないかと考えられる。こうした例の極端なものが、セイシェル諸島に分布している、世界最大の種子をつけるフタゴヤシである。植物は機会があれば、「動かない」ことを選ぶ。これがある種、植物の「本音」といえる。逆に言えば、植物は通常、「本音」に反しても、種子散布を工夫する必要にせまられているということである。

(まとめ)

では、ヘチマは何Wなのであろうか？

強靭な繊維を持つヘチマは、元来は自動散布と水流散布を組み合わせたものであった。そのため、ヘチマの「本音」は「食うな」である。ところが人間は、ヘチマの若い果実を食用とする。そのため、動物・鳥散布をおこなう植物の中にも、果実が若いうちは、食害を受けないように、果実内に毒を仕込んでいる場合がある。それが、ゴーヤーである。ゴーヤーの苦味成分はククルビタシンであり、多量に摂取した場合、中毒症状も引き起こす（盛口　2009)。ただし、品種改良をされたゴーヤーの苦味は、一般には「味わい」として認知されているわけであり、この一種の「勘違い」ゆえに、人間によって各地に分布を広げ、沖縄にも持ち込まれることになった。

このように、身近にある果物や野菜も本来は野生植物であり、種子散布に関して、どのような工夫を進化させてきたものであるのかを見て取ることができる。

3．受講者の感想

受講者54名の感想の内容のうち、いくつかを紹介する。

A「とっても楽しい授業でした。話の内容のほとんどが驚きでした。しかも、話に出てくるものがほとんど身近なものばかりでしたので、今後の生活で周りを見る目が変わりました。生まれて初めてドングリを食べました。おいしくなかったです。(後略)」

B「植物や生物の話はあまりよく知らなくて……という

か、興味がなかったので、知らないことだらけでしたが、今日の講義を聴いていてとてもおもしろいことをしているのだなぁと思いました。はじめから終わりまで、心の中で“へぇ～”を連発していました。(後略)」

このような感想の中から、いくつかのキーワードを選び、集計してみる。まず、講義全体の内容に関わることとして、次のキーワードについて集計してみた。

「おもしろい」「楽しい」	34名
「驚いた」「ハッとした」	9名
「知識を得た」「勉強になる」	5名
「なつかしい」	5名
「興味深い」	3名
「感動した」	1名
「不思議」	1名
「嬉しい」	1名

このような結果となった。全体的に否定的な感想・意見は見られず、「おもしろい」「楽しい」と書いたものは全体の63%であった。

つづいて、そのように思えた要因として、視聴覚機器に頼らず、実物標本を多用したことが効果的であったのかに関する記述についてみてみることにする。感想の中には、そのものずばり、この点について指摘した記述も見られた。

C「(前略) あれよあれよと面白いものが登場して、びっくり体験でした。特にパソコンを持たないのが新鮮でした。(後略)」

ただし、このように視聴覚機器に頼らない内容に、直接的に感想の中で触れたものは、ほかに1名いたのみだった。しかし、直接は触れてはいないものの、実物を見たり触ったり、口にしたりなど、教材を五感で感じ取ったということに関わるキーワードが感想に書かれたものは、以下のように多数見られた。

「(実物を) 見た」	14名
「うまい」「まずい」	13名
「(実物に) 触った」	4名

このようなことから、実物の教材と触れ合うことは、多くの受講者にとって、印象的であったことがわかる。また、受講した結果、授業内容である「植物の生きる工夫」や「島の生き物の本音」に興味が惹かれたと書いたものは合計17名にのぼった。これに加え、今回、講義の目的とした「身近な自然に気づくきっかけづくり」という点に関して、「身近な自然に気づくきっかけとなった」という感想や、ひいては「身近な自然を、今後、自分でも気にしていきたい」という感想を書いたものが8名いた。そのうちのいくつかを以下に紹介してみる。

D「植物の何気ない形状の違いにも、ちゃんと人を納得させる意味や歴史があるというのは、日々をもっとおもしろくする要素になると思いました。この世に意味のないものなどなく、どんなものにも光をあてて考えられれば、日常を豊かにできるのだろうと感じました。(中略) 何かに興味をもって、日常を過ごしてみようと思える授業でした」

E「身近なところから自然界のしくみを知り、いかに普段の生活で、注意力を出していないかに気づきました。もう一歩、自然に近づき、観察しようと思いました」

このような結果から、「身近な植物を教材にして、自己の自然に対するまなざしを見直すきっかけを作る」という目的は、ある程度達成できたのではないかと考えられる (そのほかに、「教職を取っているので、参考になった」という感想も2名、見られた)。

4．まとめ

今回の講義を行うに当たり、以下のような教材をザックの中に梱包し、自身で講義室まで持ち込んだ (講義のときの提示順)。

ヘチマ（食用）、ヘチマ（タワシ）、ヘチマ（料理したもの）、イトバショウ（花）、イトバショウ（実）、バナナ、モダマ（種子）、モダマ（さや）、ハナガガシのドングリ（人数分）、マテバシイのドングリ（人数分、ゆでて殻に切れ目を入れたもの）、リスの剥製、リス頭骨標本、アカネズミ全身骨格標本、ブタの頭骨標本、世界最大級のドングリ、ヤマアラシのトゲ、ヤマアラシの食痕のある最大級のドングリ、マツボックリ、マツの種子、ジャックパインのマツボックリ、リスの食痕のあるマツボックリ、巨大マツボックリ、マツの実（食用）、フライドチキンの骨、スズメの骨格標本、ダチョウの頭骨標本、ダチョウのヒナの全身骨格標本、ココヤシ、フタゴヤシ、ゴーヤー、ゴーヤーの祖先種

このような教材を用意し、持ち運ぶことは大変なことである。しかし、自然を学ぶ場合においては、実物を通してしか学べないことも多い。本稿は、講義において視聴覚機器を使用することを批判するものではなく、どのように視聴覚機器が進歩したとしても、実物教材の重要性もまた変わりえないものであることを示したものである。ただし、安易に視聴覚機器に頼るよりも、あえて使用を控えたほうが、受講者の印象に残る可能性も示唆された。今後、さらにどのような教材が、受講者の自然観を揺るがし、自然へむけるまなざしを変容しうるかを検討していきたいと考えている。

謝辞

以上のような報告をするにあたり、著者の試みに同意され、複数年の講義の機会を与えてくださった、この講義のプログラム・マネージャーである日本大学芸術学部・木村政司教授に感謝いたします。

注

『沖縄のセミ』（林正美監修.2006.新星出版）、「沖縄県の蝶類分類表」（比嘉正一.2009.『あやみや17号』）、『沖縄のアリ類』（寺山守ほか.2009）『日本動物大百科5両生類・爬虫類・軟骨魚類』（日高敏隆監修.1996.平凡社）、『日本動物大百科10昆虫Ⅲ』（日高敏隆監修.1998.平凡社）、『日本の哺乳類』（阿部永.1994.東海大学出版会）などより作成

引用文献

朝比奈正二郎.1991.『日本産ゴキブリ類』.中山書店.253pp.
島田卓哉.2008.「野ネズミとドングリとの不思議な関係」.『森の不思議を解き明かす』.文一総合出版.54-63p.
清水善和.1998.『ハワイの自然』.古今書院.184pp.
盛口満.2001.『ドングリの謎』.どうぶつ社.222pp.
盛口満.2009.『ゲッチョ先生の野菜探検記』.木魂社.261pp.

多良間島における地域福祉研究のためのノート
── 多良間島に関する先行研究の動向分析 ──

富川 亜紀子*

TARAMA Island community-based welfare research note:
－ TARAMA Island precedent study trend analysis －

TOMIGAWA Akiko

多良間島での地域福祉研究を行う基盤として，多良間島がどのように語られてきたのか知るために先行研究の分析を行った．その結果，多良間島は太古の姿を残した土地と人々が絶やすことなく繋いできた伝統文化等に特徴があり，主にこれらに学術的な価値が置かれてきたが考察された．

キーワード：多良間島，研究動向，地域福祉

1. はじめに

(1)　本研究の目的

本研究の目的は「多良間島に生活する人々が持つ地域福祉力」について質的調査を用いて明らかにすることである．そのためには，これまでの多良間島に関する研究（以下，先行研究）の動向を見ることにより，学術研究上，多良間島がどのように語られてきたのかを考察する必要があるだろう．よって本稿では本研究の目的を達成するための基盤を築くことを目的としたい．調査方法はデータベースで多良間島に関する先行研究を抽出．抽出データを元に日本国内における「多良間島」に関する研究の動向について分析を行った．

(2)　多良間島の基本的データ

多良間島は宮古島と石垣島のほぼ中間に位置する島である．多良間島と水納島を合わせて多良間村となる．多良間島には二字（字仲筋・字塩川）があり，それぞれに四つの区がある．

人口は1,454人，世帯数は547世帯（多良間村：2005）．最新の高齢化率は25．24%である（宮古毎日新聞2009）主な産業は農業（サトウキビ，畜産），建設業，サービス業で，第三次産業就業者が41.4%，次いで第一次産業就業者が40.8%，第二次産業従事者が17.4%となっている．（平成17年度（2005年）国勢調査）．

2. 多良間島に関する先行研究

(1)　データ検索の概要

データの抽出には「NII論文情報ナビゲータ国立情報学研究所」「学術研究データベース・リポジト」「科学研究費補助金採択課題・成果概要データベース」「学術機関リポジトリポータルJAIRO」の四つのデータベースを使用した2009年12月１日現在の検索結果である．キーワードは「多良間」で検索を行い，同一人物による同年発行の同一タイトル論文，多良間島には関係のないと判断された論文[1]は除いた．総数は144件だった．

論文・研究の分野分類項目には「科学研究費研究分野コード」の分類名称を使用した．「広域学」分野（７件）においては複数分野の研究領域にまたがるため，

* 北谷町教育委員会ちゃたんニライセンター生涯学習プラザ　904-0103　沖縄県北谷町字桑江467-1　tomigawa.akiko@chatan.jp

本調査の目的を達成するために研究者の所属機関や掲載雑誌名等を参考に研究の中心となる分野を当てはめた．これによりデータの分類は9分類となった．

研究の分類方法は「掲載雑誌名・研究分野」→「発行元・所属機関名称」→「論文・研究タイトル」の順で検討を行った．

年代別の集計は十年ごとに区切った．科学研究費等のうち，研究期間が複数年度にわたる場合は初年度で集計を行った．

(2)　分野別にみる研究の動向

分野別の研究・論文数は，次のグラフ（表1）のとおりで，人文学が他の分野よりも盛んに多良間に関する研究に取り組んでいるのがわかる（60件）．次いで地震や地殻変動などを扱った数物系科学（21件），多良間のサトウキビや食用獣（ヤギ）について研究する農学（17件），そして社会科学（14件）の順となる．

人文学をさらに細かい分野別にみると次のとおり（表2）となる．

人文学の件数が圧倒的なのは，琉球の歴史を扱った「史学」，多良間方言などについて研究する言語学（18件），多良間の伝統芸能について研究する文化人類学（21件）などの件数の多さが挙げられる．

(3)　年代別にみる研究の動向

年代別でみると次のとおり（表3）となる．

1970年代（8件）から1980年代（37件）と1990年代（31件）から2000年代（63件）にかけての数値が飛躍的に伸びていることがわかる．この数値が伸びた二つの時期について，1970年代と1980年代について分野別件数について見てみると次の（表4）ようになる．

まず，1970年代と1980年代の違いについて全体数で見てみると約4．6倍[2]となっている．特に人文学は1件から9件へと伸びている．これは「八月踊り」が1976年に国指定重要無形民俗文化財となったことに起因する

表1　多良間島に関する先行研究数（分野別）

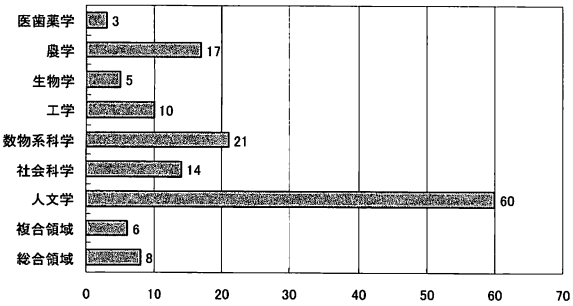

「NII 論文情報ナビゲータ国立情報学研究所」「学術研究データベース・リポジト」「科学研究費補助金採択課題・成果概要データベース」「学術機関リポジトリポータル JAIRO」の 2009 年 12 月 1 日現在のデータより，筆者作成．

表2　多良間島に関する先行研究数（人文学に限定）

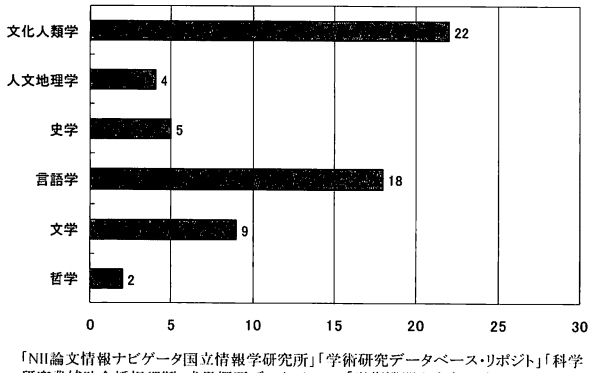

「NII論文情報ナビゲータ国立情報学研究所」「学術研究データベース・リポジト」「科学研究費補助金採択課題・成果概要データベース」「学術機関リポジトリポータル」JAIRO」の2009年12月1日現在のデータより，筆者作成．

表3　多良間島に関する先行研究数（年代別）

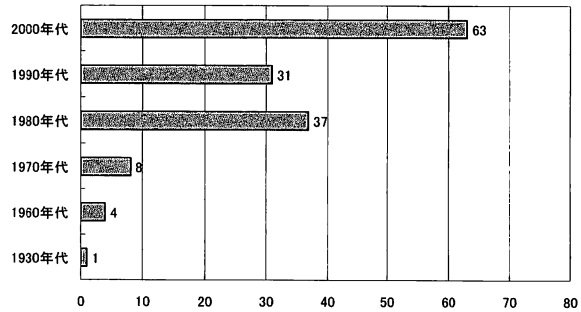

「NII論文情報ナビゲータ国立情報学研究所」「学術研究データベース・リポジト」「科学研究費補助金採択課題・成果概要データベース」「学術機関リポジトリポータル」JAIRO」の2009年12月1日現在のデータより，筆者作成．

表4　多良間島に関する先行研究数（分野別推移）

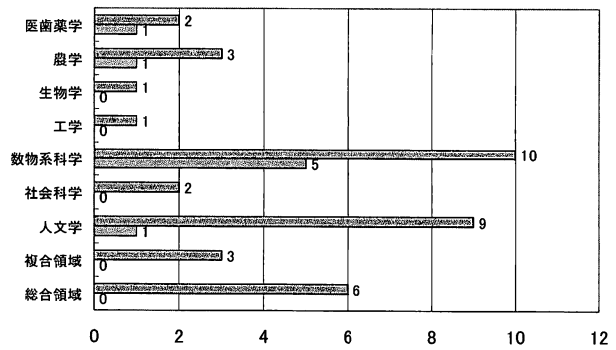

「NII論文情報ナビゲータ国立情報学研究所」「学術研究データベース・リポジト」「科学研究費補助金採択課題・成果概要データベース」「学術機関リポジトリポータル」JAIRO」の2009年12月1日現在のデータより，筆者作成．

表5 多良間島に関する先行研究数（分野別推移）

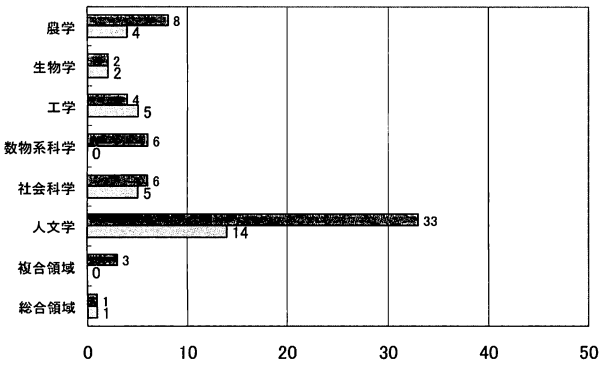

「NII論文情報ナビゲータ国立情報学研究所」「学術研究データベース・リポジト」「科学研究費補助金採択課題・成果概要データベース」「学術機関リポジトリポータルJAIRO」の2009年12月1日現在のデータより，筆者作成．

と考えられる．

次に1990年代と2000年代について分野別件数について見てみると次のとおり（表5）となる．

この間，圧倒的に数値が伸びている分野が人文学である．これは千葉大学の下地賀代子氏（言語学）による功績[3]が挙げられる．他には歴史文献等を扱った研究（例えば原田2000，高良2005など）も盛んに行われていた．

3. 小括

(1)　学術研究上，多良間島はどのように扱われてきたのか

これまで見てきた分析結果から，多良間島について行われてきた調査研究の半数以上を占めるのは文化人類学や言語学の「人文学」分野であることがわかる．これは多良間島に息づいている伝統芸能や言語といった“島の文化”が学術研究上，非常に価値のあることを示していると言えるだろう．

特に文化人類学で件数が伸びているのは，多良間の伝統芸能であり国指定重要無形民俗文化財として有名な「八月踊り」や伝統行事の「スツウプナカ」などの存在が理由として挙げられよう．言語学では「ほとんどの研究者が基準をたてて，多良間方言を宮古諸方言の下位方言に区分するのか明示していない」（狩俣2000：27）ため，その学究が行われている．言語学の考察を借りれば，(その地理的状況からも言えるように)多良間は宮古文化圏なのか？八重山文化圏なのか？それとも独自の文化圏か？その結論は未だ模索中である[4]．この，一言では語れない複数の層で形成されている多良間の文化が人文学分野における多良間研究を次々と生みだしているのだろう．

次に件数の多い項目としては数物系科学分野である．これは「八重山地震津波(1771年)」に関する調査研究が多くを占め地殻変動による化石調査も行われていることから，多良間島が太古の姿を残していることも読み取れる．また農学分野では「サトウキビ」「黒糖」の生産に関する調査研究が多くを占めており，多良間島の第一次産業がサトウキビを中心としていることが統計データでもわかることから，合わせて注目しておきたい．

(2)　多良間島における社会福祉学研究の可能性

以上の分析から，多良間島は「太古の姿を残した土地と，人々が絶やすことなく繋いできた伝統文化等に特徴があり，主にこれらに学術的な価値が置かれてきた地域」と言えよう．

さて，分析の結果を本研究の関心へと引き寄せてみる．

本研究は社会科学の社会学（社会福祉学）に属する．抽出された社会科学分野における研究数は14件で，うち社会学は5件であった．全分野ととおして本研究の目的に近い研究を挙げると次のとおり（表6）となる．

上記のうち2件が出生率に関する調査研究である．これは多良間村が平成10年から平成14年の「人口動態調査（厚生労働省）」で「合計特殊出生率日本一の村」と発表されたことに起因するものと考えられる．筆者らが行ったフィールド調査でもインフォーマントらが時々口にしていたが，少子高齢化が問題視される中，「合計特殊出生率日本一の村」として多良間村が注目の的となっていることには間違いないだろう．

その半面，高齢者や子ども福祉に関する調査研究が少なく，また障害者福祉に関する調査がない．古くから根付いている伝統文化についての調査研究が多い半面，人々の生活の支え合いに関する文化（狭義の地域

「表６　本研究に関連する調査研究一覧」

研究（論文）タイトル	研究者名	年
「長寿社会の死生観･沖縄におけるその構造と機能」	大橋英寿　他	1993 年
「沖縄県多良間村の子育て環境－我が国最高の出生率を有する島の暮らしと文化－」	伊藤わらび	2005 年
「地方圏における出生力の地域差とその要因に関する研究」	江崎雄治	2005 年
「沖縄の字公民館における地域福祉･社会教育の推進と青年の自立支援に関する研究」	松田武雄　他	2006 年
「現代沖縄の出生力と国際結婚の諸相―多良間村にみる家族と移住女性の再生産戦略―」	澤田佳世	2009 年

「NII 論文情報ナビゲータ国立情報学研究所」「学術研究データベース・リポジト」「科学研究費補助金採択課題・成果概要データベース」「学術機関リポジトリポータル JAIRO」の 2009 年 12 月 1 日現在のデータより，筆者作成.

福祉）に関する調査研究もほとんどない．このことから，多良間島における社会福祉学研究はこれから萌芽していく分野だと言えよう．

4. おわりに ―本研究へのイントロダクション―

本研究の目的は「多良間島で生活する人々が持つ地域福祉力」（その姿）を明らかにすることである．先行研究の動向分析を行った結果，多良間島には特徴のある古い伝統文化が人々の生活に息づいていることがわかった．目まぐるしく移り変わる現代社会において，古くから続く文化（伝統的な生活様式や，ローカルルール等）が人々の間で維持され続けるには，そこに「人と人とのつながり」が必要となる．そのつながりを紐解くことにより，多良間島で生きる人々の「生活の支え合い」が見えてくるだろう．精神科医でありソーシャルサポートネットワーク研究の先駆者であるG.Caplanは次のように述べている．

援助組織の種々の要素は自発的なものであって，[…]むしろ地域住民の生物社会学的な自然の反応とか個人の要求から生じたり，その文化や社会の伝統と価値といった面からも生じたものなのである．
(G.Caplan1974：19)

最後に本研究につながる一つの伏線を敷いておきたい．

「ユイマール」という言葉とは異なる意味を持つ「ゥエーレー」という言葉が沖縄本島北部地域にある(5)．この言葉と同じ意味を持つ多良間方言を知りたくて尋ねて歩いたが，「ユイマールしか知らない」「(ゥエーレーの例え話を聞いて）多良間ではユイマールと言う」などの答えしか返ってこなかった．

唯一，この求めていた答えを提示することができたのは元教員の80歳代の男性である．

「ウデー(6)という言葉がある.」と話していると隣で，60歳代の男性が「あー！そうそう．ウデーと言う」と思い出し，昔，島民総出で港の砂をさらって生活物資を載せた船を入れるための水路を作ったエピソードを語ってくれた．

多良間では今でも「ウデー」がある．しかし，ほとんどの人は「ユイマール」「部落作業」と表現する．では，いつから「ウデー」という言葉が使われなくなったのだろうか？

このように，言葉一つの変化を追うといった数値では表れにくい／捉えにくいデータを質的調査法を用いて丁寧に紐解いていく．そして伝統文化や経済活動も含めた地域生活を過去から「今ここ」そして未来への移り変わりを「人々のつながり」に視点を置いて考究する．このような調査研究方法により，多良間島で生活する人々の地域福祉力の姿を浮かび上がらせてみたい．

注

(1)例えば名字が「多良間」の著者など.

(2)なお，総合領域の伸びについては，1980年代に生活科学系大学による調査が行われ，立て続けに研究論文が発表されたことが挙げられる.

(3)下地氏は多良間方言をテーマに調査研究を行った.

(4)この問題は容易に結論がでるものでもないだろうし，「多良間の文化」と言ってもそれが八重山か，宮古かと，一概には括れないだろう.

(5)ここで言う「ユイマール」とは参加の可否が主体者（イエや個人）によって選べる労働の交換を指し，「ゥエーレー」は半強制的な集団作用を持つ共同作業を指すものとして捉えている.（拙稿：2008）

(6)実際の発音は「ウディリ゜ー」（インフォーマントによる表記）

引用文献

G, Caplan, 1974,『Support systems and community mental health, Behavioral Publications』（＝近藤喬一・増野　肇・宮田洋三訳, 1979,『地域ぐるみの精神衛生』祥文社）

狩俣繁久2000「多良間方言の系譜－多良間方言を歴史方言学的観点からみる－」『沖縄県多良間島における伝統的社会システムの実態と変容に関する総合的』琉球大学, pp.27-37

宮古毎日新聞2009「高齢化率22・49％／今年の新100歳は21人（9月12日付け）」（http://www.miyakomainichi.co.jp/, 2009.12.1）

高良倉吉，池宮正治ほか2000『沖縄県多良間島における伝統的社会システムの実態と変容に関する総合的』琉球大学

多良間村役場2005『平成17年度多良間村制要覧』多良間村役場

富川亜紀子2008『沖縄県a村z区におけるソーシャルサポートネットワークへの民俗学的アプローチー実証的研究によるインフォーマルなネットワークの構造解明と専門職介入方法の検討－』立教大学大学院修士論文

共同店普及シナリオに関する試論

大澤正治*　内記博夫**

An Essay on the Future of Community General Store in Okinawa

OSAWA Masaharu and NAOKI Hiroo

沖縄の共同店について，その特質を分析した上でその特質を活かし，今後，さらなる普及の可能性を検討した。特質として，範囲の経済性によって地域の需給バランスを保つこと，地域社会のハブ機能を発揮すること，コミュニケーション機能及び協同組合による連携機能を指摘した。

将来の適用性について，中国農村，高齢化社会，循環型社会，情報化社会への適用を検討した。

キーワード：三農問題解決型共同店，高齢化社会型共同店，循環型社会型共同店，情報化社会型共同店

1. 共同店(1)に関する評価

1906年，現在の沖縄県国頭村に奥共同店が設立されてから1世紀の年月が経過している。沖縄における共同店は，明治，大正，昭和，平成の時代の荒波を乗り越えて継承されているが，沖縄の地域独特の経済社会システムの中での位置づけは時代とともに変化している。

共同店は，1980年代には200店(2)ほど存在していたが，今ではその半数以下の70店ほどが生き残っている。

共同店は，物流システムの発展，市場競争の進化のなかで経営の基盤強化が厳しく求められると同時に，地域の衰退が進むなかでゲマインシャフト依存の強い地域固有性への執着に悩んできた。その結果は，最盛期に比べて半減し，今もって継承されている共同店も決して明るい将来見通しを描ける状況ではないのが現実である。

本稿では，改めて共同店の特質を評価し，これからの社会経済にあてはまるシナリオを検討することとした。

共同店の最大の特徴が地域密着性であることをふまえ，今後の共同店の行末は，共同店のみの努力だけではなく，共同店と社会経済との依存関係に注目する共同店を含む社会経済システムに焦点をあてることに留意した。

(1) 共同店の特質（方向）：地域の生産と消費の相互調整

共同店の機能は、現在では主として地域社会の人々に対する日常品等の小売である。

しかしながら，共同店の歴史を振り返り注目すべきことは地域社会における生産と消費の相互調整をはかり，バランスをとる機能をはたしながら，供給と需要をともに支え，地域の脆弱な経済的基盤を強化し，需給ギャップに対するリスクシェアの機能をはたしていることである。共同店は，株式会社を支える株式市場に相当する場を自ら整備しながら，需要と供給のバランスを保ってきた。

1906年に設立された奥共同店の歴史については，2005年12月の奥共同店100周年記念フォーラム資料（奥共同店100周年の記念事業実行委員会）に詳しい。

奥共同店は設立後，1914年の産業組合法の影響を強く受ける。産業組合は中小生産者が資金の運用や生産

*愛知大学経済学部教授　441-8522　愛知県豊橋市町畑町1-1　osawa@vega.aichi-u.ac.jp
**法政大学地域研究センターリサーチアソシエイト

将来の新たなタイプの共同店の予感その1（高江共同店）
国道に面して立地し，「外」に開いたドライブイン型共同店の例
撮影：大澤正治

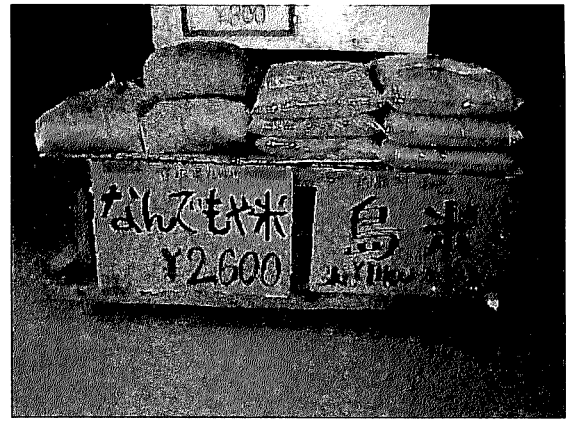

将来の新たなタイプの共同店の予感その2
奥共同店と宮城県丸森町大張物産センターとネットワーク化による特産品販売（奥共同店にて）
撮影：大澤正治

奥共同店の歴史

	共同店の経営	生産体制等	社会への貢献
1906（明治39）	奥共同店設立		┌預金部が各個人納税代替 ├年末，旧盆に株主配当 ├学事奨励，畜産及び猪垣資金貸与 └他村への貸付
1911（明治44）			林産物税徴収 公共利益のための還元
1914（大正3）	産業組合化		診療所支援（昭和50年まで）
1916（大正5）	共同店復活		
1945（昭和20）	共同店解散		
1946（昭和21）	配給所設置	公営の簡易製材所 （昭和26年民営化,昭和38年廃業）	
1947（昭和22）		奥生産組合発足 公営製茶事業開始	
1948（昭和23）	配給所売店に移行	奥茶業組合 輸送船おく丸（20t）建造 発電所設置（昭和42年村営化）	
1950（昭和25）	売店を生産組合に統合	奥酒造会社設立 （昭和34年廃業）	
1951（昭和26）	売店と生産組合の会計分離 生産組合:製茶,精米,電気（発電） 共同店:購買,販売,船 酒蔵会社:酒屋		生産組合と酒造会社が住民の区費支払を代替
1952（昭和27）		酒造会社を生産組合へ統合	
1953（昭和28）	生産組合を共同店へ統合		
1955（昭和30）		精米と電気（発電）を統合 輸送手段を船からトラックへ （昭和44年トラック処分）	
1958（昭和33）	共同店から茶業組合独立		
1972（昭和47）	共同店林産物取り扱い中止	奥木炭組合解散	
2000（平成12）	共同店ネットワーク化の動き		

奥共同店100周年記念フォーラム（2005.12.10）資料及び宮城悦生「奥共同店が部落の繁栄に果たした役割」資料などから大澤正治が作成
［出典］愛知大学経済論集第174号（愛知大学経済学会），2007年7月，79ページ

物の販売，原料や資材の購入，施設の利用などを共同で行うことが目的である。貨幣経済が未発達である当該地域において地域生産活動に対して非貨幣による支援が共同店の実質的に目指すところであったことに注目する。

奥共同店では，地域住民を巻き込みながら，林業，製茶及び様々な身近なユイマール（共同作業）や自家発電共同施設運営などが実施された。

この生産に関する共同活動によって活性化した地域社会では息づいた需要への対応から，消費の共同化も進んだ。今では小売店として理解されている共同店はかつては生産拠点から始まり，次に，消費者向けの小売が位置づけられていた[(3)]。共同店はサプライ・サイドの特徴をもつ。奥共同店では，地域生産物を那覇へ輸送する山原船の帰路に，生産に資する物資とともに地域で小売りするための日用品を調達し，生産のための組織を活用して地域の人々に供給していた。

地域における生産と消費のバランスをとるために選択された非貨幣の媒体は協同の組織及び精神と地域通貨（ツケ経済を進める通い帖）を流通させる信頼であった。

20世紀後半の社会経済の変化は，沖縄など山原地域においても，貨幣経済の浸透と情報通信，交通などメディアの多様化など「外」の要素と「内」との交流が盛んになったこと，その影響も受けて，供給と需要についてそれぞれの専門化が進んだことである。このような変化は，共同店の必要性を減じる方向に働いたと一般的に考えられている。

世の趨勢としては確かに，独立型から開放型に変化した地域社会では，「内」に対して共同店を刺激する「外」の要素の重要性が増す傾向にある。しかしながら，実は，共同店は，「外」の要素が入り込む機会の少なかった当初の時代から「外」の要素を積極的に「内」へ取り込む機能をはたしていた。陸路が発達していないにもかかわらず，山原船などによって貴重に導入にされた「外」の原動力（刺激あるいは視野拡大のチャンス）があってはじめて「内」の需要対策の効果が発揮されていたと理解すべきである。

ところで，今，共同店の存立は地産地消の推進と重ねて理解される場合が多いが，地産地消は一般的に独立型の地域社会経済の脈絡の中でとらえられている。従って，地産地消は需給バランスの観点からは重要な概念であるが，いたずらに地産地消にこだわりすぎると，「外」と「内」のバランスが需給調整に寄与していた特徴をもっていた共同店の元来の特質を見失う時機を早めることになりかねないことを憂慮する。

(2) 共同店の特質（構造）：地域社会のハブ機能

共同店は地域に根ざしている。

この特徴から，共同店が地域においてどのような位置づけにあるのか，根ざしている構造を分析することが重要である。地域社会の人々にとって共同店は単なる物あるいはサービスの供給元だけではない。地域社会を構成する組織論として共同店をとらえる必要がある。また，共同店が地域社会の物あるいはサービスの供給を独占ないし寡占している[(4)]ために，いわゆるユニバーサルサービスを行うことなど地域の公益性への対処が社会的責任として要請されていることも忘れることのできない大切な観点である。

前述した経済システムにおける共同店の役割，後述する情報システムにおける役割の他に，ゲマインシャフトにおける社会的役割そして地方自治システムに連座する政治的役割を総合的に検討すべきである。このような役割は，地域社会が独立した閉じた社会から開放型社会へ移行するに従い，その特徴が薄らいで行く傾向にある。共同店は市場の成熟化という経済的な背景の変化によって危機を向かえていると一方的にとらえるべきではなく，プラスマイナス様々な要因が複合されていることに目を向けるべきである。例えば，地域社会における高齢化の進行はむしろ，地域の公益性への対処の担い手として共同店に対する期待を高めている。

奥共同店の誕生をみると，共同店は地域の人々の自主的なヨコの連携ではなくタテの連携に基づく形成で

ある。与那国暹は『沖縄村落の社会的特質，沖縄－自然・文化・社会，九学会連合沖縄調査委員会報告』（弘文堂，1976）のなかで，「共同店は地割制下の村落共同体に密着した共同組織として，その伝統と理念を受け継いでいる」と述べている。地主小作制度が発達しなかった沖縄では，地割制度は，共産制の基盤であったと考えられる。共産制における社会構造が共同店存立の前提であった。私有の概念が浸透しなかった共産型社会において奥共同店を設立した糸満盛邦は，元々，その地域土着の人間ではない。彼は，共同店を地域の公益性に対処するハブとして位置づけ，私財を提供しながら地域の公益の富と住民の富を対等に位置づけようとする社会貢献によって共同店システムを構築した。糸満盛邦の「外」からの経済力が町屋経済を興し，その支配力を発揮しながら共同店システムを完成させた経緯がある。

奥の地域社会において糸満盛邦と地域の人々の関係は糸満盛邦の私財を媒介とした上下関係であった。糸満盛邦の強力なリーダーシップが共同店の重要な鍵となっている。

このタテの関係が共同店を中心とする格差のないヨコの関係を導き，沖縄地域社会の安定性をもたらしたと理解することができる。タテの関係なくして沖縄の共同店は存立しえなかったといえる。

(3) 共同店の特質（関係）：地域社会のコミュニケーションシステムとの同調

共同店の象徴はユンタク[5]のためのベンチとテーブルである。

共同店の設立にあたって重要であったのはタテの関係であることを前述したが，共同店の持続にあたって重要であったのは地域の住民によるお互い顔見しりの有名性が強いヨコの関係であり（このことが一般的に強調されている），共同店がそのコミュニケーションシステムに配慮していたことに注目する必要がある。共同店の多くは集落の集会場の近く立地していることも共同店がコミュニケーションシステム上，重要な役割を担っている証しである。宜名真，宇良の共同店は集会所と同じ建物で営業している。しかしながら，このヨコの関係は経済だけではなく社会，政治の枠組みを含めた総合的視野でタテの関係に守られながら維持されてきたことに着目しなければならない。現代社会のNPOによる働きとは異なっている。

共同店の歴史を振り返ると，共同店は公としての行政とは一線を画しているが[6]，その独自の道を進むにあたって，リーダーシップの存在が認識される。

ところで，現在，過疎化が進む地域社会において，安価で良質な生鮮食料品の購入が困難となっている状況をフードデザート（Food Deserts）の概念でとらえられている。フードデザートの対策としては，移動売店などデリバリーサービスも注目されている。ハブとしての地域社会における拠点をもたないデリバリーサービスには，コミュニケーションが繰り返され，コミュニケーションが新たな価値を創造する機会は少ない。

共同店にもフードデザート対策としての効果があると指摘されている。共同店では，要請があれば，閉店後にデリバリーサービスを行っているケースもあるが，事前に共同店と何時に引き取りに行くべきか電話で相談し，ジャスト・オン・タイムで生鮮品の鮮度を保つ取引を行っているケースが多い。このようなケースは共同店がコミュニケーション機能を備えているから可能となっていると理解することができる。

地域社会におけるコミュニケーションシステムの核としての機能も同調しているハブ拠点の例は共同店の他にイタリアにおけるバール（Bar）がある。バールには，食事中心のリストランテ・バール，コーヒー中心のカフェ・バール，アイスクリーム中心のジェラテリア・バールなどがある。地域の人々は朝食時，仕事帰りなどに立ち寄り，井戸端会議に夢中である。バールでは，飲食目的で地域の人々が気楽に立ち寄ることが慣習化していることから，公衆電話を設置し，公共交通の切符から簡単な日用品などを販売するなど共同店と同様のサービス供給も行っている。

共同店が地域社会のコミュニケーションに寄与して

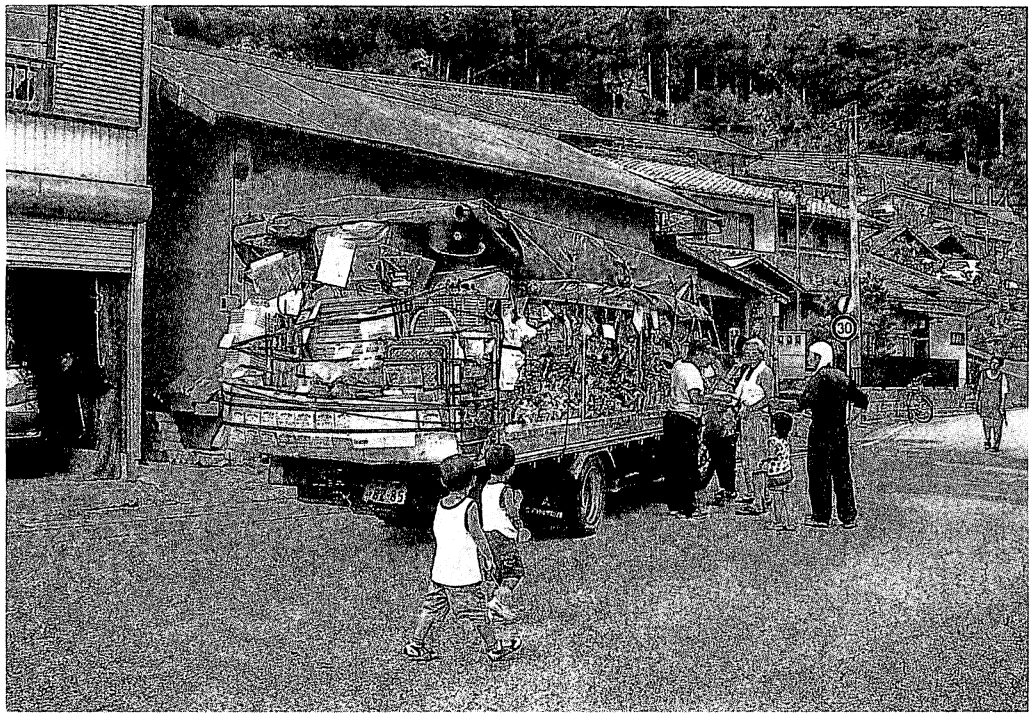

移動売店（2008.8愛知県豊根村にて）　　撮影：大澤正治

いることが地域社会の人々のタテの関係を強化するとともにヨコの関係を強化しているが，そのためには信頼が醸造されていることに注目することが大切である。その信頼が共同店の他の特質を機能させている。一方，コミュニケーションシステムは情報技術の進歩によって前進する。情報技術の高度化は，社会を開放型へ移行させるが，同時にコミュニケーションの基本である信頼に関する不安定さが強まることにも留意する必要がある。コミュニケーションの将来は決して容易ではない。

(4) 共同店の特質（責任）：協同組合による経営

多くの共同店の経営形態は地縁のメンバーシップによる協同組合である。

閉じた社会での共同店における顧客はその地域に暮らす人々に限られており，お馴染みさん相手の有名性の強い取引に終始していた。共同店はその人々を束ねるために協同組合による経営形態を志向した。人々は協同組合に参加することで共同店への参加意識が芽生えている。人々は，共同店の競争相手がない状態で協同組合に加入せずにその地域に暮らすことは不可能に近いと考えたため，参加率は高かった。協同組合は人々に民主主義による協力関係を教え，前述したコミュニケーションの活性化とともに地域社会の社会的基盤を育んだ。

一般的に，協同組合は相互扶助のための集積を目指した組織である。協同組合は相互扶助すべき目的の達成に向かっている。従って，その目的が達成されるまでの間の組織であるはずである。目的が達成されても存続している協同組合は目標とする目的が新たな目的に変わっていなければならない。協同組合をみるとき，目的が何であるか見極めることが大切なことである。協同組合としての共同店の目的は暮らしの防衛である。協同組合は，貧困など打倒しなければならない敵が目の前にいたり，自己防衛しなければならないなどその目的達成の緊急性が高いほど，そのありがたさが理解された。

共同店が協同組合営であることが有効であった背景は，暮らしを守ることが強く要請されていた状況を人々が共有し，連携したいと考えていたことである。従って，目的の緊急性が薄らいだとき，協同組合であることの妥当性についてよく吟味してみなければなら

ない。

協同組合の達成すべき目的が重要であれば，組合員が増えるほど規模の経済性が働き，目的の達成は容易となり，早く実現することになる。しかしながら，組合員が増えるに従って，個々の組合員の役割が不明確になるとともに主体性が失われ，組合内部の調整が難しくなる傾向がある。その結果，組合員に新規参入する条件を厳しくし，参入障壁を高くする傾向がある。閉鎖的なメンバーシップは組合の固有性を高め，目的への連携感を高めることにもなるが，そこで限定されたメンバーシップ一人あたりの負担が多くなる。

共同店においてもメンバーシップの拡大が内部調整の問題を提起し，一人あたりの組合員の責任を不明確にし，協同組合経営の限界につきあたった例がある[3]。一方，メンバーシップが拡大しないで一人あたりの組合員の責任が重くなり協同組合経営の限界につきあたった例[7]もある。

株式会社では，株主の出資によって形成される資本金は払い戻し不能であるが，協同組合において組合員の出資金は組合員の脱退などによって払い戻すことが可能である。この出資金の払い戻しを円滑に行うことと協同組合の持続的発展の両立は大変に難しい課題であるが，共益な不分割社会的資本に対するメンバーの多様な係わりと責任を認め，「外」と「内」のバランスのとれた協同組合を模索することが重要である。「外」の要素を取り入れ，メンバーの責任の軽減をはかることとのバランスを考えながら，メンバーに現実的な責任を背負わせ，責任に基づく権利を与える協同組合の経営を行ってきた共同店に，協同組合そのものの今後のヒントが隠れているように思える。

2. シナリオその1，中国農村地域への貢献

中国農村地域における農業の低生産性，農村の荒廃，農民の貧困などいわゆる三農問題は，中国都市の発展が進むほど都市部と農村部の所得格差を拡大している。

中国においては，1978年の改革開放以降1980年代前半までは人民公社の解体や農家経営請負制の導入など農村部の発展促進に重点がおかれた。しかしながら，その後，市場化，国際化政策が都市部の発展を進め，いまだ総労働人口に占める農業人口は約5割であるが，国民総生産に占める農業生産額は20%以下の状況にあり，三農問題が目覚ましい発展の中国のアキレス腱となっている。

中国においては，市場経済の浸透，貨幣の流通とともに，農村税制改革など農民，農村の負担軽減をはかり，相対貧困人口は1978年の2.5億人から2007年には1500万人ほどまでに減少したが，都市と農村の格差は，戸籍制度など都市農村の二重社会構造に起因しているため，根本的な改革が望まれている。

また，農民の売血，農地の売土などが絶えない状況を理解するならば，社会構造及びシステムの改革とともに，貧困人口の自立的な発展能力及び精神の確立が前提として必要であり，農民を支える農村のコミュニティシステム及び農民同士の相互扶助のシステムによる支援も不可欠であると考えられる。

貨幣経済と互酬経済の混在とセーフティネットなど社会基盤の整備とのバランスをはかりながら，農民の人的開発を進める状況下では沖縄のシマで果たしてきた共同店システムが十分に役立つ可能性があると考えられる。

とくに，様々な評価があると思われるが，共産党によるタテの関係が機能しているが，ヨコの連携が十分ではない中国の農村においては，共同店が果たしてきた集落のハブ拠点づくり，コミュニケーションシステムの機能は中国農村社会の内発的発展を触発しながらのソフトランディングに効果的であると考えられる。

さらに，コミュニケーションシステムを発展させて教育分野も加えるならば，沖縄の共同店にはない中国独自のカラーを打ち出すことになると期待できる。

このように，中国農村地域が現在かかえる課題を解決するために共同店のシステムは有効であると考えられるが，共同店のみの導入では逆効果になる恐れもある。社会経済構造の変革に手をつけながら，その変革の効果を確認できるシグナルを共同店に求める配慮が

大切であり，広い視野と多方面からの支援体制及び評価体制を伴う共同店システム導入計画を策定すべきである。

3. シナリオその2，高齢化社会への貢献

わが国の社会の将来を見通すとき，少子化とともに高齢化の進展を忘れることはできない。

高齢化社会における課題は，福祉医療の拡充とともにその費用の世代を超えた負担問題である。福祉医療に関してはその対症とともに幅広い予防の観点も重要となる。予防のためには，情報の収集，分析が不可欠となるが，その前提としてコミュニケーションシステムの確立が重要となる。

ここに，コミュケーションシステムの特質をもっていた共同店が過疎の問題をかかえた地域での高齢化社会対策として貢献できる余地が考えられる。実際，山原地域の共同店では，いつも通ってくる高齢者の姿が見えなくなると，そのシグナルのもと，その住まいを訪問し，安否を確認しているケースが多い。

共同店は，元来，地域における独占ないし寡占化において限定された顧客に対して規模の経済性ではなく，複数の財・サービスをコンパクトなスポットで供給する範囲の経済性を享受してきた経験に照らし，福祉サービスを従来の共同店事業のメニューにつけ加えることは決して難しいことではないと思われる。

高齢化社会対応型共同店では従来の日用品などの販売に加えるべき福祉サービスとして，医薬品の販売，デイケアサービスとの連携する販売などが考えられる。また，ジャスト・オン・タイムサービスやデリバリーサービスを積極的に行うことによって，高齢者の安否確認及び予防効果に貢献する。協同組合などの形態をとることにより地域社会への積極的な貢献を行う共同店の特徴を活かし，直接的な福祉活動の道を共同店が歩むとともに，福祉サービスに関して公的資金を導入できることも共同店経営の安定化に寄与できるはずである。

高齢化社会対応型共同店については宮古島市城辺地区友利を舞台として共同店新設の構想が検討されている。

宮古島市友利地区の人口　　単位：人

	友利地区(*)	宮古島市(**)	参考:全国(**)
15才未満	59(10%)	9495(18%)	14%
15～64才	346(60%)	31798(59%)	65%
65才以上	169(30%)	12200(23%)	21%
計	574	53493	100%

資料:宮古島市　　(*)平成22年3月末現在
(**)平成17年10月1日国勢調査

友利の人口は574人（平成21年3月末現在）であり，年齢3区分別にみると，15歳未満の人口が59人（10.3%），15歳から64歳までの人口が346人（60.3%），65歳以上の人口が169人（29.4%）であり，中心市街地から外れるこの地区では少子高齢化が進んでいる。宮古島市全体では高齢化が進んでいるものの少子化は進んでいない傾向があるが，友利では少子化，高齢化ともに進んでいる。

以前は集落内に10店舗の個人商店があったが，現在は2店舗にまで減少している[(4)]。また，その経営者も高齢化しており，数年後には集落内の小売店舗が消滅してしまう恐れがある。現在でも個人商店では飲料を中心とした品揃えで，生鮮食品などは販売していないため，交通手段を持たない高齢者は日々の買い物に支障

宮古島の共同店

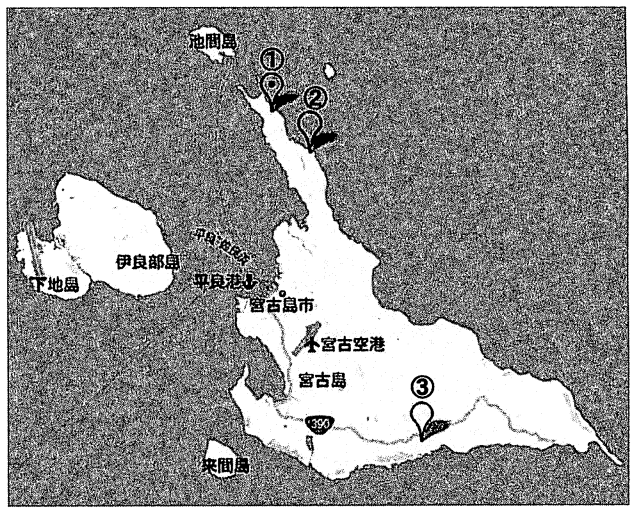

①：狩俣購買組合　宮古島市平良字狩俣
②：島尻購売店　宮古島市平良字島尻
③：友利購買店（計画中）　宮古島市城辺字友利

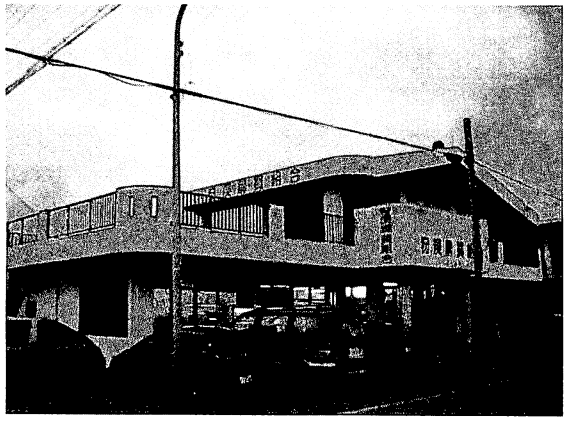

狩俣購買組合
撮影：内記博夫

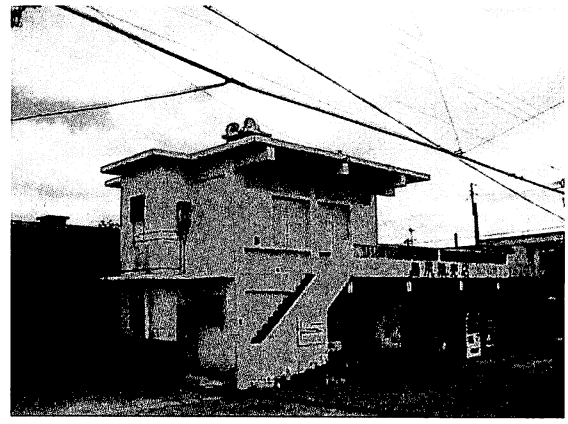

島民購買店
撮影：内記博夫

年齢別人口　　宮古島共同店立地地域の人口（平成21年3月31日現在）　　（単位：人）

	宮古島市（*）		友　利		狩　俣		島　尻	
15歳未満	9495	18%	59	10.28%	95	14.05%	39	11.05%
15 - 65歳未満	31798	65%	346	60.28%	368	54.44%	191	54.11%
65歳以上	12200	21%	169	29.44%	213	31.51%	123	34.84%
合計	53493	100.00%	574	100.00%	676	100.00%	353	100.00%

(*)平成17年10月1日国勢調査による
資料：宮古島市

をきたしている。共同店を必要とする状況は整っている。友利の集落は共同店予定地の半径500m程度に集積している。

宮古島では現在，平良地区狩俣，島民に2店の共同店が営業中である。狩俣購買組合[(3)]には本店と支店がある。友利同様に宮古島市のなかでも少子高齢化が進んでいる地域である。これらの2店は，宮古島内の人々の交流に島内を回遊する観光客も加わり盛業である。

友利における共同店計画では，協同組合による経営の安定化よりも，ソーシャルベンチャーとして株式会社による事業の多角を志向し，既設2店の共同店の経験にてらし，観光客向けのサービスも視野に入れている。さらに，かつては大家族が農作業の弁当をつくる習慣があったが、現在では高齢者のみの少人数家族で、場合によっては孤食などの課題もかかえており、農作業にあたって弁当を購入するようになっていることから、弁当等昼食デリバリーサービスへの進出を検討している。

また，福祉医療の専門性との連携をはかり，サービスに対する信頼をえるために開業医との連携を検討していることは，従来にない高齢化社会対応型共同店として注目すべきところである。医療の側からみても，予防の観点から大切になる住民とのコミュニケーションシステムを役立てることができ，大きなメリットである。

もっとも，この共同店計画が実現するにはかなり厳しいハードルを越えることも予想される。第一に，導入する福祉型サービスについては一般的にマンパワーに依存するケースが多く，過疎化のなかで，人手の確保の問題がある。第二に，これまでの共同店同様に大規模小売店・コンビニエンスストアとの競争のなかで，人口減少による需要減に対処し，新しい需要を生み出す課題の克服も必要である。

しかしながら，共同店独特の文化的・社会的つながりにプラスし，いかに「外」との関係性を構築できるかにかかっている。ここでの「外」とは，福祉分野及び島外の顧客を指すが，さらに，大規模小売店・コンビニエンスストア・島内の共同売店・島外の小売店を

指し，いかに競争と平行して協働を進めるかが重要となる。

4. シナリオその3，循環型社会及び情報化社会への貢献

現在，共同店の多くは経営の危機にある[7]。過疎化が進む地域では，その打開策として規模の経済性は期待できない。むしろ，多種を扱う範囲の経済性に期待を寄せる方が現実的である。共同店は物品の販売だけではなく様々な機能をはたしてきた経験を活かすべきである。

本稿では，共同店に新たに加える可能性のある分野として環境と情報について検討を加えた。

共同店の機能を活用する環境対策は，既存の共同店をそのまま利用することが可能である。具体的には，顧客のために分解，合成，保存のサービスを行うことである。

環境を大切にするために自然の循環に従い，自然から借りてきたものを適切に自然に戻すことが重要となる。このためには，借りてきたものを自然に戻しやすいように分解，合成すること，あるいは戻すタイミングを待ち，それまでの間，保存することが望まれる。分解，合成あるいは保存のためには簡単な補修技術から大がかりな技術まで様々であり，これらの技術各々が展開するスペースが必要である。この技術とスペースは人によって用意できる場合と用意できない場合がある。また，複数の人々が用意しなければならない技術とスペースは集積することによって効率的になる場合がある。ここに地元の人々によって繰り返される取引を主体としてきた共同店が築いてきた信頼をもとにして貢献できる余地がある。ジャスト・オン・タイムサービスを志向した共同店には，最も地元の環境が循環する時を刻む格好の時計が備わっている。

また，共同店は分解，合成，保存サービスの延長線上でREUSEのための市場を創設する可能性もある。馴染みの人々の嗜好情報のストックを活かし，木目細かく人々のニーズを組み合わせると，必要となる新たな物品の総量は必ず減るはずである。非貨幣経済と互酬経済を基盤としてきた共同店は信頼に基づく需給バランスをとる経験はREUSE市場に大いに役立つと考えられる。REUSE市場はインターネットにより，遠隔離の取引も可能となるため，規模の経済性をえることも期待できる。

さらに，共同店の拠点性を活かすならば，自然環境の定点観測による情報サービスも新たな分野と考えることができる。この場合もインターネットを通じた遠隔離な活用もある。同種の情報の提供先とのネットワーク化も考えられるが，大学，研究所など専門機関との連携により収集した情報の高付加価値化を期待したい。

次に，情報システムの中に共同店を位置づけて，新たな共同店の姿を考えてみる。

現在の情報技術を活用するならば，過疎地域にあっても共同店は広範な範囲を対象とする取引が可能である[8]が，新たなメリットを享受するとともに，有名性に基づく取引のメリットも失いがちであることにも注意する必要がある。

むしろ，共同店と有名性でつながっている馴染みの顧客あるいは他のローカルな機能の拠点との連携のために情報システムを活用すべきと考えられる。このようなスポーク整備によるデリバリーサービスは従来の信頼関係のさらなる強化にも寄与することが予想される。

さらに，ハブとスポークの関連を情報システムによって強化して構築される信頼関係は都市部においても効果を発揮する可能性がある。都市部における高齢者が商店街の衰退，交通の不便さから「買物難民」と名付けられている現状への対処として，都市部における豊富な労働力を利用しながら，デマンドタクシーなどと連携して共同店システムが貢献できる可能性がある。

共同店は過疎地域の知恵との思い込みを修正することも夢ではない。

注

（1）共同店は，共同売店，協同組合，購買店など多様な名称がつけられている。多くの場合，それぞれ，機能，経営形態などの特性を表現した名称である。本稿では，その多機能性に注目し，広い概念を示唆する共同店の名称を用いた。

（2）『沖縄大百科』によれば，1983年には116店の共同店が存在していた。

（3）宮古島市狩俣購買組合は1億円を超す年間売上高を計上し，2009年11月に株式会社化への道を歩んだ（琉球新報2009年11月29日による）。狩俣購買組合好調の要因は，宮古島内でシマの交流が盛んであり，狩俣地区以外の住民の利用も少なくなく，とくに池間大橋の開通により池間島住民の利用が増えた（狩俣地区の住民は正会員となるが，池間島住民は準会員となる）固有の要因もあり，さらに，池間島観光を目的としたvisiyor 観光客をとり込んだことである。株式会社の形態をとることで経営陣はリスクも背負うとともに，将来，支援者（とくに地縁によらない支援者）の拡大がはかれること，事業の多角化など発展性の可能性を拡大したことになる。具体的には，地産品の生産，販売などを目的としており，生産と消費のバランスをとっていた当初の共同店の戻ろうとしていることに注目したい。宮古島内では狩俣購買組合の他，計画中の友利地区の共同店も株式会社の形態を検討中であり，株式会社による外部への開放経営が進むと，両店の株の持ち合いにより共同店連携が進むことが予想される。

また，名護市三原売店は協同組合から民営に移行して，観光客への対応にも力を入れはじめている。

（4）共同店の競争相手は現在では，コンビニエンス・ストアであるが，これまでは個人商店であった。個人商店は通ってくる卸業者から物品を購入していたが，共同店は自ら仕入れに出かけている。

（5）愛知県豊橋市は喫茶店のモーニングサービスの発祥地といわれている。しかも朝6時から開店しているところもある。かつての早朝の農作業後の団らんからモーニングサービスの習慣が始まったといわれている。豊橋版ユンタクと言える。

（6）奥共同店は1914年に産業組合化したが，産業組合が行政主導となるにつれ，改めて，集落主体の性格を強め，産業組合としての色彩を薄めている。

（7）東村川田共同店は平成16年に協同組合を解散し，組合員に出資金を払い戻した。その後，経営の合理化をはかり平成18年，集落直営の共同店に姿を変えた。

（8）奥共同店では，秋になると宮城県丸森町大張物産センターの「なんでもや」から取り寄せた宮城米を並べ，春には，「なんでもや」の店頭に奥共同店の一番茶が並ぶとのこと。お互いの顧客のニーズを情報化によって地産品に近づけている。

参考文献

大澤正治，2010年，『環境への取り組みに情報が役立つための試論』，愛知大学中部地方産業研究所2009年報

大澤正治，2009年，『自然環境を拝借する社会経済』，税務経済協会

大澤正治，2007年，『沖縄本島北部山原（ヤンバル）地域共同店に関する視点』，愛知大学経済学会経済論集第174号

玉野井芳郎，昭和54年，『地域主義の思想』，農山漁村文化協会

宮城能彦，2004年，『共同売店から見えてくる沖縄村落の現在』，村落社会研究第11巻第1号

沖縄大学，2003年，『戦後の沖縄の共同店の変容』，地域研究所報No.29

奥共同店100周年記念事業実行委員会，2005年，『奥共同店100周年記念フォーラム資料』

玉野井芳郎・金城一雄，1978年，『共同体の経済組織に関する一考察－沖縄県国頭村奥区の「共同店」を事例として－』，商経論集第7巻第1号，沖縄国際大学商経学部

与那国暹，1976年，『沖縄村落の社会的特質，沖縄－自然・文化・社会，九学会連合沖縄調査委員会』，弘文堂

監修：宮城能彦，平成18年，『共同店ものがたり（季刊カラカラ別冊）』，伽楽可楽

多辺田政弘，1990年，『コモンズの経済学』，学陽書房

琉球古典音楽の理解の仕方（野村流）

仲村　善信*

How to Understand Ryukyuan Classical Music

NAKAMURA Yoshinobu

琉球古典音楽[1]は、口伝により承継されてきた音楽文化である。伊差川世瑞（1872～1937年）の弟子である世禮國男（1897～1950年）は、野村流においてその口伝法を初めて文字で表現し、『声楽譜附工工四』として4巻（全巻）を出版している。野村流工工四[2]の声楽譜は唄う際の手本となるものであるが、世禮國男の著書である『声楽譜附工工四』と『琉球音楽楽典』を読んだだけではその理解が難しい。そこで本研究は、琉球古典音楽を嗜む者のサポートができればとの考えから、声楽譜をより理解しやすく説明することを目的としている。声楽譜附野村流工工四をしっかり理解し唄えるようになることが、琉球古典音楽野村流を正しく継承することにつながると考えている。

琉球古典音楽は、唄うことが主で三線（サンシン）は従であると考える。その唄うときの発声の仕方、吟（節）の使い方、間合いの取り方、微妙な音程の表現と理解しにくい部分が多いので、これらの理解の仕方を具体的に説明してみたのである。

始めに、琉球古典音楽として私たちがよく耳にし、なじみの深い「かぎやで風節」を例に声楽譜附野村流工工四を一行ずつ説明することとした。

また、琉球古典音楽には、大きく分けて湛水流[3]、野村流[4]、安冨祖流[5]という流派があり、その流派の先達はどのように琉球古典音楽を唄っていたのか、現存している音源資料からその内容を筆者なりに理解し特徴を捉えてみた。

キーワード：琉球古典音楽、発声法、上吟、上直吟、下吟、下直吟、呑み（ヌミ）、声出し、声切れ

Ryukyuan classical music is a music culture that has been handed down from mouth to ear. Kunio Serei, who had been a disciple of Seizui Isagawa, represented Nomura-ryu style tradition for the first time and brought out four volumes of Kun-kun-shii which includes elements composed of songs. However, it is difficult to understand his works as you read Kun-kun-shii and the theory of Ryukyuan music. So, I made up my mind to perform my research and write my thesis from this idea. My intention for this research is to be able to help those who desire to learn Ryukyuan classical music the ability to understand the theory of Ryukyuan singing as well.

In Ryukyuan classical music, we regard singing as a master and San-shin as a slave. Because it is hard to understand many parts of singing such as vocalism, reciting, giving pauses, and delicate expression of tones, I tried to explain in a way to understand them concretely.

At first, I picked our familiar song "Kagiyade-fu-bushi", to explain each line of its Kun-kun-shii as an example. There are three major styles in Ryukyuan classical music, Tansui-ryu, Nomura-ryu, and Afuso-ryu. I also tried to find out how they sang Ryukyuan classical music and capture the characteristics of each style's senior performers through their existing recorded audio sources.

Key words : Ryukyuan classical music, vocalism, Agi-jin, Agi-shigu-jin, Sagi-jin, Sagi-shigu-jin, Numi, Koe-dashi, Koe-gire

* 沖縄大学地域研究所特別研究員　沖縄県那覇市国場555番地　nomu143yoshi@yahoo.co.jp

1. はじめに

私たちが、琉球古典音楽（野村流）を学ぶためには、野村流工工四の教本を基本とすることはもちろんのこと、自らの師匠からも指導を仰ぐことがとても大事である。

拙稿においては、拙書『野村流工工四の理解と琉球古典音楽』（南琉アカデミー：2007年）の「一　野村流工工四声楽譜の説明と唄い方について」、「二　古典音楽の発声と姿勢・三線の弾き方について」、「三　発声における呼気・吸気と関係する筋肉群について」を参考にしながら、野村流工工四を読み解くことを目標としている。

又、野村流の工工四は、野村流音楽協会(6)と野村流古典音楽保存会(7)の工工四がよく使用されているが、この稿においては、主に野村流古典音楽保存会のものを使用し、野村流音楽協会のものも参考にして記述を試みることとする。

琉球古典音楽は、唄ってみると微妙な表現が多く、文字を駆使して説明することはかなり無理を生じさせ、必ずしも的を射ていないものの、本稿においては、筆者なりの考え方、感じ方に基づいて概括的な表現をしている。そのため、教本である工工四とは若干異なる説明となっている場合があることもご承知おきいただきたい。

琉球古典音楽として私たちがよく耳にし、なじみの深い「かぎやで風節」を例に工工四を一行ずつ説明することとし、そのほか「かぎやで風節」に関する先達の音源資料についても私見を述べることとする。

2. かぎやで風節の解説

琉球古典音楽の「かぎやで風節」は、私たちが最も耳にし身近に感じる音楽であり、その琉歌を次のとおり理解し、声楽譜附工工四を一行ずつ説明していきたい。

かぎやで風節の歌詞

「今日のほこらしゃや　何にぎやな譬る　苔でをる花の　露行逢たごと」

この琉歌は、1500年代の歌と伝えられ、詠み人知らずとなっているが、祝宴の際にはよく唄われている。歌意は、『琉歌集』（風土記社：1969年）の著者、島袋盛敏によると「今日の嬉しさは何にたとえようか。つぼんでいる花が露に会ったようだ」と言われているが、そのくらい今日の出来事の嬉しいことはないとの感動を表現している。

【行１解説】

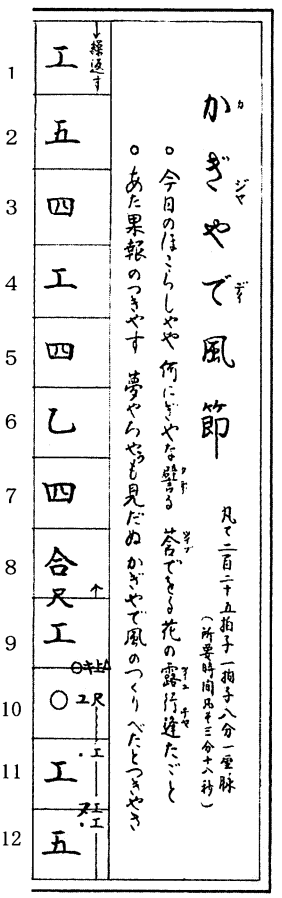

【行１】

「かぎやで風節」の唄う速さは、野村流古典音楽保存会工工四に二二五拍子をおよそ三分十八秒の所要時間とあるので、一拍子（工工四絃楽譜の文字間のことをいう。例えば、最初の工と五の間である。）を○．八八秒（約○．九秒）で唄うことになる。

まず、1舛（1区画のことを1舛と呼ぶこととする。）の工から8舛と9舛の間の尺（拍子間の真ん中のことを二分の一拍、または五分という。以下同じ）までの歌持ち（唄の入らない絃音のみのことをいう。以下同じ)の弾き方であるが、1舛の工は最初に弾く絃であることから少し強めに弾き2舛の五につなげていく。歌持ちは矢印の表示のとおり繰り返すのであるが、曲想は、おごそかの中にも力強さが求められるので抑揚をつけて、きびきびした弾き方が大事である。そして、唄に入る前の8舛から9舛の「合尺工」の弾き方は、尺は小さめに軽やかに弾くようにし、合から工に滑らかに渡っていく感覚で弾くとよい。そして最後の工は少し強めに弾き唄に入る。

唄う場合、最初のキは「呑ミ」の表記となっており、言葉を呑む要領（「呑ミ」という歌唱法であり琉球方言を促音の要領で発声してみると理解しやすい。例えば、促音というと「安い＝ヤッサン」という発声の仕方である。つまり、つまる音、「ッ」のことである）で次のユにつなげていくのであるが、言葉を呑む要領であるのでキの発声音はやや抑えられて唄う感じになる。その際、キとユの間は微妙に途切れて唄うようにし、ユの尺から次の工（この工の位置は、四分の三拍で七分五厘という。このような拍子は唄う人の感覚で捉えられている。以下同じ）までを次第に声音をあげていく。つまり、ユはやや抑えられ次第に強め（本稿において「強め」という意味は、呼気を押し出す強さのことと理解するとよい。以下全て同じ）に声音をあげて（「次第上げ」という歌唱法）次の工を唄うようにする。次は、ユの声音を持続したまま（つまりウの母音）ヌの工をやや強めに発し、次の工も同様にやや強めに発し声音を持続していく。

（注意点）

琉球古典音楽野村流では、「上吟」、「下吟」という歌唱法は最も特徴的なものの一つであり、これらの唱法を意識して唄えるようになるとよいのであるが、言葉での説明が難しく実際唄っても難解である。野村流工工四では、「上吟は、持ち吟」、「下吟は、居し吟」とも説明されている。筆者は、「抑揚をつけて唄う」という場合の「揚の発声をした時は、上吟」、「抑の発声をした時は、下吟」と置き換えて理解しているが、その差異を出して唄うのは難しい。この一行は、歌の出だしであり、これから展開していく曲想を暗示するもので、歌意やその史的背景なども事前に知っておくとより「かぎやで風節」らしい唄い方になる。

【行2解説】

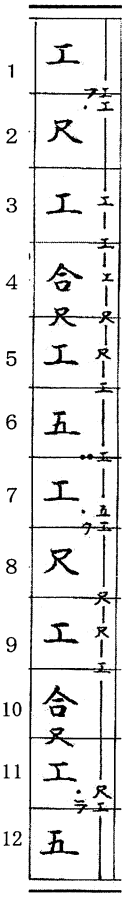

【行 2】

前行の工の声音を持続したまま乙の工をやや強めに発し、直後の工も同様にやや強めに発しそのまま声音を持続し、3舛の拍子の工、次の五分の工をやや強めに発し、4舛の工は抑えて、尺も抑えて唄う。5舛の尺はやや持ち上げて唄い、次の工はやや強めに発し、アティの工は強く声音を当てるようにする。次の五工は「トゥガイ仮名」と言われている歌唱法であり五の声音を強調して出すようにし、直後の工の声音クは抑えて唄う。8舛から

10舛にかけては、最初の尺音は抑えて、次の尺音はやや持ち上げて唄い、工音はやや強めに唄う。そのまま声音を持続し、11舛から12舛にかけては、「スクヰ仮名」という歌唱法で、尺音は抑えて直後の工の声音ラは強めに唄う。これは「何か物を掬いあげる要領」を唄にした歌唱法と言われているが、声を掬い上げるというのを表現するのは難しい。

(注意点)

この行では、「アティ」、「トゥガイ仮名」、「スクヰ仮名」という歌唱法が使われているので、しっかり鍛錬し唄えるようにしておくことで、唄に変化がでてくる。「トゥガイ仮名」、「スクヰ仮名」は、唄うなかでの瞬間的表現であることから要領をよく理解し心得ておくことである。(図1)

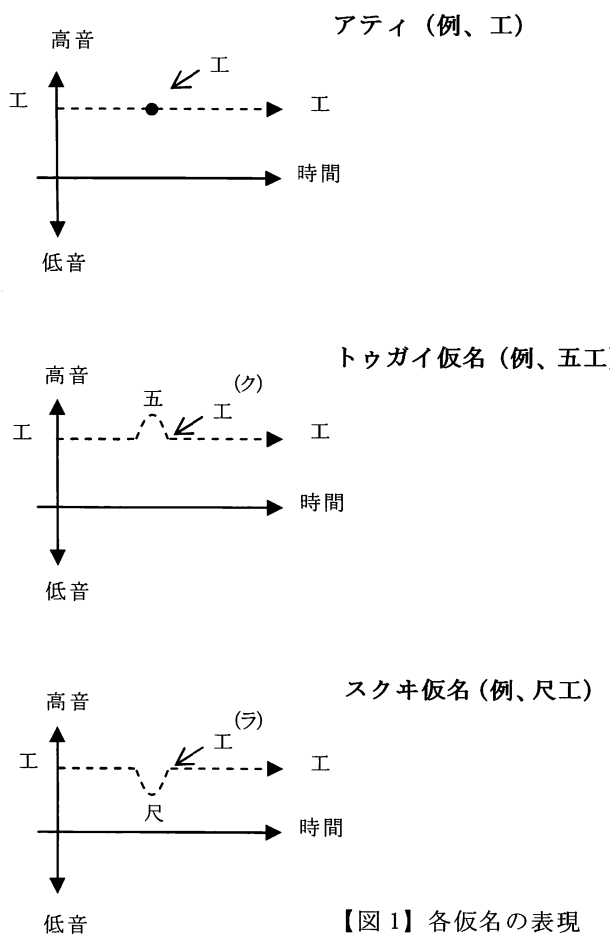

【図 1】各仮名の表現

【行3解説】

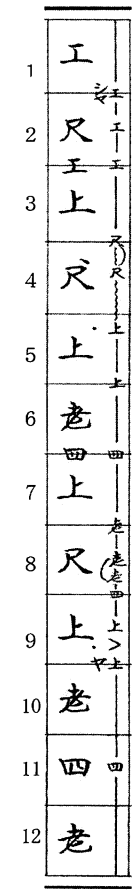

【行 3】

前行の工（ラの母音唱法）の声音を持続してシャの声音、工（上吟）をやや強めに発し次の工（下吟）を抑えてからまた声音、工（上吟）をやや強めに発する。次の4舛の尺、尺の唄い方は、「ネーヰ」という歌唱法で尺から尺までの声音を盛り上げて（微妙に声音を上げる要領）それから上までなめらかに声音をさげていく要領である。「ネーヰ」の特徴がよく出ているのは、『野村流工工四下巻』集録の干瀬節（ふいしぶし）を始めとする二揚の五節である。次の5舛と6舛の間の上と次の四は抑えて唄い、7舛と8舛の間の老は抑えて唄い、次の老、老、四はミグヰという歌唱法である（ミグヰについては後述する）。9舛の上はやや強めに発しクガキ（軽くのどを圧迫する）を入れ、ヤの上は抑えて唄い、11舛の四につなぐが、ヤの発声のあと10舛から12舛までは普通の息づかい（下直吟（さぎすいぐじん））で唄うようにする。

（注意点）

この行では、「ネーヰ」という歌唱法、「次第下げ」、「ミグヰ」、「クガキ」という歌唱法が出てくるが、「次第下げ」は次第になめらかに声音をさげる要領であり、この唄い方を少し盛って変化させたのが「ネーヰ」という歌唱法である。また、8舛の「ミグヰ」は声音を老から老へ軽く振ってサラッと流暢に唄う要領であるが難しい。「クガキ」は前述したように、軽くのどを圧迫して軽めに掛ける感じである。「クガキ」は「スクヰ仮名」と混同しやすいので注意することである。これらの特徴ある歌唱法は、唄い方を誇張して稽古を重ねていくと段々上手く唄えるようになる。

また、ヤの母音唱法は、アの母音を持続する唄い方となり、このような唄い方を力まず持続できることが、琉球古典音楽の基本的な発声の確立にもつながるのである。

【行4解説】

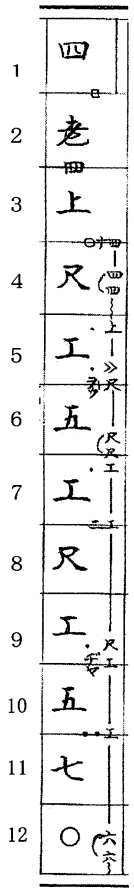

【行 4】

前行の四（ヤの母音唱法）の声音を持続して1舛と2舛の間（あいだ）で終わる（声切れ）。そして、2舛から3舛までの「老四上」を弾くのであるが、弾き方は前にも示したとおり四を小さく弾くことが大事である。つまり、二分の一拍（五分）、ここでの四の場合は、小さめに軽やかに老から上へと滑らかに渡っていくような感覚で弾くということであり、二分の一拍の弾き方はほとんどこのような弾き方でよいのである。

次に、四のナは抑えて唄うようにし、次の最初の四は抑えて次の四はやや強めに軽やかに声音を振って唄い、それから徐々に上まであげる要領であり、これもミグヰという歌唱法である。次は5舛の工の絃音の直後に「ウフガキ」になるが、これは、前述の「クガキ」を大きく唄う要領である。掛けてあとすぐにヲゥ（WU）を唄う。次の尺尺工のミグヰは、最初の尺は抑えて次の尺はやや強めに軽く首を振るような感じで唄い、直後に工を唄う。次の工はやや強めに唄い、次の尺工、ヂャは、スクヰ仮名という歌唱法で前述したとおりの要領で唄い、10舛と11舛の間の工は、「アティ」という唱法で声を当ててそのまま声音を持続する。12舛の六六の最初の六は、「ウチグヰ」という歌唱法であることから、軽くのどをえぐる要領で六を発し、次の六はやや強めに唄い、次第に声音を上げて次行の七につなぐ。

（注意点）

この行では、「ミグヰ」、「ウフガキ」、「ミグヰ」、「スクヰ」、「アティ」、「ウチグヰ」、「次第上げ」と、独特な歌唱法がかなり使われているので、充分理解しながらしっかり鍛錬することである。なかでも「ウフガキ」は、「クガキ」や「ウチグヰ」と喉の圧迫の仕方がやや似通っている歌唱法であることから、微妙な違いを意識して唄う練習をすることが大事である。（図2）

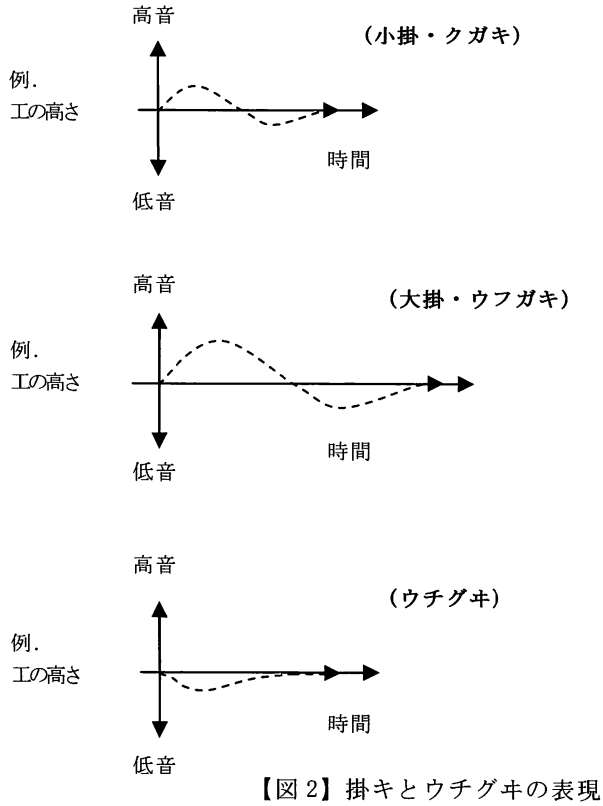

【図 2】掛キとウチグヰの表現

【行5解説】

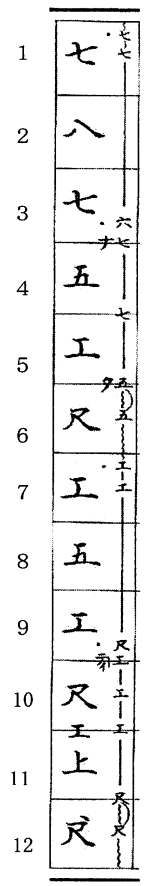

【行 5】

前行の六の次第上げから1舛の七分五厘の七まであげると同時に次の七をやや強めに発し、そのまま3舛の二分五厘まで声音を持続していく。六七は前述したように「スクヰ仮名」という唱法で六は抑えてその直後に七のナを唄い、次の七はやや強めに発し「ネーヰ」のタ（五から五までを少し盛るようにしてそれから工までなめらかにさげる）を唄い、ティの「スクヰ仮名」につなげる。ティのスクヰ仮名は、前のナと同様な唄い方で、尺は抑えて発し、直後の工はやや強めに唄う。そして、抑えの工、やや強めの工とつなぎ、尺、尺の「ネーヰ」は、前のタの「ネーヰ」と同様な唄い方となる。

（注意点）

この行では、「スクヰ仮名」が2回、「ネーヰ」が2回、「次第下げ」が2回使われており、これらの歌唱法は、ここでよく鍛錬することができる。また、「かぎやで風節」のなかでも前行からこの行までが最も高音部で「何にたとえようか」という意味合いの部分でもあり、強調した曲想になっている。この強調部分が曲全体を締まったものにしているので充分な稽古をし、めでたい気持ちがあふれでる雰囲気を醸（かも）し出すとよい。

高音部は、高音になり苦しそうに唄う人がいるが、十分鍛錬し祝う雰囲気にならないといけない。高音でもただ声の高さを上げればいいのではなく、締まった伸びのあるものでなければならない。そういうことから、唄う表情にも気をつけて聴く者にとって祝う気持ちを感じさせる唄でなければならない。

また、「かぎやで風節」の場合、いろいろ琉歌を換えて唄う機会が多く、ほとんど祝事に関するものである。その踊りを観ても、祝意を感じさせ、動きもどっしりとメリハリの効いたものとなっている。

【行6解説】

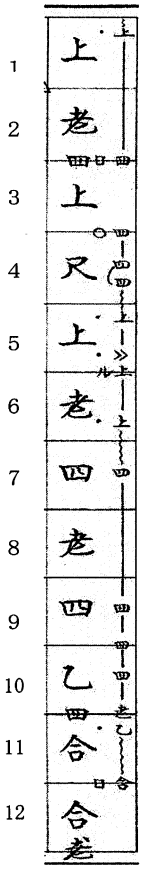

【行 6】

前行の尺からの次第下げで1舛の上までさげ、その後は上の「下直吟」で声音を持続し、2舛と3舛の間のやや抑えた四で終わる。

次は、四から始まるが、四は仮名なしの生字(うみじ)に似た歌唱法で唄うことであり、直前の仮名、ティーの持続音、つまり、イの母音で声出しし、次の四は軽く抑え、次の四はやや強めに発しなめらかに上まであげる。これもミグヰという歌唱法である。そして、ウフガキをかけて上のルを唄い、6舛から7舛までの上から四まで次第にさげ9舛の四まで声音を持続し、9舛最初の四は軽く唄い、次の四をやや強めに発し、次の四を抑えて唄い、老乙の老をやや強めに発し次第に声音をさげて合で終わる。その際、合は声切れの部分なので余韻を残しながら軽めに声音を発することである。

その次の絃楽「合老四」は、老の打音をはっきり出せるようにしなければならない。

(注意点)

この行では、4舛から7舛まで変化に富んでおり、「生字」、「ミグヰ」、「次第上げ」、「ウフガキ」、「次第下げ」の歌唱法が入って、次の「老乙」の節を入れて合で終わっている。この「老乙」の乙は、実際唄っている場合は経過音であるのではっきり出さない。

同じ節がたびたび使われているが、声音の高低や歌詞の意味、節の組み合わせなど、かぎやで風節全体のなかでの一節の大事さを認識し唄い方にも注意を払うと上手く表現ができる。この行の節は、琉歌の上句の終わり部分で上句に区切りをつけたものとなっている。つまり、ここまでの曲想には高音部があって歌を高揚させ、唄の前半を引き締めて結ぶ形になっていると筆者は感じている。

【行7解説】

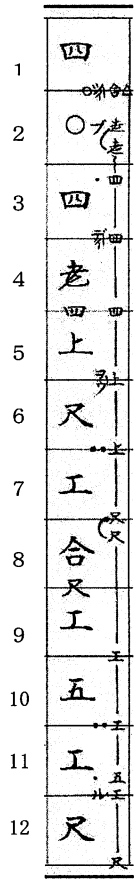

【行 7】

前行からの合老四を弾き、ツィブディの歌に入って

いくことになり、ツィは「呑ミ」の合、次のミグヰは、老の抑えたブ、やや強めの老、それから次第上げのやや強めの四になり、次の四のディは抑えて唄う。次の四はやや強めに発し、そのままの強さでヲゥの上、「アティ」の上、軽めの「ウチグヰ」尺からやや強めに尺を発し、そのまま声音を持続し、9舛と10舛の間の工をやや強めに唄う。次の「アティ」工を強めに発し、「五工」の「トゥガイ仮名」ルを唄い、次の尺を軽めに発する。

(注意点)

この行は、琉歌の下句の始まりで、声音の音高は低い声出しになっている。

この一節では、「呑ミ」、「ミグヰ」、「アティ」、「ウチグヰ」、「アティ」、「トゥガイ仮名」と使われており、特に、「アティ」、「トゥガイ仮名」に注意を払うとよい。また、尺に「ウチグヰ」が入っているが、「ウチグヰ」の表現が難しく、細かい鍛錬が必要である。

「ウチグヰ」は「クガキ」や「スクヰ仮名」に似通っているが微妙に違っており、意識して何回も練習する必要がある。

「ウチグヰ」は、「クガキ」と「スクヰ仮名」の二つの歌唱法を組み合わせたものを軽めに抑えて発する要領であると感じている。この場合、唄の流れが速いため「ウチグヰ」を入れるのは難しいが、『野村流工工四下巻』集録の二揚調(にあぎちょう)[8]の散山節(さんやまぶし)のようにゆったりとした曲で唄えるようになると理解しやすい。

【行8解説】

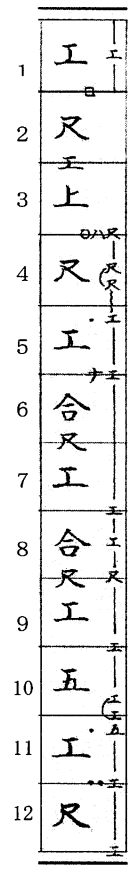

【行8】

前行の軽めの尺から1舛の工はやや強めに発する。そして1舛と2舛の間（五分）で声切れとする。次は歌持ちの「尺ェ上」であるが、前述したように尺から上へ滑らかに渡っていくように弾くとよい。次の声出しは呑ミではなく、普通にハの抑えた尺の声音で唄い、次のミグヰは、軽めに尺から尺へ振って工までなめらかにあげる。

そして、ナをやや強めに発し同じ調子でずっと声音を持続し、7舛と8舛の間で工をやや強めに発し、次の工を抑えて唄い、抑えた尺に移り9舛と10舛の間の工に声音をあげる。次は工から工へやや軽やかに振って五に声音をあげる要領であり、この10舛と11舛の間の工工五も「ミグヰ」である。そして11舛と12舛の間のアティ、工は声音を強めに当て最後の工をやや強めに発し次に移る。

（注意点）

ここでの注意点は、「ミグヰ」と「アティ」の歌唱法である。「ミグヰ」は、喉の力を抜き、軽やかになめらかにサラッと節が入るよう鍛錬する必要がある。

「 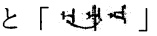 」と「 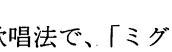 」はいずれも「ミグヰ」といわれている歌唱法で、「ミグヰ」後の次第上げと上吟がやや間延びする（五分と二分五厘の間の長さの違いである）かしないかの違いである。この二つの表記の仕方について、野村流音楽協会の工工四では「 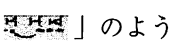 」と「」のような表記の仕方となっているが、次第上げの間の長さが微妙に違う。つまり、4舛のところの「ミグヰ」の後は五分の長さであるが、10舛と11舛の間の「ミグヰ」後では二分五厘という間の取り方となっている。間の長さは、いずれも前述の野村流古典音楽保存会の表記と同じ間合いであるが、二種類の「ミグヰ」を区別して唄うというのはかなり難しい。

また、「アティ」は、一瞬にして強めに喉を圧迫し稽古してみることである。

それから弾き方であるが、「尺工上」と2回の「合尺工」があり、いずれも五分での弾き方が課題となる。五分での弾き方は、小さめに軽やかに弾くよう努めることが大事である。そして、尺から上へ、合から工へ滑らかに渡っていくように弾くとよい。

【行9解説】

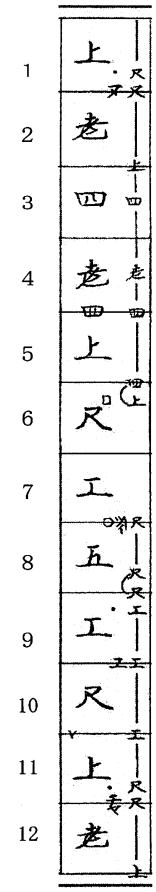

【行 9】

前行の最後の工の声音を持続し、次に「尺尺」というヰシ仮名の歌唱法がでてくる。いきなりヌと唄うのではなくその直前に尺の節を発し、その直後にまた尺の声音、ヌを発する。

そして、上、四、老と声音を抑えながら音高を下げていき、4舛と5舛の五分で四にあげ、持続しながら次の振イ、四から上に軽く振りあげて声切れとする。その場合、最後の声音は余韻を残す感じで終わるとよい。

次の尺、ツィの唄の出だしでは、やや抑えた声出しで始まり、「尺尺工」を「ミグヰ」という歌唱法で唄い、ユの工、次の工とやや強めの声音につなげ、「ヰシ仮名」の「尺尺」チャを唄い、抑えながら上に音程をさげる。

（注意点）

この行では、ヌの「ヰシ仮名」、四上の「振イ」での終わり方、「尺尺工」の「ミグヰ」、チャの「ヰシ仮名」という歌唱法が使われている。曲想や仮名使いによっ

て、入れやすい節と入れにくい節（いずれも歌唱法のこと）があり、自ら稽古をする際に、よく唄える部分でしっかり理解しておくと琉球古典音楽の歌唱法が段々上手くできるようになり、味わい深い琉球古典音楽演奏となる。

【行10解説】

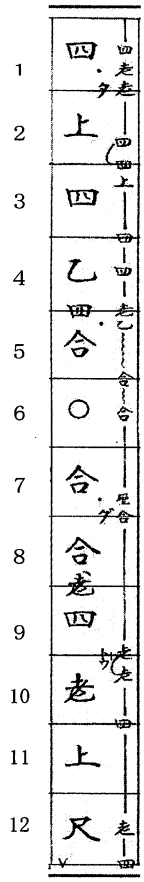

【行 10】

前行の上から更に四にさげ、その直後にヰシ仮名の老老、タを唄い、「四四上」のミグヰを入れ、次の四と四を抑えて唄い、老の節を入れて乙は経過音であることからはっきり出さず、次第に合まで声音をさげていく。そのまま6舛の合を抑えて唄い、7舛と8舛の間の厘合、グのスクヰ仮名を入れ、ずっと抑えた声音で合を持続していく。次に、トゥの老老を軽めに振って声音を持続し四にあげる。そして12舛の老にさげてまた四にあげる。

（注意点）

前行では中音域での歌唱法であったが、ここでは、「ヰシ仮名」、「ミグヰ」、「老乙」からの「次第下げ」、「スクヰ仮名」と低音域の続く歌唱法になり節がハッキリしにくくなるので、節をしっかり入れられるよう稽古することが大事である。

【行11解説】

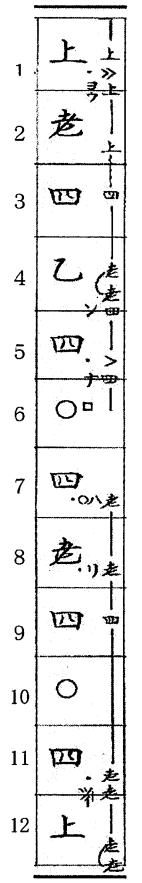

【行 11】

前行からの四に続き1舛の上をやや強めに唄い、その直後に「ウフガキ」を入れてヨゥの上につなげ、2舛の二分五厘、上から3舛の四まで次第に声音をさげ、そのまま4舛の老の直前まで声音を持続し、「老老四」のミグヰを入れ、5舛の二分五厘で軽く掛けて（クガキ）ナを唄い6舛の拍子で声切れとする。その際、声切れは、声音をさげるでも、あげるでもなく、持続したまま、やや余韻が残る感じで終わるようにする。声音を引きすぎるのはよくない。

次に、7舛の二分五厘ハの老からリの老は普通に唄い、

9舛の四でやや強めに声音をあげてそのまま持続し、11舛の二分五厘のヰシ仮名、ツィを入れ、老老四のミグヰにつなげる。

（注意点）

この行でも、「ウフガキ」、「次第下げ」、「ミグヰ」、「クガキ」、声切れ、声出し、「ヰシ仮名」、「ミグヰ」と低音域での歌唱法であり、前行同様の練習を意識するとよい。特に、上段のヨゥンナの部分は唄の終わりにあたり、唄をまとめあげる形になるので注意を払うことが大事である。

【行12解説】

【行 12】

前行からのミグヰで四に声音をあげ、次はクガキと言われる歌唱法で、やや強めに上にあげながら同時に掛け、その直後に四、ブで声音を持続していく。次はスクヰ仮名の唄い方で老を抑え、ディの四をやや強めにし、次の四を抑え、老乙の老をハッキリさせ次第に5舛の合に声音をさげていき、ヲゥの合の声音を持続していく。

次に、7舛と8舛の間のウチグヰの抑えた老と直後の老を唄い次第に四（七分五厘）まで声音をあげて10舛の抑えた老につなぎ、やや強めに四、上と音程をあげていく。

そして、その直後にウフガキの上・ルを唄い12舛の二分五厘、上から次行の四に次第に声音をさげていく。

（注意点）

この行では、「クガキ」、「スクヰ仮名」、「老乙」の唄い方、「ウチグヰ」、「次第上げ」、「ウフガキ」が使われているので、歌唱法のコツをよくつかむよう鍛錬する。特に、「ウチグヰ」は、この唄の速さでは節として入れることはかなり難しいことであるが意識して稽古をすることで段々唄えるようになってくる。「ウフガキ」も同様でこの速さでの節入れは難しい。でも、このような節が入ることによって唄にメリハリが出てくるものである。

【行13解説】

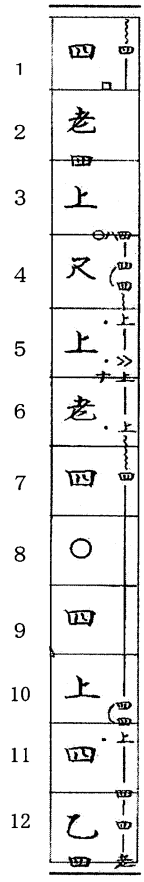

【行 13】

前行からの次第下げを1舛の四まで持続して五分で声切れとする。その後、老から上へ滑らかに渡っていくように弾き、3舛と4舛の間の五分の声出しで四のハを唄い、次のミグヰ、四を抑え直後の四はやや軽めに振って唄い次第に上まで声音をあげてウフガキのナにつなげる。6舛の二分五厘、上から7舛の四まで次第に声音をさげながら唄い、その後、四のまま声音を持続し10舛から11舛にかけてのミグヰの四四上を唄い、そして抑えた四、四と唄い、次行への老乙の節を入れ、合まで次第にさげてヌの合を唄い、2舛の二分五厘で声切れとする。

(注意点)

この行では、ハの声出し部分、「ミグヰ」、「ウフガキ」、「次第下げ」、「四四上」の「ミグヰ」、次行にまたがっている「老乙」のさげ方に気をつけて鍛錬する。また、曲想からすると、次行のヌまでが一区切りになり、歌詞も一通りすべて唄うことになり、更に「ツィブディヲゥル花の」と強調されているので、唄もここまで一区切りの雰囲気、つまり、「何事にもたとえようのない嬉しさ」の気持ちを持って唄うことが大事である。

【行14解説】

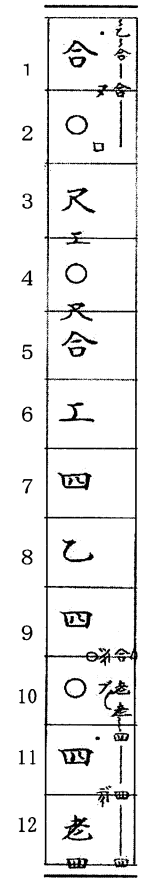

【行 14】

ヌを2舛の二分五厘まで唄い、次に、「尺工〇尺合」と三線を弾くのであるが、その〇拍子の直前にやや間を持つ感じにすると曲想が締まり流れが出てくるものである。その後、工工四通りに調子よく弾き、繰り返しの「ツィブディ」を唄うことになるが、ツィは「呑ミ」なので抑えて声を呑む要領で発し、次のミグヰ、老のブにつなぎ老に軽く振って次第に四まで声音をあげて唄い、持続しながら四のディを唄い、やや強めに四を唄っていく。

（注意点）

この行は、一区切り後の唄の出だしで、「ツィブディヲゥル花の露行逢たごと」という歌詞の繰り返しを唄うことになるが、繰り返し唄うということは、強調する意味であり、前の唄い方を更に強調して唄うよう心がけるべきである。そうすることによって、「かぎやで風節」という歌が締まった重厚な荘重感のある歌になる。

【行15解説】

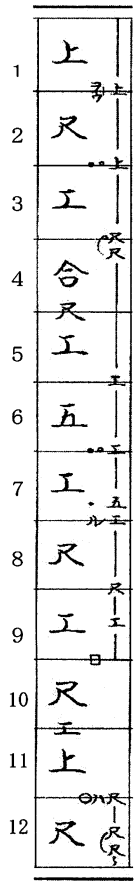

【行 15】

前行の四から上のヲゥを唄い、次の「アティ」の上を強調し、次の「ウチグヰ」尺尺につなげ、そのまま声音を持続し5舛と6舛の間の工にあげ、次の工を当て、次のトゥガイ仮名「五工」ルを唄い、尺にさげてから工にあげて五分で声切れとする。そして絃楽譜「尺工上」は、尺から上へ滑らかに渡っていくように弾き、次の尺、抑えたハで声出しし、尺尺工のミグヰを唄う。

（注意点）

この行では、「アティ」、「ウチグヰ」、「トゥガイ仮名」に気をつけて稽古することであるが、その中でも、「ウチグヰ」は曲想が速い中にあって、節として入れることが難しく、ましてや同音、尺から尺への「ウチグヰ」となると更に表現しづらい。ただ、出来なければその部分は稽古しないということではなく、常に意識して唄うように努めることが大事である。

【行16解説】

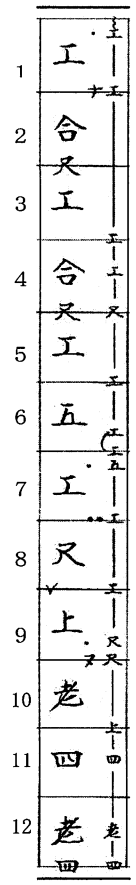

【行 16】

前行の尺から工へ次第に音高をあげて唄い、次の工、ナで声音を持続していくのであるが、その際、絃音の「合尺工」、「合尺工」の尺は滑らかに渡っていくように弾くとよい。

そして、唄はやや強めの工、抑えた工、尺とつなぎ、また工にあげ、ミグヰの「工工五」を唄い、7舛と8舛間の工を当て、次の工を唄い、「ヰシ仮名」の尺尺、ヌ

を唄って上、四、老を抑えて唄い、四にあげ、声切れは、次行の1舛と2舛の間の五分で四から上に軽めに振って終わる。

（注意点）

この行では、「ミグヰ」、「アティ」、「ヰシ仮名」などの節が入って、仮名は「花」という主題の部分を唄うことになり、全体的に強調する唄い方を意識するとよい。また、次行の声切れの「四上」は、四は軽めに抑えてからやや強めに上に振りあげ、やんわりと止める感じになるとよい。

【行17解説】

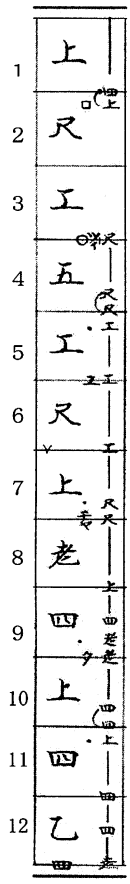

【行 17】

前行の四から「四上」とやや強めに上に振りあげて終わり、3舛と4舛の間の五分の尺、ツィで声出しし、「尺尺工」のミグヰを唄い、次のユ、続いて工を唄い、チャ、「尺尺」のヰシ仮名、上、四と声音をさげていく。次のタ、「老老」のヰシ仮名を唄い、ミグヰの「四四上」、そして、抑えた四、四と唄い次の老乙につなげていく。

（注意点）

この行では、「ミグヰ」が2回、「ヰシ仮名」も2回入っているので、単調な曲想にあっては程よいアクセントとなり、声帯の使い方の鍛錬にもよい。また、「老乙」の節入れが難しいのであるが、唄えれば歌の味わい深さも出てくるものである。「老乙」のように音高の感が取りにくい場合には、三線の老乙の絃音と一緒に唄うことで段々表現できてくるものである。

また、図示しているように（図3）、伊差川世瑞の「ぢゃんな節」を聴くと「ミグヰ」は振るのをサラッと

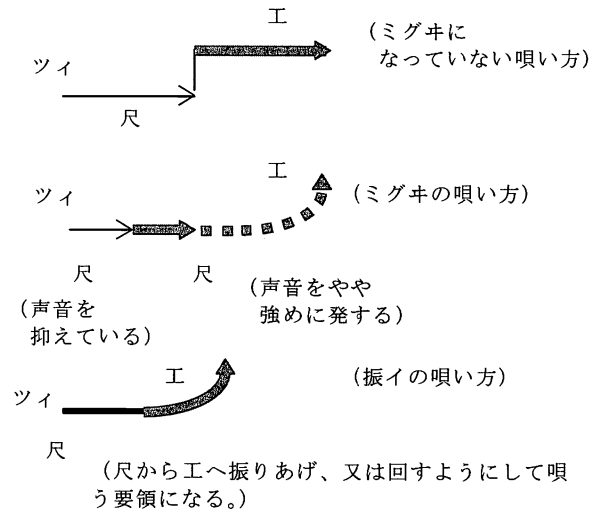

「ヰシ仮名」の図示

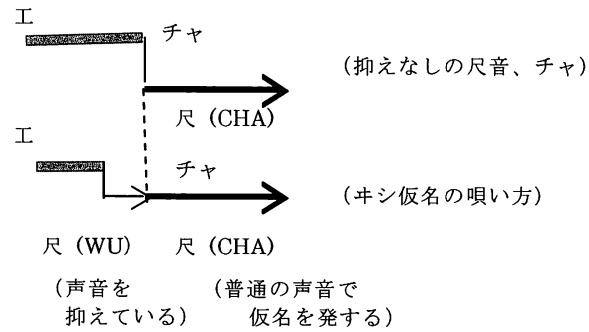

※ローマ字のとおり、発声してみると理解しやすい。つまり、「CHA—」と「WU・CHA—」の違いである。その際、「WU」は声音を抑える要領であるが、これが入っていると「ヰシ仮名」ということになる。

【図３】ミグヰと振イの図示

軽めに流暢にという感じであるが、それに比べ「振イ」は、振って回すのが明確にやや強めにという感じがする。その違いは、「ミグヰ」の場合は振ってあとは次第上げか上吟がくるということで微妙な違いになるのかもしれない。

【行18解説】

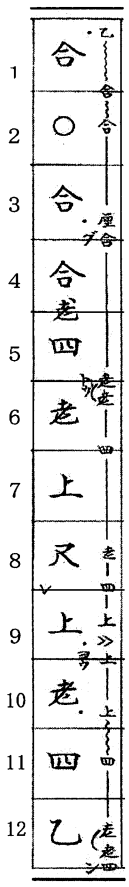

【行 18】

前行の老から直後に乙にさげる節入れは、経過音であることからはっきり出さず次第に合まで声音をさげていく。そして、3舛と4舛の間のスクヰ仮名のグを唄い、次のトゥからやや強めの四、抑えた老、やや強めの四、上と続け、その直後にウフガキの上、ヨゥ、10舛の二分五厘から11舛の四まで次第に声音をさげ12舛のミグヰの節、ンを入れる。

（注意点）

この行では、「次第下げ」、「スクヰ仮名」、「振イ」、「ウフガキ」、「次第下げ」、「ミグヰ」と節が入り、曲想の音高も低音での変化となり、曲全体を締めて結ぶ形になっている。ところで、「かぎやで風節」における「ウフガキ」の表現であるが、工工四の声楽記号説明によると、「ウフガキ（大掛）」は、「クガキ（小掛）」と比較されて、「喉を強く圧迫するか、弱く圧迫するか」、「喉を掛け過ぎるか、軽く掛けるか」という風に対比して表現されている。それからすると「かぎやで風節」の場合、曲想の流れのなかで「ウフガキ」を表現するというのは難しい。我々が普通に唄っている場合は「クガキ」の感じがする。つまり、「ウフガキ」も軽く掛けているようであり、掛けすぎ、あるいは喉を強く圧迫してはいない感じであるが、充分鍛錬することによって「ウフガキ」ができてくるものである。そのため、唄えても唄えていなくても、その声楽譜記号に対し常に意識を持つことが大事である。

【行19解説】

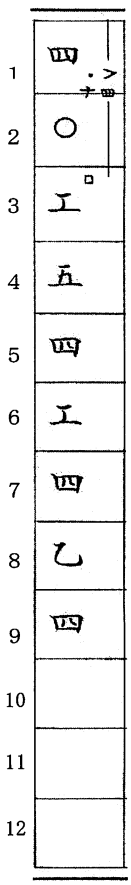

【行 19】

前行のミグヰ「老老四」からクガキの四、ナを唄い3舛の七分五厘で声切れとする。そして、最後の歌持ちを弾いていくことになるが、唄っている最中よりは、やや強めに三線を弾くことで曲全体を完結に導いていくのである。もちろん、琉球古典音楽の歌持ち（前奏、後奏）すべてに通ずるものであり、そして、最後から二つ目の絃音、乙はやや速さを落とし、最後の絃音、四はしっかり速さを落として強めに弾いて終わるとよい。

つまり、「工　五　四　工　四　乙　四」という場合に、「・」を間として表示すると、「工　五　四　工　四　・　乙　・　・　四」という風な間の取り方で終わるということである。

（全体的注意点）

これまで一行ずつ解説を加えながら述べてきたが、声楽譜記号の節の入れ方が難解であり表現するには必ずしも的を射ていない。しかし、これらを含め工工四を教本に自らの師匠と一緒に稽古をすることで、琉球古典音楽がしっかり身に付くものであり、独りよがりの思考や理解はしない方がよい。

また、「微妙な間の取り方」というものが難しく、師匠からしか学べない。

特に、野村流としての節（声楽譜記号）のうち、「上吟（赤文字）」、「下吟（黒文字）」、「上直吟（赤線）」、「下直吟（黒線）」の表現が難しく、師匠から習ってもすぐに表現できるものではなく、野村流工工四を数多くこなすことによって、その良さや違いが解り、段々表現できてくるということである。

琉球古典音楽を学ぶにあたり、この「かぎやで風節」を唄いこなすということが如何に大事であるかは衆目の一致するところであり、誰もが耳にするこの歌は琉球を代表する古典名曲の一つでもある。

3. 琉球古典音楽名人達の唄・三線の特徴（現存している音源資料の「かぎやで風節」の印象）

琉球古典音楽名人たちの現存する音源について、現在の私達に伝承されている唄・三線の視点からその特徴を筆者なりに分析してみた。以下のとおり紹介する。

分析の対象となっている音源資料の当時の録音方法については、田辺秀雄によると「蝋の円盤に喇叭状の収音口からの音を縦震動のサウンドボックスで音溝を刻む最も原始的なSPレコードである」と、『SP盤復元による沖縄音楽の精髄・上』の中でその録音方法を紹介している。

(1)金武良仁（1873～1936年：安冨祖流・安室朝持の弟子）

①三線の音色と唄

調絃の高さはA♯と低めであるが、弾き方が柔らかく滑らかに感じられる。絃のはじきが程よい感じである。そして五分弾き（二分の一拍）も小さめで滑らかな印象を受ける。金武の唄は3分12秒と全体的にやや速めの感じであるが、野村流工工四（保存会）によると演奏時間が3分18秒とあるので、ほぼ同程度の速さで唄われ弾かれているということになる。

②声質と唄全体の雰囲気

声質は、調絃が低めのせいなのか、高齢での唄のせいなのか、とても柔らかでありゆったりと気負いもなく淡々と流麗な唄い方となっている。琉球古典音楽を長い間唄いこんでくるとこのような声質になるのかと、憧れを感じさせるものとなっている。角が取れて丸みを帯びた声質は、琉球古典音楽を学ぶ私たちにとって大きな指標となるものである。琉球音楽史年表（野村流古典音楽保存会編）によると、この録音は1933年となっているので、金武良仁が60歳の頃に録音されたものと思われる。金武は、その3年後の1936年に亡くなっている。

唄の雰囲気は、祝いの唄、幕開け始めの唄にふさわしい印象を受け、琉球古典音楽としての唄・三線の織り交ぜ具合、声音と絃音のバランス、歌唱法、柔らかな節入れ、呼吸法とどれ一つとっても私達に示唆を与えるものである。

金武の唄は、野村流の歌唱法と余り差はないという印象を受け、気負いのない唄い方が特長的である。喉使いがとても滑らかである。

③部分的特徴

野村流に比べ、節の入れ方が若干遅れ気味に入る部分や声切れが微妙に違ったりしている。大きな違いとしては、金武の唄は、大掛（ウフガキ）が野村流の掛ける（大掛）ところには殆ど入っておらず、逆に野村流には入ってないところに大掛に似た歌唱法が入っている。具体的には、「ツィユチャタグトゥ（【行10】の上から3舛目の四)」、「ハナヌ（【行13】の下から2舛目の四)」、「ツィユチャタグトゥ（【行17】の下から2舛目の四)」の三箇所の野村流で言うミグヰ「四四上」の次、つまり絃楽譜の四のところでウフガキに似た歌唱法が入っているということが特徴的である。

(2) 伊差川世瑞（1872～1937年：野村流・桑江良真の弟子）

①三線の音色と唄

録音は、唄・三線に加え箏、胡弓、太鼓が入っていると思われる。録音当時の音源がはっきりしないので的確な感想にはならないが、少なくとも伊差川世瑞の唄の雰囲気は感じられるものである。また、歌詞が「今日のほこらしゃや・・・・」ではなく「石名子の石の・・・・」という歌詞で唄われているので他の名人との比較は難しいが、どっしり、ゆったりと平均的、安定的な唄い方は印象的である。調絃の高さはやや高めのA♯であるが、当時の録音技術のせいか三線の弾き方は少し強めで荒さを感じさせるが、ゆったり流れるようである。そして五分弾き（二分の一拍）は軽やかに小さめであり、滑らかさを感じるのは他の名人と同様である。一般的に調絃の高さがB、C、Dと高くなるにつれて絃の張りが強くなるため余韻が無くなり硬さを感じるものであるが、伊差川は弾き方も上手く声質によく調和している。

金武良仁の唄と比べても演奏時間は3分17秒とほぼ同じであり、流暢に高音部も力みなく淡々と唄っているのは他の名人と同様である。

②声質と唄全体の雰囲気

声質は、調絃が低めのせいなのか、年齢的なこともあるのか、声は太く幅があり軽めの鼻濁音や少しの含み声に加え、ややこもる感じであり、加齢特有の枯淡な独特の唄い方となっている。又、声の揺らぎ（ビブラート）もあり特に四の直吟によく感じられる。金武良仁の唄が柔らかな古風さが感じられるのに対し、伊差川世瑞の唄は、どっしり安定した重みのある唄となっている。この録音は、伊差川が50代の頃に録音されたものと思われる。伊差川は1937年に亡くなっている。

現在、我々が使用している野村流工工四は、野村流の唄い方の基準になっており、伊差川の唄はほぼ工工四の表記どおりの唄い方である。全体的に感じたことは、声切れが、世禮が表記したものより伊差川の唄は長めになっている。唄の雰囲気、余韻を出すための工夫と思われる。

③部分的特徴

全体的には、ほぼ現在の野村流工工四通りの唄い方となっており、特に、声出し、声切れ、大掛（ウフガキ)、ミグヰなどの節入れは声楽譜付野村流工工四の基準演奏ともなっており、声の柔らかさ・滑らかさや発声法などについては、他の名人の唄と同様今後も探求し学んでいきたいものである。特に、繰り返しの「ハリ苔でをる花の」のハナと唄うところの9舛と10舛（【行13】参照）の間に「老の節」が入っており、これは、金武、山内、仲泊、川田も同様な唄い方となっている。

(3)山内盛彬（1890～1986年：湛水流、野村流・山内盛熹の弟子）

①三線の音色と唄

調絃の高さがC♯と高めであるせいか三線の弾き方はどっしりとやや硬めである。絃のはじきはバチが深く架かっていると考えられやや強めの音質を感じる。そして五分弾き（二分の一拍）も大きめとなり滑らかさに欠け荒い感じを受ける。金武良仁の唄に比べ全体的に遅めの印象を受けるが、ゆったり淡々と唄われている。

②声質と唄全体の雰囲気

声質は、調絃が高めのせいなのか声が細く感じられ、やや鼻濁音も混ざり独特な唄い方となっている。同じ琉球古典音楽を唄うにしても、調絃の高低によって声質が違ってくるものである。つまり、金武良仁の唄が柔らかく感じられるのに対し、山内盛彬の唄は硬さ・強さ・元気さを感じるものである。いずれにしても長い間唄い込んでこられたことや民謡にも造詣が深いことなどの個性がにじみ出ている。この録音は、山内が60代の頃に録音されたものと思われる。山内は1986年に亡くなっている。

野村流としての唄の雰囲気がよく出ており、現在の野村流工工四に照らしてみてもほぼ同様な唄い方となっている。ただ、現在使用されている野村流工工四の「ミグヰ」という節は入ってないようである。また、大掛（ウフガキ）はよく入っていると感じた。声音と絃音のバランスもよく流暢なものとなっている。

盛彬は、湛水流の大家・山内盛熹の令孫として知られているが、御座楽、路次楽を始め、オモロ研究、沖縄各地の古謡の研究者として活躍されたことでも有名である。又、民謡においても、明るくリズム感あふれる「ひやみかち節」を作曲するなど琉球音楽や芸能研究が多岐にわたっていることでも世に名声をはせている。

③部分的特徴

大方、現在の野村流工工四の唄い方と同様であるが、金武良仁と同様に、野村流には入ってないところに大掛に似た歌唱法が入っている。具体的には、「ツィユチャタグトゥ」、「ハナヌ」、「ツィユチャタグトゥ」の三箇所の野村流で言うミグヰ「四四上」の次、つまり絃楽譜の四のところで大掛（ウフガキ）が入っているということが特徴的である。

(4)仲泊兼蒲（1888～1945年：野村流松村統絃会・宮城嗣長[9]の弟子）

①三線の音色と唄

調絃の高さがDとかなり高めであるが三線の弾き方はしっかりと流れるようである。調絃が高いので絃の張力も強めになりやや強めの音質を感じる。そして五分弾き（二分の一拍）は軽やかに小さめであり、滑らかさを感じる。一般的に調絃の高さがDくらいになると三線の余韻がなくなるが仲泊兼蒲の三線は上質のものと思われ、音質に柔らかさや余韻が感じられる。金武良仁の唄に比べ全体的に速めの印象を受けるが、高音部も流暢に力みなく淡々と唄われている。金武の唄が3分12秒で唄われているのに対し、3分を切る「かぎやで風節」となってかなり速いが、仲泊の唄は心地良い流れで速さを感じさせないものとなっている。

仲泊の唄が速く音程が高いことについて、松村統絃会名誉会長・顧問の宮城嗣幸は次のように語っている。「仲泊兼蒲の歌が速く音程が高いのは、昔のレコード盤は収録時間が短く多くの歌を収録するため圧縮したために、音程が高くなり演奏時間も短くなったものと思う。彼の生演奏（私は直接聞いて覚えている。）とレコードの音声の間には違和感がある。生演奏はもっと素晴らしかった。」

②声質と唄全体の雰囲気

声質は、調絃がかなり高めのせいなのか山内盛彬同

様声が細く感じられ、同じく鼻濁音も混ざり独特な唄い方となっている。調絃の高低によって声質が違ってくるということは前述したとおりであるが、唄う人によって唄の雰囲気が全然違ってくるものである。つまり、金武良仁の唄が柔らかく感じられるのに対し、仲泊の唄は、祝意が強く感じられ、柔らかさより力強さを感じるものである。仲泊の唄も長い間唄い込んでこられたことによっての個性が見事に発揮されている。この録音は、1933年、仲泊が45歳のときに録音されたものと言われている。仲泊は1945年に亡くなっている。

山内盛彬同様、野村流としての唄の雰囲気がよく出ており、現在の野村流工工四に照らしてみてもほぼ同様な唄い方となっている。ただ、現在使用されている野村流工工四の「ミグヰ」という節は入ってないようである。また、大掛（ウフガキ）はよく入っていると感じた。声音と絃音のバランスもよく流暢なものとなっていることは山内とほぼ同様であると感じている。

③部分的特徴

大方、現在の野村流工工四の唄い方と同様であるが、金武良仁と同様に、野村流に入ってないところに大掛に似た歌唱法が入っている。具体的には、「ツィユチャタグトゥ」、「ハナヌ」、「ツィユチャタグトゥ」の三箇所の野村流で言うミグヰ「四四上」の次、つまり絃楽譜の四のところで大掛（ウフガキ）に似た歌唱法が入っているということが特徴的である。

(5)川田松夫（1903～1981年：野村流・伊差川世瑞の弟子）

①三線の音色と唄

調絃の高さはやや高めのCであるが、三線の弾き方は柔らかさを含んだ強さでゆったり流れるようである。そして五分弾き（二分の一拍）は軽やかに小さめであり、滑らかさを感じるのは仲泊兼蒲と同様である。一般的に調絃の高さがB、C、Dと高くなるにつれて絃の張りが強くなるため余韻が無くなり、硬さを感じるものであるが、三線が上質のものであることや弾き方が上手い場合には、音質に柔らかさや余韻が感じられるものである。川田松夫は上質の三線を使用していると感じられ弾き方も上手く、声質によく調和している。三線の音質がよく聞こえるのは、時代が経過し録音技術が発達したことによるものかも知れない。

金武良仁の唄に比べ演奏時間が3分50秒と全体的にやや遅めの印象であるが、流暢に高音部も力みなく淡々と唄われているのは仲泊兼蒲と同様である。

②声質と唄全体の雰囲気

声質は、調絃が高めのせいなのか、年齢的なこともあるのか、山内盛彬同様声が細く感じられ、独特な唄い方となっている。ただ、川田松夫は琉球民謡を作詞作曲し、古典音楽と民謡を唄っているせいか声質がとても柔らかく絃音にほどよく調和している。つまり、金武良仁の唄が柔らかで古風さが感じられるのに対し、川田の唄は、澄み切った柔らかさ、よどみの無い声質が強く感じられ、加齢を感じさせないものである。ちなみに川田が作詞作曲した民謡には、「世持節」、「嘆きの渡り鳥」、「居しどかかゆる」、「思案節」、「シミルスルヌガ」、「想い」などがあり、作詞には、かの有名な「西武門節」、作曲には、「ハワイ便り」、「八重山観光小唄」などがある。川田の唄も長い間古典音楽と民謡を唄い込んでこられたことによる個性というのが見事に発揮されている。この録音は、川田が60代の頃に録音されたものと思われる。川田は1981年に亡くなっている。

山内盛彬や仲泊兼蒲とは違い、現在の野村流工工四に照らしてみてもほぼ表記どおりの唄い方となっている。川田は伊差川世瑞の弟子であるが、師匠と声質は違うものの工工四通りの唄い方は見事である。特に、ゆったりと澄み切った流麗な唄い方は、筆者にとって憧れを感じさせるものである。

③部分的特徴

全体的に、ほぼ現在の野村流工工四どおりの唄い方となっており、特に、声出し、声切れ、大掛（ウフガキ）、ミグヰなどの節入れは参考になり、声の柔らかさ・滑らかさや発声法も含めて今後も大いに参考にし学んでいきたいものである。

4．結び

これまで、「かぎやで風節」の歌唱法や先達の大家と言われる方々の現存する音源資料について触れてきたが、唄者としての立場も踏まえ感じたことは次の点である。

琉球古典音楽大家のなかでも、とりわけ伊差川世瑞の唄、「首里節」や「ぢゃんな節」などの昔節(10)を聴いていると、日頃、私たちが節を正確に入れようとしていることが至難の業であるように感じられる。それは余り角立てて唄うのではなく、淡々と、朗々と、慎ましく唄うことが大事である気がしてならない。筆者が習い始めの頃は、節をしっかり入れられるように学んでいたが、ある程度鍛錬して琉球古典音楽らしく唄えるようになると「工工四に忠実な節入れ」や「唄うのに厳格的雰囲気」というよりも「淡々とゆったりした唄い方」や「微妙な間の取り方」が大事であることに気がつきそのことを意識しながら鍛錬してきたのである。

『琉球音楽夜話』（野村流古典音楽保存会：1970年）の著者で、野村流古典音楽保存会第二代会長でもあった中村完爾(1895～1983年）が、「工工四依存と個性の発揮」について次のように述べていることは私たちも大いに学ぶべきである。

「工工四軽視と個性の発揮は、自ら別個の問題であります。重ねて言う。工工四は大いに尊重すべきである、尊重するあまり規格にはまり過ぎては、味もそっけもないものになるという意味であります」と述べている。このことは、工工四を基本にしながら師匠の直接伝授を並行して学ぶ姿勢が大事であるとの考えと理解することができる。

先人の大家と言われる安冨祖流の金武良仁、湛水流・野村流の山内盛彬などの唄も流派は違うものの「淡々とゆったり唄われているということや微妙な間合いがある」という点で共通しているものがあると感じている。

琉球古典音楽を学ぶにあたっては、自らの師匠の唄のほか、大家と言われる先達の唄も聴くということが自らを高めるものであることは言うまでもない。琉球古典音楽は、母音唱法を主体に各種節を加え、更に上吟、下吟やヌミ吟のような「微妙な音程」も加味して唄われているところに大きな特徴がある。

琉球古典音楽を代表する節の一つ、「かぎやで風節」について筆者の体験や先達の音源資料からその魅力について解説、分析を試みたのであるが、口伝継承されてきた唄・三線には、「微妙な音程」や「喉使い」、「間の取り方」というのがあり、文字として表現するには限界を感じている。しかしながら、文字で表現するとしたならどのように説明すると納得ができるのかと腐心しながら挑戦してみたが難解で悪戦苦闘の連続であった。

今後も、琉球古典音楽を口ずさみながらその魅力を探求し、文字で的確に表現することができるなら本望に思う。

原稿を推敲するにあたり、ご指導下さった松村統絃会名誉会長・顧問の宮城嗣幸先生、野村流音楽協会会長の照屋勝義先生、野村流古典音楽保存会師範の山内秀吉先生、アドバイスされた野村流古典音楽保存会師範の友人である比嘉康春さんにこの紙面を借りて感謝の意を表します。

注

(1) 琉球古典音楽とは、琉球王朝時代に宮廷音楽として演奏されてきた三線音楽のことをいう。
琉球古典音楽の基礎を確立したと言われる湛水親方(1623～1683年)を基点に現在まで発展継承されてきた琉球音楽のことである。

(2) 琉球王府・尚泰王(1843～1901年)の歌師匠を勤めた野村安趙(1805～1871年)が弟子である松村眞信(1835～1896年)の協力を得て作った欽定工工四（現在の野村流工工四の原型）を、伊差川世瑞と世禮國男が声楽譜を付けて改良した工工四のことで三線の音楽楽譜集である。

(3) 湛水親方が歌った音曲と言われている作田節、ぢゃんな節、首里節、諸屯節、暁節、早作田節（下げ出し、揚げ出し）、揚作田節（下げ出し、揚げ出し）の7曲9種の節を唄い継ぐ流儀のことをいう。

(4) 琉球古典音楽家として活躍した野村安趙を開祖と仰ぎ、後世において桑江良真(野村安趙の弟子：1831～1914年)の弟子達が創設した流儀のことをいう。

(5) 琉球古典音楽家として活躍した安冨祖正元(1785～1865年)を開祖と仰ぎ、後世において安室朝持(安冨祖正元の弟子：1841～1916年)の弟子達が創設した流儀のことをいう。

(6) 野村安趙を開祖と仰ぎ、その孫弟子である伊差川世瑞を中心に大正13年(1924年)に設立された団体のこという。

(7) 野村流音楽協会の会運営における意見の相違から脱会した会員が、昭和30年(1955年)に設立した団体のことをいう。
（野村流古典音楽保存会発行の『創立45周年記念誌』を参考にした。）

(8) 二揚調とは、三線の三絃の調子のことで、本調子（男絃・ド：中絃・ファ：女絃・倍音のド）の三絃のうち、中絃を一音揚げる調子（中絃：ソ）のことをいう。

(9) 宮城嗣長(1861～1944年)は、松村眞信の高弟・娘婿で野村流松村統絃会の創始者である。

(10) 琉球古典音楽は、時代の流れにおいて大昔節、中昔節、昔節、端節に分けられ呼称されている。そのうち昔節とは、『野村流工工四中巻』に集録されている作田節、ぢゃんな節、首里節、諸屯節、暁節の5曲（節）のことである。

引用文献

・『声楽譜附工工四上巻』（1935年：伊差川世瑞・世禮國男共著、野村流音楽協会発行）
・『野村流工工四上巻』（1969年：野村流古典音楽保存会発行）
・『琉歌集』（1969年：島袋盛敏著、風土記社発行）
・『琉球音楽夜話』（1970年：中村完爾著、野村流古典音楽保存会発行）
・『沖縄の民謡』（1973年：滝原康盛編、琉球音楽楽譜研究所発行）
・『山内盛彬著作集第一巻』（1993年：山内盛彬著、沖縄タイムス社発行）
・『創立45周年記念誌』（2000年：野村流古典音楽保存会発行）
・『沖縄芸能史話』（1993年：矢野輝雄著、榕樹社発行）
・『沖縄三線節歌の読み方』（2003年：大城米雄著、大城米雄発行）
・拙書『野村流工工四の理解と琉球古典音楽』（2007年：南琉アカデミー発行）
・『SP盤復元による沖縄音楽の精髄・上』（日本コロンビア株式会社発売）
・かぎやで風節（金武良仁・山内盛彬・仲泊兼蒲・川田松夫）・・・（山内秀吉所蔵）
・かぎやで風節（伊差川世瑞）・・・（比嘉康春所蔵）

クーリングダウンがバスケットボール選手に及ぼす効果
── 実践者の意識と実態について ──

宮本　晋一*

The Effect Cooling Down Exerts on a Basketball Player

MIYAMOTO Shinichi

本研究は、スポーツ障害のなかでも内科的障害，精神的障害，整形外科・外科的障害の中から最も頻度の高いといわれる整形外科・外科的スポーツ障害の予防手段について焦点をあて、ケガや故障の発生率とクールダウンの実施率との関係について、血中乳酸除去率等の比較ではなく過去のケガ・故障、練習時間、クーリングダウンに関する知識等について競技レベルごとに比較し検討した。

そして、競技レベルが高いチームほど積極的にクーリングダウンを行いケガ・故障の発生頻度も高かった。そして、個人の意識も大切な価値のあるものとしてとらえていることがわかった。また、個人で行うクーリングダウンの実施率は、過去の故障の有無に有意差が認められ、知識の有無とクーリングダウンの実施率に関しては認められなかった。

こうした結果から「よりよいクーリングダウン」についての条件を探求する道筋としてストレッチ・アイシング・マッサージについて示唆することが出来た。さらに試合と試合の間に行われるクーリングダウン（全力で試合にいどむための次への準備）に対する主観的疲労感に及ぼす効果やケガ（外傷）・故障（障害）の発症率を抑えるための条件を示唆することが出来た。

この研究によって得られた結果を日常におけるバスケットボール競技活動に活かしてもらいたいと考えている。

キーワード：クーリングダウン、外傷、障害、アイシング、ストレッチング、マッサージ

はじめに

2009年文部科学省のホームページには、2001年からスポーツ振興法の規定に基づき策定されスポーツ振興基本計画「競技スポーツ振興の意義」が掲載されている。そこには「スポーツは、人間の体を動かすという本源的な欲求に応えるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や、楽しさ、喜びを与えるなど、人類の創造的な文化活動の一つである。また、スポーツには、人間の可能性の極限を追求する営みという意義を有する」としている。

すなわち競技スポーツは、人間の可能性の限界を追求するがゆえに発症する可能性を高める二律背反を前にしてスポーツ障害について真剣に向き合わなければならない。しかも近年の報告では、防げない整形外科・外科的スポーツ障害は約20%、残り80%は予防しうるスポーツ障害であるとした報告もある。

そこで、本研究では、競技スポーツの向上を目指す選手を支援するための基本的な対策として、スポーツ障害のなかでも内科的障害，精神的障害，整形外科・外科的障害の中から最も頻度の高いといわれる整形外科・外科的スポーツ障害の予防、特にクーリングダウンの実践率がケガや故障の発生率に影響を及ぼすかについて焦点を当てることとした。

具体的には、クーリングダウン（ストレッチ・アイシング・マッサージ・栄養補給を行うことによって、炎症の痛みの軽減、練習後の疲労回復や慢性障害の予

* 沖縄大学人文学部福祉文化学科　902-8521那覇市国場555　hamagawa@okinawa-u.ac.jp

防をする整理運動）は性質上ウォーミングアップ（運動に入る前にウォーキングや軽いジョギング・体操・ストレッチを行うことで運動機能の阻害や外傷予防の効果があり準備運動）と同じぐらい大切なものであるにもかかわらず、簡単にすませてしまったり、時にはまったくなされないまま練習や試合を終えたりすることも少ない実態（川端,2004）を分析することで、運動後のよりよいクーリングダウンの条件を示唆し、スポーツ障害の発症率をおさえる糸口を明らかにしたい。

研究方法

1．対象者

沖縄県内の女子バスケットボール部に所属している部員を対象とした。本研究の趣旨方法について、各監督に十分な説明を行い調査依頼した。承諾を得たチームは18であったが、2チームからの返信はなく対象を16チームとした。

対象のチームは、インターハイ県予選のベスト4の3チーム（81名）、ベスト8の4チーム（93名）、ベスト16以下の9チーム（96名）の合計16チーム（合計270名）である。

2．調査期間

調査期間は、2006年9月下旬から10月下旬に行った。アンケート用紙についての要項1枚、選手用のアンケート用紙を人数分、チーム用のアンケート用紙1部、返信用封筒1枚を同封し、全て郵送で配布した。

3．評価項目

本研究における評価項目は、対象者が高校生であることから調査するアンケート項目を軽減せずに、予備調査と同様に幅広い内容のものとした。その項目を以下に記す。

1）選手用のアンケート

①フェイスシート（5項目）、②クーリングダウンに関する知識テスト（応急処置やクーリングダウンに関する問題を24問）、③過去現在のケガ・故障の有無、④ウォーミングアップに関する質問（5項目）、⑤クーリングダウンに関する質問（5項目）、⑥個人で行うストレッチについての質問（6項目）、⑦個人で行うアイシングについての質問（6項目）、⑧個人で行うマッサージについての質問（6項目）。

2）チーム用のアンケート

①一週間に行う練習の回数、②平日の練習時間と土・日の練習時間、③チームで行うウォーミングアップの方法、④チームで行うクーリングダウンの方法について

＊上記の評価項目の回答は、5段階評価、選択式、記述式とした。

データの処理方法

データ分析は、単純集計及びクロス集計を用いた。また、チーム別のストレッチ・アイシング・マッサージ頻度や知識得点、過去現在のけが・故障などの統計解析には統計ソフトSPSS11.J for windowsを用い、カイ2乗検定、一変量の分散分析を行った。チーム別のストレッチ・アイシング・マッサージ頻度の解析にjavascript-STAR version3.6.9Jを用いて、カイ2乗検定を行った。

結　果

1．チームの練習回数と練習時間

競技レベル別にみた一週間の練習回数を示したものが表1である。競技レベル別に比較すると、競技レベルが最も高いベスト4チームの練習回数が最も多く、毎日行っていた。反面、競技レベルが下がるにつれて、練習回数も減る傾向にあった。

次に、ベスト4チームの総練習時間は週に16.3時間、1回あたりの平均練習時間は2.32時間であった。ベスト8チームは、16.2時間、2.7時間であったのに対し、競技が低いベスト16以下のチームは10.4時間、1.73時間とベスト4・ベスト8チームより約1時間少ない。しかし、これらに有意な差は認められなかった。

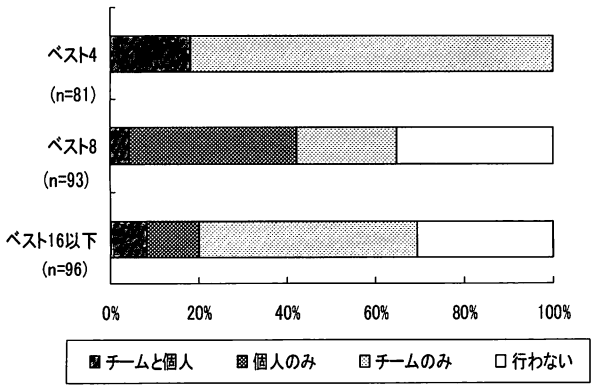

図1　競技レベル別にみたクールダウンの実施率

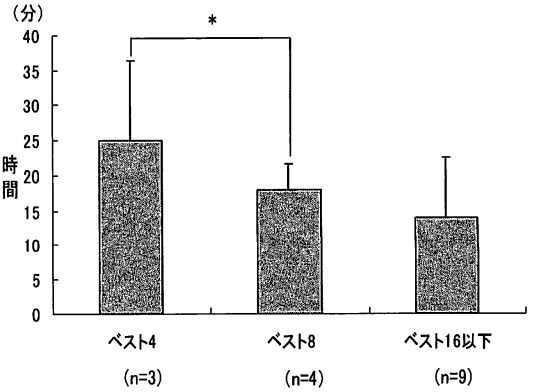

図2　競技レベル別　クールダウンの平均時間　＊：($p<0.05$)

2．チーム単位で行うクーリングダウンの実施率・時間・内容

チーム単位（チームと個人、チームのみ）のクーリングダウン実施率は、ベスト4チーム100%、ベスト8チーム28.3%、ベスト16以下のチーム60.8%であった。また、ベスト8チームやベスト16以下のチームでは個人で行うという割合は、ベスト8チームは40.2%、ベスト16以下のチームは12.5%であった。また、個人では全く行わないと回答はベスト8チームで37.2%、ベスト16以下のチームで31.9という状況であった。（図1）

チーム単位でクールダウンを行うチームの平均時間は、ベスト4チームが25分と最も長く、ベスト8チームの18分、ベスト16以下のチームが14分と競技レベルが下がるにつれて、クーリングダウンの時間も減る傾向にあった。（図2）特にベスト4チームとベスト8チームの間には有意な差が認められた（$p<0.05$）。また、クーリングダウン時のメニューは、競技レベル別で比較すると、ベスト4チームがクールダウンメニューの種類が最も多く、ランニングによるクーリングダウンのウエイトが高いという特徴がみられた。（表1）

表1．チーム別ウォーミングアップとクールダウンの実施状況

区分	対象校	練習回数／週	練習時間 平日	練習時間 土日	ウォーミングアップの内容	クーリングダウンの内容
ベスト4チーム	1	7	2	2	R5分、S15分、B8分	R2分、W2分、S10分
	2	7	2	3	R5分～30分、S15分、H20分	W1分、S15分
	3	7	3	2	R4分、S15分、B15分、R15分、N6分	R5分、W2分、S10分、A20分
ベスト8チーム	4	6	4	4	R8分、S15、B15分、R15分	
	5	7	1	2	R10分、S15、パッシング	
	6	7	2	4	R5分	
	7	6	2	2	D3分	D3分、S10分
ベスト16以下のチーム	8	6	1	2	R2分、S10分	R2分、S5分
	9	6	1	2	R7分、S15、F20分	
	10	5	2	2	フリーアップ5分、S5分	
	11	6	2	2	R15分、S10分、S10	S6分、M,8分
	12	4	1	2	S6分	S6分
	13	6	2	2		
	14	5	3	2	R2分、S、H10分	R2分、W2分、S15分、M
	15	5	2	2	D3分、S10分	
	16	5	1	2	R30分、S15分、F30分	

R：ランニング、 W：ウォーキング、 S：ストレッチ、 H：補強、 B：ブラジル体操、 D：ドリブル、 r：ラダー、 F：フットワーク、
S：レイアップシュート、 N：縄跳び、 A：アイシング、 M：マッサージ

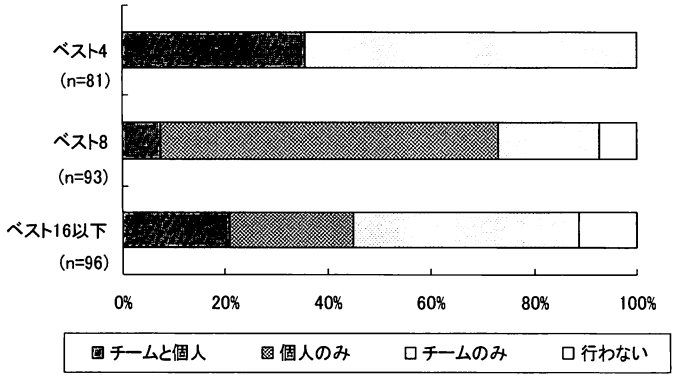

図3　競技レベル別にみたストレッチの実施率

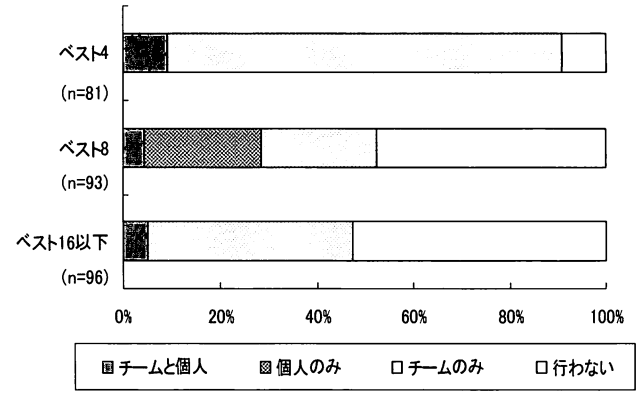

図4　競技レベル別にみたアイシング実施率

3．チーム単位でのクーリングダウン（ストレッチ・アイシング・マッサージ）の実施率

チーム単位でのクーリングダウンの実施率平均は、ストレッチ93.2%、アイシング61.5%、マッサージ69.5%とアイシングの実施率が低い。特にストレッチとアイシングは、競技レベルの低下に比例して実施率も下がる。

ストレッチの特徴は、ベスト4チームにおいては100%実施されていた。また、チーム単位でストレッチ後に個人単位でもクーリングダウンを行う割合が18.0%と最も高い。(図3)

アイシングの特徴は、クーリングダウンの種別において最も実施率が低く、競技レベルが低くなるにつれて、アイシングの実施率も低くなっていた。しかし、ベスト4チームにおいては、日常の練習において90.4%の割合でクーリングダウンのメニューにアイシングを取り入れていた。(図4)

マッサージの特徴は、アイシングと同様にベスト4チームではチーム単位で行うクーリングダウンのメニューにマッサージを取り入れており実施率が高い。また、個人において実施している者はベスト4チームでは0%、ベスト8チームでは23.9%、ベスト16以下のチーム15.8%となっていた。

4．個人単位でクーリングダウンを行う理由

個人単位でストレッチを行う理由として最も多かった回答は、「足りないと思うから」が競技レベルに関係なく6割を超えており、ストレッチの実施率が最もは高い。(図5)

次にアイシングを行う理由は、「現在ケガをしているから」30.6%、「過去にケガをしているから」27%という順であった。

マッサージを行う理由においてもストレッチ同様、どの競技レベルにおいても個人で行う理由として最も多かった回答は「足りないと思うからから」51.7%とストレッチに次いで必要性を感じて実践しており、マッサージをクーリングダウンのメニューに取り入れているチームが少ないことも分かった。

5．個人単位でクーリングダウンを行わない理由

個人単位でストレッチを行わない理由は、「時間がないから」50.9%とどのレベルにおいても最も高く、次いで「めんどくさいから」22.9%、「ケガをしていないから」13.6%となっていた。(図6)

アイシングを行わない理由は、ストレッチを行わない理由とは反対に「ケガをしていないから」が53.3%と最も高く、「時間がないから」20.3%、「めんどくさいから」14.6%となっていた。また、その他の回答で「忘れる」などの回答があった。

マッサージを行わない理由は、「時間がないから」34.4%、「ケガをしていないから」26.6%、「めんどくさい」12.9%、という比率が競技レベルが低下するほど

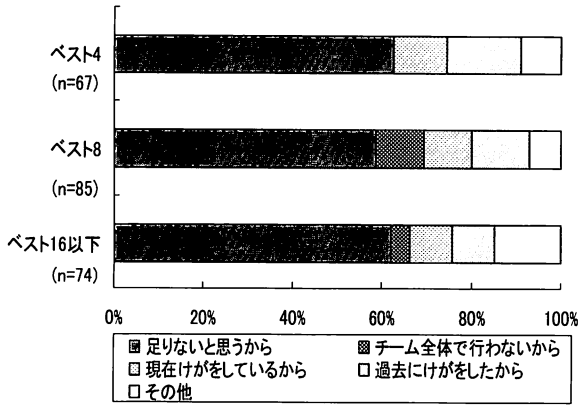

図5　個人単位でストレッチを行う理由

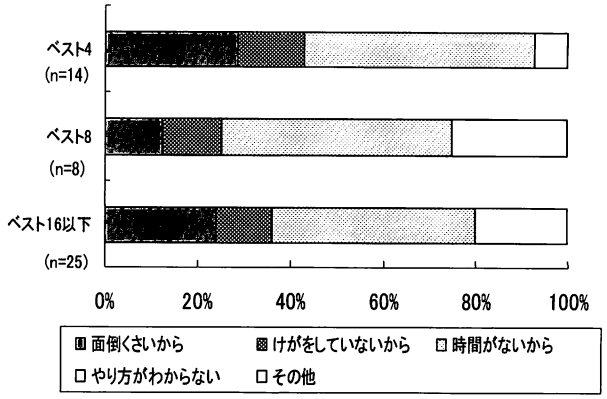

図6　個人単位でストレッチを行わない理由

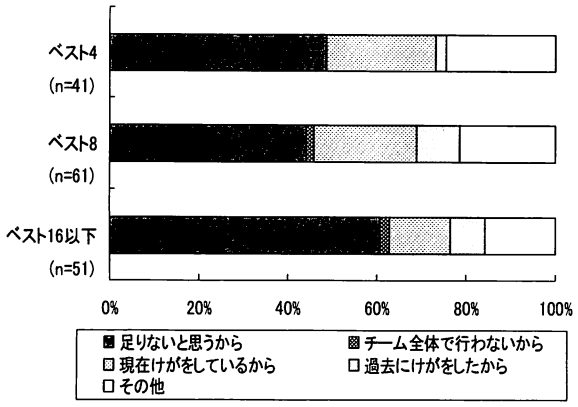

図7　個人単位でマッサージを行う理由

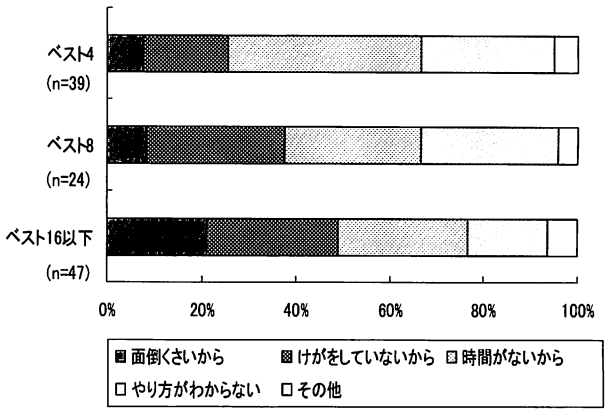

図8　個人単位でマッサージを行わない理由

増加していくことが明らかになった。また、その他の回答に「意識していない」という回答もあった。

6．過去のケガ（外傷）・故障（障害）の発生率・発生回数

過去のケガ・故障の発生率はベスト16以下のチームが84.0%と高く、次にベスト8チーム80.5%、ベスト4チームが72.0%となっていた。しかし、ケガと故障の発生回数は、ベスト4チームで発生率5回の選手が10%もいるなどベスト4チームの発生頻度が高いことがわかった。また、発生回数が最も高かったのは1回であった。（図9）

故障（障害）の発生率は、ベスト8チームの38%と最も高く、ベスト16以下のチーム32%、ベスト4チーム28%となっていた。次に、故障（障害）の発生回数においては、レベルが高くなるほど複数回の故障を抱えた選手が増加していることがわかった。（図10）

7．競技レベル別にみた過去のケガ・故障の有無と個人で行うクールダウンの実施率

過去のケガの有無と個人で行うクーリングダウンの実施率をチームごとで確認したところ、ベスト8チームは過去にケガ有りの選手より、過去にケガ無しの選手の方が「チームと個人で行う」62%とクールダウンを行っていた。

また、ベスト4とベスト16以下の選手は、過去にケガ有りの選手の方がクーリングダウンの実施率が高い傾向にあった。（図11）

次に過去の故障の有無と個人で行うクーリングダウンの実施率は、ベスト8チームのケガ無しの「個人で行う」34%が最も高かった。また、ベスト4チームとベスト16以下のチームは過去に故障有りの選手の方が個人

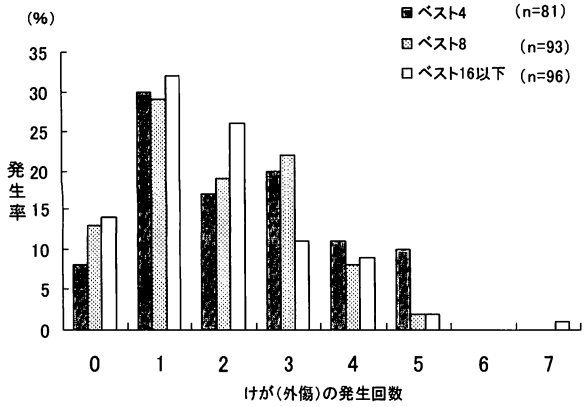

図9　ケガの発生回数ごとの発生率

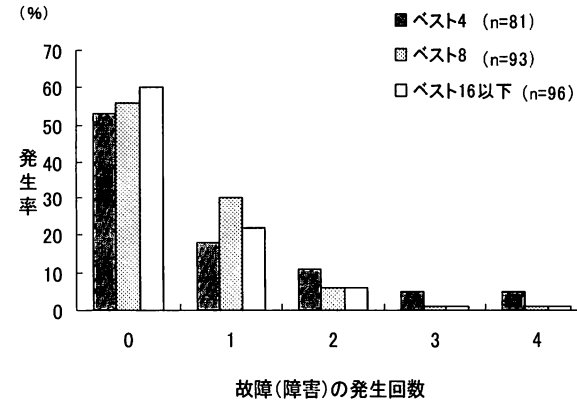

図10　故障の発生回数と発生率

でクーリングダウンを行う実施率が高い傾向にあった。(図12)

8．過去のケガ（外傷）の有無と頻度得点

図13は過去のケガの有無とクーリングダウン頻度得点を示したものである。頻度得点は点数が高いほどクーリングダウンを多く行った事を意味している。チーム別に比較しても、過去のケガの有無とクーリングダウンの頻度とは関係がなかった。しかし、ベスト8チームはケガありの方がクーリングダウンの頻度得点が高い傾向であった。いずれのレベルも個人差が大きかった。

競技レベル別にみた過去のケガの有無とストレッチ頻度得点を示したものが図14である。ストレッチも図11に示したクーリングダウンの結果と同様、有意な差は認められなかった。ストレッチ頻度得点も個人差が大きかった。

競技レベル別にみた過去のケガの有無とアイシング頻度得点を示したものが図15である。競技レベルの高いベスト4はケガの有無と頻度得点に差が認められた。しかし、有意ではなかった。一方、ベスト8とベスト16以下ではけがの有無と頻度得点は差が認められなかった。

図16は競技レベル別にみた過去のけがの有無とマッサージ頻度得点を示したものである。図のように競技レベル別に比較しても、ケガの有無と頻度得点に有意な差は認められなかった。

9．過去の故障（障害）の有無と頻度得点の比較

図17は競技レベル別でみた過去の故障（障害）の有無とクーリングダウン頻度得点を示したものである。図を見ても明らかなように、いずれの競技レベルにお

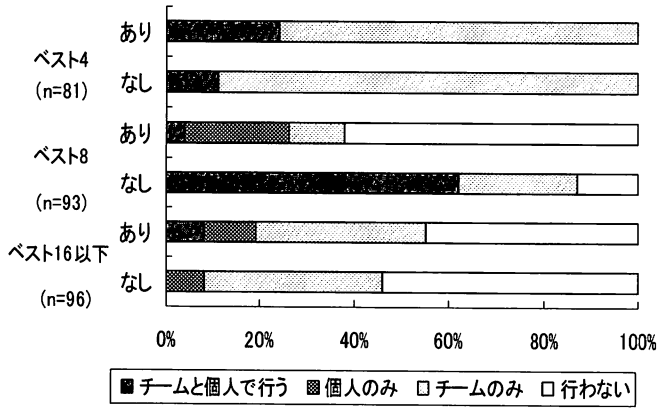

図11　過去のケガの有無とクールダウンの実施率

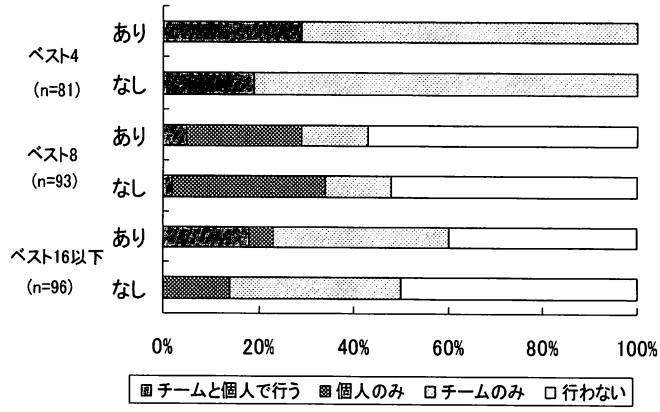

図12　過去の故障の有無とクールダウンの実施率

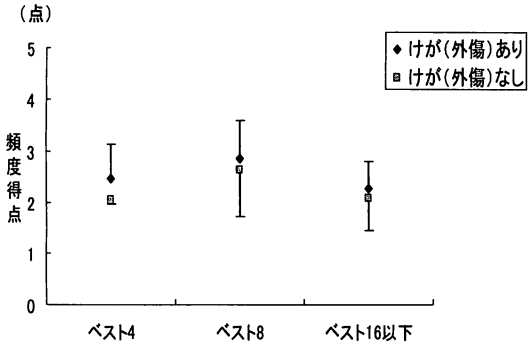

図 13　過去のケガの有無とクールダウン頻度得点

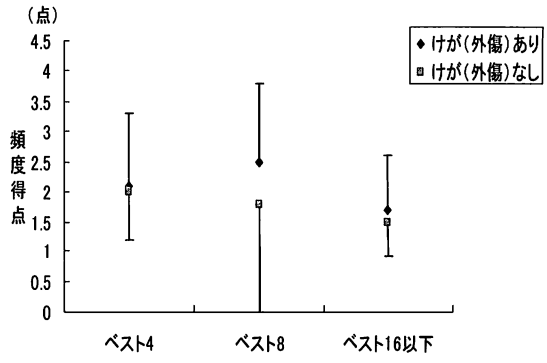

図 14　過去のケガの有無とストレッチ頻度得点

いても故障の有無と頻度得点に有意な関係は認められなかった。

競技レベル別でみた過去の故障（障害）の有無とストレッチ頻度得点を示したものが図18である。ベスト4の過去の故障ありとなしのストレッチ頻度得点に有意な差が認められた（$p<0.05$）。しかし、ベスト8チーム及びベスト16以下のチームでは故障の有無と頻度得点に有意な差は認められなかった。

図19は競技レベル別でみた過去の故障の有無とアイシング頻度得点を示したものである。競技レベル別で比較すると、ベスト8チームでは過去の故障の有無とアイシング頻度得点に有意な差が認められた（$p<0.05$）。

競技レベル別にみた過去の故障の有無とマッサージ頻度得点を示したものが図20である。いずれの競技レベルにおいても過去の故障の有無とマッサージ頻度に有意な差は認められなかった。そして、それぞれの競技レベルとも頻度得点の個人差が大きかった。

考　察

本研究では、クーリングダウン実施率を調査し、その実施率に影響を及ぼすと考えられる要因「過去のケガ・故障、練習時間、クーリングダウンに関する知識との関係」について競技レベル別に比較し検討した。

1．チーム別でみた特性

ベスト4チームは練習回数も練習時間も多かった。競技レベルが高いと試合回数が増え、現在の順位を維持する為、他のレベルより練習回数や練習時間が増えることが考えられる。また、ベスト4チームの全てにおいてクーリングダウンはチーム全体で平均25分間行われていた。また、クーリングダウンの時間は他の競技レベルと比較しても長く、種類もストレッチ・マッサージ・軽運動と多様であった。競技レベルが高いとチーム全体の競技に対する意識が高いだけではなく、ケガ・故障の発生頻度も高いことから予防意識を持って

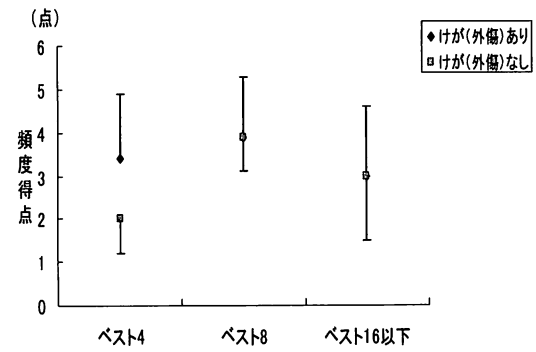

図 15　過去のケガの有無とアイシング頻度得点

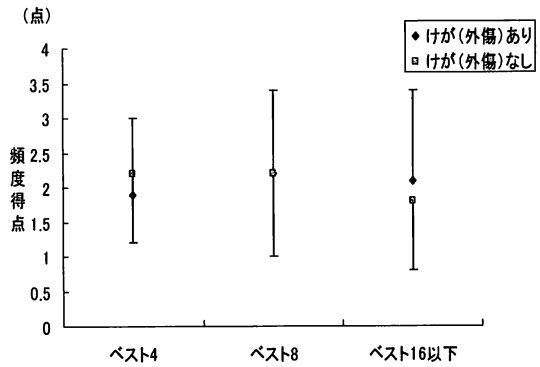

図 16　過去のケガ（外傷）の有無とマッサージ頻度得点

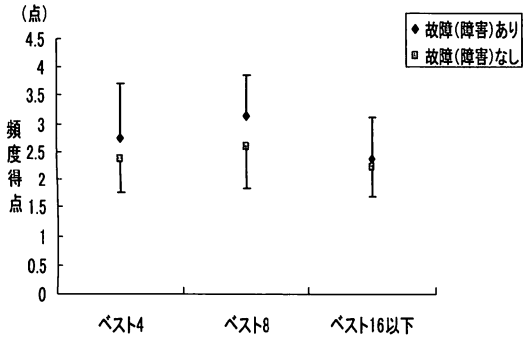

図17　過去の故障の有無とクールダウン頻度得点

＊：p<0.05

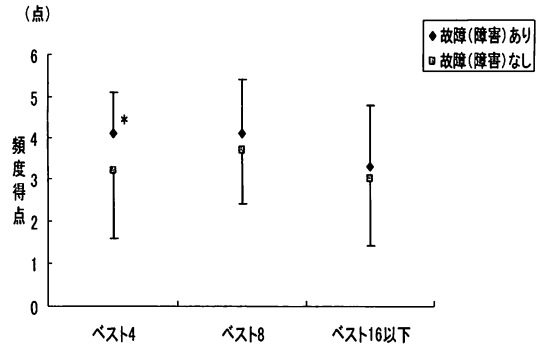

図18　競技レベル別にみた故障（障害）の有無とストレッチ頻度得点

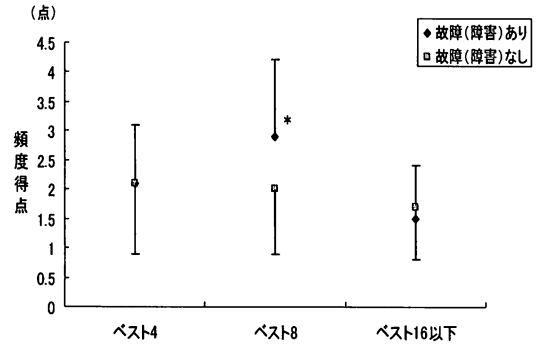

図19　過去の故障の有無とアイシング頻度得点　＊：p<0.05

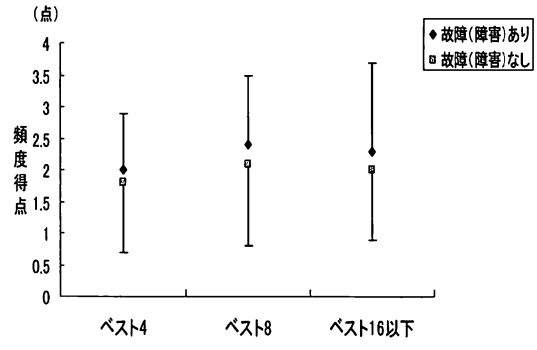

図20　過去の故障の有無とマッサージ

いること、さらに長時間練習を行ったあとの疲労回復を少しでも早めるため、クールダウンの意識も高いのではないかと思われる。また、個人で行うストレッチ・アイシング・マッサージも「足りない」と感じている選手が多くみられた。

ベスト8チームはベスト4チームと比べ、やや練習回数が少ない傾向がみられたが、総練習時間と1回の練習時間には差がなかった。当初、この回数の少なさがチーム全体でクーリングダウンを行えない要因と考えたが競技中心の練習が中心となり、クーリングダウンの時間を設けることができず個人に任せてしまう傾向が見られた。また、ベスト8チームが個人で行うストレッチ・アイシング・マッサージ頻度が最も多かったのは、チーム全体でクーリングダウンを行わないため個人で行う傾向が多いということが考えられる。

ベスト16以下のチームはベスト4やベスト8に比べ練習回数や練習時間も短く、チームにおけるクーリングダウンを全く行わないと回答したチームもあった。また、ベスト16以下のチームはベスト4チームやベスト8チームに比べ、競技レベルが低く、練習に対する価値観やクーリングダウンの認識は低い。その重要性は競技レベルによって大きく違うことがわかった。

2．過去のケガ（外傷）・故障（障害）の発生率・発生回数

過去のケガ・故障の発生率はベスト4チームが72.0%と最も少なかった。しかし、ケガと故障の発生回数は、ベスト4チームが最も高い傾向にあった（図9.10）。これは、練習回数や練習時間が多いという競技レベルが高いチーム特有の環境がケガ・故障の発生回数と関連しているのではないかと思われる。また、ケガ・故障の発生回数が最も多いことから、チーム全体で行うクーリングダウンの実施やクーリングダウンに費やす時間も長く、さらに個人で行うクーリングダウンの頻度に

も影響を与えているのではないかと考えられる。

ベスト8チームはケガ・故障の発生率が高く、特に故障は競技レベル別でみると発生率が最も高かった。練習時間はベスト4と変わらないが、チーム全体で行うクーリングダウンが習慣化されておらず、練習の疲労から個人で行う事を怠ってしまう事もあるのではないかと思われる。また、ケガ・故障を発生回数に分けてみると、発生回数が増えるにつれて、発生率は減っている傾向であった（図9.10)。練習回数が少ないためだと考えられる。

ベスト16以下のチームは過去のケガの発生率が最も高く、故障はベスト8チームの次に高かった。チーム全体で行うクーリングダウンや個人で行うストレッチ・アイシング・マッサージ頻度が低い事と関連があるのではないかと思われる。また、ケガ・故障を発生回数に分けてみると、ベスト8チームと同様に回数が増えるにつれて、発生率は減る傾向であった（図9.10)。ベスト4チームに比べ、練習回数や練習時間が少ないため、けがや故障が発生に直面する機会が少ないと考えられる。

競技レベル別にみた過去のケガ・故障の有無とクーリングダウンの実施率を比較したところ（図11.12)、ベスト4チームとベスト8チームは過去にケガ・故障無しの選手に比べ、過去にケガ・故障有りの選手が個人でクーリングダウンを行う実施率が高かった。このことから、過去にケガ・故障がある選手の方がクーリングダウンの意識が高いことが考えられる。

3．過去のケガ・故障の有無とストレッチ・アイシング・マッサージ頻度得点

故障の有無とストレッチ頻度（図18）と故障の有無とアイシング頻度（図19）に有意な差が認められたのは、日常的に痛みなどの違和感を感じることで、クーリングダウンの重要性を再認識するため、過去に故障が無い選手に比べ過去に故障がある選手の方が、個人でクーリングダウンを行う頻度が高いと思われる。

4．知識得点とストレッチ・アイシング・マッサージ頻度得点

知識得点とストレッチ・アイシング・マッサージ頻度については、相関関係はみられなかった。

また、競技レベル別に知識得点を比較しても有意な差はないことから、知識の有無は実施率と関連性がないと考えられるが、この点については新たな視点を付け加えながら探求していくための今後の課題としたい。

結　論

本研究では、沖縄県内の女子バスケットボール16チームを対象にして、クーリングダウンの実施率がけがや故障の発生率に影響を及ぼすと考え、過去のけが・故障、練習時間、クーリングダウンに関する知識との関係について比較検討を行い以下のような相対的関係についての結果が得られた。

1）ベスト4チームにおけるクーリングダウンの実施率が100%であった。
2）個人のみで行うストレッチ・アイシング・マッサージ頻度はベスト8チームが最も高かった。
3）知識の有無とクーリングダウンの実施率は相関関係が認められなかった。
4）過去のケガの発生率はレベルが下がるにつれて高くなっていったが、ケガの発生回数が増えるとベスト4チームの発生率が高くなっていた。
5）過去の故障（障害）の有無とストレッチ・アイシング・マッサージ頻度得点の比較では、ベスト4チームの故障の有無のストレッチ頻度得点とベスト8チームの故障の有無のアイシング頻度得点に差がみられた。

以上の結果から、競技レベルが高いチームが積極的にクーリングダウンを行い、クーリングダウンに対する個々人の意識も高いことが得られた。過去のケガ・故障の有無とストレッチ・アイシング・マッサージ頻度

得点を比較すると、過去のケガの有無には有意な差はみられなかったが、故障の有無とストレッチ頻度得点ではベスト4チームとそれ以外のチームのストレッチ頻度得点に差があることが示唆された。また、ベスト8チームの故障の有無とアイシング頻度得点の故障ありとなしでも違いがみられた。

従って、クーリングダウンとは、最高の状態でゲーム及び日常の練習に臨むために、そして安全性を継続させるというためにも絶対必要な行為である。クーリングダウンには個人個人で合う、合わないがあることも確かであるが、チーム全体で実践していないチームは競技力が低いということ。そしてチーム全体で行なわれているチームは、練習時間内にプログラム化されているがアイシングとマッサージについては不足していることが示唆された。

こうしたさまざまな結果を踏まえての結論は、ベスト8・16以下のチームは、練習時間内においてクーリングダウンの時間を確保し、チームとしてのクーリングダウンの実施率を上昇させること、そしてベスト4のチームは、一回に行うクーリングダウンの量・質ともに増加させることが唯一ケガや故障の日常的な予防が可能となるということである。

最後にこの研究によって得られた結果を基に、地域のバスケットボール競技の向上を目指すとともに、バスケットボール競技におけるスポーツ障害の予防システムの構築を今後の課題としたい。

謝　辞

本研究に際し、アンケート調査協力・データ処理および貴重なご助言を頂いた三瓶　悠さんをはじめ、沖縄県内の高等学校女子バスケットボール部のみなさんに謝辞を申し述べたい。

引用文献

1）川端昭彦（2005）：コーチング・クリニック、～状況に応じたクーリングダウン～　第19巻.第12号、pp.6-7.
2）高沢晴夫（1986）：若年層におけるスポーツ外傷・障害とその予防に関する研究　-第3報-.pp.22-26.
3）浜田琴美、水上和夫、杉山仁志（1999）：本学生を対象としたスポーツ外傷・障害の実態調査について、武蔵丘短期大学紀要.第2巻：pp.21-28.
4）吉本真樹、上坂裕充、吉村育恵、守山成則、木田京子（2005）：高校バスケットボール選手に対する障害予防への関わりについて～アンケート調査より～、石川県理学療法学雑誌Vol.5　No.1、pp.21-23.
5）黒田善雄、井川幸雄、高澤晴夫、中嶋寛之、村山正博（1990）：最新スポーツ医科学　pp.540-543.
6）桜庭景植(2003)：スポーツ傷害治療を考える - ストレッチング、アイシング、筋力トレーニングに対するアスリートの意識調査を中心に－.11(2).pp170-179.
7）永田晟(1987)：障害予防のためのウォームアップとクールダウンの意義. 4(11)　pp.1226-1234.
8）吉川政雄(2005)：スポーツ傷害発生予防に関する研究 - アスリートのセルフケアと傷害発生の関係 - .国際学研究科.
9）田島宝(1994)：スポーツ選手のスポーツ医学的知識調査.11.pp.115-119.
10）掛布麻美(2005)：効果的クーリングダウン法に関する研究.54.pp.141-149.

相談援助実習指導者の資格要件に関する調査研究
── 沖縄大学実習施設・機関アンケートから ──

村田 真弓*・工藤 歩**・髙木 博史***

The Research of the Social Work Field Practicum Superviser Requirement
－ From the Okinawa university practice place questionnaire －

MURATA Mayumi, KUDOH Ayumu and TAKAGI Hiroshi

2007年末の「社会福祉士及び介護福祉士法」の制定以来初めての改正にともない大幅なカリキュラムの改正が行われた。特に社会福祉士国家試験受験資格を取得するための前提となる相談援助実習においては、実習指導を担当する「相談援助実習指導者」及び養成校の教員に対して要件が課されることとなった。とくに、現場の相談援助実習指導者については社会福祉士の取得資格、相談援助の実務経験3年以上、さらに相談援助実習指導者講習会の受講が義務付けられるなど厳しい要件が課せられることとなった。

本調査研究は、こうした社会福祉士養成に関わる現場が2012年度の完全施行を前に現状と今後の把握を行うために沖縄大学の2007年度以降の実習先にアンケートを行った。

その結果、8割を超える回収率を得ることができ、現場のこの問題に対する関心の高さと人材確保に対する不安、さらには社会福祉士養成校と現場の連携の在り方を検討する上で重要な示唆を得ることができた。

キーワード：社会福祉士・相談援助実習・相談援助実習指導者要件

はじめに

2007年末に制定以来初めての大幅改正となった「社会福祉士及び介護福祉士法」によって、社会福祉士の養成カリキュラムも大幅に改正されることとなった。

これに伴い、沖縄大学も2009年度より新しくなったカリキュラムの下、社会福祉士養成を開始することとなった。

しかしながら、この改正は教育現場、そして、実習を受け入れる側である社会福祉現場に大きな影響を与えている。とくに、社会福祉士養成教育の現場では相談援助演習・相談援助実習（相談援助実習指導含む）を担当する教員には、社会福祉士資格取得後5年以上の相談援助業務の経験を有する者かこれに代わる研修を修了しなければ科目担当そのものができなくなってしまうことになった。（経過措置によって教歴5年以上等の措置は講じられている。）また、相談援助実習を受け入れる側である施設や機関も社会福祉士資格を取得後、3年以上の相談援助業務経験を有し、厚生労働大臣の指定する講習会を修了していることが義務付けられるなど教育現場、社会福祉現場双方にとってひじょうに厳しい資格要件が課せられるようになった。

本稿では、こうした法改正を受けて、「相談援助実習指導者」の資格要件に関する調査を実施し、現状を把握することから今後の対応と見通しの一助としていきたい。

* 沖縄大学人文学部福祉文化学科　902-8521　沖縄県那覇市国場555番地　murata@okinawa-u.ac.jp
** 沖縄大学人文学部福祉文化学科　902-8521　沖縄県那覇市国場555番地　kudoh@okinawa-u.ac.jp
***沖縄大学人文学部福祉文化学科　902-8521　沖縄県那覇市国場555番地　h-takagi@okinawa-u.ac.jp

調査研究の背景

2007年末の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正は、沖縄大学を含む社会福祉士養成校に多大な影響を与えることとなった。

「ソーシャルワーク実践力の強化を目的に」とされた本改正は、従来の設置科目から大幅に科目数が増加し、「社会福祉援助技術現場実習」は「相談援助実習」に名称が変わった。また、実践力を向上させる上で重要な役割を担ってきた「社会福祉援助技術演習」も「相談援助演習」と名称が変わり、時間数も大幅に増加することとなった。さらに、「相談援助実習」「相談援助演習」を担当する教員は、社会福祉士の資格取得後5年以上の相談援助業務の経験者であることが前提とされるようになった。しかしながら、現在は、この資格要件については、経過措置で教歴が5年以上や所定の研修を受講することで代替できることとなっている。

一方で、実習を受け入れる側に課せられる負担も大きい。とくに相談援助実習指導者要件が厳しくなった点は、現場に戸惑いと混乱を生じさせている。相談援助実習指導者は社会福祉士の資格取得後、相談援助業務3年以上の経験と所定の講習会の受講が義務付けられた。しかしながら、沖縄県をはじめとして、社会福祉士を養成する大学や専門学校の絶対数が少ない地域では、必ずしも十分な数の社会福祉士で経験者という要件に当てはまる者を確保できていない現状である。また、実習先の種別として学生から人気がある児童福祉施設や障害児施設では、日々の実践や実習指導を実際には社会福祉士ではなく保育士が担ってきたところも多く、必ずしも社会福祉士が必要とされているわけではない環境が現実として存在している。実際に、経過措置が切れる2012年度以降は、実習を受け入れない意向を示している施設も出始めている。こうしたなかで、社会福祉士の資格取得のみならず、講習会の受講が義務付けられたことでこの受講にかかる費用を誰が（どこが）負担するのかという問題も生じてきている。

社会福祉士養成校としては、実習先を確保するために相談援助実習指導者要件に合致する人材の確保が喫緊の課題として上がってきているが、一方で「社会福祉主事任用資格」があれば、業務遂行上支障なく、さらに経験も長い実習指導担当の方たちにとってみれば、本改正の「意味」を理解していただくということに「温度差」がある現実は否定できない側面があるのではないだろうか。

そこで、本調査では、過去3年間を遡り、これまで沖縄大学の学生の実習を受け入れていただいた施設・機関において、相談援助実習指導者として資格要件を満たしている方が現段階でどの程度、存在されているのか具体的に把握することを第一義的な目的とし、今後、要件を満たすであろう方たちの存在、そして、社会福祉士養成校と社会福祉現場の「温度差」をも推し量る意味で講習会の費用負担の問題等についての設問も準備した。

また、沖縄県のような地方都市にとって、今回の改正に現状がついていくことができているのであるかどうかの一端を本調査より明らかにしたい。

調査の方法

2007年度以降に実習を行った106の施設・機関に対し、相談援助実習指導者宛に郵送で調査票を配布し、87通（回収率82.1%）の回答を得ることができた。

2007年度以降の実習施設・機関とした理由は、沖縄大学の実習教育体制に現在の助教制度が導入された年度に当たるためでありその継続性を省みる意味で2007年度からとした。

アンケート結果

質問1（1）　『アンケート返送状況について』

回答数は市町村の社会福祉協議会が最も多く、次に特別養護老人ホーム、福祉事務所の順で回答をいただくことが出来た。（n＝87：複合施設があるため重複回答を含む）

質問1（5）　『雇用形態の種類について』

雇用形態については圧倒的に「1　正規職員」が多かったが「3　契約社員」もいた。（n＝78）

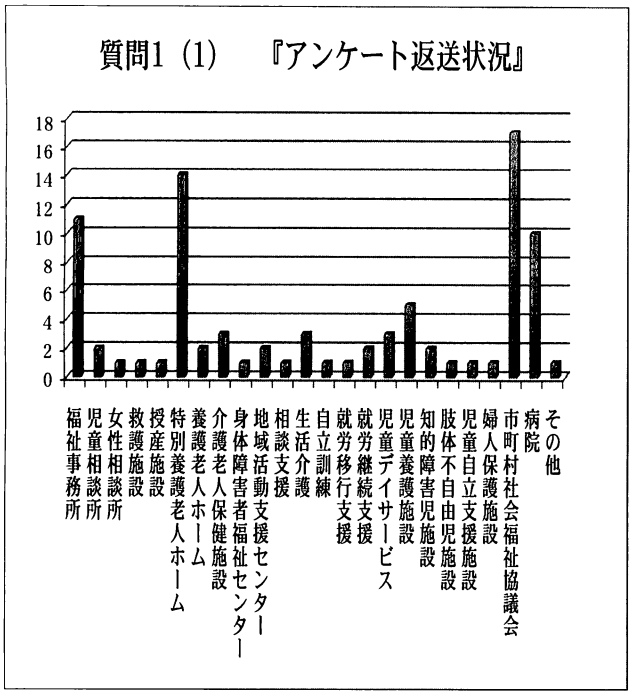

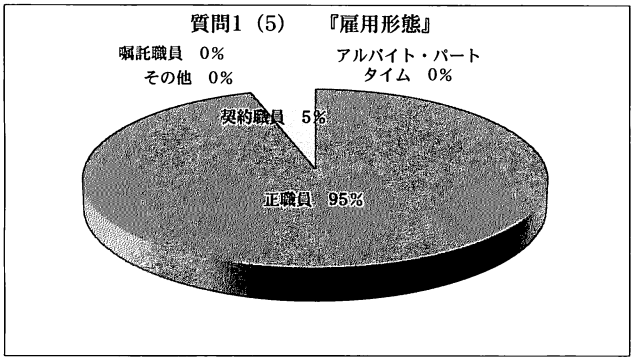

質問2（1）　『相談援助実習指導者における要件の該当状況について』

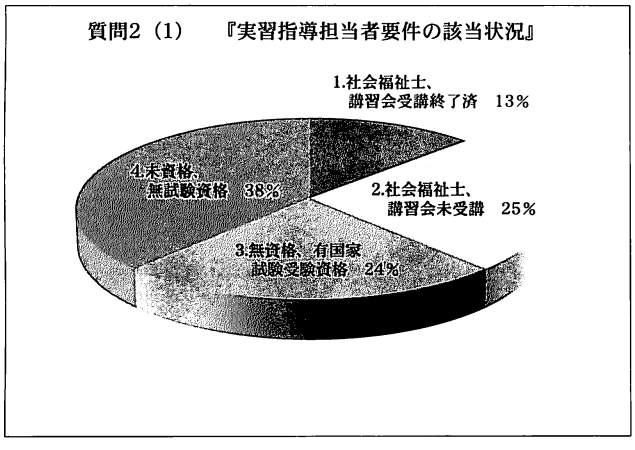

相談援助実習指導者要件の該当状況は『4．社会福祉士資格を持たず、社会福祉士受験資格の要件も満たしていない』、『2．社会福祉士資格は持っているが、相談援助実習指導者講習会を受講していない』、『3．社会福祉士資格を持たないが、社会福祉士受験資格は持っている』、そして『1．社会福祉士資格を持ち、かつ実習指導者講習会を受講済みである』職員の順に多く、社会福祉士資格を持っていて実習指導者講習会を既に受講済みである人に加え、今後講習会を受講することで要件を満たすことが出来る職員が全体の38パーセントを占めることが判明した。（n＝76）

質問3（2）　『アンケート回答者を除く相談援助実習指導者該当職員の有無について』

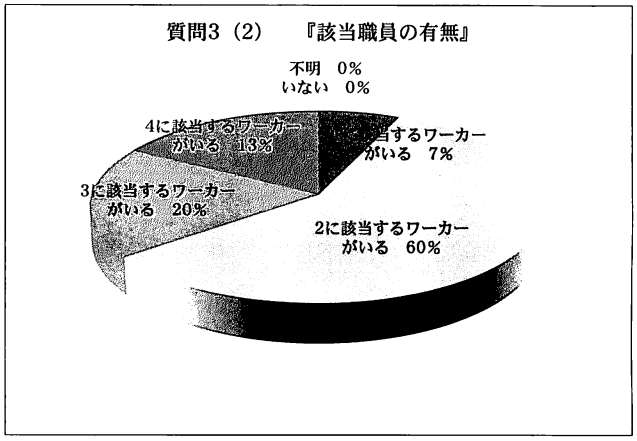

平成21年度の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、平成24年度からの相談援助実習（旧：社会福祉援助技術現場実習）において、実習施設の担当者に、(1) 社会福祉士有資格者であること、(2) 資格取得後、相談援助業務の経験が満3年以上あること、(3) 相談援助実習指導者講習会を受講済みであること、の3項目が課せられたが、その上で質問2（1）の『相談援助実習指導者要件を既に満たしているか』という質問を踏まえ、アンケート回答者に対し、アンケート回答者以外に施設内に要件に該当する職員がいるかどうかを尋ねたところ以下の結果となった。

実習先の施設においては社会福祉士資格を有していて、講習会を未受講の職員（今後、相談援助実習指導者になり得る職員）が全体の60パーセントにいることが判明した。一方、現在の時点で相談援助実習指導者要件をすべて満たしているアンケート回答者以外の職員がいるのは全実習先のうち7パーセントであった。（n＝15）

【質問3】(2)　自由記述

回答2.　今年度、講習会参加予定（1名）

回答2. 3　法人より、次回の講習会への参加申込を4名で申請中。

質問3（3）　『今後の実習生の受け入れ体制について』

今後の実習生受け入れ状況については相談援助実習指導者要件に該当する担当者の一人当たりの受け入れ人数が増加する可能性があることが判明した。（n＝15）

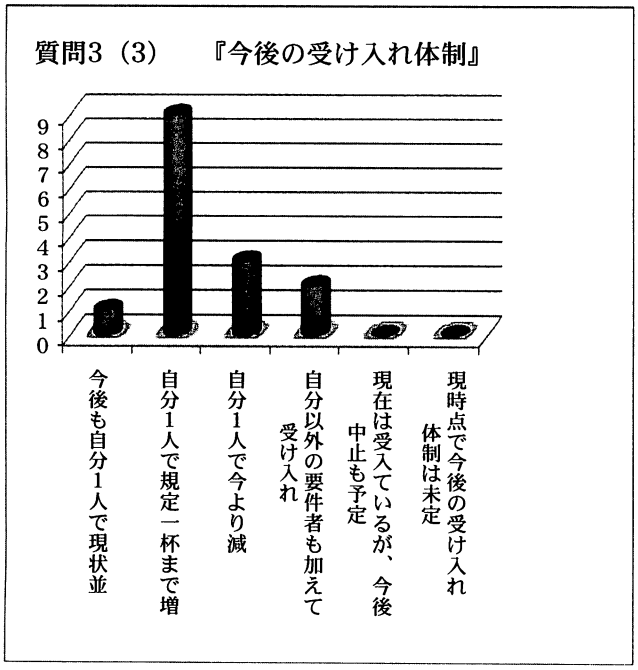

【質問3】(3) 自由記述

回答1.　実習時期が重なり、同時期に5名はきついので、2名まで受入れにしている。

ケアマネ兼務していて、実習にまで手がまわらない状況です。

回答6.　課内に社会福祉の資格を持っている方がおらず、指導不足になると思う。

質問4（1）　『社会福祉士有資格者における講習会の今後の受講予定』

既に受講が決定している人とできる限り早く受講したいと考えている人を合わせると全体の7割を超えることが判明した。

社会福祉士有資格者で講習会未受講の職員については約半数の9名が既に受講予定が決定している（相談援助実習指導者要件を近日中に満たす）ことが判明した。（n＝21）

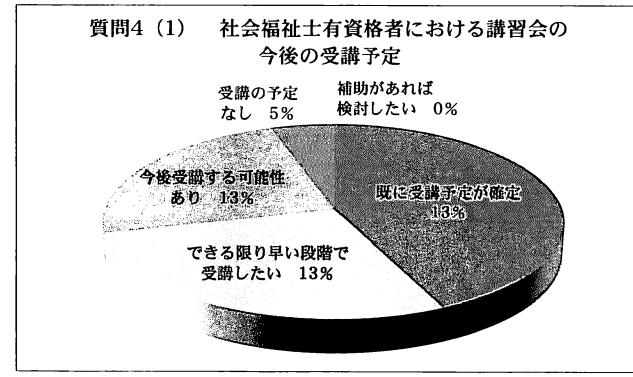

質問4（2）　『社会福祉士国家試験の受験予定』

社会福祉士資格未取得者のうち受験資格を既に所有している人の約4割が今年度の社会福祉士国家試験の受験が決定していることが判明し、受験資格所有者においては既に今年度受験が決定している人と近年中に受験予定の人を合わせると6割を超えることが判明した。（n＝18）

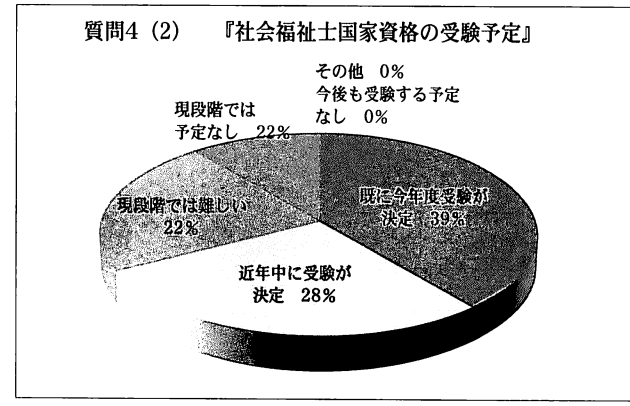

【質問4】自由記述

回答1.　次回の講習会には4名で申請し、順次資格者を受講させる予定。受講料は個人負担です。

回答3.　業務として講習会に参加できない可能性がある→休みをもらって参加することになるかもしれない

質問５（１）　『社会福祉士国家試験受験資格未取得者の資格取得に対する意向について』

社会福祉士国家試験受験資格未取得者の場合は『関

質問5（1）　『受験資格未取得者の資格取得に対する意向について』

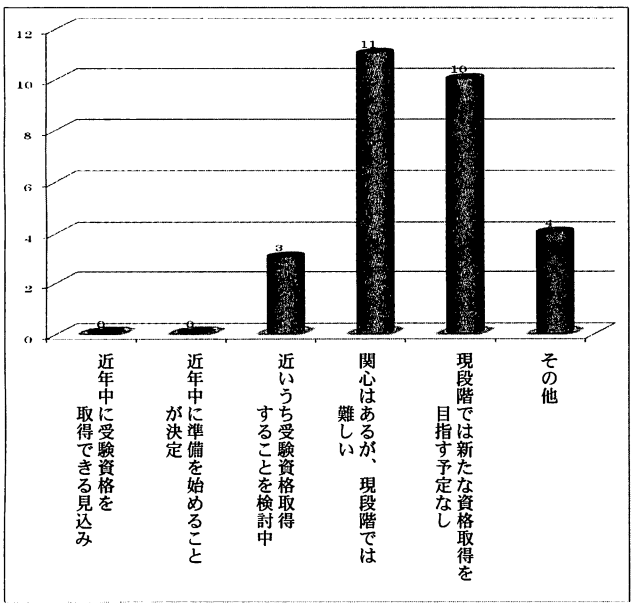

心があっても困難』と『資格取得の予定なし』の２つで全体の7割を超えることが判明した。(n=24)

【質問5】自由記述

回答5.　人事異動により一般行政へ配置転換もある。これまで相談業務に20年近く従事しており業務に支障はない。

質問６　『沖縄大学の教育システムについて』

沖縄大学の社会人向けの教育プログラムについては情報を知らずに関心を持ったが現状では難しい人が最も多く、次いで情報も知らず関心もない人が続いた。(n=36)

【質問6】(1) 自由記述

回答4.　離島であるため、スクーリング等のメニューが受けにくい。

回答5.　離島からだと難しい…（時間、経費…）

回答5.　「資格」取得は目的ではありません。目的になってはいけません。ただし、スキル向上のためには、ひとつの手段だと心得ます。従って、新カリキュラム実践のために、現場に有資格者を求めるのは大きな矛盾を感じます。

回答6.　一般の行政職採用であるため、3年ごとに異動があり、福祉部門で働くかどうかわからない。

回答6.　実習指導担当者の要件を満たすために、社会

質問6　『沖縄大学の教育システムについて』

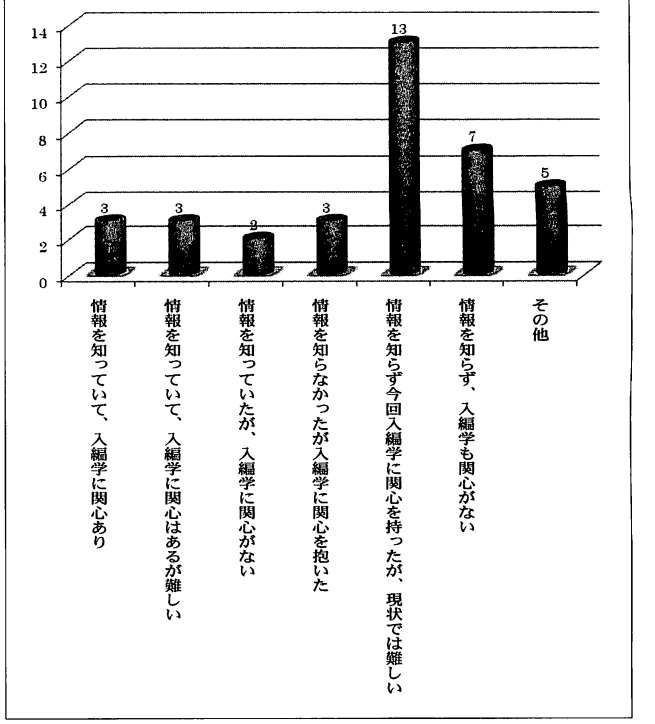

福祉士の資格を取得する意味も必要も意思もない。実習指導者にならなければいいこと。

回答6.　現存の担当以外に社福士受験資格保有者がいる為、該当職員が社福士取得すれば、相談援助実習の担当にあてたい。

回答6.　同じ課内に資格取得者がいるので、担当者になってもらう。

回答6.　相談業務に社会福祉士の資格のある方を採用してほしいと申請している。

【質問6】(2) 自由記述

回答1.　希望する方がいればすすめたい。

回答1.　編入生の場合というのは？　現役の在学中の学生が対象なのですか？それとも大卒でないと受けられないのか？

回答1. 既に資格取得しているので、自身には不用。職員に紹介したいが、介護福祉士の資格から取ってほしいのが、本心。すでに介護福祉士を取っている職員にとって、次のスキルアップにつなげてほしいと思っている。夜間で介護福祉士の受験資格がとれるコースがあればすぐにでも検討したい。

回答5.　後継者育成の為検討してもいいが、離島故、

厳しい面あり（職に就きながら）。
回答5.　通信制があれば資格取得することや勉強する機会が増えるのでは…。

回答6.　業務として、資格が必要か疑問である。
回答6. ただし、前述のとおり、向学心を否定するものではありません。
回答7.　このために2年間入学編学する必要性・意味がない。金も時間もかかる。ムダ！（2年間の間には7割近く異動しているはず）
回答7.　周りに該当する人がいないので…。

回答なし　社会福祉士の受験資格を地元で取れる機会、場が出来ることは喜ばしいと思う。多くの人に報せたいと思います。

【社会福祉士法改正や新カリキュラム移行についてご意見・ご感想】
・現場実習の大切さを実感しています。実習指導者の資格も当然専門性が求められると思います。資格の取得について勤務形態によって違うかもしれませんが、職場の理解が必要だと思われます。

・実習指導を行ううえで、講習会受講等の条件がついたことは、指導の質の向上に繋がると思います。実習生を受け入れる側は大変ですが、大切なことと思います。新カリキュラムについては詳しく知らないので、よくわかりません。

・私も沖大の卒業生ですが、実習中はもちろんのこと、実習後においても実習先への「感謝」を形にした手紙をお送りした記憶があります。学校側としては、“常識”は教えていたと思うのですが、基本的には実習生の意識（自己責任？）で任せる場合もあると思います。しかしながら、現場に出て感じたことが、“常識”は「強制」したほうが良いのかと思うようになっています（学生の間は）。実習後においても、お礼文等の送信を授業のカリキュラム内で取り入れては？個人的には対して思わないことですが、組織となると、上がいろいろ言ってきますので…。沖大のためにも、半強制的な取り組みが必要なのかなと…。

・実習を依頼する側から、担当者要件について規定するのはおかしい。県の人事は「社会福祉士」の資格など関係なく実施しているし、行政機関においては、それは必ずしも必要でなく、資格がなくても充分任務できてます（福祉行政では必要だと思う）。社会福祉士が介護福祉士より、資格の特権（介護福祉士とは給与等に反映されている）が顕著でないのはわかるけど、いきなり実習担当者は—というのは突然で、無理がある。このままでは、行政機関は実習生を受け入れないと断るしかなくなる。実務経験を最優先するほうが好ましい。

・新カリキュラムの詳細は、まだあまり知りませんが実習時期が決まっている期間内で、本会との諸事業との兼ね合い等で本会や担当が実習生に対して、社会福祉士に必要とされる知識や実習をどこまで学ばすことが出来るか不安である。

・福祉事務所の配置職員は事務職での採用が大多数で社会福祉資格者はほとんどいない中で、3年～6年程度で異動するので、実習指導者の資格要件の3項目を有する職員の配置（確保）は困難で、将来（平成24年度の特例措置終了後）は実習生の受入が極めてむつかしい。実習指導業務は年間2週間程度で通年業務でないことに加えて、職員が兼務で担当し、実習生の受け入れも複数の部署、複数の職員が分担して受け入れているので、有資格者の配置は、さらにむつかしい。

・法改正に伴う実習生の受け入れに関して、現在で要件を満たしている職員がなく、平成24年に間に合うのか？というところです。担当職員が限られることで、その担当となる職員が負担過重になり、本来の職務に

影響が出るのでは？と懸念しています。社会福祉主事資格を有している職員が相談員業務に充たっていることが多く、社会福祉主事資格でも可能となれば、受け入れ先も拡大するとは思いますが？

・実習受入は、後継者を育成することであるので、その意義を理解し、出来る限り協力して来た。ただ、職場は多忙で、実習を優先（充実させる）するには、時間・場所・人材等を考えると、ある意味困難もある。法改正により、受け入れる側の専門性や福祉の向上が求められることは良い事であるが、基準をクリア出来ないと実習受入を出来ないとなると、実習受入をやりたくてもやれない機関が出てくることを危惧する。

・行政では、社会福祉士資格所持者である「福祉職」職員は主に現場業務を行っています。今の業務をしながら、実習指導担当者として兼務できるのか、個人的には懸念があります。新カリキュラム移行後の対応の検討はこれからですが、できれば今年度から「福祉職」の職員に「実習指導担当者講習会」を受講してもらおうと考えています。

・役所は当実習に適当か定かでない。又、実習できる体制にすべきか、したほうが望ましいのか、疑問がある。

・実習指導者の急な退職や異動があった場合、実習施設によっては受入が難しいこともありえる為、より多くの実習指導者の養成が急務であります。しかし、実習指導者講習会は、平成22年度から沖縄での開催を見直すと沖縄県社会福祉士会から伺っており、もし講習会が実施されないと、実習先が限定されるのではないか、危惧しています。120時間以上の実習時間確保は、現場の業務上、受入が厳しい状況であり、現行の実習時間が望ましい。

・通信教育で受験できる体制があればもっといい。

・実習指導担当者講習会において、現在、実習受入・指導を行っている施設やその担当者がスムーズに受講できるように、社会福祉士会と調整を行ってほしい。

・実際、実習指導担当者講習会を受けて感じた率直な意見として、すごく荷が重いなー、責任重大だなー、という大きなプレッシャーを感じたと共に、これからの社会福祉士の未来に希望を感じたというか、これまできちんと確立していなかった養成の部分が今後仕組みとして確立していく事で、社会福祉士としての専門性が担保され、理想をいうと現場で即戦力として活躍できる社福士がふえていく事を考えるとワクワクしました。偉そうなことを言っている自分ももちろん、日々自己研鑽に励み、利用者、地域、関係者に貢献し「福祉」の専門性を少しでも打ち出してアピールできるように頑張っていきたいと思っています。

・有資格者を指導者講習会に受講させる予定です。

・受験資格は持っているものの、勉強との両立がきびしく、なかなか受験～合格に至らないのが現状です。

・県の福祉現場には、全く福祉と関わったことのない一般行政から人事異動によって配置されることも珍しくない。福祉職採用により、実習指導担当者要件を満たす者が配置されれば幸いだが、（1）（2）はともかく（3）について通常の業務をすすめるうえでは特に支障はない。要件を満たすために講習会受講を業務命令とすることも出来ないか、毎年その要件を満たす者がいるかどうかを確認して実習生の受入を決めるのも大変な負担となる。（1）（2）の要件を満たしている職員へ（3）の講習会受講をすすめたが、それまでして実習生を受け入れる必要があるか？…との声も。

・新カリキュラム移行について―離島の福祉事務所においては、入学編学に関心があっても、休職等を伴わないで受講が難しい。出来れば、通信教育があった方

が良いと思う。

・離島の病院での相談室ですが、採用時資格を持った方がいない。又、県の採用として社会福祉士の採用は定数でなく、委託業務または嘱託での採用になっている。本来なら資格のある方の採用が出来れば十分に出来るのかもしれないが、病院での指導が看護の視点であったので、指導はとても不充分だったと感じています。

・実習受入先の担当者に要件が付けられることが理解できないことがある。

①本会では、実習生の受入に当たっては、全職員で対応しており、特定された担当者のみで対応をしていない。

②本会の所在する地域の状況に応じた業務を展開しているため、実習生受け入れを優先させた対応は無理である。

③法改正による実習先への配慮がないのは疑問である。（要件を満たすための組織の整備は？）

・4週間コースを同時期2名の受け入れで予定しています。受け入れ可能枠が少ないので、相談援助業務に実際に適性のある学生を受け入れたい、というのが現場の希望ではあります。

まとめ

本調査の特徴としてまず、何よりも回収率の高さは特筆すべきものがあるだろう。

これは、「社会福祉士及び介護福祉士法」が改正され、相談援助実習指導者の要件が課せられる2012（平成24）年度以降、実習受け入れが困難になるかもしれないという不安の表れであるということができるのではないだろうか。

次に、相談援助実習指導者の雇用形態であるが、ほとんどが正職員であった。これは、やはり、相談援助実習指導を担当する職員は責任ある立場のためだといえる。

また、現時点での相談援助実習指導者要件の該当状況であるが、沖縄大学における実習先のうち約4割の相談援助実習指導者が社会福祉士国家試験受験資格を持たず、受験資格はあるが社会福祉士資格を有してない相談援助実習指導者を合わせると過半数を超える状況である。一方で有資格者も約4割という数値を示しているため、潜在的には、すでに受講済みの相談援助実習指導者も含め、相談援助実習指導者講習会を受講することで引き続き相談援助実習指導者となれる方、あるいは今後3年前後で相談援助実習指導者の資格要件を満たす可能性がある方は少なくないといえる。また、社会福祉士資格取得者の相談援助実習指導者講習会受講への意欲は高くすでに受講が確定している方も含めると約7割となることがわかった。

全体を通して、意欲もあり関心はあるが、一定かつまとまった時間をかけないと資格取得はできないこともあり、現状では難しいと考えている方も少なくないといえる。

また、社会福祉士国家試験に合格すれば、相談援助実習指導者講習会受講には前向きな傾向にあるといえ、まずは国家試験合格が一つの課題となっている。

今後は、社会福祉士養成校として社会福祉士有資格者に対し相談援助実習指導者講習会の受講を推奨していくことと社会福祉士国家試験合格に向けてどのようなサポート体制がとれるのかということが大きな課題といえるだろう。

おわりに

最後に本調査の意義として、単に沖縄大学の相談援助実習先の現状にとどまるものでだけではないこともうかがえるものといってもよいであろう。沖縄県は大学3校と専門学校1校という社会福祉士養成校が比較的少ない県であるが、今後どのように実習指導を担える人材を確保して行けばよいのかということについて、8

割を超える高い回収率が示したように社会福祉現場の関心も高いということが本調査を通じて明らかになった。

現状の実態を真摯に見つめ、今後の社会福祉現場と社会福祉士養成校との連携の在り方の検討や実習指導者を養成するシステムづくりなどの課題が残されている。

(謝辞)

本調査にご協力いただいた2007年度以降に沖縄大学が実習生を送りだした施設・機関の皆様に厚くお礼を申し上げます。

(付記)

本研究は、沖縄大学地域研究所研究班への研究助成金を受けて行われている。

資料　　No.

沖縄県内における相談援助実習指導担当者資格要件に関する調査

記入上の注意

1　本調査は沖縄大学人文学部福祉文化学科、村田真弓、高木博史、工藤歩によっておこなわれる、２００９年度沖縄大学地域研究所調査研究助成事業による調査研究の一環であります。

2　本調査票は沖縄大学人文学部福祉文化学科において過去３年間に相談援助実習（社会福祉援助技術現場実習を含む）を依頼した実績のある沖縄県内の機関・施設に対し、無記名でおこなうものです。

3　本調査は厳密な情報管理のもと、本研究以外の目的に使用することはありません。

4　本調査票に対する回答は、実習指導を担当された現場担当者１名（現在の担当者でも可）がご記入ください

5　回答は設問にある指示に従い、１つもしくは複数を選択し、番号に○をつけてください。なおどの項目にも当てはまらない場合、１つの選択を指示されているけれど複数の回答が当てはまる場合などは『その他』を選択し、自由記述にその理由をご記入ください

6　設問にある選択肢を選択した場合であっても、ご意見ご感想等がございましたら『その他」にご記入ください

7　調査票へのご記入が完了いたしましたらお手数ではございますが下記住所まで同封の返信用封筒にて**１１月３０日（月）**までにご返送いただけますようお願いいたします（当日必着）

8　なおご不明な点やご質問がございましたら下記問い合わせ先までご連絡いただけますようお願いいたします

＜お問い合わせ先＞
〒９０２−８５２１　沖縄県那覇市国場５５５
沖縄大学　人文学部福祉文化学科　実習指導室　（担当：工藤）
ＴＥＬ：０９８−８３２−８９６９

【質問１】（ご記入いただいているすべての方にお尋ねします）

（１）あなたの勤務されている機関・施設の種別を教えてください（１つを選択し、欄に○印）

１．　社会福祉行政機関							
福祉事務所		児童相談所		女性相談所			
２．　生活保護法による施設							
救護施設		更生施設		授産施設			
３．　老人福祉法による施設および事業							
特別養護老人ホーム		軽費老人ホーム		老人デイサービスセンター		養護老人ホーム	
老人福祉センター		老人介護支援センター		老人単期入所施設		老人デイサービス事業	
４．　介護保険法による施設							
介護老人保健施設		地域包括支援センター					
５．　身体障害者福祉法による施設							
身体障害者福祉センター							
６．　障害者自立支援法に規定する施設および事業							
障害者支援施設		福祉ホーム		地域活動支援センター		相談支援	
生活介護		重度障害者等包括支援		共同生活介護		自立訓練	
就労移行支援		就労継続支援		共同生活援助		児童デイサービス	
７．　児童福祉法による施設							
母子生活支援施設		児童養護施設		知的障害児施設		盲ろうあ児施設	
肢体不自由児施設		児童自立支援施設		重症心身障害児施設		情緒障害児短期治療施設	
知的障害児通園施設		指定医療機関					
８．　売春防止法による婦人保護施設							
婦人保護施設							
９．　母子及び寡婦福祉法による施設							
母子生活支援施設							
１０．　社会福祉法による事務所							
市町村社会福祉協議会事務所							
１１．　医療法による病院および診所							
病院		診療所					

自由記述欄

（　　）

（2）あなたの現在までの福祉施設・機関での勤務年数（合算年数：法人内移動、前職等も含む）を教えてください。（自由記述）

（満　　年目）

（3）あなたの現在の機関・施設（同一施設のみ）での勤務年数を教えてください。（自由記述）

（満　　年目）

（4）あなたの現在の役職名および職種を教えてください。（自由記述）

（　　）

（5）あなたの勤務形態を教えてください。（1つを選択し、数字に○印）

1　正職員
2　嘱託職員
3　契約職員
4　アルバイト・パートタイム
5　その他

【質問２】（ご記入いただいているすべての方にお尋ねします）

平成２１年度の社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、平成２４年度からの相談援助実習（旧社会福祉援助技術現場実習）において実習施設の担当者に
（１）社会福祉士資格取得者であること、
（２）資格取得後相談業務の経験が満３年以上あること、
（３）相談援助実習指導担当者講習会が受講終了済みであること、
の３項目が課せられました。
以上のことを踏まえ、以下の設問にお答えください。

（１）あなたは現在、上記３項目の実習指導担当者要件をすでに満たしていますか。
以下の１－４のうちより選んでください（１つを選択し、数字に○印）

1 社会福祉士資格を既に持っていて、講習会も受講終了済みである
2 社会福祉士資格は既に持っているが、講習会をまだ受講していない
3 社会福祉士資格は持っていないが、国家試験受験資格は持っている
4 社会福祉士資格も持っていないし、国家試験受験資格も持っていない

１を選択した人→【質問３】へ
２を選択した人→【質問４】へ
３を選択した人→【質問５】へ
４を選択した人→【質問６】へ

【質問３】（【質問２】で「１」と答えた方にお尋ねします）

（１）あなたの社会福祉士を取得された後の相談援助業務従事年数を教えてください。（自由記述）

（ 満　　年目 ）

（2）あなたの施設にはあなた以外に該当する方がいらっしゃいますか。
（あてはまるものをすべて選択し、数字に○印）

1　【質問２】の１の条件に該当するワーカーがいる
2　【質問２】の２の条件に該当するワーカーがいる
3　【質問２】の３の条件に該当するワーカーがいる
4　【質問２】の４の条件に該当するワーカーがいる
5　不明
6　その他

自由記述欄

（　　）

（3）今後の相談援助実習の受け入れについて、現時点での状況を教えてください。
（他の養成校からの受け入れも含めてお答えください）
（１つを選択し、数字に○印）

1　自分１人で今後も現状並の人数を受け入れていく予定
2　自分１人で規定一杯（１要件者につき５人まで）人数まで増やすことも検討できる
3　自分１人で受け入れていく予定だが、今より受け入れ総数を減らす予定
4　自分以外の要件者も加えて受け入れていく予定
5　現在は受け入れているが、今後受け入れ中止も検討していく予定
6　現時点で今後の受け入れ体制は未定

自由記述欄

（　　）

【質問４】（【質問２】で「２」と答えた方にお尋ねします）

（１）今後、講習会の受講について現段階ではどのようにお考えですか。
（１つを選択し、数字に○印）

1　既に受講予定が確定している
2　まだ未定だが、できる限り早い段階で受講し、実習生の受け入れをおこないたい
3　まだ未定だが、今後受講する可能性はある（検討中）
4　現段階では受講の予定はない
5　何らかの補助があれば受講を検討したい（自由記述に記入）

自由記述欄

（　　）

【質問５】（【質問２】で「３」と答えた方にお尋ねします）

（１）今後、社会福祉士国家資格の取得について現段階ではどうお考えですか。
（１つを選択し、数字に○印）

1　既に今年度受験することが決定している
2　次年度以降の近年中に受験することを決定している
3　まだ未定だが、近いうちに受験することを検討中である
4　受験に関心はあるが、現段階では状況的に難しい
5　今後は未定だが、現段階では受験する予定はない
6　今後においても受験する予定はない
7　その他

自由記述欄

（　　）

【質問６】（【質問２】で「４」と答えた方にお尋ねします）

（１）今後、社会福祉士国家資格の取得について現段階ではどうお考えですか教えてください。
（１つを選択し、数字に○印）

1　近年中に受験資格を取得できる見込みである
2　近年中に受験資格取得のための準備を始めることが決定している

3　まだ未定だが、近いうちに受験資格取得することを検討中である
4　資格取得に関心はあるが、現段階では状況的に難しい
5　今後は未定だが、現段階では新たな資格取得を目指す予定はない
6　その他

自由記述欄

（　　）

（2）沖縄大学では夜間の時間を中心に最短2年（編入生の場合）で社会福祉士の受験資格を得ることが
できるカリキュラムとなっていますが、これについての感想を教えてください。
（1つを選択し、数字に○印）

1　この情報を既に知っていて、入学編学について関心があり検討してみたい
2　この情報を既に知っていて、入学編学について関心はあるが現状では難しい
3　この情報を既に知っていたが、入学編学については関心がない
4　この情報を知らなかったので、今回入学編学に関心を抱いたので、検討してみたい
5　この情報を知らなかったので、今回入学編学に関心を持ったが、現状では難しい
6　この情報を知らなかったが、入学編学について関心がない
7　その他

自由記述欄

（　　）

以上でアンケートの項目は終了です。ご多忙の折にご協力ありがとうございました。今後の実習教育体制の参考にさせていただきます。

なお以下に今回の社会福祉士法改正や新カリキュラム移行についてご意見ご感想がございましたら、ご記入ください。

女性差別撤廃委員会第6回日本政府審査傍聴記録
── 先住民族、マイノリティ女性、複合差別の視点から ──

親川裕子*

CEDAW 44th the Sixth Periodic Report of Japan:
－ Look through the lens of Indigenous Peoples, Minority Women, Multiple Discrimination －

OYAKAWA Yuko

1990年代半ばから国際人権法（／条約）に則り「琉球・沖縄人の先住民族としての権利」を国連人権機関に訴えるNGO活動が始まっている。筆者は2000年から同活動に関わっており、今回、女性差別撤廃委員会（以下「CEDAW」）第6回日本政府審査に先住民族女性の立場から在沖米軍基地から派生する人権侵害をはじめ琉球・沖縄人女性の権利について提起するため参加した。本稿では先住民族という立場から国際機関へ訴えるNGO活動、女性差別撤廃条約を始めとする国際人権条約の概要や今回の審議の焦点を報告し、先住民族、女性の権利の視点から「沖縄問題」を捉え返す試みを提起するものである。

キーワード：国連、人権、女性差別撤廃条約（CEDAW）、先住民族、マイノリティ女性、複合差別

1．はじめに

従来、国内政治において在沖米軍基地から派生する諸問題は「沖縄問題」と称され、一地方の課題と括られてきた。1996年の県知事による代理署名拒否訴訟の最高裁判決、1997年の米軍用地特措法改定の例は、国家が「沖縄県」や「沖縄県民」という「日本国民」としての法的枠組を用いて構造的差別を正当化してきたといえるだろう。その上、政府は米軍基地の負担軽減に誠意を持って努めていると振興策などを掲げ、むしろどの地方自治体よりも厚遇していると「善意」を強力に演出してきた。こうした国連の人権機関に対するアプローチは、琉球・沖縄の歴史的背景、「日本」となった経緯を踏まえ、琉球・沖縄人は国際法上の先住民族であり、今日の構造的差別は国家による先住民族に対する人権侵害であるとの立場をとっている。

本稿で述べる先住民族は、歴史的、文化的背景や伝統などさまざまな価値要素を前提にし、「固有の政治的意思」が存在する、つまり「自己決定権」という集団の権利を保持する民族をいう。世界の多くの先住民族は、同化政策や植民地的政策によって奪われた政治、外交、経済的地位をはじめ、土地、領域、資源の利用計画を独自に決定するなどの自己決定権の回復を求めて、国連における基準作りを検討してきた。結果、四半世紀の議論を踏まえ、2007年9月に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（The United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples）が国連総会で採択された(A/RES/61/295)。宣言採択に賛成票を投じた日本政府は、翌年6月には衆参両議会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める」決議をし、権利宣言の内容を具体的に国内法として整備することとなった。

国会決議を経て、同年10月には自由権規約委員会で「アイヌ民族同様、琉球民族の先住民族と認め、文化遺産や伝統的様式の保護促進を講ずること」との勧告が出された。今回のCEDAWでは先住民族女性である琉

* NGO沖縄市民情報センター　(OCIC Okinawa Citizen's Information Center)　okinawacitizensinfocenter@gmail.com

球・沖縄人女性に対して日本政府がどのような立場を取るのかに注目した。本稿では、国際人権条約の機能、委員会から出される勧告の国内への影響と、今回のCEDAW審議を中心に国際人権機関における琉球・沖縄人／女性の権利について考えていきたい。

2．人権条約監視委員会と国内への影響、「沖縄問題」の捉え方

国連で採択された人権に関する条約は各々監視委員会を持ち、締約国は条約委員会に対して定期的に条約の履行状況について報告書を提出しなければならず、締約国はその審議に参加し、委員から直接質問を受け回答しなければならない。審査は政府と委員会の二者間で行われ、審査中、NGOは発言することはできない。しかし、ロビー活動が認められており、審査の合間に直接、委員へ働きかけを行うことができる。NGOリポートは政府報告書を補う上で必要不可欠なものと考えられており、問題の背景が詳細に記述できる利点があり、会期前までに事前に委員へ配布しておくことが望まれる。同時に、委員は会期中、複数国の審査を受け持っているため、膨大な資料が届けられることになり、全ての資料に目を通しておくことは容易ではない。その為、直接働きかけを行うロビー活動に対し委員は極めて友好的である。そして、審議からおよそ一カ月後には、締約国に対し、肯定的側面と懸念される点、次回報告期限が明記された総括所見が発表され、締約国は速やかに国内で公表しなければならないとされている。

女性差別撤廃条約は、1979年に国連総会で採択され、日本は国籍法改正をはじめ、条約に沿った国内法改正を経て1985年に批准して以降、5回の締約国審査を経ている。これまでの勧告では国際的に批判が大きかったアジア諸国からの女性に対する性的搾取、女性、児童のトラフィッキング（Trafficking：人身売買）への取組が不十分であることなども指摘され（第2回及び第3回審査1994年）、2001年12月には「第2回児童の商業的搾取に反対する世界会議」が横浜で開催された。そして2004年に人身取引対策に関する関係省庁連絡会議、行動計画が策定された。

前回2003年の審査（第4回及び第5回）では、「配偶者に対する暴力防止法」が身体的暴力以外の形態の暴力を対象としていないことに懸念が示され、2004年には精神的暴力、性的暴力を含むとする改正法が施行された。また、家父長制的性質を持つ国籍法について、日本人男性と外国人女性との間の婚外子に対して、父子関係の認知が出生前か後かにかかわらず日本国籍を取得でき、男女が子の国籍に関して同等の権利を有するとし、国籍法第3条1項が改正された。

これまで国連の条約機関に対して琉球・沖縄側からは2001年の人種差別撤廃委員会（第1、2回）、2004年の子どもの権利委員会（第2回）へ、そして2008年の自由権規約委員会（第5回）へNGOリポートなどをとおしての情報提供や、審議傍聴に参加している。それに先立つ1993年に自由権規約委員会へ、2001年に社会権規約委員会へそれぞれNGO市民外交センターからNGOリポートが提出されている。2001年の人種差別撤廃委員会の勧告では「沖縄の住民は、特定の民族的集団として認識されることを求めており、また現在の島の状況が沖縄の住民に対する差別的行為につながっていると主張している」との懸念事項が掲載された。そして2008年の自由権規約委員会からは「締約国は、国内法によってアイヌの人々及び琉球・沖縄の人々を先住民族として明確に認め、彼らの文化遺産及び伝統的生活様式を保護し、保存し、促進し、彼らの土地の権利を認めるべきである。締約国は、アイヌの人々及び琉球・沖縄の人々の児童が彼らの言語で、あるいは彼らの言語及び文化について教育を受ける適切な機会を提供し、通常の教育課程にアイヌの人々及び琉球・沖縄の人々の文化及び歴史を含めるべきである」との勧告が出された。

3．CEDAWと琉球・沖縄

今回、琉球・沖縄人女性はマイノリティ女性グループの一員として、総括所見にマイノリティの女性に対する差別撤廃へ向けた文言が盛り込まれることを統一

獲得目標として参加した。国際人権法の枠組みの中で「マイノリティ」と「先住民族」の権利は明確に区別されているが、ここでの「マイノリティ女性」とは、日本の植民地化／政策によって差別を受けてきた歴史を持ち、ゆえに現在まで差別が続いている集団の女性、つまり先住民族アイヌ、被差別部落出身者、在日朝鮮・韓国人、琉球・沖縄人女性をさしている。

前回2003年の審議には、アイヌ民族女性と被差別部落出身者女性がロビーイングと傍聴のために参加している。前回の審議では共同体内部でより周縁化されているマイノリティ女性に対するデータが欠落していることが指摘され、勧告では包括的な情報を提供するよう求められた。それを受け、勧告の履行を求める申し入れを行ったにもかかわらず、それ以降も政府は調査に踏み込むことはなかった。こうした実情を踏まえ、先住民族アイヌ、被差別部落出身者、在日コリアン女性たちNGO側は2004年2月から独自の実態調査を実施し、3年間、教育、雇用、福祉、健康、暴力というカテゴリーを軸に据えた聞き取り、アンケート調査を行った。2007年にはそれぞれのマイノリティ女性グループから報告書が出され、独自のニーズを可視化することに成功している。

今回は、通訳を含む12名でグループを組み、会期初日から実態調査報告書の英語版を活用しロビー活動を行った。このようなNGO側の姿勢に、審議の合間に「マイノリティ女性グループについてみなさんに聞きたいことがある」と逆に委員から質問されることもあった。

琉球・沖縄側からの情報提供としては、長期駐留米軍人や軍属から派生する性暴力や爆音被害による妊産婦への影響、学校教育を享受できていない高齢女性に対する財政を含む制度構築について提起し、ロビーイングを行った。

審議では、11人の委員の内、4名の委員からマイノリティ女性に関する報告やデータの欠如が指摘された。通常、いずれの条約委員会でも審議を効率よく運営する観点から重複を避けるため、既に他の委員によって言及された内容は繰り返さないことになっている。そのため、委員会では教育、暴力、政治参画とカテゴリー毎に発言を分担していた。マイノリティ女性に対する情報の欠落についてベイリー（Barbara Evelyn Bailey）委員（ジャマイカ）は「マイノリティ女性問題への取り組み、教育へのアクセスに関するあらゆる懸念、日本の教育システムへの融合、自身の文化を学ぶ機会などについて報告が出されていない」と指摘した。そして、ラセック(Zohra Rasekh)委員（アフガニスタン）は「広大な米軍基地を持つ沖縄の妊産婦の健康への影響が懸念される。騒音公害をはじめ公衆衛生の観点から不眠障害など非常に危険視されるが、どのような対策を取ろうとしているのか？」という質問があった。それに対し、外務省総合外交政策局人権人道課志野光子課長は「個別の情報は持ち得ないが、一般論として在日米軍について協議の必要が生じた場合は、日米両政府間でアドホックに協議を進めており、夜間早朝の離発着について協議をしたことがあると聞いている。騒音低減措置の為、防衛省より防音窓を設置するなどの補助金措置を行っている。」と回答した。

それを受けて再度ラセック委員は「マイノリティ女性には特別のニーズがあり、解決をしなければならないスティグマがある。マイノリティ女性に対する差別を禁止する政策があるべきではないか？」と畳みかけるように質問された。

同様にシモノヴィッチ(Dubravka Simonovic)委員（クロアチア）は憤りを込めて「CEDAWは条約なのか、そ

れとも宣言なのか、法的な拘束力を持つ法律と認識しているか？」と質問された。それに対し志野課長は「条約は政府をバインド（拘束）しております」と声を荒げた。シャオ・キャオ(Zou Xiaoquiao)委員（中国）は「女性の参画を進めるためにはマイノリティ女性の問題に立ち向かわなければならないだろう」と指摘した。

審議を経て8月7日、CEDAWより勧告を含む60項目にわたる総括所見が発表された。琉球・沖縄人女性を含むマイノリティ女性に関係する項目としては14のパラグラフ、女性に対する暴力、政策決定過程への参画、そして教育、雇用、健康、社会福祉について言及がなされた。そして「アイヌ、被差別部落、在日コリアンおよび沖縄人女性のマイノリティ女性の状況に関する包括的な調査を実施するよう求める」と締めくくり、マイノリティ女性が抱えさせられる問題、その本質が日本政府による差別政策にあると指摘する内容となった。

4．勧告の国内フォローアップ　～先住民族マイノリティ女性とCEDAWの活用～

今回、審議傍聴に先立ち、米国のNGO、IWRAW Asia Pacific（International Women's Rights Action Watch Asia Pacific）が主催する「国際社会から地域へ」というトレーニングプログラムを受講した。CEDAWや勧告の活用方法を学ぶプログラムは、国連機関における女性差別撤廃の経緯や条約解釈の方法、そして「Gender Architecture」とよばれる国連機関内における女性差別撤廃に関する各種機関、機能がどのように構成されているのかについて講義があった。

このトレーニングプログラムは国内での条約活用方法をはじめとし、実際に出された勧告をどのようにして自らの地域で活かしていくかなど、条約やその勧告を「絵にかいた餅」にしないためには政府のみならず、市民も当然、役割を担わなければならないという主旨で10年以上継続されているという。トレーニングの中でも、個人的には、条約解釈方法の講義が印象に残った。男女平等の国内法が整備される際に配慮すべきことは、主にリプロダクティブ・ヘルス／ライツ(Reproductive Health / Rights、性と生殖に関する健康と権利)に基づく「法的保護（Protectionist Approach）」と、性によって差別を受けない「実質的平等（Substantive Equality）」の両方の視点が不可欠であるということだった。CEDAWの主旨を具体的事例を交えて解説する講義から、条約をより一層身近に感じた参加者も少なくなかった。条約の文言を市民生活に浸透させていくためには、よりわかりやすい文言で伝えていくことは不可欠であり、同時に、どういった内容で伝えていくかその手法にも工夫が必要なのだと痛感した。

今回のCEDAW参加は琉球・沖縄が抱えさせられている、いわゆる「沖縄問題」がいかにジェンダーの問題を内在させているか、いかに女性差別撤廃条約を「沖縄問題」の解決ツールとして活用できるかについて、理解を深めることも理由のひとつだった。これまでウチナーンチュ女性たちは、世界女性会議への参加をはじめ数多くの国連／国際会議への参加をとおして、琉球・沖縄に内在する女性差別の実態を訴えてきた。1995年の少女暴行事件の後に素早く「基地・軍隊を許さない女たちの会」が発足されたのも、当時北京で開催された世界女性会議へ参加していたことが影響している。国際社会の中で「沖縄問題」、特に女性の人権問題を可視化させることで、多くの先住民族、マイノリティ地域で起こっている普遍的な人権侵害であると捉えなおすことが可能だ。

具体的に今回のCEDAWで、先住民族アイヌの女性たちは身体的特徴から公衆の場で好奇な目にさらされてきたこと、被差別部落出身者の女性たちは今なお結婚差別に苦しめられていること、在日コリアンの女性たちにとっては在日自体の差別問題の影で女性の権利が蔑ろにされている実態を指摘した。国内において「女性問題」として顕在化している事象がある一方で、民族的、人種差別的要因で起きる差別は可視化されにくい。夫婦別姓や離婚後の待婚期間の男女差、結婚可能年齢の男女差、就労環境における間接差別が横行する中で、民族や出身による差別問題の解決が先送りされ

てしまうといった事例だ。同時に、アイヌ民族や被差別部落出身者、在日コリアン、琉球・沖縄、各々の集団で回復されるべき人権が確立されていないにも関わらず、女性特有の差別問題の解決を求めることの意義を集団内部から問われるということもある。

「琉球・沖縄人は先住民族である」とする主張は、国民国家を前提とした「マジョリティ」と「マイノリティ」の枠組みを相対化する意味では有用である。しかし、先住民族そのものも内なるマイノリティを抱えており、差別的関係をまぬがれない。かつて1995年の少女暴行事件の際、「基地問題を女性問題に矮小化するな」という声があがった。抑圧されている側がコミュニティ内部のより弱者の女性や子どもを抑圧もしくは差別する構造は常に存在する。マイノリティ女性に対する複合差別という視点から、琉球・沖縄人女性が抱えさせられている抑圧構造を複合差別として捉え、ジェンダー的視点との融合によって「沖縄問題」を人権問題であると捉え返す試みが求められている。

引用文献

■『現代世界と人権17　マイノリティ女性の視点を政策に！社会に！－女性差別撤廃委員会日本報告書審査を通して』（反差別国際運動日本委員会　(IMADR-JC 2003発行)

■『現代世界と人権21　立ち上がりつながるマイノリティ女性—アイヌ女性・部落女性・在日朝鮮人女性によるアンケート調査報告と提言』　（反差別国際運動日本委員会　(IMADR-JC 2007/10)

■『Peoples for Human Rights Volume 12, July 2009 Minority Women Rise Up: A Collaborative Survey on Ainu, Buraku and Korean Women in Japan』　（反差別国際運動日本委員会　(IMADR-JC 2007/10)

■『IMADR-JC通信』159号（IMADR-JC 2009/夏）反差別国際運動日本委員会

主な人権条約（移住労働者権利条約は日本政府未批准、強制失踪条約は未発効につき省く）

条約名称	自由権規約	社会権規約	人種差別撤廃条約	女性差別撤廃条約	拷問等禁止条約	子どもの権利条約	障がい者権利条約
委員会名	自由権規約委員会	社会権規約委員会	人種差別撤廃委員会	女性差別撤廃委員会	拷問禁止委員会	子どもの権利委員会	障がい者権利委員会
日本批准年	1979年	1979年	1985年	1985年	1999年	1994年	2007年
報告書提出間隔（第2回以降）	5年ごと	5年ごと	2年ごと（但し包括的報告は4年ごと）	4年ごと	4年ごと	5年ごと	4年ごと
これまでの日本政府による報告書提出	第1回1980年 第2回1987年 第3回1992年 第4回1997年 第5回2006年	第1回1981,84,86 第2回 1998年	第1･2回2000年 第3･4･5･6回2008年	第1回1987年 第2回1992年 第3回1993年 第4回1998年 第5回2002年 第6回2008年	第1回 2007年	第1回1996年 第2回2001年 第3回2008年	作成中
これまでの監視機関による日本政府報告書審議	第1回1981年 第2回1988年 第3回1993年 第4回1998年 第5回2008年	第1回1986年 第2回2001年	第1･2回2001年 第3･4･5･6回2010年	第1回1988年 第2･3回1994年 第4･5回2003年 第6回 2009年	第1回 2007年	第1回1998年 第2回2004年 第3回2010年?	N/A
次回の日本政府報告書提出期限	2011年10月29日	2006年6月30日	2013年1月14日	2014年(第7,8回)	2011年6月30日(第2回)	2008年報告書提出済審議待ち	N/A
最新報告書	第6回2006年12月	第2回1998年	第3･4･5･6回2008年	第6回2008年	第1回2007年	第3回2008年	N/A
委員会の人数	18人	18人	18人	23人		18名	12名
委員の出身国（2009年10月現在）	コロンビア,スウェーデン,オーストラリア,エジプト,チェニジア,フランス,インド,ベニン,エクアドル,スイス,モーリシャス,アイルランド,イギリス,アメリカ,日本,南アフリカ,ルーマニア,ベルー＊日本･岩沢雄二	エジプト、カメルーン、コスタリカ、フィリピン、ポルトガル、インド、アルジェリア、ロシア、スイス、エクアドル、ベラルーシ、モーリシャス、ドイツ、ポーランド、ヨルダン、中国、フランス、コロンビア	デンマーク,エジプト,アルジェリア,ロシア,グァテマラ,ブルキナファソ,ルーマニア,トーゴ,フランス,中国,パキスタン,インド,ブラジル,コロンビア,タンザニア,米国,ギリシャ,英国	フランス,バングラデッシュ,キューバ,ケニヤ,ジャマイカ,アルジェリア,フィンランド,タイ,ガーナ,オランダ,エジプト,イスラエル,日本（林陽子）,インド,スペイン,スロベニア,モーリシャス,ブラジル,ルーマニア,アフガニスタン,クロアチア,中国,南アフリカ	モロッコ,米国,エクアドル,セネガル,チリ,キプロス,ロシア,スペイン,ノロウェー,中国	ガーナ,シリア,イタリア,アルジェリア,スロバキア,ハンガリー,エジプト,タイ,チェニジア,ドイツ,韓国,パラグアイ,チリ,ウガンダ,リトアニア,モーリシャス,ベルー,スイス	カタール,ヨルダン,チュニジア,バングラデッシュ,チリ,ハンガリー,ケニア,オーストラリア,スペイン,エクアドル,スロベニア,中国

The reporting cycle under the human rights treaties

締約国報告書審査制度のフローチャート

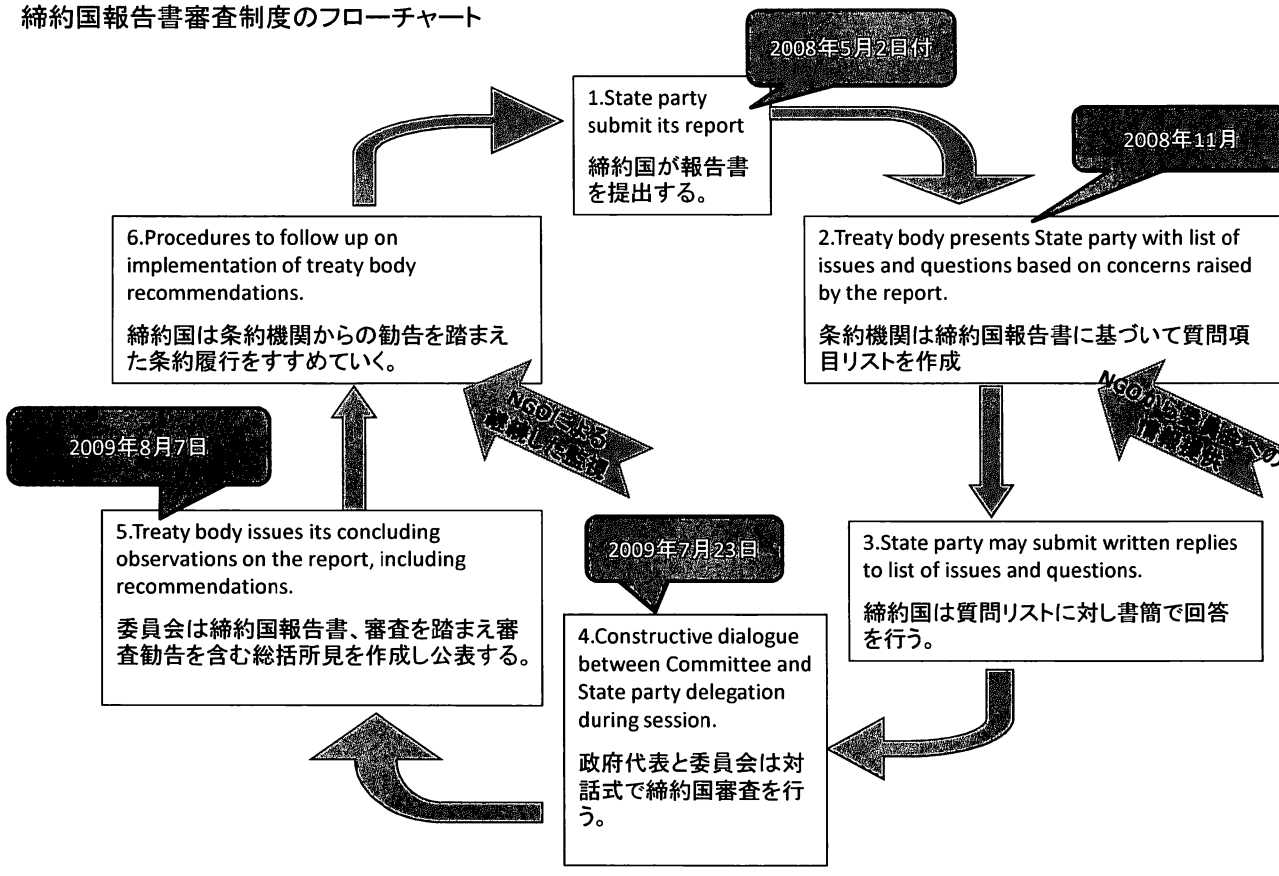

書評・又吉栄喜『漁師と歌姫』

浜川智久仁*

Book Review : Eiki Matayoshi, *Fisherman and Songstress*

HAMAGAWA Tomokuni

1　あらすじ

小説の舞台は、沖縄本島の最北端にあるK村の諸見集落。昭和36年のことである。漁師の正雄は20歳で、一人小舟に乗って漁をし、収穫物を隣の集落に卸している。彼は、高校の後輩で、共同売店で働いている和子に思いを寄せている。和子が集落の世話役にひょんなことから選ばれたことによって、物語は進んでいく。正雄を慕う五郎、隣の集落から勝手に正雄に惚れこんで押しかけてくる行商の娘などのエピソードがからみあいながら、けっきょくは和子に相手にされない正雄が集落を出て都会に行くところで物語は終わる。

簡単にまとめると、漁師であることに誇りを持ち、生まれた集落に愛着を持っている正雄が、和子に翻弄されながらも、最終的には自分のアイデンティティをたしかめるために旅に出る成長物語と言える。

2　「あっけない」物語

物語は、一応の結末をもって終わるのだが、最後まで読み進んだ読者はある種のあっけなさを感じるかもしれない。物語の中心である正雄の恋は、その強い思いを和子に手紙で打ち明けても、曖昧にかわされてしまい、けっきょく彼女の思いは聞けないままである。正雄と同じように読者は宙づりにされたまま、小説は幕を閉じてしまうのだ。

この小説にあって「あっけなさ」はいたる所に見られる。たとえば、正雄の精神的な支柱であり、誇りである父親は、登場したときから病気を抱えていたとはいえ、あまり能動的な役割をあたえられないままに、死んでしまう。作者は淡々とした描写で父親の死を描く。

父親は何時間も閉じていた目を開け、「人生、おもしろかったよ」とつぶやくように言った。

正雄は何かを言おうとした。父親は力なく、しかしどこか平然と目を閉じた。

世名城から来た初老の医者は正雄の父親の脈をとり、ゆっくりと首を横に振った。（147ページ）

また、正雄に惚れて追いかけ回す行商の娘、美佐枝にいたっては、恋敵と勝手に思い込んでいる和子の家を馬で荒らしたあと隣集落に帰る途中、崖から馬ごと落ちたことが原因で唐突に亡くなってしまう。

美佐枝が亡くなったという情報が諸見中を駆け巡った。

正雄と五郎も驚愕し、とめどなく早口の会話を交わ

* 沖縄大学地域研究所　902-8521那覇市国場555　hamagawa@okinawa-u.ac.jp

したかと思えば、ふいに黙り込んだりした。大きい病院に入院していたら助かったのではないだろうかと正雄は思った。目に見えない何かが体にまとわりついているような気がするが、手を合わせるだけでもすっきりするのではないだろうか。(179ページ)

人の死はさまざまなドラマをもたらすはずだが、作者はそれに固執しない。いくらでもドラマをつくり出せるはずの機会を厳密に排除しているので、この小説には最後まで強い思いや、ドラマが発生することがないまま、あっけらかんとした印象を残して完結してしまう。また、その作者の意図を反映するかのように、正雄自身が自分の内面を吐露しない。美佐枝の死のニュースに接しても、普通だと悲惨な状況を呈するものが、「手を合わせるだけでもすっきりするのではないだろうか」といくぶんユーモアすら漂うことを考える。この「あっけなさ」を単なる「あっけなさ」として見過ごしてはならない。

もうひとつ特徴的なのは、あっけなく事が起こることによって、物語が進んでいくという構造だ。たとえば、和子が集落の世話役に選ばれる場面。集落の川に迷い込んだオオウナギを見た世話役ばあさんは、これは世話役を新しく代えなさいというお告げだと言い出し、三人の候補者を呼び出す。

世話役ばあさんが三人の候補者に仰向けに寝るように命令した。
「新しい世の中が始まっている。この気持ちを込めて、鶯の鳴き声を出しなさい」と世話役ばあさんが言った。
正雄と五郎は顔を見合わせ、何をするんだろうと首を伸ばした。
四十代と五十代の候補者のホーホケキョという声はカラスの泣き声のように濁っていた。和子の声は高々と何かを宣言しているように室内に響き渡った。(109ページ)

鶯の鳴き声だけで、世話役を決めてしまうというあっけなさ。

そして和子が世話役に選ばれることによって、予期しない出来事が次々と起こり、物語はひとりでに進んでいく。じっと動かない正雄を置いて、さまざまな登場人物が入り乱れ、物語を前へ前へと進めていく。和子の思わせぶりな言動を正雄は取り違え、ひとりで思いを募らせていくし、正雄が招きもしないのに、行商の女や娘の美佐枝が事件を引き起こしていく。正雄を慕う五郎は、彼に頼まれもしないのに、勝手に事を進めていく——父親の死さえもが、招かれざる唐突の出来事だった。すべてが、じっとしている正雄を中心にして動き出していく。

「漁師と歌姫」では、事件は唐突に次々と起こり、そのたびに際立つのが、主人公・正雄の「消極的な立場」だ。しかし、ここで注目しておきたいのは、それがけっして物語にとってネガティブではないということである。その立場に置かれることによって、周りの人間たちが勝手に物事を進めている間も、優柔不断に見られかねないが、正雄は経緯をじっと見ている——そして、この「見る」立場を極端におしすすめていくと、思わぬ光景に出会うことがある。正雄がどういう境地に至ったのかはいまは置いておくとして、ここで物語上の「視点」の問題について考えてみる。

物語のなかで起こることは、私たちにとってすべてであるが、それは正雄の目をとおして描かれる。人物や風景をふくめて事が生成していくのを、正雄は見る。それを正確に私たちはなぞっていく。語りの手法が、正雄をそのような観察者の立場におくのか、それとも観察者・正雄を忠実に描いていくとこういう物語ができるのか、それはわからない。いずれにせよ、彼には、物事の本質を見極める目を特権的に付与されているといえる。そしてそれが彼を他の登場人物と分け隔てている特質なのだ。

正雄には驚くほどすべての物事が見えている。ただし、彼がそこから教訓を得るとか、深遠な思想に到達したとか、そういうことはけっしてない。彼が何を考えているかは詳しく語られないからだ。考えずに、た

だ見ているだけなのかもしれない。正雄は、身の回りで起こる奇想天外ともいえる事件（美佐枝の馬の乱入、その後の崖からの転落、新しい世話役誕生の過程、隣の集落とのいざこざなど）を、寡黙に見聞きしている。正雄の目を通して見ると、事件そして人物たちの言動は実に風変わりで新鮮に見える。海蛇のことを悪く言う正雄に、和子は言う。

「海蛇は大自然の象徴よ、穢してはいけないわ」

「象徴？　あんなにクネクネしているのに」

「真実は見た目とは関係ないのよ」

正雄は頭の回転が悪いと言われたような気がし、少し憤慨した。（74ページ）

さまざまな登場人物たちが入り乱れるなかで、読者が感情移入できるのは、正雄だけである。事件は正雄の目をとおして描かれるので、和子や五郎が実際のところ何を考えているのかはわからない。私たちは、いわば正雄と同じ立場の「見る」人なのだ。おのおのの登場人物たちの意味不明な言動に、正雄といっしょになってわたしたちも翻弄される。あっけないほど、いろいろな事件が起きて、過ぎていく。

登場人物たちの奇妙な行動だけではない。私たちは正雄と一体となって読み進めながら、この小説がもつさまざまな違和感にも、いやおうなく遭遇せざるをえない。

3　「ずれ」の問題

まず最初に直面する問題は「言葉遣い」である。登場人物たちは、妙に律義な言葉をつかう。冒頭で海亀にプロレスの技をかけている五郎に正雄は言う。

「仕返しに親亀が勝負を挑みに来るかもしれないよ、五郎」

正雄は冗談を言った。五郎は真剣に答えた。

「僕は恐れないよ、正雄兄貴。こいつがもっと大きくなっても、また一勝負するよ」（7ページ）

おおげさでユーモラスな台詞が全編を通じて交わされる。冗談ならともかく、読者は、「僕」「兄貴」「恐れないよ」など、ひっかかる言葉遣いにまず違和感をおぼえるのではないだろうか。

またそれに関連して、いかめしい言葉として感じられるのが「世話役」「長老」「行商の女」等の名称だ。時代物などならともかく、明らかに現代小説である「漁師と歌姫」にわざわざこういう言葉がつかわれるのは何か理由があるのだろうか、と私たちは、つまずいてしまう。このようなつまずきが、この小説を読んでいくうえで多数出てくる。

つまずき、違和感の中で最たるものが、登場人物たちが交わす、ちぐはぐな会話ではないだろうか。例を挙げてみる。

世話役の和子に生き物の殺生はだめだと諭された五郎は正雄に言う。

「亀を苛めたらだめよと和子に優しく言われたよ、正雄兄貴」

「大事になった亀のことか？」

「さばいて食べたら文句はないだろう？　と言ったら、食べる時は、食べられているモノの姿と心をじっくり思い浮かべながら食べなさいと言っていた」

「何か異様だな」

「腹がへっている時はそんな余裕はないよ」

「訳がわからないな」

「家畜に食べさせたらどうなるんだ？　と聞いたら、家畜自体は食べ物をとれないから、いいそうだ。いろいろ細かいよ」（139ページ）

まず五郎と和子の会話がかみあっていない。それを正雄に報告する五郎も微妙にずれている。ずれている会話が独特のユーモアを生み出しているとはいえ、それが度重なると、別の世界に迷い込んだ気さえ起きてしまう。このように、かみあわない会話が小説のいたるところで繰り広げられる。

次に、ふだん私たちが「物語」と呼んでいるものと、

この物語との違いを見ていきたい。あまりにも、事が劇画的に進みすぎるというのは一読して気づくことである。先に見たとおり、和子が世話役に選ばれるくだりは、漫画のようであるし、正雄を追いかけまわす行商の女や娘の美佐枝、猪老人や剥製おばさんも登場回数が少ないにしろ、周囲と一悶着を起こしたあげく奇妙な味を残して消えていく。とても現実にいる人間とは思えない。そして何よりも、和子自身が変だ。突然神がかり的に詩を詠む彼女の行動は、正雄にとっても私たちにとっても理解ができない。近くにある夫婦岩まで舟で連れていってほしいと彼女に頼まれた正雄は、誘いだと勘違いし胸を躍らせて連れていくが、彼女は海に向かって詩を朗々と詠み上げてからそのまま帰るだけなのである。

このように、物語のあちこちでずれが起こっている。美佐枝の家を訪ねていった正雄と五郎は魚の蒸し煮をふるまわれ、腹が空いていた二人は全部平らげるが、塩辛すぎて、水を求める。集落の網引きの場面では、それに先だって、東西にわかれた集団が掲げる戸板の上に座っている和子と、年下の則子がお互いに口上を述べていく。正雄は美しい口上だと耳を澄ませているのだが、突如、口上は「私の組には美女と強い男がいる」などと言い始め、次第に言い争いになっていく……。スムーズに行くかのように見える事柄も、何かがずれて、うまくいかなくなる。

最後に、登場人物たちの感情レベルでの「ずれ」。

正雄の父が死に、美佐枝が死に、猪老人の息子は泥棒として捕まり、正雄は和子からすげなくされるが、そこに強い感情の発露はない。淡々と、正雄は出来事を受け入れているように見える。だから、ふだんドラマや映画を見慣れている人間からすると、何やら物足りない気もするのではないか。この小説には、いわゆる「カタルシス」が欠如している。もし、私たちが同じ物語をつくるとすれば、十中八九、「悲しい」物語になるのではないだろうか。なぜなら、物語とはそういうものだから。父が死んだ場面で「悲しい」という「適切な」言葉を使えば、それで充分に気持ちは伝わるはずである。終わり近く、和子に去られた正雄が「悲しい」とつぶやけば、読者は彼に共感するはずである。しかし、そういう共感をあくまでも作者は自分に対して、そして私たちに対しても禁じている。これはそうとうストイックな小説なのである。

「漁師と歌姫」では、私たちが思っている物語としての体裁、約束事から外れているために、「ずれ」が生ずるという事態をいくつも目にすることができる。ここまで「ずれ」が山積すると、それは単なる齟齬ではなく、ひとつの世界を形づくる。

御都合主義的に進んでいく物語は、それはただ単に作者のつじつま合わせのためなのだろうか？　「ずれ」は単にそれとして看過してよいのだろうか？　これらの問題を一歩だけ突き詰めて考えてみると、もっと視界がひらけてきそうだ。

4　最後に残ったもの

「漁師と歌姫」は、過度ともいえるほど、禁欲的な小説だ。豊穣になるであろう物語は、作者の力強い意志でその方向を抑えられ、読者をひきつけてやまない可能性をもっていた魅力的な登場人物たちは、私たちに一顧だにせず表舞台から消えていく。物語のラスト、ほのかな哀しみの余韻にひたる暇も与えないまま、正雄は舟に乗ってこの地を去っていくのである。この物語から、さまざまなものが削ぎ落とされた末に、いったい何が残ったのだろう。

物語の始めと終わりで変わったものが、ひとつだけある。集落での漁師生活に充足していて、人生のことなど深く考えない正雄が、和子への失恋（と言ってもいいだろう）を機に、新しい一歩を踏み出したことだ。それは、ささやかな変化かもしれないが、未来への可能性を秘めている。

ここではけっして私たちの心に残るような事件は起こらない。いや、父の死に始まり、物語の中では、さまざまな事件が起こっている。にもかかわらず、最後まで読み進めてきた私たちには、ひとりの青年の身の回りで起こったことが、まるでぐるぐると回る書割の

絵を見ているような錯覚を覚える。

事件を真実らしく作り出すことは、それほど難しいことではない。父の死を悲劇的に、情感あふれるように書けば真実に近づくのだろうし、和子との恋も切々と描いていけば、それなりに読者の心に訴える場面もできるだろう。

物語を作るのは実は簡単だ。もっともらしい嘘をつなぎ合わせていけばいい。しかし、又吉は事件（物語）を作り出す精神というものを疑ってかかっているように見える。

映画で人が死ぬのは、ほんとうのことでないように、小説で人が死ぬのも、ほんとうのことではない。自明のことのようだが、それを意識しないと物語自身の罠に落ち込むことになる。

作者の他の小説、経歴、思想はここでは括弧に入れておこう。そして人は物語に意味を付与したがるものだが、それも敢えて自分に禁じてみよう。そこから見えるものは何だろうか。

「おおらかな自然とのたわむれ」とか、「土俗的な神話小説」とかいうレッテルを張るといかにもこの小説が理解できたような気になるが、それは避けなくてはいけないのではないか。そういう言葉から又吉栄喜の小説はするりと逃げていく。

又吉は、物語につきものの「虚飾」を払い落す、あるいは、逆に極端に「虚飾」を推し進めていくことによって、これはあくまでも「小説」なんだという事実を突きつけてくる。

「漁師と歌姫」は最初から最後まで、その「虚飾」を白日の下にさらすということを意識しているように見える。

私たちの人生に劇的な事件はなかなか起こらないものだし、起こるときはいつも唐突である。まるでこの小説に起こる事件のように。だから小説が人生をなぞらえているとも言えるし、逆も言える。ここでは「小説」が「生きること」と同意義になっている。

「普通の人の人生というものは、密度ではなく空虚さによって実感されるものなのではないか」という作家・保坂和志の言葉を思い出す。そんな私たちの人生を遠くから離れて眺めると、まさに正雄が見ているような光景が見えてこないだろうか。そして私たちと他者とのやりとりは、おそらく「ずれ」ばかりを生んでいるのだ。

魚捕りだけで一生を終えた父親は、他人から見ると、平凡といえるかもしれない。しかし小説を読み終えて、「人生、おもしろかったよ」とつぶやいて逝った父親に私たちは共感するだろう。

何も変わらないかに見える物語の最後になって、一度も動き出さなかった正雄が、外の世界に向けて出発するところは感動的である。さんざん物語の虚飾を削った末に残ったものこそ、私たちがほんとうに信じるに値するものではないだろうか。

〔潮出版社、2009年3月、333頁、2,000円＋消費税〕